化学製品ＰＬ相談センター

平成２０年度活動報告書

平成２１年６月

化学製品PL相談センターのご案内

相談内容

化学製品に関する事故･苦情の相談、問い合わせ、照会など

※ 一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。

※ 特定の製品の成分組成、安全性、使用方法等に関するご質問については、当センターではお答えしかねますので、各メーカーにお問い合わせ願います。

※ 当センターは臭いに関する専門的知見は持ち合わせておりません。
臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけ（当センターでは現場訪問は行っておりません）では臭いの原因、対策等についてお答えしかねます。

※ 当センターでは分析等は行っておりません。
独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧（http://www.nite.go.jp/jiko/network/）が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト（http://www.kokusen.go.jp/test_list/）が掲載されていますので、ご利用ください。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

※ 特定の企業・製品等に関するコンサルタント業務は行っておりません。

相談対象者

どなたでも利用できます。

消費者、消費者団体、消費生活センター、行政、製造会社、商社、物流会社、販売店･小売店、
協会･組合、個人営業者、農業･漁業従事者、マスコミ、教師、学生など

相談対象製品

化学製品（食品は除きます。また、医薬品、化粧品、建材は別に該当のＰＬセンターがあります。）

・ 日常生活用品
洗剤･洗浄剤、シャンプー、柔軟剤、漂白剤、カビ取り剤、殺虫剤、防虫剤、
芳香剤･消臭剤、 接着剤、塗料、自動車ワックス、エアゾール製品、
食品添加物、農薬、肥料、プラスチック製品など

・ 企業間で取引される中間原料､汎用化学品
化学薬品、基礎化学品、試薬、産業用プラスチック製品、産業用ゴム製品など

相談費用

無料

受付方法

電話、ＦＡＸ、手紙、来訪など（インターネットでの相談は受付けていません。）
相談受付時間は午前 9:30～午後 4:00（土日祝日を除く）です。

※ ご来訪の折は事前にご一報いただければ幸いです。

〒104-0033 東京都中央区新川１－４－１住友六甲ビル７Ｆ
「茅場町駅」（東西線･日比谷線）３番出口より徒歩約３分、６番出口より徒歩約４分
「八丁堀駅」（日比谷線）Ａ４出口、（ＪＲ京葉線）Ｂ２番出口より、それぞれ徒歩約８分
「水天宮前駅」（半蔵門線）２番出口より徒歩約８分
電話：03-3297-2602 ＦＡＸ：03-3297-2604 消費者専用フリーダイヤル：0120-886-931

情報公開

相談内容と対応結果は、当事者が特定できないよう十分に配慮した上で、月次報告『アクティビティーノート』や年次報告書等で公開させていただきます。

目　次

「15年目を迎える、化学製品ＰＬ相談センターの活動を振り返って」兵頭美代子 ・・・・・・ 1

１．平成20年度の活動の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２．平成20年度の受付相談の特徴

（１）総受付件数 ・・ 4

（２）相談者別の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（３）相談内容別の比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（４）事故内容別の比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（５）商品群別の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

（６）相談処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

（７）活動の所感 ・・ 11

３．資料集

３．１ 平成20年度の受付相談の具体的内容（目次）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（１）「クレーム関連相談・意見・報告等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

（２）「一般相談等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

（３）「意見･報告等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130

３．２ 相談受付件数の推移等

（１）相談者別受付件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131

（２）相談内容別受付件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132

（３）平成20年度 月別相談受付件数（相談者別）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

（４）平成20年度 月別相談受付件数（相談内容別）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

３．３ 平成20年度の主な対外活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134

３．４ 名簿・・ 135

（１）運営協議会

（２）サポーティングスタッフ

（３）事務局

３．５ 特集「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」

・ 繊維製品中のホルムアルデヒドについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136

・ 化粧品の紫外線防止効果の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137

・ 虫よけ剤・・・ 138

・ 洗剤等の表示について・・・ 139

・ 蚊取り剤・・・ 140

・ シアノアクリレート系接着剤(瞬間接着剤) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141

・ 塩素系ヌメリ取り剤(吊り下げタイプ)によるステンレスの腐食について・・・・・ 143

・ プラスチック製食品用器具・包装材の安全性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144

・ 農薬による自動車の塗装汚染・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145

・ 輸入品の表示言語について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146

・ 家具等のホルムアルデヒドに関する表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147

・ 除湿剤の内容液がこぼれた！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148

３．６ 特集「ちょっとためになる化学の話」

（１）ポリカーボネート樹脂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149

（２）消毒用エタノール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150

（３）トナー・・・ 151

（４）ゼオライトの除湿効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152

（５）ジェット燃料・・・ 153

（６）発光ダイオード・・・ 154

（７）紫外線カットガラスと赤外線(熱線)カットガラス・・・・・・・・・・・・・・・・ 155

（８）ヘルメット・・ 156

（９）セロハン粘着テープ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157

（１０）マーガリン・・・ 158

（１１）ニトログリセリン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159

（１２）フッ素樹脂塗料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160

３．７ 製造物責任法による訴訟一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161

３．８ おもな製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178

裏表紙「お知らせ」

・ インターネットホームページの紹介

・ 化学製品ＰＬ相談センターニュースメール

・ 出前講師のご案内

15 年目を迎える、化学製品ＰＬ相談センターの活動を振り返って

化学製品ＰＬ相談センター 運営協議会委員
主婦連合会 参与
兵　頭　　美 代 子

平成７年７月１日、ＰＬ法(製造物責任法)が施行されました。同年、(社)日本化学工業協会は、いち早く化学製品ＰＬ相談センターを立ち上げました。

年２回の運営協議会は、この５月 26 日に第 27 回を数え、第１回から参加させていただいた私にとりまして、その間の思い出はつきません。化学製品ＰＬ相談センターは、時代を背景にした化学物質・化学製品に関する問題を社会全体から相談･苦情として受ける一方、消費者団体、行政、メディアに情報の伝達、事業者にはトラブル等に対する対応等の教育と、大きな役割を果たされて参りました。ご苦労様と、感謝の気持ちが一杯です。

15 年前を振り返りますと、当時は急激な技術革新と、強い経済力によって、多くの商品が溢れ、国民の生活環境にも大きな変化が及びました。物の豊かさ、便利さを求め、家庭用生活用品も、多品種、多様化、複雑化し、使用者は、新しい製品に対する情報不足や、知識のあいまいさが原因の一つとして、事故･トラブルが多発しました。主婦連合会では、相談の電話に対応し、「欠陥商品 110 番」を設けた事を思い出します。

また最近、食品表示偽装、建材偽装、高齢者に対する悪徳な訪問販売や、消費生活用製品(ガス器具、電気機器)の安全に関わる事故、事件が連続発生しました。品質、表示、試験法まで改ざん･･･私達は何を信じてよいのか、不安と不信がぬぐえません。

危険情報、事故情報は、誰でも、目でしっかり確かめ、耳では繰り返し聞く事のできる情報機関が必要です。特にわかりやすい言葉と、正確でなければなりません。業界、管轄官庁での縦割りな対応より、一元的に一ヶ所で管理する事によって、事故防止、拡大防止に役立ちます。今後、一元的情報機関に向けた運動を大きな目的として取り組んで参りたいと思います。

化学製品ＰＬ相談センターの『平成 20 年度活動報告書』を読み、相談内容の分類と細かな分析、相談の処理状況、受け付けた相談の具体的内容と、報告書は充実した説明書でしたが、受付件数は近

年減少しつづけ、相談者の構成の中でも「消費者・消費者団体」の相談が多いのに、これも毎年減少。相談件数の減少は、良い傾向と見るのか、逆にＰＲ不足と問題にしなければいけないのか？現状の判断は難しく感じました。次にクレーム内容、例えば、家具、殺虫剤等の商品群で何年も上位にランクされる商品群の変化は少ない。これらの製品について、それぞれの業界で改善策が取られているのか・・・また、事故・クレームの問題点も、申し出る人によって文面は違っても、問題は同類のものと思われるものの数も多い。

毎年クレーム情報を公開し、注意を喚起しても問題が解決せず、同じ事例が並ぶ事は、化学製品ＰＬ相談センターの情報が生かされず、広く、深く、国中に注意事項が流されることなく、事故撲滅につながらない事なのかと思うと、大きな責任を感じずにいられません。

今こそ、当相談センターのＰＲ、事業内容を効果的に流す広報活動が必要です。報告書がクレーム・相談の実情をまとめるだけでは、化学製品ＰＬ相談センターの業績としては淋しい。行政、企業、消費者団体はこの状態の改善に、行動を起こす時と強く感じました。

長年の夢実現、大きな成果は消費者庁。半世紀という長い年月、願い続け、運動の第一とした、消費者庁の創設が決まりました。消費者行政を一元的に担う組織として、国民本位の行政が行われ、消費者のため、強い権限を持つ機関として機能する庁が、実現しました。今日までの長い道のり、昭和 37 年、主婦連合会 初代会長 奥むめおが国会において、「生活省」の設置を要求しました。毎年の運動の柱としての念願の消費者を主体とした省は、今、消費者庁として目の前にあります。大きな大きな喜びです。

最後に、化学製品ＰＬ相談センターが、化学業界と消費者の信頼関係を密にするかけ橋として、重要な立場にある事を確認され、益々のご活躍を心から願っております。

１．活動の概要

◇　化学製品ＰＬ相談センター

平成６年７月１日に日本で製造物責任（ＰＬ）法が制定され、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それにともなう具体的な取組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、ＰＬ事故だけでなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応じる機関として、平成７年６月、(社)日本化学工業協会内の独立組織として当センターが設立され、化学製品に関する相談対応や情報提供、関係団体との交流などの活動を行っています。

◇　相談対応

平成 20 年度に当センターが受け付けた相談の総件数は 339 件で、19 年度より約 7%減少しました。その 40%にあたる 134 件が消費者からの相談で、そのうちの半数が化学製品に関する事故・苦情の相談、残る半数が一般的な問い合わせ等でした。問い合わせの中では、例年、化学物質・化学製品等の安全性に関するものが多く寄せられています。(受付相談の具体的内容についてはP. 12 からの資料集をご参照ください。)

◇　情報提供

当センターのホームページ(http://www.nikkakyo.org/plcenter)では、毎月の受付相談事例および対応内容をまとめた『アクティビティーノート』を公開しています。業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いて情報提供することにより、化学製品による事故の未然防止・再発防止に努めています。また、ニュースメールメンバーにご登録いただいた方には、『アクティビティーノート』など、当センターの最新情報を随時メールにてお知らせしています。(メンバー登録の方法については「お知らせ」(裏表紙)をご参照ください。)

◇　関係団体との交流

各地の消費生活センターからの相談、あるいは消費生活センターから紹介されたという消費者から寄せられる相談が多いことから、消費生活センター等との連携に努めています。平成 20 年度も、消費者行政担当部門等の関係省庁、他業界のＰＬセンター、当センターに寄せられた製品事故に関わる商品の業界団体等と、適宜情報交換を行いました。

２．平成 20 年度受付相談の特徴

（１） 総受付件数：前年度より約 7%減少。

平成20年度(平成20年４月～平成21年３月)における相談等の受付状況は、表１の通りです。総受付件数は339件(月平均28.3件)で、19年度(366件)よりも約7%減少しました。当センター設立後しばらくは「事業者・事業者団体」からＰＬ法の解釈・ＰＬ対応などに関する相談も多く寄せられ、年間の総受付件数が1,000件を超えた年もありましたが、ここ数年は400件未満となっています。各企業においてＰＬ対応・消費者対応の体制が整備・充実されたことや、インターネットを利用した情報提供・情報収集が進展したことなどによって、当センターへの相談件数が減少してきたものと推察されます。

表１　平成 20 年度 相談受付状況（総実働日数　244 日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・消費者団体	49	18	0	66	1	134	40%
消費生活Ｃ・行政	60	27	0	52	0	139	41%
事業者・事業者団体	9	4	0	42	0	55	16%
メディア・その他	0	1	0	9	1	11	3%
合計	118	50	0	169	2	339	
構成比	35%	15%	0%	49%	1%		100%

グラフ１ 相談者別構成比

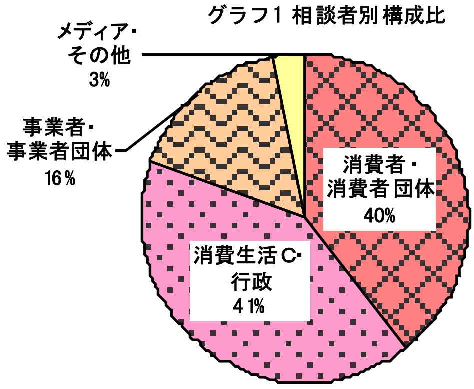

グラフ2 相談内容別構成比

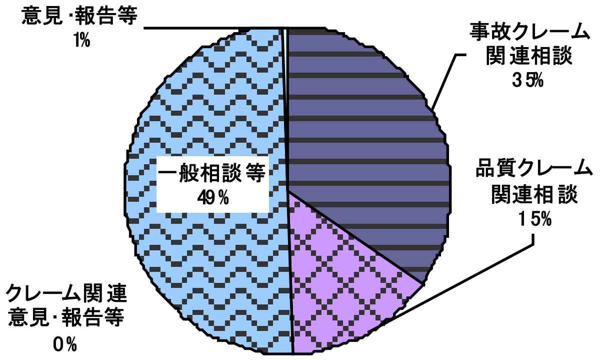

相談者区分

消費者・消費者団体	一般消費者、消費者団体
事業者・事業者団体	製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合(財団法人・社団法人を含む)、個人営業者など専ら製造物を扱う法人・個人、農業・漁業従事者など
消費生活Ｃ・行政	消費生活センター、国民生活センター、消費生活センターを管掌する自治体の消費者行政部門、経済産業省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・内閣府などの消費者行政担当部門および関係機関
メディア・その他	マスコミ、雑誌、プレス(業界紙)、弁護士、コンサルタント、民間ＡＤＲ、検査機関、医療機関、保健所、水道局、消防局、教育機関、図書館、保険会社など直接製造物を取り扱わない法人・個人

相談内容区分（改訂 平成 15 年 8 月）

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

（2）　相談者別の比較:「消費生活Ｃ･行政」からの相談が増加。

相談者別では、「消費者･消費者団体」からの相談が 134 件で、総件数の 40%を占めています。そのなかには、「消費生活センターから紹介された」という人も少なからず含まれています。一方、「消費生活Ｃ･行政」からの相談は 139 件で、19 年度の 114 件と比較すると約 22%増加し、総件数に占める割合も 41%と 19 年度(31%)より 10 ポイント増加しました。

グラフ３　相談者別受付件数の推移

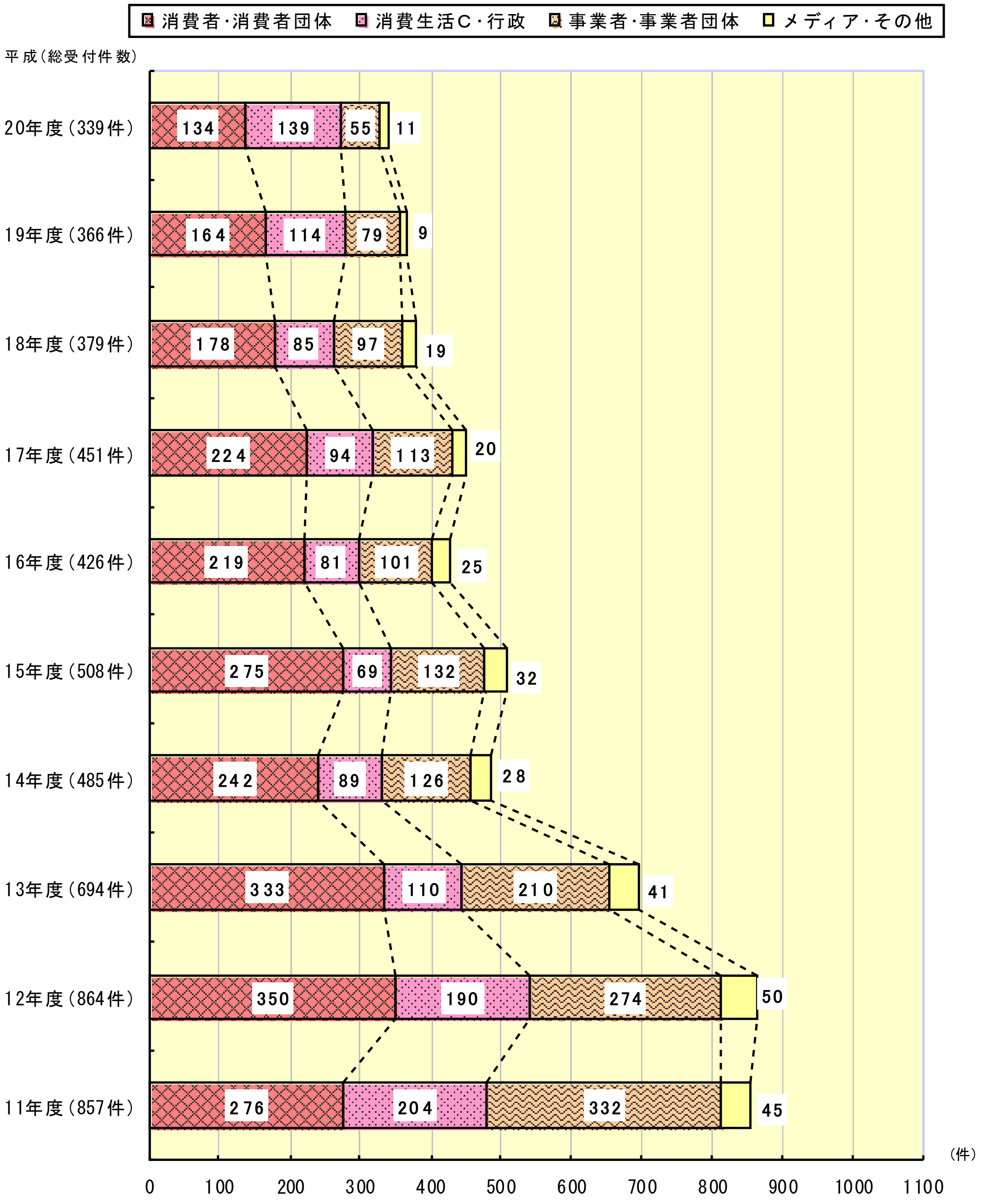

※　平成 10 年度以前の受付件数については P. 131 の表をご参照ください。

グラフ４　相談者別受付構成比の推移

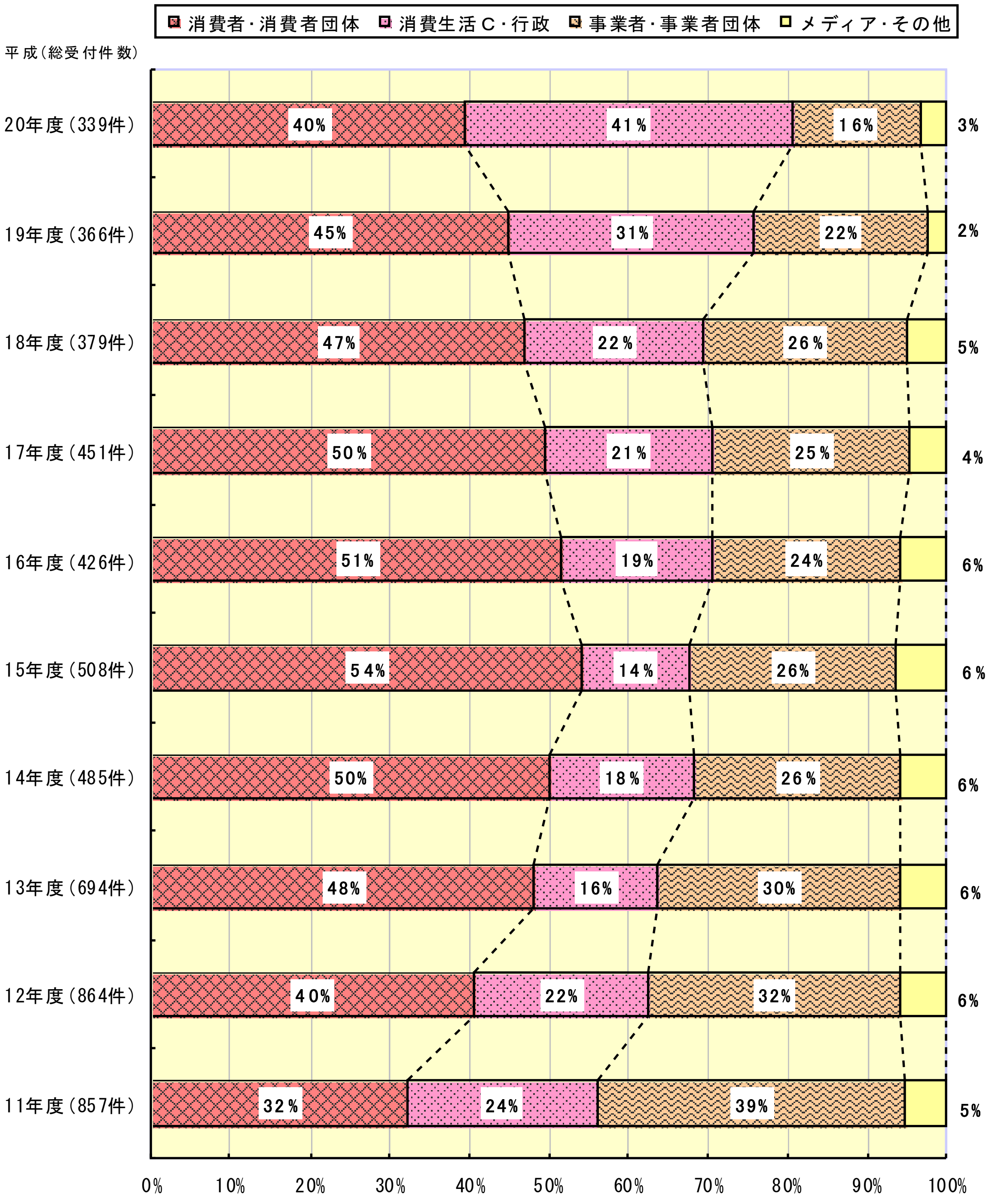

（3）　相談内容別の比較：「事故クレーム関連相談」および「品質関連クレーム相談の割合が微増。

相談内容別では、「一般相談等」が 169件で、総件数の 49%を占めています。クレーム関連相談は、「事故クレーム関連相談」が 118件、「品質クレーム関連相談」が 50件で、総件数に占める割合はそれぞれ 35%、15%と、19年度よりわずかながら増加しました。これは必ずしも製品の安全性や品質が低下しているということの現れではなく、消費者の権利意識がより高まっているためではないかと推察されます。

グラフ５　相談内容別受付件数の推移

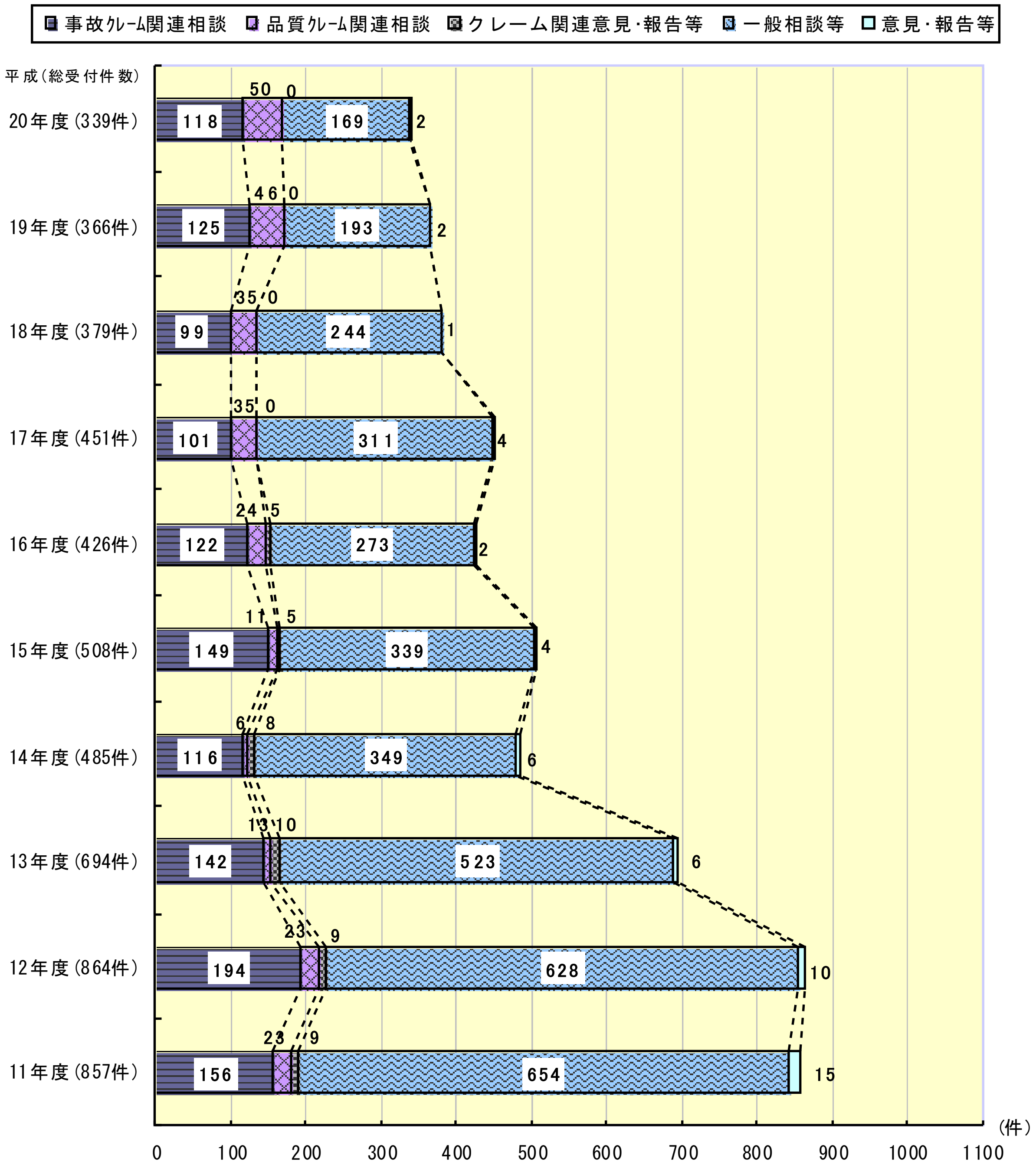

※　平成10年度以前の受付件数についてはP. 132の表をご参照ください。

グラフ６　相談内容別受付構成比の推移

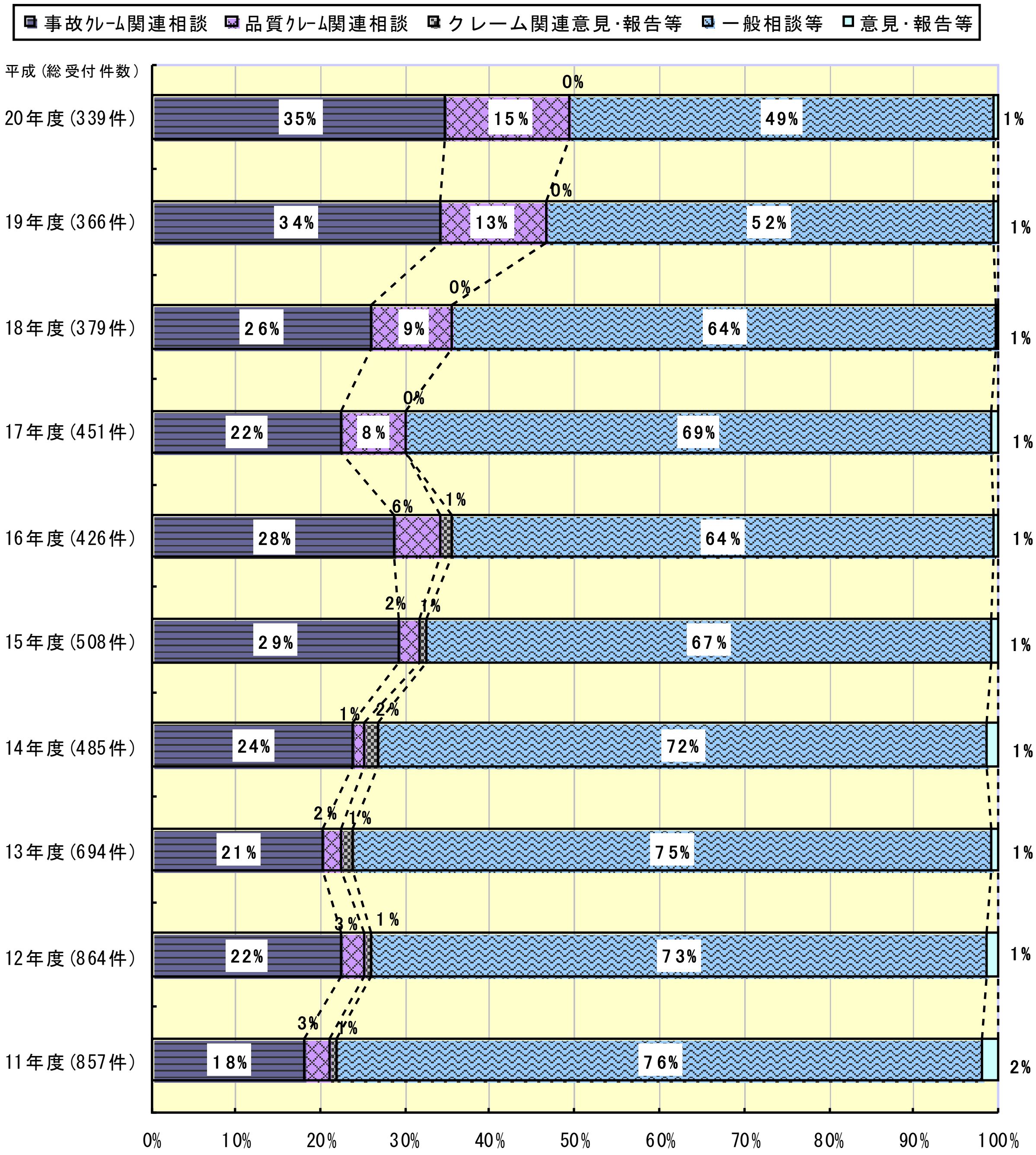

（4）　事故内容別の比較：体調不良や臭いに関するクレームが多い。

事故内容別では、例年同様に体調不良をうったえるクレームが最も多く寄せられていますが、「臭いが気になる」「期待通りの効果がない」など、品質・性能に対するクレームも多く寄せられています。しかし、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差もあるため、安全性や臭い等に対する見解が相談者と事業者等との間で異なるケースや、相談者の家族は臭いや体調の異常を感じていないというケースもありました。

表２　事故内容別クレーム件数

		平成20年度（　）内は前年との差				平成19年度		平成18年度	
身体被害	死亡	0	(±0)			0		0	
	体調不良	62	(+3)			59		45	
	皮膚障害	18	(−3)			21		16	
	眼	4	(−7)			11		2	
	腹痛	0	(±0)			0		0	
	火傷	3	(±0)			3		5	
	頭髪	4	(+4)			0		1	
	開放創	1	(−1)	92	(−4)	2	96	0	69
財産被害	家財	16	(−6)			22		21	
	自動車	1	(−1)			2		4	
	衣類	3	(+1)			2		3	
	動植物	2	(−1)			3		1	
	身の回り品	4	(+4)	26	(−3)	0	29	1	30
拡大被害なし（品質・性能）		50（＋4）				46		35	
合　計		168（−3）				171		134	

（5）　商品群別の比較：多種多様な製品について相談が寄せられている。

すべての製品分野において「ＰＬセンター」が設けられているわけではないという事情もあって、当センターには、さまざまな生活用品をはじめ、家具、建材、繊維製品、家電製品、住宅設備・・・等々、極めて広範にわたる製品について、臭い等による体調不良等に関する相談が、原材料として化学製品・化学物質が使用されているという理由で、消費者や消費生活センター等から寄せられます。そのような場合も、当センターに可能な範囲で、一般的な製造物責任等の考え方にもとづき、問題点を整理し、交渉にあたってのポイント等を相談者に助言していますが、化学業界としての知見だけではカバーできない案件もあります。「ＰＬセンター」が設けられていない分野を含めた横断的な相談対応、紛争解決については、今後の消費者行政に大いに期待するものであります。

表３　商品群別クレーム件数

順位	平成20年度 ( )内は前年との差			平成19年度		平成18年度		平成17年度	
1	その他生活用品	23	(−8)	その他生活用品	31	洗剤･洗浄剤	15	その他生活用品	15
2	殺虫剤	14	(+10)	家具	23	家具	13	殺虫剤	8
3	家具	13	(−10)	洗剤･洗浄剤	17	その他生活用品	12	塗料	8
4	洗剤･洗浄剤	11	(−6)	建材	7	建材	11	防蟻剤	8
5	建材	9	(+2)	接着剤･粘着剤	6	塗料	8	洗剤･洗浄剤	7
	接着剤･粘着剤	9	(+3)	家電製品	6	家電製品	6	オートケミカル	6
	繊維製品	9	(+4)	その他	6	殺虫剤	5	住宅設備	6
8	塗料	6	(+3)	繊維製品	5	住宅設備	5	建材	5
9	家電製品	5	(−1)	芳香剤･消臭剤	5	食品･飲料	5	除草剤	5
	化粧品	5	(+3)	オートケミカル	4	除湿剤	5	身体洗浄剤	5
	抗菌剤	5	(+1)	紙製品	4	プラスチック製品	4	接着剤･粘着剤	5
	染毛剤	5	(+2)	抗菌剤	4	防虫剤	4	防虫剤	5
	芳香剤･消臭剤	5	(±0)	殺虫剤	4	抗菌剤	3	家具	4
14	住宅設備	4	(±0)	住宅設備	4	接着剤･粘着剤	3	抗菌剤	4
	不明	4	(+3)	除湿剤	4	繊維製品	3	食品･飲料	4
16	紙製品	3	(−1)	漂白剤	4	ヘアケア品	3	芳香剤･消臭剤	4
	工業薬品	3	(±0)	防虫剤	4	防蟻剤	3	その他	4
	食品･飲料	3	(±0)	金属製品	3	ワックス	3	カビ取り剤	3
	農薬	3	(+3)	工業薬品	3	オートケミカル	2	家電製品	3
20	オートケミカル	2	(−2)	食品･飲料	3	紙製品	2	繊維製品	3
	おもちゃ	2	(+1)	染毛剤	3	化粧品	2	ヘアケア品	3
	柔軟剤	2	(±0)	塗料	3	身体洗浄剤	2	ヘルスケア品	3
	除湿剤	2	(−2)	入浴剤	3	染毛剤	2	化粧品	2
	身体洗浄剤	2	(+2)	ヘアケア品	3	漂白剤	2	工業薬品	2
	石油･灯油	2	(+2)	カビ取り剤	2	その他	2	入浴剤	2
	漂白剤	2	(−2)	化粧品	2	ゴム製品、柔軟剤、	各1	漂白剤	2
	プラスチック製品	2	(+2)	柔軟剤	2	除草剤、入浴剤、		一般機械、医薬品、	各1
	防蟻剤	2	(+2)	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ、	各1	石油・灯油、		金属製品、除湿剤、	
	その他	2	(−4)	おもちゃ、		動物用薬剤、		ｼｰﾘﾝｸﾞ材、農薬、	
30	医薬品、乾燥剤	各1		ゴム製品、肥料、		芳香剤･消臭剤、		肥料、ワックス、	
	ｴｽﾃﾃｨｯｸｻｰﾋﾞｽ、			防水剤、不明		防水剤、不明		プラスチック製品	
	ﾄﾞﾗｲｸﾘｰﾆﾝｸﾞ、							不明	
	入浴剤、ﾊﾟｰﾏ液、								
	ヘアケア品、								
	防水剤、防虫剤								
	168件			171件		134件		136件	

※　「事故クレーム関連相談」、「品質クレーム関連相談」および「クレーム関連意見・報告等」をあわせた数字です。

※　個別に分類しにくい日常生活用品等を、「その他生活用品」に分類しています。

（6） 相談処理状況：多くは助言、説明で解決。

「事故クレーム関連相談」118件、「品質クレーム関連相談」50件の合計168件が、平成20年度に当センターが対応したクレーム関連相談です。

最終決着内容の把握に極力努めていますが、紛争当事者が匿名を希望された場合、こちらから連絡することはできません。そのような場合には、当センターからの説明、助言(問題点整理)等で問題が解決しなかった際には再度ご連絡いただくようお願いしていますが、ほとんどの場合その後ご連絡がないため、解決したものとして処理(終了)しています。

図１ 平成 20 年度クレーム関連相談の処理状況

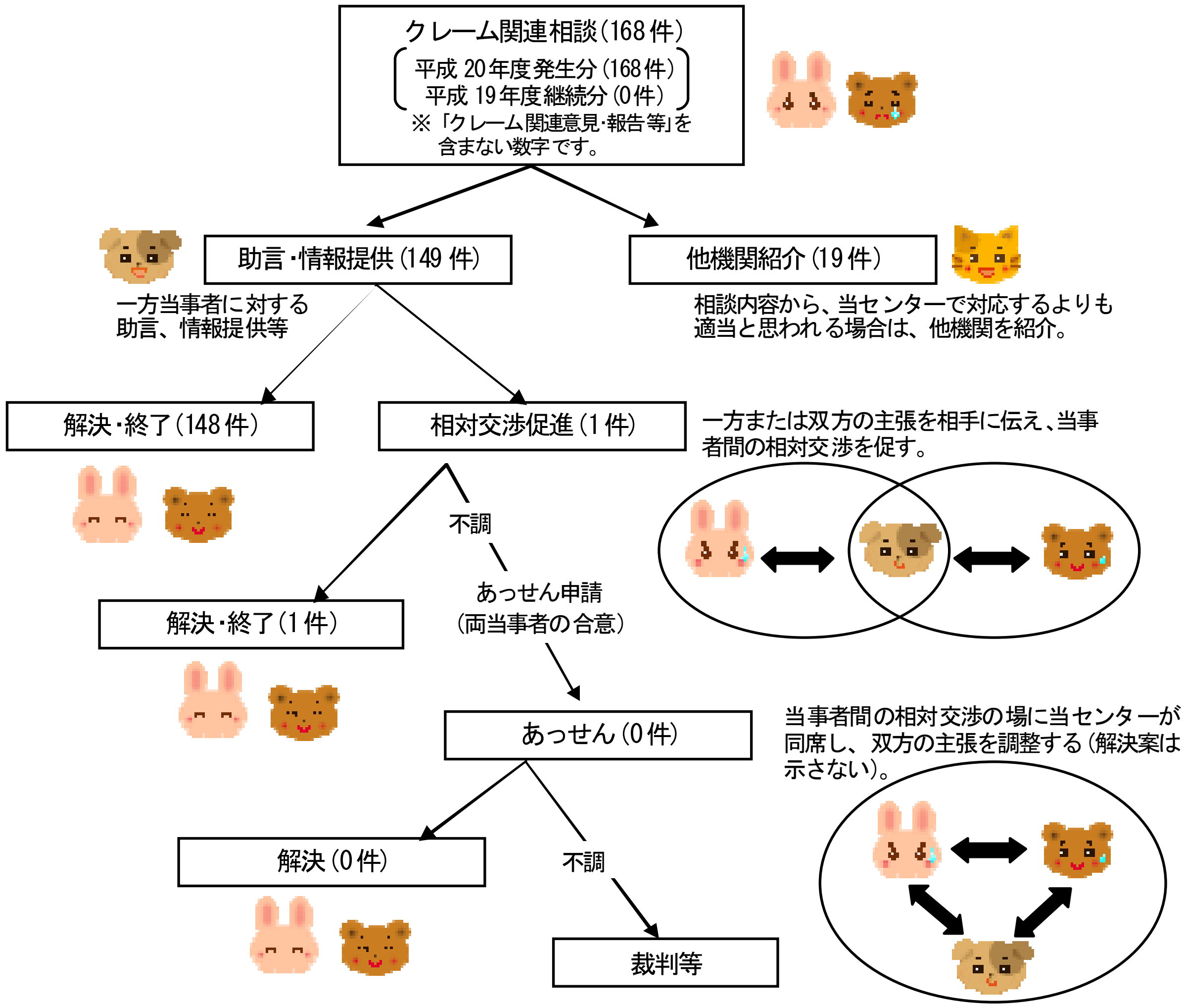

（7） 活動の所感

当センターに寄せられた相談のなかに、製品そのものの問題というよりも、消費者と事業者との間のコミュニケーションの問題ではないかと思われるケースがありました。事業者側の説明が不十分だったり一方的だったりすると、消費者がその事業者への不信感を募らせ、その事業者の製品に対してますます疑いを深めてしまうようです。このようなことも反映してか、おもに消費者から当センターに、「第三者の立場から製品を分析して安全性に問題がないか調べてほしい」等の相談もしばしば寄せられています。しかし、当センターでは検査・分析は行っておりません(分析機関をご紹介することはできますが、分析費用は依頼者本人の負担となります)。また、実際に分析するとなると、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずは事業者と消費者の双方ともに対話を進めようとする姿勢を持つことが望まれます。

３． 資料集

３．１　平成 20 年度の受付相談の具体的内容

（１）「クレーム関連相談･意見･報告等」

※ 相談の多い順に掲載しています。

1) その他生活用品 ・・・・・・・・・・・・ 13
2) 殺虫剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3) 家具・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
4) 洗剤･洗浄剤・・・・・・・・・・・・・・ 34
5) 建材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
6) 接着剤･粘着剤・・・・・・・・・・・・ 44
7) 繊維製品・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
8) 塗料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
9) 家電製品・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
10) 化粧品・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
11) 抗菌剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
12) 染毛剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
13) 芳香剤･消臭剤・・・・・・・・・・・・ 66
14) 住宅設備・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
15) 不明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
16) 紙製品・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
17) 工業薬品・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
18) 食品･飲料・・・・・・・・・・・・・・・ 73
19) 農薬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
20) オートケミカル・・・・・・・・・・・・ 76
21) おもちゃ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
22) 柔軟剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
23) 除湿剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
24) 身体洗浄剤 ・・・・・・・・・・・・・・ 79
25) 石油･灯油・・・・・・・・・・・・・・・ 80
26) 漂白剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
27) プラスチック製品・・・・・・・・・・・ 82
28) 防蟻剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
29) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
30) 医薬品・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
31) エステティックサービス・・・・・・ 85
32) 乾燥剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
33) ドライクリーニング ・・・・・・・・ 86
34) 入浴剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
35) パーマ液・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
36) ヘアケア品 ・・・・・・・・・・・・・・ 87
37) 防水剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
38) 防虫剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

（２）「一般相談等」

1) 住宅全般・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
2) 殺虫剤､防虫剤､防蟻剤､農薬等・・ 92
3) 芳香剤･消臭剤・・・・・・・・・・・・ 94
4) 洗剤･洗浄剤等・・・・・・・・・・・・ 95
5) ワックス・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
6) 漂白剤、カビ取り剤等・・・・・・・ 99
7) プラスチック製食品用器具･容器包装・ 101
8) プラスチック製品(その他)・・・ 105
9) 塗料、接着剤・・・・・・・・・・・・ 107
10) その他の化学製品､化学物質等・ 108
11) 化粧品等・・・・・・・・・・・・・・・ 117
12) 医薬品等・・・・・・・・・・・・・・・ 117
13) 家電製品・・・・・・・・・・・・・・・ 118
14) ガス石油機器・・・・・・・・・・・・ 118
15) 化学物質(安全管理)・・・・・・・ 119
16) 化学製品の表示 ・・・・・・・・・・ 119
17) 製造物責任（ＰＬ)法 ・・・・・・・ 121
18) 化学製品ＰＬ相談センター・・・ 123
19) 照会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
20) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126

（３）「意見･報告等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130

（1）「クレーム関連相談･意見･報告等」－168 件－

1)　その他生活用品－23件

1. 金属アレルギーを有する人のためにピアスのポスト(芯部)などに塗るコーティング剤を当店で購入したお客様から、「開封した際に容器が割れて、手に２～３㎝の切り傷を負った。医者にかかるほどではなかったが、このような危険な商品を製造販売したことに対する慰謝料をメーカーに請求したい」という苦情を受けている。容器は、マニキュアの容器に似たガラスびんである。コーティング剤のメーカーに対応を依頼したが頼りない様子なので、容器メーカーに連絡したところ、「手の力だけで割れるようなものではない」と言われた。お客様にどのように対応すればよいか。〈事業者〉
⇒製造物責任(ＰＬ)法では、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合、その製造物の製造業者等は被害者に対して損害を賠償する責任があるとしています。また、民法では、売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、買主は売主に対し契約の解除または損害賠償を請求することができるとしています。ただし、いずれの場合も立証責任は原則として損害賠償等を請求する側にあり、容器が割れた原因が購入以前の製造段階、流通段階等にあったことが被害者･買主によって証明されないと、請求が認められない可能性があります。また、被害内容が具体的でないと、損害についての金銭的な評価も難しいでしょう。これらの点を踏まえて、売主としての対応を検討されてはいかがですか。

2. ３ヵ月前、就寝中に使い捨てカイロを使用していたところ、両足の土踏まずに低温やけどを負った。メーカーに申し出て、メーカーの費用負担により治療を続けていた。先月末に発行された診断書には、「さらに１ヵ月の安静と半年の通院治療が必要」と記載されており、その際に担当医から「自分は、やけどの専門ではない」と専門医を紹介されて、そこに来週の診察予約を入れている。診断書の方はメーカーに提出した(コピーは取っていない)が、昨日、メーカーから、「担当医に確認したところ、完治したとのことなので、先月末分までをもって補償を打ち切る」と連絡してきた。まだ完治していないので、補償を続けるよう、メーカーに命令または指導してほしい。〈消費者〉
⇒今のお話だけでは詳しい事実関係が分かりかねますが、メーカーがカイロの欠陥責任を認めているのであれば、製造物責任(ＰＬ)法に基づき、治癒または症状固定(治療を継続しても改善が見込まれない状態)と診断されるまでの治療費を請求することができるでしょう。しかし、民事上の賠償命令を下す司法権を有するのは裁判所であり、当センターは事業者等に命令･指導できる立場にはありません。まずは、担当医に診断内容の真偽等を確認し、専門医の見解も聞いた上で、再度メーカーと話し合ってみてください。

3. 新しく購入したメガネを使用しているうちに、鼻の両脇がかゆくなってきた。そのままメガネの使用を続けていたところ、１ヵ月くらいして皮がむけてきた。メガネを購入した△△が店舗改装

中だったので、本社のお客様相談窓口に申し出たところ、病院に行くよう勧められた。皮膚科で塗り薬を処方されたが、メガネのことは話さず、症状の原因も聞かなかった。その後、△△の店舗改装が終わったので事情を説明に言ったところ、メガネの鼻あてを他の材質に交換してくれ、また診断書の提示を求められることもなく診療費を支払ってくれた。それから３ヵ月くらい経過したが、鼻の症状がよくならないどころか皮膚が黒ずんできたので、再び皮膚科を受診しメガネのことを話したところ、「メガネの使用を中止しないと治らない。黒ずみが治るには時間がかかるだろう」と言われた。△△に行ってそのことを伝えたところ、2回目の診療費を支払ってくれたが、後日、△△から、支払ったお金の受領証の提出を求める旨、およびこれで一切解決済みとしてほしい旨を記した書類が届いた。しかし、現在メガネを使用できず、今はとりあえず家にあったコンタクトレンズ（使い捨て）を使用しているが、在庫がなくなったら新たに買い足さなければならないので、その費用も△△に負担してもらいたい。製造物責任（ＰＬ）に基づく請求が可能かどうか消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当該メガネに何らかの欠陥が認められた場合には、ＰＬ法に基づき、その欠陥によって生じた損害の賠償をメーカー等に請求することができます。しかし、製品の品質には問題がなくても、使用する人の体質などによって皮膚トラブルが生じることがあり、その場合は必ずしも欠陥が認められるとは限りません。また、回復に時間がかかっていることや皮膚に黒ずみが生じたことについても、最初に皮膚科を受診した際にメガネのことを話さずその後も使用を続けたことが原因であった場合には、そのことも考慮される可能性があると思われます。今のお話だけでは、△△が責任を認めているのか、それとも見舞金としてメガネを無料で直し２回分の診療費の負担に応じてくれたのかが分かりませんが、コンタクトレンズ代についての要望を△△社に伝えて、よくお話し合いください。

4. 「２ヵ月前に、紳士靴（合成皮革製）２足を色違いで購入し、１週間くらい履いていたところ、両足の甲全体が赤くなって水疱ができた。靴下は以前から使用していたものを履いていたので、靴が原因と思い、購入した総合スーパーに申し出て返品した。同店によると、その靴は外国製で、『同様の苦情は寄せられていない』とのことであったが、原因等について詳しい調査を依頼した。先日、靴問屋から、『分析機関に依頼してホルムアルデヒドを測定したところ、検出限界以下だった』と報告されたが、その分析結果には納得できない。現在も皮膚科で処方された薬を塗るなどして治療を続けているので、輸入元に治療費を要求したい」という相談を５ヵ月前に受けた。当センターで靴を預かり、外部の検査機関に検査を依頼したところ、「ホルムアルデヒドを含め11種類の化学物質が検出されたが、いずれも数値化できる限界以下であった」と１ヵ月前に報告されたのだが、一般に合成皮革製の靴にこれらの物質が含まれている可能性はあるのか。〈消費生活C〉

⇒一般に合成皮革製の靴にそれらの物質が含まれている可能性があるかどうかの知見は当センターでは持ち合わせておりません。なお、輸入元に治療費を要求するのであれば、靴と症状との因果関係に関する客観的な証明（医師の診断書等）も必要と思われます。今のお話だけで

は皮膚障害の種類等が不明ですが、アレルギー性の皮膚炎の場合には一般に、パッチテスト(疑いのある物質を背中や腕に貼布して反応を調べる方法)を行えば因果関係を調べることも可能でしょう(ただし、因果関係が明らかになったとしても、化学物質に対する感受性には個人差があるため、一概に欠陥が認められるとは限りません)。担当医にパッチテストについて相談してみるよう、相談者にお伝えください。

5. **「２週間くらい前に、両手のひらに赤いポツポツができた。痛みやかゆみはなかったので、医者にはかからなかった。症状が出た２週間くらい前から、100円ショップで購入したたわし(ポリエステル不織布)を食器洗いに使用し始めた。洗剤は以前から使用していたものなので、そのたわしが症状の原因ではないかと思う。たわしの安全性に問題がないか調べてほしい。なお、購入時のレシートを残していないため、販売店には連絡していない」という相談を受けている。相談者の手のひらを確認したところ、既に赤いポツポツはなく、全体に皮がむけたようになっていた。当自治体の衛生研究所に相談してみたところ、「医師の診断書がないと調査の必要性について判断できない」と言われたので、調査は難しい旨を相談者に伝えようと思うが、それでいいだろうか。〈消費生活C〉**

⇒製品の品質には問題がなくても、使用する人の体質などによって合わない場合もあるほか、たわしを使用して２週間くらい経ってから症状が発生したということから、他に原因があるという可能性も考えられますが、念のため、そのたわしに使用されている成分等をメーカー等に問い合わせたり、現物または同一品を確認したりした上で、貴センターとしての対応方針を検討されてはいかがですか。

6. **「昨年の夏にゴザを購入し、畳の上に敷いて使用していた。昨年末から体がかゆくなり、今年の夏にはあせものようになったが、医者にはかかっていない。最近になって、ゴザから、購入当初はしなかった湿布薬のような臭いがするようになった。ゴザを片付けたが、下の畳にも臭いが移っているようなので、臭いを取り除く方法を教えてほしい」という相談を受けている。〈消費生活C〉**

⇒お話だけでは臭いなどの原因が不明なため、対策についても分かりかねます。ゴザを購入後、何ヵ月も経ってから皮膚の症状や臭いが発生したということから、他に原因があるという可能性も考えられますが、可能であれば、貴センターにゴザを持ってきてもらい、臭い等を確認してみてはいかがですか。また、皮膚の症状については、今後も続くようであれば早めに医師に相談するよう、相談者にお伝えください。

7. **「ベビーマット(材質：ＥＶＡ樹脂)の包装を開封したところ、目の痛み･呼吸困難･じんましんなどの症状が現れた」という報告を受けた。販売店に申し出て返品し、既に症状も治まっているとのことで、報告のみで特に希望はないようだが、化学製品ＰＬ相談センターに同様の被害に関する相談が寄せられたことはあるか。〈消費生活C〉**

⇒樹脂製マットなどの臭いや体調不良に関する相談は寄せられていますが、必ずしも因果関係

は定かではありません。

8. 外国製の衣類収納ケース（布製）を通信販売で購入した。２日前に届き、さっそく開封したところ、臭いはしないが鼻や喉の奥に刺激を感じた。収納ケースが水で洗えるものなら洗いたいところだが、洗濯はできないと表示されている。消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介されたのだが、化学製品ＰＬ相談センターに、同様の被害に関する相談が寄せられたことはあるか。また、自分は以前に枕でも同じようなことを経験したことがあり、そのときは返品したのだが、その際に販売店の人は「何も感じない」と言っていた。この収納ケースが有害なのか、それとも自分が人より敏感なのであれば我慢して使うべきなのか。〈消費者〉
⇒全く同様の受付事例は当センターにはありません。化学物質に対する感受性には個人差もあるため、その収納ケースが人体に与える影響について一概に言及することはできませんが、ご心配であれば通信販売会社に事情を説明し、返品等について交渉してみてはいかがですか。

9. 「100円ショップで購入した木目模様のビニル粘着シート（外国製）を貼る作業をしていたところ、立ちくらみがして気分が悪くなった。作業を中止し、貼ったシートをはがしたところ、まもなく回復したので、医者にはかかっていない」と言って、未使用のシートを持って相談に来た消費者がいる。現物を確認したところ、開封してから時間が経っているためか、現在は特に異常は感じられない。使用されている粘着剤が原因となった可能性はあるだろうか。〈消費生活Ｃ〉
⇒今のお話だけでは立ちくらみ等の原因は分かりかねます。シートが原因と疑われるならば、まずはシートの詳細な材質などについて販売元に問い合わせてみるとよいでしょう。

10. ホームセンターで購入した結露防止スプレー（窓ガラス用）を、３ヵ月前に自宅の２部屋（各４畳半）の窓に使用したところ、２日後に自分と息子（成人）に下痢・嘔吐などの症状が現れた。自分は２日くらいで治ったため医師の診察は受けておらず、息子は治るのに４日ほどかかったため受診させたが、医師から「症状の原因は分からない」と言われた。しかし自分としては、結露防止スプレーが原因だと思ったため、メーカーに申し出た。同社の担当者が状況を確認に来て、「検査するので持ち帰りたい」と言われたので、現物を渡した。後日、「下痢・嘔吐などの原因となる黄色ブドウ球菌などは製品から検出されなかった」との旨が記載された第三者機関による検査報告書とともに、現物が返されてきた。納得できなかったため、保健所に相談したところ、保健所から行政機関（Ａ）に調査を依頼してくれた。調査の結果、いくつかの含有成分が判明し、それらの安全性情報が提供されたが、それによると吸入した場合などに急性症状が現れるとのことだ。再度メーカーに連絡し、そのような危険な成分を含む製品を製造しないよう要求したが、取り合ってくれない。製造を中止させることはできないのか行政機関（Ｂ）に相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉
⇒行政機関（Ｂ）が当センターに何を期待して相談するように言ったのか分かりかねますが、当センターは事業者に対して指導・命令等ができる立場にはありません。重大な健康被害が生じ

た場合、また製品によっては一定の安全基準に適合しない場合などには、行政の監視や命令のもとに製造中止や製品回収等の措置がとられることがありますが、それ以外の場合は、各企業において、被害の性質や程度、発生頻度、拡大の可能性等について総合的に考慮した上で、それを予防するための最適な対応方法を決定するものと思われます。今回の場合は下痢･嘔吐などの症状と製品との因果関係が不明なため、１人の消費者が製造中止を要望しても、必ずしもそれが行われるものではないでしょう。また、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとも限りません。

11. **消費者から「かつら用リムーバー（クリーナー）の臭いによって体調をくずした」という事故情報が寄せられたのだが、かつら用リムーバーの成分や表示について法律で定められているか。〈行政〉**
⇒かつら用リムーバーを対象に成分や表示について定めた法規制は、特にないと思われます。

12. **「ガリレオ温度計を買って４日後に、落として割ってしまった。中の液体がカーペットに染み込み、そこから灯油のような臭いがして、換気をしても消えない。温度計の表示によると、液体の成分は炭化水素とのことだが、人体に有害なものか。また、カーペットの処置方法について教えてほしい」という相談を受けている。液体の安全性に問題がなければ、カーペットをクリーニングに出すよう勧めるつもりなので、炭化水素の安全性について教えてほしい。〈消費生活C〉**
⇒「炭化水素」は化合物の総称の一つで、さまざまな種類があります。液体の詳細な成分、それを踏まえた安全性、こぼした場合の処置等について、販売店を通じてメーカー等に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。なお、ガリレオ温度計については、独立行政法人 国民生活センターのホームページに、ガリレオ温度計の中の液体によって化学やけどを起こしたり、条件によっては引火したりする危険性があるとの報告（http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20071207_2.html）が掲載されています。

13. **３週間くらい前にガリレオ温度計を落として割ってしまった。中の液体がカーペットに染み込み、そこから灯油のような臭いがして頭が痛くなった。温度計の表示によると、液体の成分はハロゲン化炭化水素とのことで、「外国製」と表示されているが、原産国や輸入元の名称等は書かれていない。温度計は友人からもらったもので、その友人によると「購入した店は現在はない」とのことだ。複数の病院で診察を受けたが、「液体の詳細な成分が分からないので手に負えない」と言われた。その後、症状は改善しつつあるが、カーペットの臭いがまだ残っている。臭いを取り除く方法はないか。〈消費者〉**
⇒カーペット専門のクリーニング業者に事情を説明して相談してみてください。なお、「ハロゲン化炭化水素」は化合物の総称の一つで、液体の詳細な成分が不明なため確かなことは分かりかねますが、皮膚に触れると化学やけどを起こしたり、条件によっては引火したりする危険性があるので、ご注意ください。

14. 「４日前にホームセンターでマットレスを購入した。当初からわずかに臭いを感じていたが、次第に枯れ草のような臭いを強く感じるようになった。返品したいが、そのためには臭いの強さを客観的に証明する必要があると思うので、臭いの成分を分析できる機関を紹介してほしい」という相談を受けている。〈消費生活C〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。可能であれば、貴センターで実際の臭いを確認するか、とりあえず販売店に申し出て臭いを確認してもらってみてはいかがですか。

15. 「ネットオークションで購入したビニールバッグ(新品ではない)から、気分が悪くなる臭いがする。できれば返品したいが、出品者と連絡が取れない。臭いが有害なものでなければ使ってもよいと思っているので、臭い物質を検査してほしい。また、製品の臭いについて、法律で規制はされていないのか」という相談を受けている。〈消費生活C〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。なお、法規制については、製品によっては特定の化学物質の含有量等が規制されている場合もありますが、製品の臭いに関する規制は特にありません。

16. 気に入ったデザインのビニールバッグ(外国製)を手ごろな値段で売っていたので購入したが、とても臭い。安全性に問題はないか。〈消費者〉

⇒臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけでは分かりかねます。臭いの原因、製品としての安全性等について、まずは販売店にお問い合わせください。

17. 「公営の児童館の遊戯室(約30畳)にジョイント式マットが敷かれたところ、室内に強い臭いが充満した」という相談を受けている。マットを撤去して日干ししてもらったところ、臭いはしなくなったようだが、安全面での懸念が残る。販売会社を通じて原料(発泡ポリエチレン)の製品安全データシート(ＭＳＤＳ)を取り寄せたので、その記載内容からマットの安全性を判断できるか。〈その他(地方議会議員)〉

⇒当センターは、特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありません。また、原料のＭＳＤＳだけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断で

きるとは限らないため、マットとしての安全性、臭いの原因等については、やはり販売会社にお問い合わせください。

18. 「10年くらい前から熱帯魚を飼っており、１ヵ月半前から淡水エイ（２枚）も飼い始めた。一昨日、水槽の外部式フィルター（４台）に使用しているろ材を交換したところ、昨日、エイ１枚が死に、もう１枚は弱っていた。他の熱帯魚には特に異常はなかった。今までフィルター１台ずつろ材を交換していたときには気付かなかったが、今回、４台のろ材を同時に交換した際、水面に泡が広がって残ったのが気になっていた。ろ材のメーカー△△に申し出たところ、『ろ材にはのりが付着しているので、使用前に水洗いするよう指導している』と言われた。しかし、製品にはそのことについて表示されておらず、購入した店でも説明されなかった。また、△△社から『検査するため、現物を送ってほしい』とも言われたが、それについては保留している。製造物責任（ＰＬ）法に基づき、△△社に損害賠償を請求できるか」という相談を受けている。どのように考えられるか。なお、当センターから△△社に事情を確認したところ、「ろ材の材質はポリエステルで、のりの使用目的や成分などは分からない」とのことであった。〈消費生活Ｃ〉

⇒当該ろ材に何らかの欠陥が認められた場合には、ＰＬ法に基づき、その欠陥によって生じた損害の賠償を△△社に請求することもできますが、今のお話だけでは、エイが死んだり弱ったりしたことが、ろ材の製造上の欠陥によるものなのか、指示･警告上の欠陥によるものなのか、それともろ材以外の何らかの原因によるものなのかが分かりかねます。まずは、「ろ材にはのりが付着しているので、使用前に水洗いするよう指導している」という発言の意味、のりの使用目的や成分等について、△△社のしかるべき立場の人（お客様相談室の責任者、技術担当者等）に確認してみるとよいでしょう。

19. 「サングラスのレンズ（プラスチック製）の外周からヒビが入った。別のサングラスにも同様のことが発生したことから、両方に使用したメガネ用くもり止めスプレー（外国製）に原因があると思う。購入した100円ショップを通じて輸入元に申し出たところ、『そのようなことはあり得ない』という報告書が送られてきた。しかし、製品本体には、報告書に記載されている成分以外のものも表示されている」という相談を受けている。メガネ用くもり止めの成分や表示に関する法規制はあるか。また、相談者が当該製品の検査を希望しているが、当センターでは検査を行っていない。化学製品ＰＬ相談センターでは検査を行っているか。〈消費生活Ｃ〉

⇒メガネ用くもり止めを対象に成分や表示について定めた法規制は、特にないと思われます。しかし、民事上の問題としては、当該くもり止めスプレーに何らかの欠陥（製造上、設計上、指示･警告上）が認められた場合には、製造物責任（ＰＬ）法に基づき、その欠陥によって生じた損害に対する賠償を輸入元に請求できる可能性があります。まずは、本体に表示されている成分と報告書に記載されている成分との違い、および「そのようなことはあり得ない」との根拠について、輸入元に合理的な説明を求めるよう、相談者にお伝えください。検査については、当センター

でも行っておりませんが、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用は依頼者本人の負担となります)。なお、レンズの詳細な材質も確認しておくとよいでしょう。

20. **△△社製の水筒を今秋から使い始めた。初めのうちは冷たい飲み物を入れて使用していたが、寒くなってきたのでホットコーヒーを入れて飲んだところ、コーヒーの味や臭いがいつもと違っていて、舌がピリピリした。△△社に申し出たところ、「栓のパッキンの汚れによるものではないか」と言われ、洗浄方法について指示された。その通りにやっても改善されなかったので、その旨を△△社に伝えたところ、△△社が水筒を検査してくれることになった。しかし、やはり第三者機関に検査してほしいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。

21. **「１～２年前に生活雑貨店でオリジナルブランドのソルトシェイカー(ガラス製)を購入した。塩を入れて使用していたところ、ネジ式の振り出し口(金属製)が開かなくなったほか、ところどころ青く変色してきて気持ちが悪い」という相談を受けている。原因は何だと考えられるか。〈消費生活C〉**

⇒変色等の原因について、お話だけでは分かりかねます。まずは、そのソルトシェイカーを購入した生活雑貨店に申し出るよう、相談者にお伝えください。

22. **大型家電量販店△△で購入したＤＶＤケースに傷がついていた。△△に申し出て交換してもらったが、交換品にも傷がついていた。再度、△△に申し出て交換してもらったが、それにも傷がついていて、△△側から「メーカーから連絡させるので、今後はメーカーと直に話してほしい」と言われた。その後、メーカーから連絡があったので、交換するよう要求したところ、「製造工程で生じるものなので、交換はできない」と言われた。傷がついているのに、交換してもらえないのか。〈消費者〉**

⇒お話だけでは傷の程度などが分かりかねますが、ＤＶＤケースに「瑕疵」すなわち「通常有すべき品質･性能に欠けるところ」が認められた場合には、民法に基づき、売主である△△に、交換、購入代金の返金等を要求できる可能性はあるでしょう。まずは△△に、ＤＶＤケースの傷に対する販売者としての見解を確認してください。

23. **当社が製造したパンプスを新品で購入した消費者から、「購入して間もないのに両足の靴底の土踏まずにあたる部分に細かいヒビが入った」という苦情が問屋経由で寄せられている。靴底の材質はスチレン系熱可塑性エラストマーで、これまで同様の苦情が寄せられたことはなく、何か特殊な使い方をしたとしか考えられないので、当社の負担により第三者機関での原因究明を行いたい。化学製品ＰＬ相談センターで検査できるか。〈事業者〉**

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますが、まずは靴底に使用したエラストマーのメーカーに、ヒビが生じる原因として考えられる一般的な可能性について問い合わせてみてはいかがですか。

2) 殺虫剤—14件

殺虫剤は、殺虫成分の種類によって、ピレスロイド系、有機塩素系、有機リン系、カーバメート系などに分類されます。家庭用殺虫剤の多くは、除虫菊(シロバナムシヨケギク)に含まれる殺虫成分であるピレトリン類、またはそれとよく似た化学構造を持つ合成ピレスロイド系の成分を用いています。ピレスロイド系殺虫剤はごく微量で昆虫の神経に作用し殺虫効果を示す一方、私たち人間にはほとんど無害です。しかし、殺虫剤の臭いや成分を吸い込むことにより、人によっては体調が悪くなることがあります。また、可燃性の高圧ガスや溶剤が含まれているエアゾール製品や、火･電気を使用する蚊取り剤は、火災にも注意が必要です。殺虫剤を安全に使用するために、必ず使用上の注意をよく読んでお使いください。

※ 参考：P.140 ちょっと注目「蚊取り剤」

1. **「半年くらい前に、業者に依頼してゴキブリ駆除を行った。業者から『作業中も家の中にいて構わない』と言われていたので、駆除作業の間、家族４人全員が家の中にいた。その後、自分と息子は頭痛がして息苦しくなり、夫と娘は『便が硬い』と言っていた。自分と子供たちの症状はやがて治まったが、夫は治らなかったため医師の診察を受け、その際にゴキブリ駆除のことを話したところ、『その影響かもしれない』と言われたそうだ。座薬を処方されて使用しているが、現在も症状が続いている。駆除業者に申し出たところ、『駆除に使用した薬剤の有効成分ヒドラメチルノンはほとんど無害なものであり、症状とは関係ない』と言われたが、信じられない。どうすればよいのか」という相談を受けている。ヒドラメチルノンの安全性について、および参考までに化学製品ＰＬ相談センターに同様の被害に関する相談が寄せられていればそれについても、教えてほしい。〈消費生活Ｃ〉**

⇒今のお話だけでは駆除の具体的な方法が不明ですが、ヒドラメチルノンは一般に、ゴキブリ

などの毒餌剤(害虫が好む餌に殺虫成分を混ぜたもの)の有効成分として、家庭用にも使用されていますので、一般的な情報については日本防疫殺虫剤協会(http://hiiaj.org/)または日本家庭用殺虫剤工業会(http://www.sacchuzai.jp/)に問い合わせるとよいでしょう。ただし、実際の駆除に使用された薬剤の安全性については、そのメーカーに問い合わせるとともに、『薬剤の有効成分ヒドラメチルノンはほとんど無害なものであり、症状とは関係ない』との発言の根拠を駆除業者にご確認ください。なお、ゴキブリ用毒餌剤(家庭用)について、室内に置いた後に体調を悪くしたとうったえる相談が過去に当センターに寄せられましたが、必ずしも因果関係は定かではありません。また、今のお話だけでは、相談者本人が最終的に何を希望しているのかが不明です。駆除業者等の責任を問うのであれば駆除剤と症状との因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)が必要と思われるほか、症状の回復に向けた今後の治療方針のこともありますので、担当医の見解を再度確認するよう、相談者にお伝えください。

2. **家に大量の蚊が発生したため、業者に依頼して床下に駆除剤をまいた。その翌日、家族３人全員に咳･目のかゆみなどの症状が現れた。医師の診察を受けた際、蚊の駆除のことを話したが、「それが原因かどうかは分からない」と言われた。分析機関に依頼して床下を検査した結果、３種類の薬剤を混ぜたものが、本来の濃度の10～100倍で使用されていたというようなことが報告された(詳しいことが書かれたものが今は手元にない)。しかし、駆除業者は「適切に薄めて使用した」と言っている。また、検出された薬剤のうちの一つは有機リン系で取扱いに資格が必要とのことだが、駆除業者はその資格をもっていないらしい。室内に置いてあった衣類などは、洗えば使用しても大丈夫だろうか。〈消費者〉**

⇒今のお話だけでは確かなことは分かりかねます。薬剤散布の状況、検査の内容および結果報告などの事実関係を整理した上で、地域の公衆衛生に携わっている保健所に相談してみてください。

3. **「３ヵ月前、息子が一人暮らしをしている家(持ち家)の床下にミツバチが巣をつくったので、息子が市役所に相談し、紹介された業者に依頼して駆除を行った。息子はアレルギー体質であるが、業者にそのことを伝えていなかった。作業の日には自分も立会い、『作業中は家の外に出ている方がよいか』と業者に尋ねたところ、『家の中にいて構わない』と言われ、床下の換気口から駆除剤が散布される間、息子と共に家の中にいた。その日は自分も息子の家に泊まった。翌朝、自分は体に異常は現れなかったが、息子は声がかすれてしまい、『喉がイガイガする』と言った。息子の喉を見るとブツブツができており、さらに下痢･血便などの症状も現れた。息子を医師に診せたところ、『急性扁桃炎を起こしている。駆除剤の影響だろう』と言われ、息子を実家に帰らせたところ、しだいに症状は治まった。駆除業者に申し出たところ、５日後に謝罪に来て、その後、弁護士を通じて示談を求めてきた。また、作業が行われてから２週間後に床下のサンプルを駆除業者が採取し、検査機関による分析が行われ、『残留していない』との結果が報告された。さらに、駆除業者が床下に中和剤をまいてくれたので、２ヵ月前に示談に応じた。**

しかし、その後、息子がこの家に戻ったところ、喉などの症状が再発した。息子がこの家に住めるようにするにはどうしたらよいのか」という相談を受けている。〈消費生活C〉
⇒地域の保健所に室内環境測定等について相談してみるとともに、アレルギーのかかりつけの医師がいれば、そちらにも相談してみるよう、相談者にお伝えください。

4. 10ヵ月前に、部屋にダニが発生した。その部屋は、フローリングの上にカーペットを敷いており、過去２年くらいの間ずっと閉め切っていた。ダニ用殺虫剤(エアゾール製品)をカーペットの上から散布し、念のため１週間後にも同じ殺虫剤を再び散布した。２ヵ月後に、その部屋のクローゼットに衣類を取りに行った際、足元がピリピリした。衣類にも殺虫剤の臭いがわずかに残っていて、触ると手がピリピリした。クリーニングに出してみたが、戻ってきた衣類に近づくと体がピリピリする。さらに２ヵ月後に、カーペットを別の部屋に運んで住宅用合成洗剤を噴霧し、お湯で拭いた後、湿ってしまったので軒下で１ヵ月間くらい干した。しかし部屋にカーペットを取り込むとやはり体がピリピリするので、同じ合成洗剤を前回の３倍くらい噴霧し、お湯で拭いた後に2ヵ月間くらい軒下で干したが、それでも改善しない。使用した殺虫剤のメーカーに原因と対策を問い合わせたところ、「それほどの長期間にわたって成分が残ることは考えにくい」と言われたが、何度も粘って対策を尋ねたところ、「換気をして酢をまいてはどうか」と提案された。酢の臭いは嫌いなので、代わりに重曹をまいてみたが、効果がなかった。カーペットはあきらめて廃棄したが、部屋に入ったり部屋に置いてある衣類や本に触れたりすると体がピリピリするので、対策を教えてほしい。〈消費者〉
⇒お話だけでは体がピリピリする原因が不明なため、対策についても分かりかねます。地域の保健所に室内環境測定等について相談してみるとともに、部屋に置いてある衣類や本をポリ袋等に密閉し、それを持参の上で一度医師に相談してみてはいかがですか。

5. １ヵ月半くらい前に家でダニ用殺虫スプレー(１回使い切りタイプ)を使用してから、喉痛・鼻血などの症状が出ている。室内に殺虫成分の臭いが残っており、お湯やアルコールで拭いても臭いが取れないどころか、自分の体にも臭いが染みついて、体の中から湧き出てくるようになった。そのため、外出した際、すれ違う人が鼻を抑えたり咳をしたりする。殺虫スプレーのメーカーに申し出たところ、「それほど強い臭いが長期にわたり残ることはない。もし臭いが残っているならば、何か他の薬剤などを混ぜて使用したのではないか」と言われたが、何も混ぜていない。体調不良の原因が殺虫スプレーだと自分には分かっているので、医師の診察は受けていない。この殺虫スプレーによる体調不良の治療方法と消臭方法を教えてほしい。〈消費者〉
⇒大変お気の毒ですが、当センターでは治療のお役には立てませんので、やはり医師にご相談ください。また、室内の臭いについては、地域の保健所に室内環境測定等について相談してみてください。

6. ４日前の朝、不快害虫用殺虫スプレー(ピレスロイド系)を使用中に吸い込んで咳・喉痛を起こし、

昼頃には全身に発疹が出た。皮膚科で診察を受けた際、自分は殺虫剤が原因と決めつけて医師の問診に答えなかったので、検査等はされず、点滴等の処置だけ受けた。その２日後、まだ症状が治まらず血圧も上がったため、再び受診して薬を処方してもらった。殺虫剤のメーカーに申し出て補償を要求したが、「過去にそのような事例はない。医師に因果関係を証明してもらってほしい」と言われた。昨日、消費生活センターに相談し、メーカーに連絡してもらったが、同じ回答だったとのことである。また、他の殺虫剤メーカーに同様の事例について問い合わせてくれたが、事例はなかったそうだ。化学製品ＰＬ相談センターには、ピレスロイド系殺虫剤を吸い込んで発疹を起こしたという相談が寄せられたことはあるか。なお、現在は、かゆみはあるが発疹は消えつつある。〈消費者〉

⇒「ピレスロイド系の殺虫成分を含む殺虫スプレーを手に付けてしまい、石けんで洗ったが皮膚に水疱ができた」という相談が過去に１件寄せられていますが、原因は定かではありません。また、同様の事例があるだけでは有力な交渉材料とはならないでしょう。メーカーに補償を要求するのであれば、殺虫剤と発疹との因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)がやはり必要と思われます。担当医に再度ご相談ください。

7. 「３日前、△△社製のスプレー式蚊取り(ピレスロイド系)を使用後に頭痛がして、２時間ほどしたら治まった。その翌日も、同製品の使用後に頭痛が２時間ほど続いたので、それからは使用していない。何か悪い成分が含まれていて、体内に摂り込まれたのではないかと心配だ。同様の被害に関する相談は寄せられていないか」という相談を受けている。同様の被害に関する相談が化学製品ＰＬ相談センターに寄せられているか。なお、頭痛が治まったため医者にはかかっておらず、△△社にも連絡していないとのことだ。〈消費生活Ｃ〉

⇒殺虫剤の使用後に体調を悪くしたとうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。まずは△△社に使用時の状況、被害の内容等を説明して、ご心配な点について問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

8. 「10年以上前のことだが、殺鼠剤を使用した部屋に掃除機をかけていた際、掃除機からの排気を吸って、急性中毒を起こし病院で処置を受けた。現在もその部屋に殺鼠剤の成分が残っているようなので、どのような成分が含まれているのか調べてほしい」という相談を受けている。〈行政〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。成分を知りたいのであれば、殺鼠剤のメーカーに問い合わせてみるとよいでしょう。しかし、成分が分かっただけでは、必ずしも部屋の問題が解決されるとは限ら

ないものと思われます。

9. **天井裏のネズミを駆除するために数ヵ月前にネズミ忌避剤を散布して以来、妻が「部屋にいても臭いが気になる」と言っている。自分はあまり気にならないが、妻のためにメーカーに申し出て、１週間前に来てもらった。臭いの検査を要望したところ、「臭いを分析する装置を持っていない」といって、消臭剤を提供してくれることになったのだが、騒音測定のように臭いを測定できる機関があれば紹介してほしい。〈消費者〉**

⇒漠然と空気を分析して臭いのレベルを測定することは極めて困難と思われます。臭いの感じ方には個人差もあり、今のお話だけではお部屋の臭いやその原因に対するメーカーの見解が分かりかねますが、当該ネズミ忌避剤の成分について、その室内濃度を測定できる可能性はあるでしょう。今後の対応についてメーカーとよくご相談ください。

10. **昨日の夕方、帰宅した際、当家の向かいにある空き地から異臭がした。警察に連絡したところ、警官が来て「塩素のような臭いがする」と言ったが、自分は塩素のような臭いとは違うと思った。空き地の向こう側の家の人に警官が事情を聞いてくれたところ、「空き地に虫が発生したため殺虫剤をまいた」とのことであった。「空き地の空気を採取して検査してほしい」と警官に頼んだが応じてくれなかった。しばらくして頭がボーッとなり両手がしびれてきたので、救急車を呼び、搬送された病院で点滴治療を受けた。その際に血液検査も受けたが、特に異常は見つからなかった。今朝は空き地から異臭はしないが、顔が腫れぼったく、目の奥が重くて目をつむると痛みを感じる。空き地にまかれた殺虫剤の名前を聞いたが忘れてしまったので、昨日の異臭の原因は、市販されている殺虫剤のうちどれであったと考えられるか教えてほしい。〈消費者〉**

⇒今のお話だけでは分かりかねます。昨日の警官に、殺虫剤の名前を再度問い合わせてみてはいかがですか。また、顔や目の症状については、医師にご相談ください。

11. **何年も前から飼っていた魚が、一度にすべて死んでしまった。水槽のそばで蚊取り線香を使用したことが原因ではないかと思い、蚊取り線香のメーカーに問い合わせたところ、蚊取り線香の使用状況や魚の飼育環境も聞かないうちに「蚊取り線香が原因ではない」と断定された。その根拠について、同社の技術部門の人に尋ねたが、「蚊取り線香が原因ではない」と繰り返すばかりであった。自分は補償を要求したいのではなく、可愛がっていた魚が死亡した原因を知りたいだけである。消費生活センターに相談したところ、「化学製品ＰＬ相談センターで教えてもらえるだろう」と言われた。〈消費者〉**

⇒当センターでは、魚の死亡原因は分かりかねます。蚊取り線香の検査をご希望であれば、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用はご自身の負担となります)。ただし、魚の死亡原因について

は、魚の飼育環境も関与するでしょうから、特定することは極めて困難と思われます。

12. 「畳の上にカーペットを敷き、その上にＡ社の蚊取り線香の付属の線香皿を置いて、Ｂ社の蚊取り線香を使用していたところ、カーペットと畳が焦げた。今まで同じようにしてＣ社の蚊取り線香を使用していたが、このようなことはなかったので、Ｂ社の蚊取り線香に問題があると思う。Ｂ社にカーペットと畳の修復費用を請求したい」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターに、蚊取り線香による火災等の相談が寄せられたことはあるか。〈消費生活Ｃ〉

⇒「蚊取り線香を付属の線香皿で使用していたところ、線香皿と、その下のカーペットが焦げた」とうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも原因は定かではありません。蚊取り線香にかかわる火災事故の事例について、消防署にも問い合わせてみるとよいでしょう。ただし、同様の事例があるだけでは、Ｂ社に損害賠償請求するための有力な交渉材料とはならないと思われます。今回、カーペット等が焦げたことに関しては、Ｂ社に蚊取り線香の使用状況等を説明し、原因についての見解を尋ねるよう、相談者にお伝えください。

13. 「液体蚊取りを半年間くらい畳の上に置いたままにしていたところ、畳にシミができた。容器を倒したわけではない。メーカーに申し出たところ、『そのようなシミができることはない』と言われた」という相談を受けている。相談者はメーカーにシミの除去を要求したいようだが、可能か。〈消費生活Ｃ〉

⇒今のお話だけではシミの原因は分かりかねますが、液体蚊取りに何らかの欠陥が認められた場合には、メーカーの製造物責任を問える可能性もあります。まずは、「そのようなシミができることはない」との発言の根拠について、メーカーに合理的な説明を求めてみるとよいでしょう。

14. ３ヵ月くらい前、ブラウン管テレビ(約10年使用)の後ろに蛾が止まったので、テレビのスイッチを切ってから△△社製の殺虫スプレー(エアゾール製品)○○をかけた。その後、テレビのスイッチを入れても映像や音が出ないことが何度かあった。２ヵ月くらい前に、再び同じところに蛾が止まったので、前回と同じように○○をかけた。その後、テレビのスイッチを入れたところ、今度は完全に映像や音が出なくなってしまった。△△社にテレビを弁償するよう求めたところ、「一般常識としてそのような使い方はしないだろう」と言われた。納得できないので、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。同様の被害に関する相談が化学製品ＰＬ相談センターに寄せられたことはあるか。〈消費者〉

⇒当センターでは受付事例がありません。また、同様の事例があったとしても、それだけでは、△△社にテレビの弁償を要求するための有力な交渉材料とはならないと思われます。ただし、製造者にとっての「一般常識」と、使用者にとっての「一般常識」とが異なる場合もあり、今のお話だけでは△△社が結論として何を言わんとしているのかもあいまいなため、より説得力のある対応を△△社に求めてみてください。

3)　家具－13件

家具から放散する化学物質による室内空気汚染をお疑いの場合は、保健所等に依頼して、室内の化学物質濃度を測定してみることをお勧めします。測定方法や誤差により若干の数値の変動も考えられますが、厚生労働省が定めている指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)と比較して濃度が高いとき(人によっては、微量の物質に過敏に反応してしまうこともあります)は、対策としてはやはり徹底した換気が一番です。しかし、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差があり、あまり我慢を続けて、体の具合が悪くなるといけませんので、可能なら家具をしばらく別の場所で保管されるか、販売店と交渉して預かってもらう、または交換や返品が可能かお尋ねください。また体調に不調を感じたときは、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

なお、家具等の購入に際しては、販売店等を通じて、事前に材質等を確認するようお勧めします。木質系建材等については、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)で、“シックハウス”の原因物質の一つとされているホルムアルデヒドの放散量に関する規格が定められていますので、それらを参考にされるとよいでしょう。ただし、化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、特に臭いや化学物質に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。

※ 参考：P.147 ちょっと注目「家具等のホルムアルデヒドに関する表示」

1.　**「10年くらい前に当時新築の分譲マンションを購入し、夫が事務所として使用していた。当初、夫が『室内に入ると目がチカチカする』と言っていたが、最近はそのようなことはなくなっていた。近々、そこを住居として使用する計画で、今まで使用していなかった部屋の掃除を始めたのだが、台所の作り付けの食器棚の扉を開けると、夫も自分も目がチカチカする。食器棚の扉を閉めると症状は治まるので、医者にはかかっていない。食器棚を分析し、目がチカチカする原因を明らかにしたい。また、対策についても知りたい」という相談を受けている。〈消費生活C〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずは、マンションの不動産会社、建築会社等に、食器棚に使用されている材質について問い合わせ、それを踏まえて目がチカチカする原因や対策等についても相談してみるとよいでしょう。必要であれば、対策の前後に、保健所等に依頼して室内の化学物質濃度を測定してみるよう、また部屋の換気も十分に心がけるよう、相談者にお伝えください。

2.　**新築分譲マンションを購入し、オプションとして作り付けの食器棚を取り付けてもらって、11ヵ**

月前に入居した。この食器棚の中の臭いが強く、木製やプラスチック製の食器にも臭いが移る。短時間でも食器棚の扉を開けておくと少しは改善されるが、ほこりが入るので常に開けてはおけず、扉を閉めておくと、次に開けたときに臭いが一気に出てくる。食器棚の中に市販の脱臭剤を置いてしばらく様子を見たが、効果がなかったので、半年前にマンション販売会社△△に申し出て状況確認に来てもらったところ、「スチレンの臭いだ」と言われた。その後、△△社から提供された脱臭剤を使用しているが、やはり効果がなく、その脱臭剤のメーカーに問い合わせたところ、「臭いの発生に脱臭が追いつかないのだろう」と言われた。そこで、△△社に連絡し、食器棚を作り直してほしいと頼んだのだが、「それ以前の食器棚について臭いのクレームが多かったため、改善したものがその食器棚である。また作り直しても結果は同じだ」と言われた。△△社が積極的に対応してくれず、このままでは生活が不便で困っている。臭いを取り除くよい方法があれば教えてほしい。〈消費者〉

⇒活性炭などの吸着剤や空気清浄機もある程度の効果があると言われていますが、やはり換気が一番です。可能であれば、中の食器はいったん出してほこりのかからないところに移して、引き出しなどは取り外して屋外で陰干しし、部屋の風通しをよくした上で食器棚の扉を開けて、集中的に換気をしてみてください。なお、△△社は「改善した」と言いながらもスチレンの臭いの存在を認めていますので、使用に耐えないほどの臭いがするということであれば、民事上の法律に基づき交換や代金の返還等を要求できる可能性もあります。臭いの感じ方には個人差もあるため、より客観的な交渉材料として、保健所等に依頼して食器棚の中のスチレン等の濃度を測定してみるとよいでしょう。

3. 「購入した二段ベッドで７歳と４歳の子供が寝た翌朝、二人とも目がはれた。医師から『塗料が原因ではないか』と言われた」という相談を受けている。ベッドはインターネットで購入し、ベッドに使用するマットレスは同時期に別のところで購入したとのことだ。相談者は返品を希望しているが、「ベッドとマットレスとのどちらが原因か分からないのだから返品には応じられない」と断られたそうだ。どうすればよいか。〈消費生活Ｃ〉

⇒化学物質に対する感受性には個人差もありますが、ベッドまたはマットレスに何らかの瑕疵等が認められた場合には、売主に返品等を要求できる可能性もあるでしょう。しかし、まずはベッドおよびマットの購入経路（インターネット上の販売形態など）および材質、「塗料が原因ではないか」という医師の発言の根拠などを確認する必要があります。

4. 「インターネット通信販売で購入した外国製の組立て式パソコンデスクセット（デスク、ラック、チェスト）が２週間前に届き、５日くらい後に箱から出したところ臭いが強い。組み立てて寝室に設置したところ、夜になって喉痛・咳・鼻水・目やになどの症状が現れた。子供二人も自分と共に寝室にいたが、そのうち一人に鼻水・咳の症状が現れた。デスクセットを納戸に移したところ、症状が軽くなってきた。デスクセットを返品したいと思い、通信販売会社に申し出たところ、

『臭いは主観的なものであり、組み立て後の返品には応じられない』と言われた。そこで、夫の知人からホルムアルデヒド測定器を借りて納戸内のホルムアルデヒド濃度を測定したところ、0.18ppmであった。当家は築５年で、参考までに住宅メーカーに問い合わせたところ『ホルムアルデヒドの室内濃度指針値は0.08ppmだ』と言われた。これからどのようにデスクセットの返品交渉を進めればよいか」という相談を受けている。とりあえず体調については医師に相談するよう勧め、返品については当センターから通信販売会社に連絡しようと思うが、ホルムアルデヒドの室内濃度指針値は0.08ppmで間違いないか。〈消費生活Ｃ〉

⇒厚生労働省が定めたホルムアルデヒドの室内濃度指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)は、確かに0.08ppmです。念のため、デスクセットを置いていない状態での濃度も測定しておくとよいでしょう。[後日、消費生活センターから、「デスクセットを置いていない状態での濃度は0.02ppmであった。測定結果にもとづき通信販売会社と交渉し、返品できることになった」との報告あり。]

5. 「家具店で洋服ダンスを注文し、10日前に自宅マンションの寝室(６畳)に設置したところ、刺激臭が強い。タンスの中に顔を寄せると頭痛がして目がチカチカするが、顔を離せば治るので医者にはかかっていない。夫も『臭いが強い』と言っており、子供２人(乳幼児)への影響が心配なので、しばらく居間で寝ることにしている。販売店に問い合わせたところ、材質は“Ｆ☆☆☆☆”(※合板･塗料･接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)が定めている等級で、放散量が少ない順に“Ｆ☆☆☆☆”から“Ｆ☆”まである)とのことで、『臭いは１週間くらいで治まる』と言われた。しかし、寝室の窓を開けて換気したにもかかわらず、今も臭いがしている。臭い以外の点では気に入っているので、できれば使用を続けたいが、臭いが治まるのにどのくらいかかるだろうか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒換気を続ければ時間が経つにつれ改善されるでしょうが、実際にどのくらいかかるかは、そのタンスに使用されている成分や部屋の換気状態等にもよるほか、臭いの感じ方には個人差もあるため、一概にはお答えできかねます。タンスに使用されている成分、臭いの原因などについて家具店に問い合わせ、それを踏まえて対策について相談してみるよう、相談者にお伝えください。また、引き続き部屋の換気も心がけるとよいでしょう。(なお、化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、“F☆☆☆☆”であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。)

6. 家具店で購入したソファセット(外国製)が、昨日搬入された。約20畳のリビングダイニング(24時間換気システム付き)に設置し、部屋のドアを閉めたところ、臭いが強く目がチカチカする。部屋の外に出ると目の症状は治まるので、医者にはかかっていない。夜に帰宅した夫も、「ソフ

ァの臭いが強く、鼻水が出る」と言っていた。ソファの材質は分からないが、価格からすると天然皮革ではなく人造皮革だと思う。そのうち臭いが治まるのであればよいが、子供２人(乳幼児)に悪い影響を及ぼすことはないかも心配で、これから家具店に問い合わせるつもりだが、その前に予備知識を得ておきたい。〈消費者〉

⇒換気を続ければ時間が経つにつれ改善されるでしょうが、実際にどのくらいかかるかは、そのソファに使用されている成分や部屋の換気状態等にもよります。また、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差もあり、お子様の健康への影響について一概にはお答えできかねます。しかし、実際にご自身やご主人様が目や鼻に異常を感じていらっしゃるのでしたら、それらの症状や臭いの原因、それを踏まえた対策等について、やはりまずは家具店にお問い合わせください。

7. ２ヵ月くらい前に、カタログ通信販売で外国製の木製家具(高さ約1ｍ)を購入した。カタログには、その家具に使用している接着剤にホルムアルデヒドが含まれているため、アレルギーのある人は換気をする旨が記載されていたが、自分はアレルギー体質ではないので大丈夫だと思って注文した。しかし、実際に家具が届くと、夫婦ともに強い臭いを感じた。外が寒いので常に窓を開けてはおけないため、風通しのよい車庫で引き出しを開けて１ヵ月くらい置いてみたが、それでも臭いが残っている。返品することは考えていないが、臭いがしなくなって使えるようになるにはどのくらいかかるだろうか。〈消費者〉

⇒換気等を続ければ時間が経つにつれ改善されるでしょうが、実際にどのくらいかかるかは、その家具に使用されている成分や部屋の換気状態等にもよるほか、臭いの感じ方には個人差もあるため、一概にはお答えできかねます。引き続き、風通しのよいところで引き出しを開けて、しばらく様子を見てはいかがですか。

8. 「インターネット通信販売で購入したチェスト(外国製)から、マニキュアのような臭いがする。空き部屋に置いて換気をしているが、１ヵ月以上経っても臭いが取れない。臭いを何とかできないものかと販売会社に申し出たところ、『天然のものを使っているので、臭いは有害なものではなく、時間が経てばなくなる。交換には応じるが、注文してから作るので時間がかかる』と言われた。しかし、交換したものが臭わないということではないだろう。デザインは気に入っているので、安全性に問題がなければこのまま使いたい。臭いが有害な成分ではないかを分析して調べてほしい」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターで分析･調査できるか。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターでは分析等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用は依頼者本人の負担となります)。ただし、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定で

きないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。また、必ずしも天然のものが「安全」で、そうでないものが「危険」と、単純に二分することは出来ませんので、臭いの原因、および「臭いは有害なものではない」との発言の根拠について、販売会社に合理的な説明を求めるよう、相談者にお伝えください。

9. **家具店で注文購入したソファが３日前に届いたが、臭いが強く、そのためか自分は昨日から喉が痛く鼻水が出る。夫も「臭いがする」と言っている。布製カバーを開けてみたところ、クッション材(材質:ウレタンフォーム)が臭うようなので、とりあえずクッション材だけ出して別の部屋に置いてある。残りの部分もまだ少し臭うので、部屋の換気につとめている。できれば、ソファを返品するか、臭いのないものと交換したいと思い、家具店に申し出たところ、メーカー(家具店の関係会社)の人が状況を確認しに来ることになった。この臭いはホルムアルデヒドだろうか。ホルムアルデヒドであった場合、法律による規制はあるか。〈消費者〉**

⇒臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあるため、お話だけでは臭いの原因は分かりかねます。また、家具を対象とするホルムアルデヒドの使用に関する法規制は、特にありません。まずはメーカーに現物を確認してもらい、臭いの原因等についての見解をお聞きください。また、喉などの症状が長引くようであれば早めに医師にご相談ください。

10. **「１ヵ月くらい前から頭痛(鈍痛)がして、当初は外出すると治まっていたが、最近は外出中も頭痛がする。１ヵ月半くらい前にソファセット(３人掛け･２人掛け)を購入してリビング(24時間換気システム付き)に設置し、ちょうど頭痛がするようになった頃から気温が上昇してきたので、それにともないソファから化学物質が放散するようになったことが原因だと思う。それ以外に思い当たる原因はないので、とりあえず３人掛けの方だけ別の部屋に移してみたが、効果はなかった。そこで、ソファを返品したいと思い、家具店に申し出たが、応じてもらえなかった。どうしたらよいか。なお、夫は特に体に異常はないが、自分は５年前に家をリフォームした際にも同様の症状が現れ、医師から“シックハウス症候群”と診断された。その経験から、ソファを購入する際、材質が“Ｆ☆☆☆☆”(※合板･塗料･接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)が定めている等級で、放散量が少ない順に“Ｆ☆☆☆☆”から“Ｆ☆”まである)で、かつ、家具店の店頭に展示してあったものを選んだ。フレームは木製で、クッションカバーは皮革製である。体の症状は５年前と同じなので、今回は医者にはかかっていない」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒家具店に返品(契約の解除)を要求するのであれば、ソファに瑕疵があることを証明する必要があります。化学物質に対する感受性には個人差があるため一概に瑕疵が認められるとは限りませんが、まずはそのソファに使用されている成分などについて家具店に問い合わせた上で、保健所等に依頼して室内の化学物質濃度を測定してみるとともに、頭痛の原因について医師に相談するよう、相談者にお伝えください。(なお、化学物質に対する感受性には個人差

があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、“Ｆ☆☆☆☆”であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。）

11. 「小学校入学をひかえている孫のためにホームセンター△△で購入した組立て式の学習机(外国製)が、３日前に届いた。これを組み立てて設置したところ、臭いが強く頭が痛くなった。机から離れると頭痛は治まるので、医者にはかかっていない。孫は喘息を患っており、臭いで喘息の症状が悪化することが心配なので、机の返品・交換について△△と交渉するつもりであるが、今後の商品選択の参考として、机などの家具の臭いに関する基準があるのかを知りたい」という相談を受けている。当センターから机の販売元に事情を確認したところ、「輸入後に第三者機関による検査を行い、“Ｆ☆☆☆”であることを確認している」と言われたが、家具の臭いやホルムアルデヒドについて基準があるのか。〈消費生活Ｃ〉

⇒家具の臭いやホルムアルデヒドについて規制する法律は特にありませんが、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)で、合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒドの放散量についての規格が定められており、放散量が少ない順に“Ｆ☆☆☆☆”“Ｆ☆☆☆”・・・などと表示される場合があります。また、(社)日本家具工業連合会(http://www.zkr.or.jp/)でも、合板・繊維板・パーティクルボード・接着剤には“Ｆ☆☆☆☆”または“Ｆ☆☆☆”のものを、また塗料を使用する場合はホルムアルデヒドを含まない塗料を使用している家具に、「室内環境配慮マーク」を表示しています。しかし、これらの表示は、家具全体の化学物質の放散量を示すものではありません。また、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、“Ｆ☆☆☆☆”や「室内環境配慮マーク」が表示されているからといって、絶対に安全であるとは限りません。家具を購入する際は、ホルムアルデヒド以外にも、材質や加工方法等についてできるだけ詳しい情報を販売店等に問い合わせるとともに、臭いや化学物質に特に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。

12. 家具店で購入した引き出し付きベッド(木製フレーム)２台が、３日前に搬入された。家具店では臭いに気付かなかったが、家の中では狭いためか臭いが耐えがたい。夫も「臭う」と言うので、日夜を問わず窓を開けて換気しているが、臭いが治まるのにどのくらいかかるだろうか。メーカーのホームページによると「低ホルムアルデヒド」のものらしいが、ベッドそのものにはホルムアルデヒドに関することは何も表示されていない。「低ホルムアルデヒド家具」に関する国の認定マークのようなものがあるのか。また、取扱説明書に、「引き出しの中に肌着などを収納する場合はポリ袋に入れてください」と記載されており、たいへん驚いた。これは一般的に行われていることか。メーカーにも問い合わせているが、いまだ回答がない。〈消費者〉

⇒換気を続ければ時間が経つにつれ改善されるでしょうが、実際にどのくらいかかるかは、そのベッ

ドに使用されている成分や部屋の換気状態等にもよるほか、臭いの感じ方には個人差もあるため、一概にはお答えできかねます。家具へのホルムアルデヒドの使用について特に法律による規制はありませんが、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)で、木質系建材等に関するホルムアルデヒドの放散量についての規格が定められており、放散量が少ない順に“F☆☆☆☆”、“F☆☆☆”･･･などと表示される場合もあります。また、(社)日本家具工業連合会(http://www.zkr.or.jp/)が、合板･繊維板･パーティクルボード･接着剤には“F☆☆☆☆”または“F☆☆☆”のものを、また塗料を使用する場合はホルムアルデヒドを含まない塗料を使用している家具に、「室内環境配慮マーク」を表示しています。なお、高濃度のホルムアルデヒドは皮膚炎の原因となることがあるため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で、対象となる繊維製品(下着、寝衣、出生後24ヵ月以内の乳幼児用の下着･寝衣･中衣･外衣･寝具など)について、ホルムアルデヒドの溶出基準値が定められています。しかし繊維製品について規制されていても、タンス等から放散するホルムアルデヒドが繊維製品に移ってしまう可能性があります。それを避けるために、当該ベッドの取扱説明書で「肌着などを収納する場合にはポリ袋に入れる」ことを勧めている可能性も考えられますが、正確な意図はメーカーにお尋ねください。なお、乳幼児は皮膚の感受性が高いため、特に乳幼児用の衣類は、普通のタンス等に比べホルムアルデヒドの放散量が一般的に低いベビー用のタンス等に収納したり、密閉のできる袋等に入れてから収納したりすることを、当センターでもお勧めしています。

13. **「家具店で購入した“Ｆ☆☆☆☆”(※合板･塗料･接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)が定めている等級で、放散量が少ない順に“Ｆ☆☆☆☆”から“Ｆ☆”まである)のサイドボードが１ヵ月前に搬入されたところ、シンナーのような臭いを感じ、その夜から吐き気･下痢･血便の症状が現れた。救急車を呼び、搬送された病院で胃腸炎と診断されたが、原因は特定されなかった。夫は、臭いについては『気にならない』と言っていたが、発疹が出て、２日ほどして治った。自分もしばらく家で安静にしていたところ回復してきたが、頭がフラフラする感じが続いたので、２週間前に内科の診察を受けた。血液検査の結果、甲状腺機能等に異常はなかったが、医師にサイドボードのことを話したところ、『それが原因ではないか』と言われた。帰宅後、サイドボードを屋外に出してみたところ、フラフラする感じが治まった。そこで、家具店に申し出たところ、返品に応じてくれた。この件について、他の人が同様の被害を受けないようにするために情報提供したい」という報告を受けたが、これをさらにどこに報告すればよいだろうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒今のお話だけでは申し出者本人の具体的な希望は分かりかねますが、貴センターとして、業界の対策が必要とお考えであれば当該サイドボードのメーカーおよび(社)日本家具工業連合会(http://www.zkr.or.jp/)に、また行政の対策が必要とお考えであれば経済産業省、独立行政法人 製品評価技術基盤機構、および独立行政法人 国民生活センターに、報告されるとよいでしょう。ただし、報告するにあたって、サイドボードと症状との因果関係等をさらに明

確にしておく方がよいでしょう。（なお、化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、“F☆☆☆☆”であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。）

4) 洗剤･洗浄剤－11件

洗剤･洗浄剤は、体質や体調によっては、皮膚にかぶれ等を起こしたり、吸い込んで気分が悪くなったりすることがあります。合成洗剤、洗濯用または台所用の石けん、住宅用または家具用の洗浄剤については、家庭用品品質表示法によって、品名、成分、液性（“酸性”、“アルカリ性”など）、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられていますので、使用にあたっては、それぞれの製品表示に応じて、使用量を守り、必要であれば炊事用ゴム手袋･マスク･保護用のメガネ等を準備して、誤って目に入ったり、皮膚に付いたり、ミストを吸い込んだりしないように注意しましょう。

※ 参考：P.139 ちょっと注目「洗剤等の表示について」

1. **「３週間くらい前に、洗濯用洗剤をＡ社の粉末合成洗剤(a)からＢ社の粉末合成洗剤(b)に変えたところ、自分と子供（幼児）に鼻水･目のかゆみなどの症状が現れた。自分は、２年くらい前にアレルギー検査を受けた際、『雑草花粉に対するアレルギーがある』と言われたことがある。しかし、今回の症状は洗剤に対するアレルギーだろうと思い、洗剤(b)の使用を止めて洗剤(a)に戻したところ、症状が治まった。２週間くらい前に、子供と一緒に耳鼻科を受診し、血液検査を受けて結果を待っている。担当医に洗剤のことを話したところ、『洗剤に対するアレルギー検査をするところはない』と言われたのだが、本当にないのか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉**
⇒当センターでは、アレルギー検査等に関する専門的知見を持ち合わせておりません。アレルギー性疾患に関する相談を受け付けている（財）日本アレルギー協会 アレルギー相談センター（http://www.jaanet.org/topics/soudan.html）に問い合わせてみるよう、相談者にお伝えください。

2. **「家を新築した際にエアコン６台を設置してから３年が経ったので、洗浄しようと思い、ホームセンターで販売されていたエアコン洗浄スプレーを、本来はエアコン１台につき１本使用するものだが４本だけ購入した。３人いる子供全員がアレルギー体質なので、10日前に１台だけに試して様子を見た。２日経っても特に問題がなかったので残る５台にも使用したところ、さらに２日後に、自分は体に異常は現れなかったが、妻と子供全員が頭痛をうったえた。なかでも、強いアレルギーのために日頃から多くの食品を制限している長男（中学生）は、全身に発疹も出た。長男を医者に診せてエアコン洗浄スプレーのことも話したが、『原因は特定できない』と言われた。妻と子供たちはとりあえずホテルに滞在した後、現在は実家で過ごし、症状は回復し**

つつある。エアコン洗浄スプレーのメーカーに申し出たところ、『この製品で同様のトラブルはない。暖房運転にして成分を飛ばすように』と言われた。その通りにやってみた後、妻が様子を見に帰ってきたが、やはり頭痛を起こした。外に出ると治まるので医者にはかかっていない。エアコン洗浄業者に依頼して、すべてのエアコンをいったん取り外し、別の場所で分解･洗浄した後に設置しなおしたが、それでも改善されなかったため、妻からエアコンをすべて新しく買い換えるよう要求されている。買い換えるべきかの判断材料として、同様の被害に関する相談が他に寄せられているかどうか知りたい」という相談を受けている。当センターには同様の相談は寄せられていないが、化学製品ＰＬ相談センターには寄せられているか。〈消費生活Ｃ〉

⇒エアコンの洗浄後に体調を悪くしたとうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。また、洗浄剤の種類、洗浄方法にもいろいろあるほか、化学物質に対する感受性には個人差もあるため、エアコンを買い換えるべきかのご参考にはあまりならないものと思われます。

3. 「７日前に、△△社製の洗濯槽クリーナーを使って洗濯機を洗浄したところ、こぼしたわけでもないのに洗濯槽クリーナーの臭いが部屋中に充満し、家族全員に目の痛み･頭痛･睡眠不足･食欲不振などの症状が現れた。△△社に申し出たところ、洗濯槽に中和還元剤を塗布しに来てくれた。その際、部屋のカーペットから洗濯槽クリーナーの臭いがすることが確認され、その旨および洗濯槽クリーナーの成分･検査結果などについて、追って文書で回答された。しかし、まだ壁紙やカーペットに臭いが残っており、症状も続いているので、壁紙を張り替えるなどして元の部屋の状態に戻すよう△△社に要求したい」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターであっせんを行ってくれるか。なお、医師の診察は受けていないとのことだ。家族の構成･人数は聞いていない。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターでは、まずは問題点を整理して、交渉にあたってのポイントなどを相談者に助言します。当事者間での交渉が行き詰まった場合には、両当事者の了解のもとに「あっせん」(当事者間の相対交渉の場に当センターが同席し、双方の主張を調整する)を行います。化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差もあり、今のお話だけでは、こぼしたわけでもないのに洗濯槽クリーナーの臭いが部屋中に充満した原因等は分かりかねますが、△△社がそのことについて認めているのであれば、まずは当事者間で対策についてよく話し合うとともに、体調不良について医師に相談するよう、相談者にお伝えください。

4. 昨日、子供(１歳４ヵ月)が洗濯用液体石けん(弱アルカリ性)の空き容器でいたずらをして、わずかな残液を飲んでしまった。間もなくして下痢や発熱の症状が出たため、病院で処置をしてもらったが、今もまだ熱がある。事故情報としてメーカーに報告するとともに、子供の容態が心配なので詳しい成分を知りたいと思い尋ねたが、「安全な成分しか使用していない。下痢などの症状とは関係ない」と言って、ろくに話を聞いてくれない。子供が下痢などを起こしたのは、

何か有害な成分が入っていたからなのだろうか。〈消費者〉

⇒消費者から成分等に関する情報提供を求められた場合、メーカーは特段の理由がない限り応じることが望ましいとは言えますが、法律による成分の開示義務がない場合には、開示を強制することはできないでしょう。一般に石けんを誤って食べたり飲んだりした場合、下痢等の症状を呈する可能性がありますが、お子さんの容態についてご心配な点は再度医師に相談し、適切な治療のために成分情報が必要というのであれば、担当医からメーカーに問い合わせてもらうとよいでしょう。

5. 「１ヵ月前に、ホームセンター△△で、いつも使用している入れ歯洗浄剤よりも安いものを見つけて購入した。部分入れ歯の洗浄に毎晩使用し、３回目の使用後、入れ歯が縮んで口に合わなくなった。今まで使用していた他社の入れ歯洗浄剤では、このようなことはなかった。入れ歯治療を受けた歯科医にその入れ歯を見せたところ、『安い入れ歯洗浄剤は使用しないように。この入れ歯はもう使い物にならない』と言われたので、新しい入れ歯をつくった。△△に申し出たところ、洗浄剤を取りに来て、『メーカーに調べさせる』と言って持ち帰った。商品名やメーカー名は覚えていないが、メーカーに入れ歯の代金を負担してもらえるか。その後、△△に連絡したが、『まだ調査中』とのことである」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターに、同様の被害に関する相談が寄せられたことはあるか。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターでは受付事例がありません。また、同様の事例があったとしても、それだけでは、メーカーに入れ歯の代金を請求するための有力な交渉材料とはならないと思われます。しかし、とりあえずメーカーに要望を伝えて、調査結果を踏まえてよく話し合うよう、相談者にお伝えください。また、歯科医にも「安い入れ歯洗浄剤は使用しないように」という発言の意味するところについて確認するとよいでしょう。

6. 「洗浄･除菌など多目的に使用できるというアルカリイオン水を、メーカーのオンラインショップで購入した。ジュエリーの洗浄にも使用できると表示されていたので、ピアス（18金ホワイトゴールド製）の洗浄に使用した。取扱説明書には『30秒くらい漬けた後、拭き取る』と記載されていたが、２時間くらい漬けたまま放置してしまったところ、ピアスのポスト（芯部）が付け根から曲がっていた。アルカリイオン水のメーカーに申し出たところ、『ありえない話ではない』と言われたが、ホワイトゴールドがアルカリに反応して曲がったのだろうか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒お話だけではポストが曲がった原因は分かりかねますが、ホワイトゴールドがアルカリに反応することは考えにくいでしょう。ジュエリーのお手入れに係わるトラブルの原因として考えられる一般的な可能性も含め、ジュエリーに関する相談を受け付けている（社）日本ジュエリー協会（http://www.jja.ne.jp/）のお客様相談室に問い合わせてみるとともに、アルカリイオン水のメーカーに、「ありえない話ではない」との発言の根拠について合理的な説明を求め

るよう、相談者にお伝えください。［後日、消費生活センターから、「アルカリイオン水のメーカーに事情を聞いたところ、『そのような発言はしていない』と言われた」との報告あり。］

7. 「２年くらい前に、量販店で多目的洗剤○○を購入した。衣類、家具、床、ガラスなどが用途として記載されていたので、トイレの床（木製フローリング）を拭くのにほぼ毎日使用していたところ、しだいに床の光沢がなくなって白っぽくなってきた。１年くらい後に○○の発売元に申し出たところ、『酢で拭いてみるように』と言われ、その通りやってみたが、回復しなかった。しかし修理するとなると、自分でその費用を負担するというのは納得できない」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒今のお話だけでは、床の詳細な材質および加工方法、ならびに○○の成分、使用上の注意に関する表示、相談者が実際に使用した方法、時間的な事実関係等が不明なため、床の変色の原因は分かりかねますが、○○に何らかの欠陥（設計上、製造上、指示･警告上）があり、かつ、その欠陥と床の変色との間に因果関係があると認められた場合には、発売元等に対し製造物責任（ＰＬ）法に基づく損害賠償を請求することができます。ただし、欠陥や因果関係を立証する責任は原則として被害を申し立てる側にあり、○○を使用する前の床の状態、２年間の床の使用･お手入れ状況などに関する客観的な証明も必要と思われる旨、相談者にお伝えください。

8. 当社が製造した住宅用洗浄剤について、飲食店から「高級家具を拭くのに使用したところ、表面のニスがはげ、総額数千万円の損害を被った」という苦情を受けている。明日にでも訪問して被害状況等を確認する予定である。この洗浄剤の用途に家具は含まれる。しかし、水が染み込む家具には使えない旨、およびラッカー等の塗装面は目立たないところで変色しないことを試してから使う旨を表示しており、大手洗剤メーカー△△の同種製品の表示と変わりはないので、それを守らずに生じた被害については責任を負いかねると考えているが、どうか。〈事業者〉

⇒一般的には製品の注意表示を守らずに生じた被害については使用者の責任とみなされますが、当センターは法的責任の有無について判断できる立場にはありません。また、製造物責任（ＰＬ）法では表示内容等について具体的には定められておらず、表示が適切か否かについては、他社の同種製品との比較も参考にされるでしょうが、最終的な判断は法的な場に委ねられます。まずは貴社としての見解を示して飲食店側とよくお話し合いください。

9. ３日前から、△△社製の台所用洗剤を使い始めたのだが、使用後に手に石油のような臭いが残る。△△社に電子メールでそのことを伝えたところ、洗剤を送ってくれれば購入代金の返金に応じる旨の返信があったが、送ってしまって大丈夫だろうか。〈消費者〉

⇒今のお話だけでは、具体的に何を心配されているのかが分かりかねますが、本当に返金されるかをご心配であれば、△△社からの返信メール、洗剤を送る際の運送会社等の控えを保存しておくとよいでしょう。臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけでは分かりかねますが、その洗剤に問題があったとしても、他に拡大損害が生じていなければ、ご自身に対す

る△△社の法的責任は、代品交換または返金によって果たされるものと思われます。それ以外に何かご心配な点があるならば、取りあえず洗剤の一部を取り分けて保存しておいてはいかがですか。

10. **△△で購入した台所用スポンジと液体石けんを、数ヵ月前から食器を洗うのに使用していたところ、１ヵ月くらい前からスポンジ(スポンジ部:セルロース繊維、ネット:ポリエステル)の白いネットが青緑色に変色した。同じスポンジの新品に替えてみたり、別のピンク色のスポンジ(ウレタンフォーム)に替えてみたりしたが、いずれの場合も同様に変色した。気持ちが悪いので変色したスポンジは捨てた。△△に申し出て、液体石けんを渡して調べてもらったところ、「液体石けんに問題はない。スポンジが変色したという事例はない」と言われた。しかし、納得できないので、変色の原因を調べてくれるところを紹介してほしい。〈消費者〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。まずは、「液体石けんに問題はない」との発言の根拠について、△△に合理的な説明を求めてみてはいかがですか。その際、できればスポンジの変色を再現したものを△△に示せるとよいでしょう。

11. **「居住しているマンション(約100世帯)で、管理組合の役員をしている。当マンションでは、業者に依頼して定期的に排水管の洗浄を行っている。今までは高圧洗浄を行っていたが、排水管に洗浄剤を流し込む方法もあることを知り、その方法を採用している業者に替えて、10ヵ月くらい前に洗浄を行った。しかし、その後、排水管が詰まるトラブルが発生した。本当に洗浄効果があったのかについて、業者との間で感情的にもめてしまっている。使用された洗浄剤を分析して成分を調べたいので、分析機関を紹介してほしい」という相談を受けている。〈消費生活C〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。成分を知りたいのであれば洗浄剤のメーカーに問い合わせてみるとよいでしょう。しかし、洗浄効果については施工方法も関与するものと思われます。今のお話だけでは感情的にもめるまでの経緯が不明ですが、契約にまつわる事実関係を踏まえた上で、マンションの管理会社に間に立ってもらうなどして、洗浄後に排水管が詰まった原因についての洗浄業者の見解を尋ねてみるよう、相談者に勧めてみてはいかがですか。

5)　建材－9件

新築･改築後の住宅などにおいて、化学物質を放散する建材･内装等の使用による室内空気汚染をお疑いの場合は、保健所等に依頼して、室内の化学物質濃度を測定してみることをお勧めします。測定方法や誤差により若干の数値の変動も考えられますが、厚生労働省が定めている指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)と比較して濃度が高いとき(人によっては、微量の物質に過敏に反応してしまうこともあります)は、どのような建材を使用して、どのような工事を行ったのか、施工業者に問い合わせるなどして汚染原因を特定し、できる限り除去しましょう。原因が特定できない場合や、発生源そのものを除去することが不可能な場合は、とにかく換気を励行してください。また体調に不調を感じたときは、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

なお、住宅リフォーム等を業者に依頼する際、“シックハウス”対策などといっても、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差があるため、人によって解釈が異なる可能性もあります。それが何を意味し、何を保証するのかについて、施工業者との契約の際に具体的に確認しておく必要があります。口頭でも契約は成立しますが、後になって「言った」「言わない」というトラブルになることを避けるために、特に重要と思われる事項は契約書面に記しておくのがよいでしょう。施工直後は放散が特に多いため、入居するまでの期間を十分に取り、入居後も引き続きこまめに換気をするよう心がけるとよいでしょう。

1.　**２年前の春に、リフォーム後の賃貸住宅に娘と２人で入居した翌日から、自分は喉から出血するようになった。外出中は症状が治まることから、住宅に原因があると思った。２ヵ月くらい経つと、娘の顔に発疹が出るようになった。自分も娘もアレルギー体質(花粉症)である。自分の症状について医師の診察を受けたところ、「診断が難しい」と専門医を紹介され、予約をして半年後に診察を受けた。血液検査などの結果から、「蓄積性の化学物質による軽い中毒症状」と診断され、内服薬を処方された。貸主には入居後すぐに苦情を申し出たが、何ヵ月も確認に来てくれず、冬頃にようやく、ホルムアルデヒド濃度を測定(検知管法)しに来た。測定の結果は「基準値以内だ」と言われたが、知人によると、「検知管法は簡易測定法なので、精度が低い」とのことだ。結局は別のところに引っ越して、現在は薬を飲まなくてよいまでに回復している。「基準値」や建材に関する規制について、過去の経緯や現状はどうなっているのか知りたい。また、自分以外にも建材から発生する化学物質のことで困っている人が多いと思うので、化学製品ＰＬ相談センターから建材や接着剤の業界に改善を要望してほしい。〈消費者〉**

⇒貸主の言う「基準値」が厚生労働省の室内濃度指針値を指しているとすれば、平成9年6月13日から平成14年1月22日にかけて順次、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、

フタル酸ジ-２-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、フェノブカルブの13物質について、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」として定められたものです。ただし、「シックハウス症候群と呼ばれる病態で苦しんでいる方の中には、空気中の微量の物質に過敏に反応してしまうことがあると報告されているように、この指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もある」(「厚生労働省シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会　中間報告書―第６回及び第７回のまとめ」より)とのことです。詳しくは厚生労働省にお問い合わせください。建材に関する“シックハウス”対策に係る規制としては、平成14年7月12日に公布された改正建築基準法によって、平成15年7月１日以降、クロルピリホスを添加した建材については居室を有する建築物への使用が禁止され、ホルムアルデヒドを発散する建材(建築物の部分として5年以上使用したものを除く)については、その発散速度、居室の種類、設置された換気設備の換気回数に応じ、使用できる建材や面積が制限されました。詳しくは、同法を所管する国土交通省、または住宅に関する相談を受け付けている住宅紛争処理支援センター(http://www.chord.or.jp/consult/)にお問い合わせください。なお、ご要望の件については、日本接着剤工業会(http://www.jaia.gr.jp/)には当センターからも伝えておきますが、ご自身からも直に申し出られるとよいでしょう。また、建材業界への要望については、建材に関する相談を受け付けている建材ＰＬ相談室((社)日本建材設備･住宅産業協会内)にご相談ください。

2. **息子に健康に育ってほしいとの願いなどから、厚生労働省が室内濃度指針値を定めている13物質すべてが指針値を下回る家を建ててくれる業者を探しまわり、ようやく引き受けてくれる業者を見つけて家を建ててもらった。建築施工に際して、屋根材が指定したものと違っていたり、冷蔵庫用のスペースが指定したよりも小さくて冷蔵庫が入らなかったり、何かとトラブルもあったが、細かいことには目をつぶり１ヵ月前に引渡しを受けた。しかし、化学物質濃度の件だけはこだわりがあったため、引渡し後、本当にすべてが指針値以下になっているか確認するために、自分で検査機関に依頼して室内濃度を測定してもらった。その結果、アセトアルデヒド濃度が約300μg/m³で指針値(48μg/m³)を超えていた。建築業者に申し出たところ、「１階に使用している床材(Ａ)が原因ではないか」と言って、１階の床を２階に使用している床材(Ｂ)と同じものに張り替えることなどを提案された。しかし、１階と２階のいずれもアセトアルデヒド濃度が高かったことから、床材(Ａ)が原因ではないと思うし、床材(Ａ)と床材(Ｂ)とは色が異なるので、１階の床の色が変わってしまうことを妻が嫌がっている。測定の結果を聞いてからずっと換気をしてはいるのだが、自分としては、この際すべての契約を解除するか、または床材を張り替えることなくアセトアルデヒド濃度を指針値以下にした上で建築費用を減額するよう求めたい。そこで法的手段について弁護士に契約書類等を見せて相談したところ、引渡しの際に確認し了承しているので今さら債務不履行を主張することは難しいだろうし、瑕疵担保責任を問うにしてもアセトア**

ルデヒド濃度が300μｇ/㎥であったということが瑕疵と認められるとは限らない等の理由をあげて、勝てる見込みが少ない旨を説明された。また、建築費用の一部しかまだ払っていないため、このまま残金の支払いを拒否した場合、建築業者から逆に訴えられる可能性も指摘された。しかし、自分の主張は絶対に譲りたくないので、業者と話し合いをするつもりはない。〈消費者〉

⇒換気の効果によって、測定を行ったときよりもアセトアルデヒド濃度が下がっている可能性も考えられます。また、建築業者が床材の張替え等を提案していることからして先方には話し合う意思があるようなので、当初の依頼通りに厚生労働省の指針値以下の濃度にするための効果的な方法について、床材の張替え以外の選択肢も含め前向きに話し合うという手段もあります。しかし、ご自身に業者と話し合う意思がなく、契約の解除または建築費用の減額の主張を一歩たりとも譲れないということであれば、建築業者がそれに応じない場合にはやはり法的手段を試みるしかないのではないですか。弁護士等の代理人を立てない本人訴訟も認められてはいますが、やはり弁護士にもう一度よく相談してみてください。必要であれば、他の弁護士にも意見を聞いてみるとよいでしょう。

3. ２ヵ月前に、「１階が住居、２階が事務所の建物（木造２階建て）を新築することになった。自分は子供の頃に“シックスクール症候群”に苦しんだ経験があるほか、両親はアレルギー体質である。知人が工務店に依頼して、“Ｆ☆☆☆☆”（※合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格（JAS）や日本工業規格（JIS）が定めている等級で、放散量が少ない順に“Ｆ☆☆☆☆”から“Ｆ☆”までである）の建材を使用した家を新築したというので、その家を数時間見学させてもらった。そのときに問題がなかったので、知人と同じ工務店に“Ｆ☆☆☆☆”の建材を使用する約束で建築契約をした。６ヵ月前に建物が完成し、建築費用も既に支払った。３ヵ月前に引っ越そうとしたのだが、引越し作業の途中で家族（３人）および従業員（３人）がそれぞれに体調をくずしたため、引越しを中止した。２ヵ月前に、保健所に相談して無料でホルムアルデヒドの室内濃度を測定してもらったところ、厚生労働省の指針値（0.08ppm）をわずかに下回っていた。それでも建物に入ると症状が出るため、工務店に申し出たところ、壁や天井のクロスを撤去してくれた。その後（１ヵ月前）、今度は自分で費用を負担して、民間の検査機関にホルムアルデヒドなどの室内濃度測定を依頼した。その結果は、ホルムアルデヒドが0.11ppm、アセトアルデヒドが0.035ppm（※厚生労働省の指針値は0.03ppm）であり、その他の物質は検出限界以下であった。この結果について工務店に話したのだが、仕様書や建材の出荷伝票のコピーなどを提示し『契約どおり“Ｆ☆☆☆☆”の建材を使用して建てたのだから、責任はない』と言って、対応してくれない。何とかならないのか」という相談を受けた。住宅紛争処理支援センターにも相談したが、化学製品ＰＬ相談センターからも何かアドバイスはないか。なお、今月に入って相談者から、「自分、家族および一部の従業員が専門病院で診察を受け、問診の結果から“シックハウス症候群”と診断された。現在も建物に入ると症状が出る」との連絡を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒住宅に関しては、当センターよりも住宅紛争処理支援センター（http://www.chord.or.jp/consult/）の方が、より専門的な対応を期待できますが、場合によっては、仕様書等の契約にまつわる

事実関係を踏まえて、一度弁護士等の法律の専門家に相談してみることを、相談者に提案してはいかがですか。なお、化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、“F☆☆☆☆”であれば絶対に安全であるとは言えない場合もありますので、部屋の換気を十分に心がけるよう、相談者にお伝えください

4. **家を新築するにあたり、自分はアレルギー体質(花粉症)であるため、建材はすべて“F☆☆☆☆”(※合板･塗料･接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)が定めている等級で、放散量が少ない順に“F☆☆☆☆”から“F☆”まである)のものを使用するよう、建築業者に依頼した。その家(木造２階建て)が１ヵ月前に完成し、入居はさらに１ヵ月くらい後を予定しているが、家に行くと目がチカチカする。換気扇を作動させているときは症状が治まるので、医者にはかかっていない。保健所に相談したところ、“シックハウス”対策に関するパンフレットを送ってくれ、そこに「部屋を暖める方法がある」と書かれていた。詳しいことを保健所に問い合わせたところ、「具体的なことは分からない」と言われ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**
⇒新築･改築後の住宅などにおける化学物質による室内空気汚染への対策の一つに、室温をあげることによって建材から強制的に化学物質を発散させて排出させる方法(いわゆる「ベイクアウト」)がありますが、その効果は必ずしも明確でなく、また実施に当たっては専門的な知識や経験が必要です。ベイクアウトに関する一般的な情報については、住宅紛争処理支援センター(http://www.chord.or.jp/consult/)にお問い合わせください。また、室内空気対策研究会のホームページに、「ベイクアウト及び空気清浄機による化学物質濃度の低減報告書」等(http://www.ibec.or.jp/iaq/R4.html)が掲載されていますので、参考にされるとよいでしょう。なお、化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、“F☆☆☆☆”であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。特に新築当初は化学物質が放散しやすいと考えられることから、入居するまでの期間をなるべく長く取ってください。また、ホルムアルデヒドを発散する建材を使用していなくても家具等から発散する可能性があることから、改正建築基準法(平成14年7月12日公布)によって、平成15年7月1日以降に着工されたすべての住宅に24時間換気システムの設置が義務付けられていますので、換気扇のスイッチは切らないでください。

5. **「最近、業者に依頼してリフォーム(部屋の壁紙の張り替え、洗面所の床の張り替え)を行ったほか、自分でウッドデッキの塗装もした。それ以来、それらの場所に近づくと頭痛がするのだが、医者にはかかっていない。自分はもともと化学物質に敏感なため、リフォーム業者には“F☆☆☆☆”(※合板･塗料･接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格(JAS)や日本工業**

規格(JIS)が定めている等級で、放散量が少ない順に“Ｆ☆☆☆☆”から“Ｆ☆”まである)の建材を使用するように依頼し、ウッドデッキの塗装にも“Ｆ☆☆☆☆”の塗料を使用した。それなのにどうして体調に影響するのか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、“Ｆ☆☆☆☆”であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。リフォームを行った部屋の換気を十分に心がけるとともに、頭痛については医師に相談するよう、相談者にお伝えください。また、念のために、リフォームに使用された建材が“Ｆ☆☆☆☆”であることをリフォーム業者に確認しておくこともお勧めします。

6. 「３ヵ月くらい前から、賃貸集合住宅(築40年)を借りて一人暮らしを始めた。その部屋は、自分が入居する３ヵ月前に内装リフォームが行われたとのことであった。もともとハウスダストアレルギーがあったのだが、入居して間もなく、目がチカチカして、頭が痛くなり、胸がムカムカし、体がだるくなった。とりあえず実家に戻って、眼科など個別の診療科を受診したが、現在も症状は続いている。“シックハウス症候群”だと思うので、専門病院を受診したいが、２ヵ月先まで予約が取れない。症状が出てからすぐに貸主に申し出て、リフォームをやり直すよう要求したが、『建築基準法の規制に従ってリフォームを行った』といって応じてくれず、『部屋を交換してもいいが、引越し費用は自己負担になる』と言われ、引き続き交渉中である。ホルムアルデヒド等の化学物質の室内濃度を測定しようと思うが、費用が数十万円もかかるらしいので、より安価な簡易測定を頼めるところを紹介してほしい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒おおよその値であれば、ホルムアルデヒドについては市販の検査キット等を使って自分で調べることもできます。また地域によっては保健所でもホルムアルデヒド等の室内濃度測定を行っているほか、住宅に関する相談機関である住宅紛争処理支援センターのホームページに、「室内化学物質の分析機関一覧」(http://www.chord.or.jp/information/6_4_7.html)が掲載されています(ただし、厳密な測定でない場合は、公式な測定結果として認められない可能性もあります)。なお、化学物質に対する感受性には個人差もあり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまう場合もあります。

7. 「２ヵ月前から、賃貸アパート(木造)を借りて一人暮らしを始めた。賃貸契約前に部屋を下見した際に、まだリフォームが行われている途中だった。工事完了の直後に入居したが、引越し作業中からシンナーのような臭いを感じ、常に換気扇を作動させていないと臭いに耐えられない。臭いの原因について、なるべく費用をかけずに調べたい」という相談を受けている。なお、貸主にはまだ申し出ていないとのことだ。〈消費生活Ｃ〉

⇒臭いの感じ方には個人差もあり、また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずは貸主に申し出て、リフ

ォームに使用された建材等を踏まえた臭いの原因と対策について相談してみるとともに、必要であれば保健所等に依頼して室内の化学物質濃度を測定してみるよう、相談者にお伝えください。

8. **両親が住む実家の和室（８畳）の畳の表替えをすることになり、インターネットで業者を探して依頼した。３週間くらい前に作業が行われ、その２週間くらい後に娘と孫を連れて実家に泊まった際、その和室で寝たところ、娘と孫の目が腫れ、自分は胸が苦しくなった。起きてしばらくしたら全員治ったので、医者にはかかっていない。しかし、隣の部屋を寝室にしている母は、「畳替えをした頃からずっと気分が悪い」と言っている。２階を寝室にしている父には、特に体に異常はない。母のことも心配だが、自分達も３週間後にまた実家に行く予定があるので心配だ。消費生活センターに同様の事例の有無を問い合わせてみたところ、「そのような苦情は寄せられていない」とのことで、化学製品ＰＬ相談センターにも問い合わせてみるように言われた。同様の事例に関する相談は寄せられていないか。また、畳から有害な成分が放散している場合には畳表の交換を業者に要求したいので、畳を分析してほしい。〈消費者〉**

⇒畳替えの後に体調を悪くしたとうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。分析については、当センターでは分析を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずは畳替えに使用した素材や成分等について、畳業者に問い合わせてみるとよいでしょう。また、部屋の換気も十分に心がけ、お母様の体調不良が長引くようであれば早めに医師にご相談ください。

9. **リフォーム工事後に体調不良を起こした。消費生活センターに相談したところ、使用された建材と症状との因果関係について化学製品ＰＬ相談センターで教えてもらえるだろうといって紹介された。〈消費者〉**

⇒当センターは医療機関ではないため、因果関係についてお答えできる立場にはありません。

6) 接着剤･粘着剤－9件

瞬間接着剤などのシアノアクリレート系接着剤は、接着力が非常に強力なだけに、目的以外のものに付くとはがれにくいので注意してください。特にアルミ製のチューブの容器は、プラスチック容器に比べて一般に破れやすく、開封する際などに力を加えすぎると中身が飛び出す可能性があります。保管状況などによっては固まって出にくくなってしまうので、使用後はノズルなどをきれいにふき取ってからキャップをしっかり閉めて、直射日光が当たらない湿気の少ない場所に保管するようにしてください。

※ 詳しくは P.141 ちょっと注目「シアノアクリレート系接着剤(瞬間接着剤)」をご覧ください。

1. 「100円ショップで瞬間接着剤を購入し、１度使って保管していたものを２度目に使おうとした際、ノズルの先端で固まっていた。そこで、チューブを強く押したところ、チューブに亀裂が入って中の接着剤がズボンにかかり、その部分が熱くなって火傷をした」という相談を受けている。当センターから販売元に連絡をしたところ、「繊維に付着した場合に火傷することがある旨を接着剤の外箱に表示している」と言われた。しかし、外箱は開封したら通常は捨てるものだから、本体に表示しないのはおかしいのではないか。また、自分は瞬間接着剤で火傷をすることがあるとは知らなかったので、世間の人もほとんど知らないはずである。先ほど独立行政法人 国民生活センターに周知を徹底するよう求めたところだが、化学製品ＰＬ相談センターからも世間に周知すべきだ。〈消費生活C〉
⇒家庭用接着剤(動物系のもの及びアスファルト系のものを除く)は、「家庭用品品質表示法」に基づき、種類、成分、毒性(劇物を使用している場合)、用途、正味量、取扱い上の注意、ならびに製造業者等の名称および住所または電話番号を表示することが義務づけられており、特に毒性および取扱い上の注意については本体に表示するように定められています。しかし、接着剤本体の大きさによっては、本体への表示が不可能であったり、表示したとしても字が小さすぎて読みにくくなってしまったりという問題があるため、接着剤業界においても表示方法について検討を重ねているようです。毒性および取扱い上の注意以外については、正味量15ml以下のチューブ入りのものおよび正味量30ml以下の瓶入りのものの場合、外箱など本体以外に表示することも認められていますので、製品を使い終わるまでは外箱なども捨てないようお願いします。なお、瞬間接着剤による火傷について、当センターにおいては『アクティビティーノート第112号』(http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/281_302.pdf)の10ページで情報提供していますが、周知を徹底すべきとのご意見については当センターから日本接着剤工業会(http://www.jaia.gr.jp/)にも伝えておきます。[その後、『アクティビティーノート第140号』にも、瞬間接着剤等の使用上の注意について掲載しました(本書P.141)。]

2. 「１ヵ月くらい前、100円ショップで購入したネイルグルー(つけ爪用接着剤)を使用後に、机の上のペン立てに差しておいた。そのペン立てを誤って倒してしまい、ネイルグルーが机の下に落ちそうになったので、ももの間に挟んで押さえたところ、ネイルグルーのキャップが外れて中身がこぼれた。はいていたジーパン(半年くらい前に購入)に中の接着剤が付いて、その部分が熱くなって皮膚にくっつきかけたので慌ててはがしたところ、皮膚に100円玉くらいの赤みが生じており痛みもあった。その日のうちに販売店に申し出たところ、間もなくして販売元から連絡があり、『まずは病院に行ってほしい。治療費を負担し、ジーパンを弁償する』と言われた。３日後に、販売元から、迷惑をかけたという旨の手紙とともに、商品券(数千円)が送られてきた。事故から５日後に、接着剤が付いた皮膚が化膿してきたので、皮膚科で診てもらった。接触性皮膚炎と診断され、その後も通院を続けながら、処方された軟膏を使用している。10日前に、『足に痕が残ったらどうしてくれるのか』と販売元に聞いたところ、『医師の診断書、ネイルグルーの現物、患部の写真およびジーパンを送ってほしい』と言われた。４日前にそれらを

販売元に送ったところ、先程、ネイルグルー以外が返されてきた。どういうことか電話で問い合わせたところ、『一切補償しかねる』と言われた。いったん『補償する』と言っておきながら、今になって『補償しかねる』というのは、納得できない」という相談を受けている。詳しい事実関係はこれから確認するが、製造物責任（ＰＬ）法上はどのように考えられるか。〈消費生活Ｃ〉

⇒製造物責任（ＰＬ）法では、製造物の欠陥（設計上、製造上、指示･警告上）によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合、その製造物の製造業者等は被害者に対して損害を賠償する責任があるとしています。しかし、当該ネイルグルーの問題については、今のお話だけでは詳しい事実関係が不明なため分かりかねます。また、欠陥の有無にかかわらず、販売元の担当者がいったん「補償する」と回答したのであれば、会社としてその発言に責任を負うべきと思われます。ただし、補償の内容については、販売元の指示に従わずすぐに治療を受けなかったために被害がさらに拡大したという場合には、それが考慮される可能性もあるでしょう。（なお、消費生活用製品安全法における「重大製品事故」に該当する可能性もありますので、詳しい事実関係を確認した上で、同法を所管する経済産業省にも事故情報として申し出るとよいでしょう。）

3. 接着剤（外国製）を素足にたらしてしまい、しばらくそのままにしていた後にはがしたら、火傷のように皮膚が赤くなっていて痛い。販売元に連絡したいが、製品には販売元名が表示されておらず、箱に表示されていたのかもしれないが捨ててしまった。〈消費者〉

⇒購入した店に販売元の名称と連絡先をお問い合わせください。皮膚の症状については、医師にご相談ください。

4. 100円ショップで購入した瞬間接着剤について、相談を受けた。「５日前に購入し、その日のうちに使おうとしたが、栓が固かった」とのことで、何か鋭利なものを使ってチューブ（アルミ製）に穴を開けたらしい。「穴を開けた瞬間、中の接着剤が飛び散り、手の指と脛に付着した。指に付着したものはやすりで削り取ったが、脛に付着したものは無理にはがしたため、皮膚が赤くなってしまった。販売店等には申し出ていないが、このような製品の問題について公にして、しかるべき処置をしてほしい」と言って、現物を置いて帰ってしまったのだが、どうすればよいか。〈消費生活Ｃ〉

⇒相談者が考える「しかるべき処置」の具体的な内容が今のお話だけでは分かりかねますが、貴センターとしての対応方針を検討するためにも、まずはメーカー等と連絡を取り、事故原因に関連すると考えられる情報を収集する必要があると思われます。

5. ４日前に100円ショップで瞬間接着剤（外国製）を購入し、３日前に使おうとしたが、栓が固いので力を入れてチューブ（アルミ製）を握ったところ、チューブの端が破れて中の接着剤が飛び出し、額･眉毛･頭髪に付いた。すぐにお湯で拭き取ったが、眉毛は抜けてしまい、頭髪に付いたものは取れない。医師の診察を受け、軟膏を処方されたので、販売店に申し出て治療費を請求した。その後、輸入元△△から連絡があり、「現物を送ってほしい」と言われたので送った。し

かし、謝罪の言葉もなく責任を認めない。交渉の結果、治療費については負担してくれることになったが、「払えばいいんでしょう」と言うような態度で、気分が悪い。△△社の対応の悪さについて、化学製品ＰＬ相談センターから公に知らしめてほしい。〈消費者〉

⇒当センターでは、寄せられた相談について、当事者の実名に関する情報は公表できません。△△社の対応者の態度などについて納得のできない点を、△△社のしかるべき立場の人(お客様相談室の責任者等)または販売店に伝えてはいかがですか。(なお、瞬間接着剤が手などに付いた場合は、なるべく熱いお湯の中にしばらく浸して少しずつもみほぐすようにしてはがしてください。はがれにくい場合には、専用の「はがし液」、またはマニキュアの除光液、アセトンなどを使うとはがれる場合もありますが、決して無理はせず、手に負えない場合は接着剤を持参の上で医師に相談してください。)

6. 当社の接着剤を購入した消費者が、「開封した際にチューブ(アルミ製)から中身が飛び出し、着衣とバッグに付着した」として、それらの代金(十数万円)を弁償するよう販売店に要求してきたとのことで、販売店から対応を依頼された。本人に連絡し、現物を確認するために送ってほしいと伝えたが、強硬な態度で「とにかく弁償しろ」の一点張りである。製品表示に、開封する際に飛び出す可能性がある旨の注意を記載している上、現物も確認できないので、要求に応じる必要はないと考えているが、どのように対応したらよいか。〈事業者〉

⇒事実関係を確認した上で消費者の要求に応じるかを決定することが望ましく、まずは現在の状況における貴社としての見解を毅然と示すしかないと思われます。

7. 「４～10年前に購入した接着剤９点について、開封したところ中身が固まっていて使い物にならない。使用期限が表示されていなかったので、交換するようメーカーに求めたが、応じてくれない」という相談を受けている。どのように考えられるか。〈消費生活Ｃ〉

⇒医薬品や化粧品などの取扱い等について定めている薬事法では、適切な保存条件下で３年以内に変質するものについてのみ使用期限の表示を義務づけています。つまり、使用期限が表示されていない製品でも、３年以上経過した場合の品質については保証の限りではありません。接着剤などの、薬事法の対象とならない一般の消耗品についても、これと同様の考え方は応用できるものと思われます。４～10年前に購入した接着剤の品質について、メーカーの責任を問うことは、やはり難しいでしょう。(『アクティビティーノート第123号』(http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/388_408.pdf)の12ページに「消耗品の使用期限の考え方」という記事を掲載しています。)

8. 濃い茶色のスーツ(材質:ウール)のズボンの脛の辺りに、タバコで穴(１㎜くらい)を開けてしまった。今から２週間後に使用する予定があるので、共布を使って修繕しようと思い、布用接着剤(外国製)を購入した。その接着剤には、使用できる材質としてウールも表示されていた。注意事項として、「スーツ・ドレスなどの高級品には使用しないように」と表示されていたが、理由が分からなかったので守らなかった。１～２㎝角に切った共布とズボンを、用法通りに接着しアイロ

ンをかけたが、共布の半分くらいしか接着できなかったばかりか、ズボンの表に黒いシミができてしまった。接着剤を購入したホームセンター△△に申し出たところ、「輸入元に検査してもらう」と言われたので、接着剤を預けた。しかし１週間経っても連絡がないので、△△に電話して確認したところ、△△の本社で話が止まっていた。そこで輸入元に直に連絡しようと思ったが、３回電話したのにいつも出ない。輸入元の責任でズボンのシミを取り除いてほしいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒輸入元と連絡が取れないのであれば、初めに苦情を申し出た△△社に急いでいる事情を説明し、△△社から輸入元にご自身の要求を伝えてもらってください。ただし、一般的には、製品の注意表示を守らずに生じた被害について、全面的に製造(輸入)業者の責任を問うことは難しいと思われます。

9. １ヵ月前に、内装業を営む父を通じて入手した業務用接着剤〇〇を使用して、自分の職場(母が営むブティック)の床の一部を自分で張り替えた。その際、保護手袋は使用しておらず、指先に接着剤が付着したので、手に付いた場合の処置に関する表示に従い石鹸で洗い落とした。翌日になって手や顔に湿疹が出て、２～３日は様子を見ていたが、次第に症状が悪化して顔が赤く腫れあがってしまった。皮膚科を受診したところ、接触性皮膚炎と診断されたが、「原因を特定するにはパッチテストを受ける必要がある」と言われた。知り合いの内科も受診し、そこでも専門医によるパッチテストを勧められたので、アレルギー科を受診したところ、やはり同様の見解で、後日パッチテストを受ける予定である。現在、顔にはまだ痕が残っており、それが治るかは今のところ分からない。一方、診療と平行して、〇〇のメーカー△△にも申し出ている。最初に△△社から状況を確認に来た際には、「〇〇を使用したために自分はこんなにひどい顔になっている。今後このようなことが起きないようにしてほしい」と伝えた。△△社は〇〇の残りを持ち帰り、後日、「検査の結果、〇〇の品質に問題はなかった。皮膚の症状との因果関係について現時点では明確になっていないが、今後〇〇をより安全にご使用いただくための対応として、従来から製品安全データシート(ＭＳＤＳ)には記載している保護具の着用について、製品ラベルにも表示することにした」と回答された。しかし、自分はこのようなことになって精神的にも非常に傷ついているし、２週間くらいにわたり仕事もできず、家族にも心配をかけたのに、補償の話が出てこなかったので不満だ。昨日あらためて△△社に補償するよう求めたところであるが、金額については例えば100万円もらえばそれで気がすむというものでもない。そもそも、自分にはＭＳＤＳが提供されていなかったし、製品ラベルの表示を変えたということは前のラベル表示に問題があったということではないのか。実際、他社の業務用塗料の製品ラベルには、保護具の着用について記載されている。法律に詳しい知人に相談したところ、「パッチテストで因果関係が明らかになれば、△△社の製造物責任が問えるはずだ」と言われたが、どうか。〈事業者〉

⇒因果関係が明らかになったとしても、皮膚トラブルは個人の体質にもよるため、必ずしもメーカーの責任が問えるとは限りませんが、当センターは法的責任の有無について判断できる立場にはありません。また、表示が適切か否かについても、ＰＬ法では表示内容等について具体的には定められ

ておらず、最終的な判断は法的な場に委ねられます。警告義務の有無の判断要素としては、他社の同種製品との比較も参考にされるでしょうが、より安全な製品が存在することや当該製品が改良されたことだけをもって欠陥が認められるとは限りません。さらに、業務用製品の場合には、ユーザーに対して期待される専門知識も考慮される可能性があります。また、MSDSは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」･「労働安全衛生法」･「毒物及び劇物取締法」の各法におけるそれぞれの対象化学物質を一定の割合以上含有する製品を事業者間で取り引きする際に提供が義務づけられているものですが、△△社がMSDSを発行したにもかかわらず、それがユーザーに提供されていなかったというのであれば、そのことについて△△社の責任を問うことは難しいと思われます。△△社からの回答を待って、その内容に納得できない場合は、ご自身の要求を具体的にした上で、一度弁護士等の法律の専門家に相談してみるとよいでしょう。

7)　繊維製品－9件

繊維製品に、しわや縮みを防いだり風合いを出したりする目的で、ホルムアルデヒドを含む樹脂による加工を施すことがあります。しかし、高濃度のホルムアルデヒドは皮膚炎の原因となることがあるため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で、対象となる繊維製品について、ホルムアルデヒドの溶出基準値が定められています。

※ 詳しくはP.136 ちょっと注目「繊維製品中のホルムアルデヒドについて」をご覧ください。

1. **「新品のワイシャツを着用したところ、首周りが赤くはれた。ホルムアルデヒドが含まれているのだと思うが、規制はないのか」という相談を受けている。〈消費生活C〉**

⇒「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で、対象となる繊維製品についてホルムアルデヒドの溶出基準値が定められており、これに適合しないものの販売が禁止されていますが、ワイシャツなどの大人用の中衣は対象とされていません(詳しくは同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。繊維製品による皮膚障害は、人によってはホルムアルデヒド以外の加工剤や染料、また、物理的な刺激が原因となることもあるため、お話だけでは首周りが赤くはれた原因は分かりかねますが、ホルムアルデヒドに関しては、全日本婦人子供服工業組合連合会のホームページに、「ホルムアルデヒドは非常に水に溶けやすい物質のため、水洗いできるものは一度水に通すとよい」など、消費者にできる対策や日常の心がけが掲載されています(http://www.jwca.or.jp/topics/07/070823.htm)。

2. **「先月、スーパーマーケットで購入した２着の同じ下着(綿70%、ポリエステル30%)のうちの１着を着用したところ、翌日、下着に触れていた皮膚が赤くなり、かゆみが生じた。皮膚科の診察を受けたところ、接触性皮膚炎と診断されたが、『原因は特定できない』と言われた。その下着の着用をやめて数日後には症状は治まった。下着メーカーに申し出て、原因を究明するように求め、着用品と未使用品をメーカーに送って、メーカーから第三者機関に依頼して検査**

が行われた。１週間前に、『肌当たり検査の結果に異常はなかった。ホルムアルデヒドの溶出量は20ppm以下(※ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく基準値は75ppm)であり、pHは6.85(中性)であった。これらのことから、下着に問題はないと考えられる』との検査結果に基づき、メーカーから『下着が原因ではないと考えられるが、下着の代金は返す』と言われた。しかし、この検査結果には納得できず、自分は下着の代金や治療費を請求したいのではなく、皮膚炎の原因が知りたい。そこで保健所に相談したが、『分からない』と言われた。もっと踏み込んで調査してくれる機関はないのか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒今のお話だけでは接触皮膚炎の種類等が不明なため確かなことは分かりかねますが、製品の品質には問題がなくても、使用する人の体質などによって合わない場合もあります。症状について担当医からより詳しい説明を受けるとともに、「下着に問題はない」との検査結果から「下着が原因ではない」という結論を導いた根拠についてメーカーに確認するよう、相談者にお伝えください。なお、相談者が検査結果の検証を希望しているのであれば、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。貴センターとして行政機関による踏み込んだ調査が必要とお考えであれば、経済産業省、独立行政法人 製品評価技術基盤機構、独立行政法人 国民生活センター等に相談してみてはいかがですか。

3. 「１ヵ月半くらい前に、娘(３歳)に新品の靴下(外国製)を履かせたところ、間もなくして『足が痛い』と言いだした。靴下を脱がせたら、両足が赤く腫れて、湿疹ができていた。娘は食物アレルギー(卵)があり、そのかかりつけの医師に診てもらったところ、『アナフィラキシーショック(※アレルギー反応によるショック症状)だろう』と言われた。靴下の販売店に申し出たところ、『靴下を検査に出す』と言われたので靴下を渡した。その後、店頭から同じ靴下が撤去されたため、材質等が分からない。販売店に尋ねても教えてくれず、そもそも謝罪の言葉もなく誠意が感じられない。２週間くらい前に販売店から報告書が届き、それによると『外観、ホルムアルデヒド、pH、ダニの個数などを検査した結果、化学的刺激の要因はなく、原因の特定は困難』とのことであった。納得できないので、何が原因となったのか徹底的に究明してほしい」という相談を受けている。なお、治療費については自治体の助成を受けられるとのことである。当センターから相談者に対し、担当医に報告書の内容を示して相談するよう勧めた。また、販売店にはこれから事情を確認する。さらに、厚生労働省に同様の事例について照会しているところであるが、化学製品ＰＬ相談センターには、同様の被害に関する相談が寄せられたことがあるか。〈消費生活Ｃ〉

⇒衣類などの繊維製品による皮膚障害をうったえる相談は当センターに寄せられています(ただし、必ずしも因果関係は定かではありません)が、アナフィラキシーショックを起こしたというものはありません。体質には個人差があり、アレルギーの原因となるかどうかは人によっても異

なります。担当医とよく相談し、必要であれば皮膚科医にも見解を聞いてみるとよいでしょう。

4. 「通信販売で購入したトランクス（Ａ国製）から、今までかいだことのない臭いがした。洗濯機で１度洗濯したが臭いが消えず、再び洗濯して３～４日干したところ、ようやく臭いがしなくなった。先日、Ａ国製の乳幼児用Ｔシャツから基準値を超えるホルムアルデヒドが検出されたと報道されていたので、ホルムアルデヒドの臭いではないかと思い、トランクスを購入した通信販売会社に問い合わせたところ、『ホルムアルデヒドは使用していない。また、ホルムアルデヒドであれば水に溶けやすいので、一度水に通せばほとんど溶け出して流れてしまうはずだ』と言われた。ホルムアルデヒド以外に、Ａ国製品に一般にどのような化学物質が使用されているのか知りたい。厚生労働省に問い合わせたが、『そのような情報はない』と言われた」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターで分かるか。〈消費生活Ｃ〉
⇒Ａ国製品に一般にどのような化学物質が使用されているのかについての情報は持ち合わせておらず、また、製品によっても異なるものと思われます。当該トランクスに使用されている成分、臭いの原因等については、通信販売会社に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

5. 「外国（Ａ）のインターネットサイトを利用して、外国（Ｂ）製のコートを、子供（２歳）のために個人輸入した。１週間くらい前に届き、さっそく開封したところ、防虫剤のような臭いがして頭が痛くなるほどだ。３日間くらい干してみたが、臭いが消えない。できれば返品したいが、返品するには送料がかかる上、語学にも自信がない。臭いを取り除く方法があれば教えてほしい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉
⇒臭いの感じ方には個人差もあり、お話だけでは臭いの原因が分からないため、対策についても分かりかねます。コートに使用されている成分、臭いの原因等を販売者または製造者に問い合わせることが困難なのであれば、クリーニング業者に現物を持参して相談してみるよう、相談者にお伝えください。また、今のお話だけではインターネット上の販売形態が不明ですが、インターネットサイトによっては返品等の相談に日本語で対応しているところもあるようですので、確認してみるとよいでしょう。そのほか、日本貿易振興機構（JETRO）のホームページに、個人輸入に関するトラブルへの対処法や英文レターの書き方などが掲載されています（http://www.jetro.go.jp/theme/trade/private/）ので、参考にされるとよいでしょう。（なお、日本国内では、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で、対象となる繊維製品についてホルムアルデヒドの溶出量、ならびにディルドリンおよびＤＴＴＢの含有量に関する基準を定めており、基準に適合していないものは販売等ができませんが、個人輸入される外国製品の場合には、それらの基準に適合しているとの保証はありません。詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください。）

6. 「２週間くらい前に、総合スーパーでＡ社製の敷布団とパイプ枕を購入した。臭いがするので気になってはいたが、使い始めた翌日から咳が止まらなくなった。医師の診察を受けたところ、

『喉に炎症を起こしているが、風邪ではない』と言われた。布団などのことは医師に話さなかった。３日前にＢ社の敷き布団と枕に買い替え、Ａ社の布団などは廃棄した。その頃から症状が改善してきたので、Ａ社の布団か枕が咳の原因ではないかと思う。同様の被害に関する相談が寄せられたことはあるか」という相談を受けている。同様の被害に関する相談が化学製品ＰＬ相談センターに寄せられたことはあるか。〈消費生活Ｃ〉

⇒今のお話だけでは、相談者本人の相談の目的が分かりかねますが、布団などの繊維製品による体調不良をうったえる相談は当センターに寄せられています(ただし、必ずしも因果関係は定かではありません)。

7. 母の家で使用するカーペット(４畳半サイズ)を総合スーパー△△で購入し、部屋の柱の位置に合わせて切ってもらった。10日前にそのカーペットが届き、包装に「臭いがします」と表示されていた。実際にカーペットから臭いがして、自分だけでなく母や夫もそれを感じたが、部屋に敷いた。その後３日目まで、自分は母の家で短時間しか過ごさなかったのだが、４日目に長時間を過ごしたところ、頭の中心が痛くなった。自分はもともと頭痛持ちだが、いつもの痛みとは違っていた。外に出ると治ったので、医者にはかからなかった。５日目から２日間にわたりカーペットを外で干してみたが、それでも臭いが取れなかったので、△△に申し出た。そのときに△△から「これまで臭いについてのクレームはないが、返品に応じる」と言われたにもかかわらず、カーペットを切ってしまっているので返品は無理だと思い込んでいたので、先程カーペットを廃棄した。しかし、カーペットの臭いが部屋に染みついてしまっており、壁や床を水拭きしてみたが臭いが消えない。臭いの対策、およびカーペットの何が臭いの原因かを知りたいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒臭いの感じ方には個人差もあり、お話だけでは臭いの原因が分からないため、対策についても分かりかねます。「臭いがします」と表示されていたことについて、その臭いの原因と対策を、△△を通じるなどしてメーカーに問い合わせてみてください。

8. 「３日前に雑貨店で購入したカーペット(220×250cm)の臭いが強い。今のところ特に体に異常はないが、このまま使い続けてよいものか心配だ。表示によると材質はポリプロピレンとのことだが、ポリプロピレンによって体に何か悪い影響を及ぼすことはないだろうか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒ポリプロピレンそのものには臭いはなく、食器などにも広く使われているものです。しかし、ご使用のカーペットに関しては、当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありません。臭いの感じ方には個人差もありますが、カーペットに使用されている成分の詳細を踏まえた臭いの原因、製品としての安全性等について、販売店を通じるなどしてメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

9. 「カーテン(材質:化学繊維)を購入して２日前にリビングに吊ったところ、特に臭いは感じなか

ったが、２時間くらい後に頭痛がした。他の家族は特に体に異常は現れなかったが、自分はもともと金属アレルギーがある。カーテンを取り外したところ頭痛が治まったので、医者にはかかっていない。カーテンを購入した店に申し出たところ、生地メーカーを紹介された。生地メーカーに申し出たところ、『そんなはずはない』と言われた」という相談を受けている。当センターとしてはカーテンを返品するよう相談者に勧めるつもりであり、まずはカーテンに含まれる何が原因となったか調べたいので、検査機関を紹介してほしい。〈消費生活C〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用は依頼者本人の負担となります)。ただし、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。また、今のお話だけでは、相談者本人が何を希望しているのかも分かりかねます。相談者の相談の目的、カーテンの材質に関する詳細、「そんなはずはない」との生地メーカーの発言の根拠等を確認した上で、貴センターとしての対応を検討されてはいかがですか。

8)　塗料―6件

> 塗料の臭いや成分を吸い込むことにより、人によっては体調が悪くなることがありますが、内容成分は製品ごとに異なりますので、詳しくはメーカーにお問い合わせください。なお体調不良については、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

1. 「９日前、銭湯に行った後に目が赤くなり、顔に湿疹が出た。帰宅してから銭湯に電話で問い合わせたところ、前の日に天井の塗装が行われたとのことで、言われてみれば何か臭いがしていた。銭湯側から『使用した塗料は人畜無害のものだ。メーカーから詳しい資料を送らせる』と言われ、その後、製品安全データシート(ＭＳＤＳ)が届いた。一昨日、内科の診察を受けた際、ＭＳＤＳを見せたところ、『有機溶剤中毒の可能性がある』と言われた。処方された薬を飲んでいるが、現在も背中がヒリヒリしたり、息苦しかったりする状態が続いている。銭湯に治療費を要求したい」という相談を５日前に受けた。銭湯を利用した際、他に５人くらい客がいたとのことなので、同様の被害が出ていないか保健所に調査を依頼したが、まだ回答をもらっていない。今までに塗料による体調不良に関する相談が化学製品ＰＬ相談センターに寄せられたことはあるか。〈消費生活C〉

⇒塗装工事の後に体調を悪くしたなどとうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。銭湯等の責任を問うのであれば、症状と塗料との因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)や、塗装工程等の事実関係の確認も必要と思われます。

2. ７階建てのビル(築25年)の６階･７階を占める居住スペース(1世帯)に、９ヵ月くらい前から住んで

いる。5階から下は貸し事務所で、現在は「テナント募集中」になっている。このビルの外壁･非常階段･鉄製部分の塗装工事（ローラー塗り）が、１ヵ月前から約2週にわたって行われた。事前に何の連絡もなかった上、居住スペースに塗料等がかからないようにするための覆いもせず、一般的なマンションと比べ玄関ドアなどの機密性も悪いので、相当量の溶剤の臭いをかいでしまった。そのため、自分は頭痛、夫は喉痛、長子（中学生）は吐き気、第２子（６歳）は嘔吐、第３子（幼児）は咳、末子（乳児）はアトピー性皮膚炎の悪化など、それぞれ健康を害した。子供達を医師に診せたところ、「溶剤の影響だろうが、因果関係を証明するのは難しい」と言われた。工事中、現場主任に苦情を言っても対応してくれなかったため、できる限り実家に避難していた。工事が終了し、現在は臭いはしなくなった。しかし、自分、夫および末子の症状は続いているので、全員が完治するまでの治療費･通院交通費等を大家に要求したい。どうすればよいか。また、工事担当者から使用した塗料の製品名を聞いたので、この塗料によって健康にどのような影響を及ぼすのか知りたい。〈消費者〉

⇒大家の責任を問うのであれば、症状と塗装工事との因果関係に関する客観的な証明（医師の診断書等）もやはり必要と思われますが、まずは大家にこれまでの状況を説明し、具体的な要求を提示してみてください。なお、使用された塗料の有害性等に関する情報については、当センターは特定の製品に関するご質問にお答えできる立場にありませんので、メーカーにお問い合わせください。

3. 居住しているマンション（築10年）で、２ヵ月半くらい前から外壁の塗装工事が行われており、シンナーの臭いがする。その頃から何度も転ぶようになったので、シンナー中毒ではないかと思い、塗装業者に尋ねてみたところ、「臭いはするが、中毒症状を起こすほど使用していない」と言われた。転んで整形外科を受診した際、シンナーのことを話したが、「臭いだけで中毒になることはないだろう」と言われた。その後、神経内科を受診してＭＲＩ検査を受けたが、「脳の障害はない。シンナーは関係ないだろう」と言われた。しかし、自分はシンナーが原因だと思っているので、塗装会社に善処を求める手紙を出したところ、「話し合いに応じる」との連絡があった。塗装会社との話し合いに向けて、シンナー中毒の症状について詳しく知っておきたいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒（財）日本中毒情報センター（http://www.j-poison-ic.or.jp/）のホームページに掲載されている「中毒情報データベース」から情報提供。なお、塗装業者の責任を問うのであれば、シンナーと症状との因果関係に関する客観的な証明（医師の診断書等）が必要と思われます。ご自身の症状について、より専門の医師または病院の外来相談などに相談してみてはいかがですか。

4. ３週間前に引渡しを受けた新築注文住宅（木造２階建て）に入居したところ、臭いがして吐き気と脱力感が生じた。建設業者に申し出たところ、「窓枠の内額縁（木製）に使用した塗料（白）からホルムアルデヒドが放散しているのだろう。換気をするように」と言われた。しかし、ホルムアルデヒドが放散することは事前に言われていなかったし、そもそも窓枠を白く塗ることも知ら

なかった。また、換気設備は設置されているが24時間換気システムではない。入居当初は夫も「臭いで気持ちが悪い」と言っていたが、家で過ごす時間が短いためか次第に治ってきているようだ。しかし自分は現在も症状が続いており、困っている。どうすればよいか。〈消費者〉

⇒換気を心がけるとともに、症状について医師にご相談ください。換気設備については、改正建築基準法(平成14年7月12日公布)によって、平成15年7月1日以降に着工された全ての住宅に24時間換気システムの設置が義務付けられており、また臭いや窓枠の色についても、契約の際に具体的にどのように取り決められていたのかを踏まえて建設業者と話し合う必要があるでしょう。住宅に関する相談を受け付けている住宅紛争処理支援センター(http://www.chord.or.jp/consult/)に相談してみてください。

5. 「３ヵ月前に購入したログハウス調の住宅(築15年)の壁に、虫食いと思われる穴を発見した。塗装を依頼していた業者に相談したところ、防虫･防腐･防カビ効果のある塗料を最初は無償で塗ってくれ、その後は同じ塗料を原価で売ってくれたので自分で塗った。しかし、塗装後も虫害が拡大したので、塗料メーカーの責任を問いたい。また、これ以上の虫害を防ぐためにはどうすればよいのか」という相談を受けている。虫の種類は不明である。住宅関連機関などいくつかに問い合わせたところ、「防虫効果はあっても殺虫剤ではないので、壁の中で既に発生していた虫には効果がないだろう」とのことで、塗料メーカーの責任を問うのは難しいと思われる。当該塗料の塗布を勧めたのは塗装業者だが、相談者が「塗装業者にはいろいろよくしてもらったので、苦情などは言いたくない」と言っている。今後は住宅販売者との契約に関する事実関係を確認する必要があると考えている。そして、虫害がさらに拡大しないよう、駆除が必要だと思うので、適切な駆除方法、駆除剤の安全性等に関する情報を知りたい。〈消費生活C〉

⇒虫の種類が不明ではありますが、まずは(社)日本ペストコントロール協会(http://www.pestcontrol.or.jp/)、(社)日本しろあり対策協会(http://www.hakutaikyo.or.jp/)等に問い合わせてみるとよいでしょう。

6. ４年前に、趣味でつくった木工品に△△社製のスプレー塗料を塗ったところ、１週間くらいで塗装が変色した。△△社に申し出たが何の反応もないので、消費生活センターを通じて申し出たところ、△△社の研究担当者が事情確認に来た。担当者は変色の事実を認め、「改善について前向きに検討する」と言って、塗装が変色した木工品を持って帰っていき、それきり連絡がなかった。2年前に、既に改善されているかと思って同じ塗料を買って使ってみたが、改善されていなかった。最近になって、あらためて△△社に連絡し、４年前からの経緯を説明し、改善を要求した。それに対し、昨日、△△社から、「改善は約束できない」との文書回答が届いた。しかし、変色しないように製品を改善するか、それが無理なら変色することを製品に表示すべきだと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒塗料に関する相談を受け付けている(社)日本塗料工業会 塗料ＰＬ相談室に相談してみてく

ださい。[後日、同相談室から、「△△社に事情を確認したところ、相談者の申し出の内容と一部相違があった。お互いの誤解が解けるように再度よく話し合うことを△△社に勧め、その後、和解にいたったとのことである」との報告あり。]

9)　家電製品－5件

1. 「エアコン(約５年使用)がカビ臭かったので、２ヵ月くらい前にＡ社のエアコンに付け替えた。それから間もなくして目が痛くなり、眼科で結膜炎と診断された。エアコンのことも話したが、『原因は分からない』と言われた。エアコンを購入した大型家電量販店に申し出て交渉し、同機種のエアコンと無償交換してもらったが、症状は治まらなかった。そこで再度申し出て、今度はB社のエアコンに無償交換してもらったところ、目の痛みに加えて耳の痛み･吐き気などの症状も現れるようになった。それらの症状は、部屋の外に出ると軽くなるが、現在も続いている。警察に相談したところ、『販売店か消費生活センターに相談してはどうか』と言われたのだが、体調不良の原因は何か」という問い合わせを受けている。家電製品ＰＬセンターにも問い合わせているが、化学製品ＰＬ相談センターに、エアコンによる体調不良の相談は寄せられているか。〈消費生活C〉
⇒エアコンなどの家電製品による体調不良をうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。目の痛みが続いていることと、耳の痛み･吐き気などの症状も現れたことについて、まずは眼科の担当医に話し、必要であれば他の診療科を紹介してもらうよう、また、Ｂ社のエアコンに交換した後に症状がさらに悪化したことについて販売店に連絡するよう、相談者にお伝えください。

2. 長年使用していた蛍光灯卓上スタンドに替えて、２週間くらい前に家電量販店で新しいものを購入したが、そのプラスチック部分の臭いが気になる。電源を入れて30分くらい経つと、臭いがさらに強まり目がチカチカするようになるが、スタンドから離れると目の症状は治まるので、医者にはかかっていない。妻も「臭いを感じる」と言うので、スタンドのメーカーに材質、臭いの原因等について問い合わせたところ、「傘の部分はＡＢＳ樹脂を、蛍光管に近い部分はポリカーボネート樹脂を使用しているが、臭いの原因は分からない」と言われた。自分は過去にも電気ポットや電気ストーブの臭いが気になって返品したことがあるので、このスタンドも返品して別のスタンドを買うつもりである。他のスタンド数点について、各メーカーに材質を問い合わせたところ、いずれもＡＢＳ樹脂であった。ＡＢＳ樹脂の臭い、安全性等について教えてほしい。〈消費者〉
⇒ＡＢＳ樹脂に関する一般的な情報については、日本プラスチック工業連盟(http://www.jpif.gr.jp/)に問い合わせるとよいでしょう。ただし、個別の製品に関する情報については、各メーカーにお問い合わせください。なお、返品については、購入したスタンドに「瑕疵」すなわち「通常有すべき品質･性能に欠けるところ」が認められた場合には、民法に基づき、売主に購入代金の返金等を要求できる可能性もあるでしょうが、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差もあるため、一概に瑕疵が認められるとは限りません。

3. １年４ヵ月前に冷凍冷蔵庫を購入した。自分は特にアレルギー体質ではないが、２ヵ月くらい前から冷凍庫を開けたときに刺激臭を感じるようになり、そのせいか顔に炎症のようなものが生じて、押さえると痛みがあった。娘夫婦に冷凍庫を確認しに来てもらったところ、「臭いは感じない」と言われたが、とりあえず空気清浄機を購入してみた。空気清浄機を設置しにきた業者に、ついでに冷凍庫を見てもらったところ、「外から見る限り特に異常はない」と言われた。しかし、その後、空気清浄機を使用すると、冷凍庫のドアを開けたときだけ空気清浄機のセンサーが感知して作動する。１週間くらい前からは手足が震えるようにもなった。かかりつけの医師に診てもらったところ、「気にしすぎだ」と言われたが、やはり気になるので分析して冷凍庫の臭いの原因を調べてほしいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは分析等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。冷凍庫の中を空にした状態で臭いがするか確認してみるとともに、冷凍冷蔵庫のメーカーにも一度相談してみてはいかがですか。

4. 「電気温水器を使用しているが、昨年から温水に異臭がするようになった。メーカーに問い合わせたところ、『外国で開発された製品で、現地では60～65℃で使用されており、日本では85℃で使用されるが、体に害はない』と言われたのだが、タンク(材質:ＦＲＰ)の成分が溶け出すことはないのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターは、特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありません。当該電気温水器のメーカーに、「体に害はない」という合理的な根拠、臭いの原因等の説明を要求するよう、相談者にお伝えください。

5. ３年くらい前に、通信販売(テレビショッピング)で△△社製のアイスクリームメーカーを購入した。そのアイスクリームメーカーについて、通信販売会社から、使用後のお手入れ方法に関する取扱説明書の記載に誤りがあった旨を記した文書が４日前に届いた。あらためてアイスクリームメーカーを確認したところ、接合部分から保冷液がわずかに漏れ出しており、これは誤った取扱説明書に従っていたためだと思う。△△社に申し出て、無償で修理してほしいと求めたが、「保証期間を過ぎているため、修理は有償だ」と言って取り合ってくれない。また、取扱説明書に誤りがあるまま販売を続けていることを指摘すると、「すぐには取扱説明書を変更できない」と言われた。保冷液が漏れても安全上の問題はないのか。〈消費者〉

⇒通信販売会社の連絡の内容からは、誤った取扱説明書に従った場合にどのような問題が発生するのか、それについて使用者はどのように対応すればよいのかなどが分かりかねるため、

△△社に事情を確認しましたところ、「無償で点検･修理を行うことにするので、再度ご連絡いただきたい。取扱説明書については、既に印刷したものは正誤表をはさんで対応し、次回の印刷分から変更することにする」とのことでした。お手数ですが、△△社に再度ご連絡ください。

10) 化粧品－5件

化粧品等の肌に触れるものは、品質には問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルが生じることがあります。使用中にかゆみや腫れ、刺激などの異常を感じた場合はすぐに使用を中止して、早めに医師にご相談ください。

1. **かねてからアトピー性皮膚炎で皮膚科（A）の治療を受けており、化粧品で皮膚トラブルを起こした経験も何度かある。８ヵ月前に、デパートの化粧品売り場で乳液のサンプルをもらった。その際、アトピー性皮膚炎のことは告げずに「もしも肌に合わなかった場合はどうすればよいか」と販売員に尋ねたところ、「問題があるようなら、すぐに使用をやめてください」と言われた。自宅でサンプルを使用してみたところ、顔の皮膚に赤みとかゆみが生じた。翌日は皮膚科（A）でアトピー性皮膚炎の治療を受ける日だったので、ついでに顔も診てもらい、いつもとは別のステロイド軟膏が処方された。その軟膏を使用したところ、翌日には症状が治まったので、そのさらに翌日、再び乳液のサンプルを使用したら、今度は顔全体に赤く炎症を起こして肌が熱をもった。２日前に処方された軟膏は、何となく効かないような気がしたので使わなかった。乳液のサンプルをもらったデパートに申し出たところ、後日、製造元△△から連絡があり、「とりあえず前回を含め２回分の診察費用を負担するので、パッチテスト（皮膚アレルギー試験）を受けて乳液と炎症との因果関係を調べてほしい」と言われた。２度目に乳液のサンプルを使用してから２週間くらい経っても炎症が治まらないので、乳液のサンプルを持参して皮膚科（A）を受診したところ、担当医から「もうこれは使用しない方がいい」と言われた。その後は、独自の判断で、△△社製の別の乳液をずっと使用している。パッチテストについては、前に誰かが「パッチテストは体に悪い」と言っていたので、受けなかった。しかし、△△社から「パッチテストを受けないのであれば２回分の診察費用も負担できない」と言われたので、後日、仕方なく皮膚科（A）でパッチテストを受けたところ、結果は陽性で、因果関係を示す診断書も得られた。それに対し、△△社から「５ヵ月分の治療費と見舞金を支払う」と言われたが、自分は「見舞金はいらないから完治するまでの治療費を出してほしい」と要求した。その後は、△△社の職員も同行して皮膚科（A）で通院治療を続けていた。４ヵ月前に担当医から「現在の症状は乳液によるものではなくアトピー性皮膚炎の症状だ」と言われ、△△社の職員が同行することを担当医が快く思っていないようにも感じたので、別の皮膚科（B）にかかることにした。３ヵ月前に行った皮膚科（B）で接触性皮膚炎と診断されたが、「乳液との因果関係ははっきりしない」と言われた。その後も皮膚科（B）で治療を続けており、先月、「さらに治療の継続が必要」との診断書が示され**

た。それに対し、△△社から、治療継続に関する同意書に署名するよう求められ、署名したのだが、何となくこれ以上の治療費を出したがっていないように感じる。自分としては、アトピー性皮膚炎の症状を含めすべて完治するまでの治療費と慰謝料を払ってほしい。〈消費者〉

⇒当該乳液に何らかの欠陥が認められた場合には、製造物責任(ＰＬ)法に基づき、その欠陥によって生じた損害の賠償を△△社に請求することができます。損害賠償の範囲は、不法行為法の判例･実務に従い、治療に要した費用や慰謝料等が対象となりますが、当該乳液を使用する以前からの既往症であるアトピー性皮膚炎の治療費は、対象範囲を超えるとみなされる可能性があるでしょう。また、皮膚トラブルは個人の体質にもよるため、一概に欠陥が認められるとは限らず、今のお話だけでは、そもそも△△社が責任を認めているのか、それとも見舞金として治療費の負担を申し出ているのかや、治療継続に関する同意書の内容の詳細も含め△△社の今後の対応方針等が分かりかねます。お互いの意思を確認して、よくお話し合いください。また、治療中に使用する化粧品については、担当医に相談することをお勧めします。(なお、相談の内容･趣旨にもよりますが、化粧品に関しては一般に、日本化粧品工業連合会 ＰＬ相談室の方が、より専門的な対応を期待できます。)

2. **△△社の〇〇シリーズの基礎化粧品を使用したところ、ひどい肌荒れを起こし、皮膚科で治療を受けている。〇〇のＣＭでは女優が効果を宣伝しているが、担当医によると「〇〇で肌荒れを起こす人は多い」とのことだ。〇〇による被害が多く発生しているならば必要な対策を講じてほしいと思い消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〇〇による被害事例はどのくらい寄せられているのか。〈消費者〉**

⇒化粧品による皮膚障害をうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かでなく、製品名は公開しておりません。また、当センターは事業者に対して指導等ができる立場にはありません。まずは△△社に申し出て、広告等について要望があるならば、それを具体的にメーカーに伝えてお話し合いください。

3. **「８ヵ月前に、△△社のリップクリームを購入した。使い始めて３ヵ月目くらいから、当初はしなかった納豆のような臭いがするようになった。販売店(△△社の直営店)にリップクリームを持参して申し出たところ、店員が臭いを確認し、『特に異常は感じない』と言ったものの、新品と交換してくれた。それを使い始めて３ヵ月くらい経って、また納豆のような臭いがするようになったが、今回は販売店には言わなかった。しかし、やはり原因を明らかにしたいので、検査してくれるところを紹介してほしい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用は依頼者本人の負担となります)。ただし、どのような成分が

含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。また、臭いの感じ方には個人差もあるため、できれば貴センターで実際の臭いなどを確認した上で、検査が必要とお考えであれば地域の保健所、独立行政法人 国民生活センターの商品テスト部等に相談してみてはいかがですか。

4. **「通信販売で購入した化粧品がいつもと違うので、調べてほしい」という相談を受けている。検査機関を紹介してほしい。〈消費生活Ｃ〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用は依頼者本人の負担となります)。ただし、今のお話だけでは、いつもと何がどう違うのか、何のために何を調べてほしいのかが分かりかねます。相談者からさらに詳しく聞き取った上で、まずは当該化粧品の販売者または製造者に事情を確認してから、検査を実施するか検討されてはいかがですか。

5. **「国内でライセンス生産されている海外ブランドの香水を購入したが、現地で購入して使用しているものと香りが違う。国内代理店に問い合わせたところ、『同じ原料を使用しているので、同じ香りのはずだ』と言われた」という問い合わせを受けている。現物を確認したところ、言われてみれば確かに香りが少し違うような気もするが、原因としてどのようなことが考えられるか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒香りに関する知見は当センターでは持ち合わせていません。当該香水の国内代理店に再度問い合わせ、納得できる説明を受けるよう、相談者にお伝えください。

11) 抗菌剤－5件

家庭用排水口洗浄剤(いわゆる「ヌメリ取り剤」)には、液状のもの、固形のものなどがあり、それぞれ塩素系と非塩素系とがあります。液状の塩素系排水口洗浄剤の多くは次亜塩素酸塩を、固形の塩素系排水口洗浄剤の多くはトリクロロイソシアヌル酸またはジクロロイソシアヌル酸塩を、主成分として使用しています。これらの成分が水や湿気などと反応すると微量の塩素ガスが発生し、この塩素ガスが金属(ステンレスなど)やゴムなどに対して腐食・劣化・サビを発生させる原因となります。塩素ガスが発生しても水の流れとともに下水に流れていけばよいのですが、製品に表示された使用時間を超えて放置したり、何らかの要因によって塩素ガスがシンク付近に停滞してしまったりすると、ステンレス製シンクが錆びてしまうことがあります。同じ塩素系でも、特に排水口のゴミ受けカゴに吊り下げておくタイプのものは、薬剤が常時排水口に存在していることから、一定時間放置した後に洗い流すタイプのものに比べ、シンクが錆びる可能性はより高いと言えるでしょう。

※ 詳しくは P.143 ちょっと注目「塩素系ヌメリ取り剤によるステンレスの腐食について」をご覧ください。

1. 賃貸住宅で、流し台(一体型)のシンク(ステンレス製)に小さな穴がいくつか開いてしまった。不動産業者に相談したところ、状況を確認に来て写真を撮るなどして帰った。後日、不動産業者から、自分が排水口に使用していた塩素系ヌメリ取り剤(吊り下げタイプ)が原因という見解が示され、原状回復の費用を請求された。使用したヌメリ取り剤には、ステンレスが腐食することがある旨が表示されていたが、使用前に読んでいなかった。ヌメリ取り剤のメーカーに連絡し、現状を確認に来てもらうことになったのだが、原状回復費用を負担してもらえるだろうか。なお、隣人も同じシンクで同じヌメリ取り剤を使用しているが、シンクに穴は開いていないという。隣人のシンクも遅かれ早かれ穴が開くのか。〈消費者〉

⇒塩素系の排水口用ヌメリ取り剤は、水や湿気などと反応すると微量の塩素ガスが発生し、この塩素ガスは金属(ステンレスなど)やゴムなどに対して腐食・劣化・サビを発生させる原因となります。しかし、実際に腐食等が起きるかどうかは、流し台の使用状況、ステンレスの種類などさまざまな条件も関与するため、一概にはお答えできかねます。原状回復費用については、ヌメリ取り剤のメーカーに、シンクに穴が開いた原因についての不動産業者の見解を示した上で、まずはご自身の要望を伝えてみてください。

2. 「４年くらい前に新築分譲マンションを購入して入居した。最近、流し台のシンク(ステンレス製)の排水口付近やシンクポケットが腐食してきた。２ヵ月くらい前から、排水口にヌメリ取り剤(吊り下げタイプ)を使用していたので、それが原因だと思う。ヌメリ取り剤のメーカーに申し出てシンクを弁償するよう求めたが、『シンクポケット付き流し台には構造上錆びやすいので使用できない旨を表示している』と言って応じてくれない。何とかならないのか」という相談を１ヵ月前に受けた。当センターで同一品を入手して表示を確認したところ、成分はトリクロロイソシアヌル酸で、ステンレスなど金属類やゴム等に対し腐食・劣化・サビを発生させることがある旨、オーバーフロー式およびシンクポケット付き流し台には使用できない旨などが、確かに表示されていた。しかし、相談者は「ヌメリ取り剤の使用前に注意表示を読まなかった」と言っており、シンクの取扱説明書については見当たらないとのことだ。今後の対応を検討する参考として、排水口用ヌメリ取り剤によってシンクが腐食したという相談が化学製品ＰＬ相談センターに寄せられたことがあるかを知りたい。〈消費生活Ｃ〉

⇒トリクロロイソシアヌル酸などを主成分とする塩素系の排水口用ヌメリ取り剤を使用したシンク(ステンレス製)が錆びたり腐食したりしたという相談は寄せられています。個別の事例における因果関係は必ずしも定かではありませんが、塩素系の排水口用ヌメリ取り剤は、水や湿気などと反応すると微量の塩素ガスが発生し、この塩素ガスは金属(ステンレスなど)やゴムなどに対して腐食・劣化・サビを発生させる原因となります。塩素ガスが発生しても水の流れとともに下水に流れていけばよいのですが、オーバーフロー式やシンクポケット付きの流し台の場合は、排水管の中の塩素ガスがオーバーフロー口やシンクポケットを通ってシンクに流れ込む可能性があるため、吊り下げタイプの塩素系排水口洗浄剤の使用には適しませ

ん。そのことについての注意表示が製品に適切に記載されていた場合は、それを守らずに生じた被害についてメーカーの責任を問うことはやはり難しいと思われます。

3. 「トイレで水漏れが生じ、修理に来てもらった便器メーカーによると、トイレのタンク内で錠剤型ヌメリ取り剤(主成分:トリクロロイソシアヌル酸)を網で吊るして使用していたために、タンクのゴムパッキンが劣化して水漏れが生じたとのことであった。便器メーカーから、『便器の取扱説明書にも記載している通り、酸性･アルカリ性の洗剤は使用できないため、今後は使用しないように。今回は無償で修理するが、再び同じ原因で修理を要する場合には、有償になる』と言われた。しかし、ヌメリ取り剤は洗剤ではないのだから、今後も使用するつもりであり、それが原因で水漏れが生じた場合には何度でも便器メーカーが無償で修理すべきではないのか」という相談を受けている。ヌメリ取り剤のパッケージを確認したところ、“台所の流しのヌメリ取り”と書かれており、販売元および成分は表示されているが、液性や、トイレへの使用の適否を含め「用途:○○用」等の表示はない。〈消費生活C〉

⇒一般に洗剤と呼ばれるもののうち、「酸、アルカリ又は酸化剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるもの」は、家庭用品品質表示法上の「洗浄剤」に該当します。ヌメリを取ることも洗浄の一種と考えられるため、トリクロロイソシアヌル酸を主成分とするヌメリ取り剤も、この「洗浄剤」に該当する可能性があります。また、同法では、住宅用の洗浄剤について、用途を適切に表現した用語に“洗浄剤”の用語を付した品名、成分、液性(“酸性”、“アルカリ性”など)、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを表示することを義務づけています。したがって、当該ヌメリ取り剤に品名、液性、用途等が適切に表示されていない場合には同法に違反している疑いがあり、便器の取扱説明書よりもむしろヌメリ取り剤の表示の方に問題がある可能性があります。詳しくは同法を所管する経済産業省にお問い合わせください。(なお、洗剤の使用方法等を誤ると、洗浄対象が傷つく可能性があるばかりでなく、人体に有害な影響が生じる恐れもありますので、洗剤を購入･使用する際には表示をよく確認しましょう。)

※ ちょっと注目「洗剤等の表示について」(P. 139)もご覧ください。

4. 普段は使っていない和室に娘夫婦が泊まった翌朝、婿がくしゃみをしていた。エアコン(約10年前に購入)が原因ではないかと思い、同時に購入し自分の寝室で使用しているエアコンと合わせて２台の洗浄を、業者に依頼した。洗浄業者から、洗浄に加えて抗菌コート処理を施すことを勧められた。自分がアレルギー体質(花粉症)で治療を受けていることを伝え、問題はないか尋ねたところ、「洗浄剤や抗菌コート剤は安全なものなので、安心してほしい」と言われたので、自分の部屋のエアコンには抗菌コート処理も依頼した。２週間前に作業が行われ、作業後に刺激臭を感じたので、窓を開けてしばらく送風運転をした。夕方から冷房運転にしたところ、鼻がビリビリしたので、その日は別の部屋で寝たが、翌朝から咳も出るようになった。夫は、「エ

アコンから刺激臭がする」とは言ったものの、特に体に異常はなかった。アレルギーのかかりつけ医が夏休みで休診していたので、とりあえず電話で相談し、発作が起きたときに飲むようにと出されていた薬を服用して、少しよくなった。洗浄業者に申し出て、使用した洗浄剤と抗菌コート剤に関する情報を求めたところ、製品安全データシート（ＭＳＤＳ）が送られてきた。それを持って、一昨日、アレルギーのかかりつけ医の診察を受けたところ、「抗菌コート剤の影響と考えられる」と言われた。そこで、洗浄業者に治療費･通院交通費およびエアコンを新しく買い換える費用を要求したところ、業者から「この抗菌コート剤は１年前から使用しており、現在、体調不良を起こした事例について調査している。その結果を見て返答する」と言われた。使用された抗菌コート剤の安全性について、ＭＳＤＳの記載内容から判断してほしい。〈消費者〉

⇒当センターは、特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありません。(社)抗菌製品技術協議会（http://www.kohkin.net/）が、抗菌剤等の品質･安全性等に関する自主基準を設け、これに適合した抗菌剤等の登録事業を行っていますので、抗菌剤に関する一般的な情報についてはそちらにお問い合わせください。ただし、個別の製品に関する情報については、そのメーカーにお問い合わせください。なお、化学物質に対する感受性には個人差もあるため、製品には問題がなくても、使用する人の体質などによって合わない場合もあります。しかし、その場合でも、アレルギー体質で治療を受けていることを事前に洗浄業者に相談し、それに対して洗浄業者が「安全なものなので、安心してほしい」と発言したことについて証明できれば、洗浄業者の責任を問える可能性はあるでしょう。ただし、その場合の補償内容において、エアコンを新しく買い換える費用に関しては、10年前に購入したエアコンであることも考慮されるものと思われます。

5. **１年９ヵ月くらい前に自宅のリフォーム工事でクレオソート油が使用されたことをきっかけに体調を悪くし、その後、“化学物質過敏症”と診断された。同様の被害を受ける人を減らしたいと思い、いろいろと情報を集めているので、化学製品ＰＬ相談センターに寄せられたクレオソート油に関する相談事例を教えてほしい。〈消費者〉**

⇒『年度活動報告書』にもとづき情報提供。

12) 染毛剤－5件

ヘアカラーリング剤には、カラースプレー等の「一時染毛料(毛髪着色料)」、ヘアマニキュア等の「半永久染毛料(酸性染毛料)」、ヘアカラー等の「永久染毛剤」の３種類があります。酸化染料を主成分とする永久染毛剤は、人によってはアレルギー反応によるかぶれを起こすことがあります。それまでかぶれたことがない人でも、体調や体質の変化により、ある日突然かぶれてしまうことがあります。そして一度かぶれると体内に抗体ができてしまい、次に使用した場合はもっとひどいかぶれを起こしてしまいます。そのため、永久染毛剤を使用する際は、毎回必ず、使用 48 時間前に、取扱説明書等に記載された方法でパッチテスト(皮膚アレルギー試験)を行って、異常がないかを確認してください。

1. 10日前（土曜日）に、いつも使用している△△社製の白髪染め（家庭用）○○を使って髪を染めたところ、頭皮が赤くただれ、顔や目が腫れた。その２日後の月曜日に△△社に申し出たところ、「すぐに医師の診察を受けるように」と指示され、その日のうちに△△社の職員も同行して皮膚科を受診した。皮膚科医から「○○による皮膚炎」と言われて診断書をもらったが、診断書が入った封筒の中身を確認しないうちに、○○の残りとともに△△社に渡してしまった。○○には、使用前に毎回必ずパッチテスト（皮膚アレルギー試験）をするようにという旨の注意事項が表示されていたが、いつもパッチテストはしておらず、これまでは特に問題はなかった。△△社からパッチテストを実施したかどうか尋ねられたときも、そのように答えた。皮膚科の診療費は、△△社が「迷惑をかけたお詫び」と言って払ってくれた。その皮膚科で処方された塗り薬を使用しているが、いまだにかゆみがひどく、夜も眠れず仕事にも支障を来たしているため、これから△△社の職員の同行のもとに別の皮膚科を受診する。△△社に対し休業補償も要求できるかについて、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒○○に何らかの欠陥が認められた場合には、△△社に対し製造物責任（ＰＬ）法に基づく損害賠償を請求することができ、「相当因果関係」が認められれば、休業補償等も賠償の対象となり得ます。しかし、製品の品質には問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルが生じることがあり、その場合は必ずしも欠陥が認められるとは限りません。また、白髪染め等の「永久染毛剤」は、人によってはアレルギー反応によるかぶれを起こすことがあるため、使用する際は毎回必ず、48時間前に、取扱説明書等に記載された方法でパッチテストを行って、異常がないかを確認する必要があります。そのことについて○○に表示されていたにもかかわらず、それを守らずに生じた被害について△△社の責任を問うことは、やはり難しいと思われます。今のお話だけでは、△△社が責任を認めているのか、それともいわゆる「迷惑料」として診療費を負担したのかがはっきりしませんが、休業補償についての要望を△△社に伝え、よくお話し合いください。

2. １ヵ月半くらい前に、初めて行った美容院で、ヘアカラーリングの施術を受けた。他の美容院では施術前にパッチテスト（皮膚アレルギー試験）が行われたことがあるが、今回はパッチテストの実施について聞かれもしなかった。その日の夜、頭から足にかけて全身に湿疹が出た。皮膚科の診察を受けた際、ヘアカラーリングのことを話したところ、「それが原因だろう」と言われ、診断書を書いてくれた。また、自分は半年前に出産し現在授乳中のために内服薬が使用できず、「塗り薬による治療には時間がかかる」とも言われた。その後、美容院といろいろもめているのだが、その内容については言いたくない。弁護士に相談しようと思っているので、美容院にどこまで要求できるか教えてほしい。〈消費者〉

⇒美容院とどのような点でもめているのかなど、詳細な事実関係をお話しいただけないので、当センターでは分かりかねます。弁護士に詳しく話してご相談ください。（なお、ヘアカラーリング剤のうち、ヘアカラー等の「永久染毛剤」は、人によってはアレルギー反応によるかぶれを起こすことがあるため、使用する際は毎回必ず、48時間前に、取扱説明書等に記載され

た方法でパッチテストを行って、異常がないかを確認する必要があります。）

3. 「いつも利用していた美容院（A）で、２週間くらい前にヘアカラーリングの施術を受けた。その際、シャンプーでヘアカラーを洗い流した後に、美容師に勧められて栄養剤を塗布してもらったのだが、一連の施術後に髪が絡まってしまった。その美容院（A）はもう信用できないと思ったので別の美容院（B）に相談し、２日間かけて、絡まった髪を１本ずつほどいてケアしてもらった。また、頭皮がかゆくなったので、皮膚科で塗り薬を処方してもらい、現在はかゆみは治まりつつある。美容院（A）に被害を申し出たところ、保険に入っていると言われたので、その保険代理店に対し、美容院（B）でのケアにかかった費用および頭皮の治療にかかった費用の補償を要求したところである。これからどうすればよいか」という相談を受けている。相談者には、美容院（A）が加入している保険の約款を確認するように助言したが、栄養剤によってこのようなことが起こりうるのか。〈消費生活C〉
⇒お話だけでは髪が絡まったり頭皮がかゆくなったりした原因は分かりかねます。体質には個人差もありますが、美容院（A）で使用されたヘアカラーリング剤･シャンプー･栄養剤等に何らかの欠陥があった場合にはそのメーカーに対し、また、施術の内容に問題があった場合には美容院（A）に対し、損害賠償を請求できる可能性もあるでしょう。できれば貴センターから、美容院（A）および（B）ならびに皮膚科医に詳しい事実関係を確認されてはいかがですか。（なお、保険金の支払い対象となるか否かは加入者と保険会社との間の契約によりますが、そのことと被害者に対する加害者の賠償責任の有無とは別の問題です。）

4. 60代の女性から、「月に１度、美容院に行ってヘアマニキュアで髪を染めていた。２ヵ月前に施術を受けた際、ヘアマニキュアの色を変えてみた。その５日後、洗髪した際に前の方の頭髪が抜け、その後も抜け続けたので、１ヵ月前に皮膚科を受診したが、ヘアマニキュアのことは話さなかった。医師から円形脱毛症と診断され、内服薬と外用薬を処方されたが、最近は後ろの方も抜けてきたので、かつらを買って使っている。１週間前に美容院に申し出てかつら代を請求したところ、『医師の診断書をもらってくるように』と言われた。担当医にヘアマニキュアのことを話し、診断書を書いてほしいと頼んだが、『ヘアマニキュアと円形脱毛症との因果関係は分らない』と言われた」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターに、ヘアマニキュアによって頭髪が抜けたという相談が寄せられたことはあるか。〈消費生活C〉
⇒ヘアカラーリング後に頭髪が抜けたとうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。また、同様の事例があるだけでは有力な交渉材料とはならないでしょう。医師の診断書等によってヘアマニキュアと円形脱毛症との因果関係を客観的に証明できないと、美容院にかつら代等を要求するのはやはり難しいと思われます。

5. 美容所を営んでいる。２～３年前に問屋から購入し、２回くらい使用した業務用ヘアブリーチ（外国製）を店内の棚に保管していた。そのヘアブリーチは容量1.5リットルくらいのプラスチック製容器に入った粉末タイプの薬剤で、別のクリームタイプの薬剤と混ぜて反応させて使用するもの

だ。10日くらい前に、そのヘアブリーチが白煙を上げて発熱し、焦げたようなカスが周囲に飛び散った。すぐにドアを開けて煙を外に出し、大事にはいたらなかったので消防署には連絡していない。客はいなかったが、自分と妻は煙をかなり吸ってしまった。その後、そのヘアブリーチは、長期保管すると湿気を吸収して発煙･発火の恐れがあるために、輸入元から美容所向けに廃棄方法等の連絡文書が出され、現在は販売されていないものであったことが分かったので、輸入元に連絡した。輸入元から謝罪の言葉があり、煙で汚染されたエアコンのクリーニング費用を要求したところ応じてくれた。しかし、煙を吸い込んだ場合の影響について尋ねると、「今まで煙を吸い込んだという事例がないので分からない」と言われた。今のところ特に体に異常はないが、将来、何らかの健康影響が現れた場合の補償の交渉をしたいので、弁護士を紹介してほしい。〈事業者〉

⇒当センターでは特定の弁護士の紹介は行っておりません。地域の弁護士会、地方自治体等の法律相談窓口等にご相談ください。

13) 芳香剤･消臭剤－5件

芳香剤･消臭剤の臭いや成分を吸い込むことにより、人によっては体調が悪くなることがありますが、内容成分は製品ごとに異なりますので、詳しくはメーカーにお問い合わせください。なお体調不良については、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

1. １週間くらい前に、喉や鼻が痛くなった。風邪かと思い医師の診察を受けたが、現在も症状が続いている。症状が現れた前日に、寝室（６畳）がカビ臭かったので芳香消臭剤（電気式）を使用した。現在は使用していない。夫は特に体に異常はないが、自分はもともとアレルギー体質で、月に１度は専門医の治療も受けている。アレルギー体質の場合、芳香消臭剤の使用によってこのような症状になることがあるのだろうか。なお、メーカー名は覚えているが、パッケージや取扱説明書は捨ててしまった。〈消費者〉

⇒アレルギーの原因や症状は人によって異なります。使用した芳香消臭剤のメーカーに成分等を問い合わせた上で、担当の専門医に芳香消臭剤を使用したことを伝えてご相談ください。

2. 先ほど、消臭剤を開封した際に、内容液が指にかかった。すぐに手を洗い、うがいもしたが、吐き気がして舌がしびれたように感じる。誤飲事故などの際にやるように牛乳を飲んでみたが、吐いてしまった。どうすればよいか。〈消費者〉

⇒今すぐ消臭剤を持参して医師の処置を受けた後、開封時の状況、被害の内容等について、消臭剤のメーカーに連絡してください。（なお、誤飲事故の際の手当の方法は飲んだものの種類によって異なり、牛乳を飲んではいけない場合もあります。誤飲事故が起きたときは、（財）日本中毒情報センター(http://www.j-poison-ic.or.jp/)の「中毒110番」、医療機関、または119番などに連絡してください。）

3. 一昨年頃から、靴の臭いが気になり始め、半年くらい前まで各種の靴用消臭スプレーを使っていた。使用直後は臭いが消えたような気がしたのだが、しばらくするとゴムのような臭いがして、どんどん臭いが強くなる。そればかりか、現在では他の家具や衣類にも臭いが移り、洗えるものは洗ったが臭いが取れない。同居人は臭いに気付いていないらしく何も言わないが、自分は臭いのために口の中もおかしくなってきた。内科を受診したが「特に悪いところはなく、気のせいだ」と言われた。目がチカチカすることもあったので眼科も受診したが、やはり「問題はない」と言われ、耳鼻科も受診したが異常は見つからなかった。使用した消臭スプレーの各メーカーにも相談したが、いずれのメーカーも「そもそも臭いを消すものなので、臭いの原因になるようなものではない。別の原因にしろ臭いが気になるのであれば、換気をするように」と言われた。しかし、換気を続けても効果がないばかりか、臭いはますますひどくなるばかりである。保健所にも相談をしたが、いくつかの相談窓口の電話番号を教えてくれただけであった。複数の消臭スプレーを使ったので、化学物質が混ざったのかもしれないと思っている。臭いの原因を検査してくれる機関を教えてほしい。〈消費者〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけでは臭いの原因は分かりかねますが、一番臭いが強いと思われる製品を持参した上で、病院の外来相談などで専門の診療科を教えてもらって受診されてはいかがですか。

4. １ヵ月くらい前に、冷蔵庫の中の食品をすべて出して庫内を清掃した後、食品と△△社製の脱臭剤(冷蔵庫用)を入れたところ、翌日くらいから、何となく化学的な臭いがするようになった。脱臭剤そのものには臭いはないが、脱臭剤を出しても庫内の臭いが取れない。△△社に申し出て現場に来るように求めたところ、「遠いから行けない。アルコール消毒液で庫内を拭いてみるように」と言われた。しかし、消毒液を買う費用がかかるため試していない。他に臭いの対策は何かないのか。〈消費者〉

⇒臭いの感じ方には個人差もあり、お話だけでは臭いの原因が不明なため、対策についても分かりかねます。臭いの原因についての△△社の見解、それを踏まえた消毒液の費用負担について、△△社と再度ご相談ください。

5. 外国製の芳香消臭スプレー(エアゾール製品)４本を購入した。３本目までは問題なく使用できたが、昨日、４本目を使用した際、ノズルの調子が悪く均一な霧状にならなかった。その後、その芳香消臭スプレーを棚の上にしばらく置いていたところ、ノズルを通って中の液体が漏れたらしく、その水分を吸収して棚の上部が反ってしまった。輸入元に申し出たところ、「自分の

一存では判断できないため、上司に相談した上で返答する」と言われたのだが、このような場合、輸入元に棚の補修を要求することは可能か。消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当該芳香消臭スプレーに欠陥があること、および棚の上部が反ったことがその欠陥によるものであることが認められれば、輸入元の製造物責任を問うこともできるでしょう。まずは輸入元に、現物および棚の状態等を見てもらうとよいでしょう。

14)　住宅設備－4件

1. 「集合住宅に住んでいる。２年くらい前、訪問販売業者に勧められてリフォームを行った際、サッシを木製からアルミ製に変えた。それ以来、網戸からツンとする臭いがする。そのためかずっと頭痛が続いているが、医者にはかかっていない。特にトイレの網戸の臭いが強い。臭いを分析して数値化し、リフォーム業者に苦情を申し出たい。臭いの原因物質として、どのようなものが考えられるか」という相談を受けている。〈消費生活C〉

⇒臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけでは臭いの原因は分かりかねます。また、臭いを分析するにしても、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずはリフォーム業者に申し出て臭いを確認してもらうとともに、頭痛については医師に相談するよう、相談者にお伝えください。

2. 築25年の家に住んでいるが、３年前に、水道水が赤みを帯びてきたので、業者に依頼して水道配管を全面的に更新し、その機会に洗面化粧台も新しくした。１ヵ月くらい前から、洗面化粧台の蛇口だけ水が出にくくなったので、10日くらい前に水道工事業者に見てもらったところ、解体した蛇口の先端に緑色のガム状物質が詰まっていた。業者によると、「配管工事で白いものが出ることはあるが、このようなものが出たことはない」とのことだが、それ以上は調べてくれなかった。洗面化粧台のメーカーに申し出たところ、ガム状物質を検査すると言われたが、並行して自費で第三者機関にも検査を依頼したいので、検査機関を紹介してほしい。保健所に相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。

3. 「18年前に当時新築で購入した分譲マンションに居住している。ユニットバスの壁に照明器具が二つ設置されているが、１ヵ月前に掃除をしていた際、いずれもカバー(プラスチック製)の上部に変色･割れが生じていることに気付いた。マンションの管理会社に相談したところ、ユニットバスのメーカーに点検を依頼してくれた。メーカーによる点検の結果、『経年劣化によるもの

だ』とのことで、交換が有償になるばかりか出張料まで請求された。しかし、年数が経過するだけでプラスチックが劣化するということ、それについてはメーカーに責任がないということ、および出張料を請求されたことについて、納得できない」という相談を受けている。ユニットバスメーカーから相談者に提出された文書を確認したところ、保証期間については、ユニットバス本体が５年、照明器具は１年で、照明カバーの材質はポリカーボネート樹脂とのことである。また、当センターからマンション管理会社に事情を尋ねたところ、「出張料については、事前の説明が不十分であったため、当社で負担する。また、同様のトラブルが他に１件発生しており、ユニットバスメーカーと相談した結果、照明カバーの交換時期に来ている旨を全居住者に通知することを検討しているところである」とのことであった。保証期間等を勘案すると、ユニットバスメーカーおよびマンション管理会社の対応は妥当なものと思われるが、参考までに、ポリカーボネート樹脂の一般的な耐久性について知りたい。〈消費生活C〉

⇒ポリカーボネート樹脂に関する一般的な情報についてはポリカーボネート樹脂技術研究会(http://www.polycarbo.gr.jp/)に、また、住宅部品一般に関する耐用年数の考え方については、住宅･住宅部品に関する相談を受け付けている住宅紛争処理支援センター(http://www.chord.or.jp/consult/)に問い合わせるとよいでしょう。

4. 「１年半くらい前に住宅メーカー△△社から中古住宅を購入した。入居してしばらくは異常がなかったが、３ヵ月後くらいから柱･壁紙･扉の表面がベタベタするようになった。△△社に原因を調査するよう求めたところ、△△社が検査機関に依頼して空気中の成分測定を行い、その結果は『問題がなかった』とのことであった。しかし、入居前に△△社の下請け会社によるハウスクリーニングが行われた件について、当初は『住居用洗浄剤を使用した』と言っていたのに、『そのような洗浄剤は使用していない』と発言を変えるなど、△△社に信用できない点があり、現在もベタベタした状態が続いていて困っている」という相談を受けている。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけでは、壁などがベタベタする原因についての△△社の見解、空気中の成分測定を行った理由やその結果の詳細等の事実関係が分かりかねますが、住宅･住宅部品に関する相談を受け付けている住宅紛争処理支援センター(http://www.chord.or.jp/consult/)に相談してみるよう、相談者にお伝えください。

15) 不明―4件

1. 築30年くらいの住宅(木造２階建て)に娘と二人で住んでいる。前回のシロアリ駆除から５年経ったので、前回とは別の業者にシロアリ駆除を依頼した。10年前に床下換気扇(３台)を設置していたが、今回の業者が「床下にカビが生えている」と言うので、カビを拭き取って防カビ剤を散布した後にシロアリ駆除剤を注入･散布してもらうことになった。10日前に作業が行われた際、自分は１階にいたが、強い臭いを感じて、しばらくすると喉が痛くなり、舌先がしびれて息苦しくなったので、それを業者に伝えて、駆除剤の注入まで終わった段階で散布を止めてもらっ

た。業者から「費用を負担するので、病院で血液検査を受けるように」と言われたので、翌日、近所の内科に行き、そこで総合病院の耳鼻科を紹介され、次の日に診察･血液検査を受けた。担当医からは「見た目には異常はない」と言われ、血液検査の結果は１週間後に出る。なお、作業当日、娘はほとんど２階にいて、「１階にくると臭いを感じる」と言っていたが、特に体に異常は出ていない。現在、業者が床下に消臭剤を置いてくれて、臭いはだんだん治まってきたが、自分の体の症状は続いている。そこで、使用した薬剤を除去するか中和するよう業者に求めたところ、「除去はできず、薬剤のメーカーに相談したが中和する方法もない」と言われたのだが、本当か。また、化学製品ＰＬ相談センターに同様の被害に関する相談が寄せられたことはあるか。〈消費者〉

⇒シロアリ駆除等の施工後に体調を悪くしたなどとうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。また、当センターは特定の製品に関するご質問にお答えできる立場にはありませんので、薬剤の除去または中和ができないのかについては、メーカーにご確認ください。

2. ２ヵ月くらい前、クローゼットにしまってあった衣類を取り出そうとクローゼットを開けたところ、衣類用防虫剤(ナフタリン)に似た臭いがあふれ出て舌がしびれた。中の衣類にも臭いが染みついていて、干しても臭いが取れなかったので、ほとんど捨てた。クローゼット内で使用していたＡ社製の衣類用防虫剤(ナフタリン)も捨てた。臭いがあまりついていない衣類はしばらく部屋に置いていたが、そこから周囲のカバン、室内のカーテン、布団などへとどんどん臭いが広がっていくので、それらをすべて捨てて、室内には脱臭機を置いて使用している。しかし、その後に新たに購入した衣類も、１週間くらいすると臭いがついてしまい、捨てるということを繰り返している。それらの衣類の臭いについては、来訪した姉も確認している。また、喉の痛みなどの症状も現れ、病院で検査を受けたが結果はまだ出ていない。クローゼットの衣類に、同時ではないがＢ社とＣ社の消臭スプレー(ポンプ式)を使用したことを思い出し、それらと防虫剤とが化学反応を起こしたのではないかと考えた。とにかく今の状況の対応策が知りたくて、まずはＡ社とＢ社に電子メールを送った。先にＢ社から「そのような事例がこれまでにないので分からない」との回答が届いた。その後、Ａ社から連絡があったので、取りあえず状況を確認に来てもらったが、その時点で防虫剤も臭いのするものも手元に残していなかったため、「当社では分からない。臭いの分析について、化学製品ＰＬ相談センターに相談してみてはどうか」と言われた。〈消費者〉

⇒当センターでは分析等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。なお、室内空気もしくは新たに購入してしばらくおいて臭いがついた衣類から、ナフタリン等が検出される否か、またはA社の防虫剤とＢ社およびＣ社の消臭スプレーとを同時に使用した場合に化学反応が起きるか否かなどの検査であれば可能と思われ

ますが、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま、漠然と空気を分析して臭いの原因を特定することは極めて困難でしょう。

3. **両親が住んでいる分譲マンションで、ベランダや玄関に出ると隣の部屋から何か薬品臭がして、室内にいても感じることがある。他の住民も臭いを気にはしているが、トラブルを避けて我慢している。その頃から、母は「皮膚が腫れたり、喉や目が痛くなったりする」とうったえ、父も「体がだるく眠れない」と言っている。思い切って隣の部屋の居住者に臭いについて心当たりを尋ねてみたところ、多種多量の芳香剤や防虫剤を見せられ、「何をどれだけ使おうと私の自由だ」と言われた。父は医者にかかるほどではなかったので、母だけ病院に連れて行ったところ、問診の結果から「芳香剤や防虫剤が原因だろう」と言われ、後日あらためて胃の内視鏡検査を受けることになった。隣の人と事を荒立てたくないので、自分達の側でできる対策があれば講じたいのだが、換気には効果があるのか。〈消費者〉**

⇒一般的には換気は有効ですが、原因物質が室外から侵入してくる場合には、かえって逆効果になる可能性もあります。お母様の体調不良の原因が隣の部屋で使用されている芳香剤や防虫剤であるならば、換気をする場合には風向き等を考慮する必要があるでしょう。

4. **３日前に壁の洗浄にコンパウンドとクレンザーを併用したところ、シンナーのような臭いのガスが発生し、舌がしびれて呼吸が苦しくなった。救急車を呼んだときに来た救急隊員、ホームヘルパーおよび隣人（２名）も臭いを確認しており、そのガスが現在も部屋中に充満して困っている。コンパウンドおよびクレンザーのそれぞれのメーカーに相談したが、いずれのメーカーも「混ざってもそのようなガスが発生するようなものではない」と言って取り合ってくれない。公営住宅なので自治体の住宅担当の人に相談して家に来てもらったが、「臭いはするがしばらく様子を見るように」と言うだけで何もしてくれない。ホームヘルパーはこの件に関わりたくないようだ。このままでは住めないので、助けてほしい。〈消費者〉**

⇒お話だけではお部屋の状況などが分かりかねますが、当センターでは現場訪問は行っておりません。化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差もあるため、実際に現場を確認した人や医師の見解などの客観的事実にもとづいて、自治体に再度ご相談ください。

16) 紙製品－3件

1. **「△△社製の尿もれ用シート○○から粉状のものが漏れて下着に付着した。△△社に申し出たところ、新品と交換してくれた。しかし、粉状の成分が肌に付着したとしても問題のないものかについては、『化学物質で安全･安心です』としか答えてくれなかった」という相談を受けている。○○の成分や安全性について、化学製品ＰＬ相談センターで分かるか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒当センターは特定の製品の成分、安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、具体的な成分、それを踏まえた安全性等について、△△社に合理的な説明を求めるよう、相

談者にお伝えください。

2. 「いつも使用しているものと同じティッシュペーパー（5箱パック）をドラッグストアで購入した。最初に開封した際、クレゾール石鹸液のような臭いを感じた。そのまま３箱まで使用を続け、４箱目を開封した際に、それまでよりさらに強い臭いを感じた。メーカーに申し出たところ、『すぐに現物を送ってほしい』と言われたが、返金だけですませるつもりではないだろうか。現物を送ってしまうと証拠がなくなってしまうが、大丈夫か」という相談を受けている。〈消費生活C〉
⇒臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけでは分かりかねますが、そのティッシュペーパーに問題があったとしても、他に拡大損害が生じていなければ、相談者自身に対するメーカーの法的責任は、代品交換または返金によって果たされるものと思われます。一方、貴センターとして、消費者被害の未然防止のために必要とお考えであれば、そのティッシュペーパーを持ってきてもらって実際の臭いを確認したり、メーカーに詳しい事情を問い合わせたりしてはいかがですか。

3. 「ティッシュペーパーから塩素の臭いがする」と言って、ティッシュペーパーを持って相談に来た消費者がいる。現物を確認したところ、確かに塩素の臭いがする。メーカーに問い合わせたところ、「ティッシュペーパーの製造に塩素は使用していない」とのことであった。現物を再度確認したところ、どうやら箱（再生紙）の方の臭いがティッシュペーパーに移ったようだ。〈消費生活C〉
⇒今のお話だけでは、相談者本人の相談の目的が不明ですが、箱が臭いの原因と思われるのであれば、メーカーに箱についても問い合わせてみてはいかがですか。

17) 工業薬品－3件

1. アパレルメーカーに勤務しており、製品が汚れてしまった場合にシミ抜き用溶剤を機械噴霧して洗浄する業務を担当している。10年以上前から△△社製のシミ抜き用溶剤を使用しているのだが、３ヵ月くらい前から、そのシミ抜き用溶剤の使用時に異臭を感じるようになり、喉痛･咳などの症状が現れた。同僚の３人は「特に異常は感じない」と言っていた。10日くらい前に耳鼻咽喉科を受診した際、シミ抜き用溶剤のことを話したところ、『喉に炎症を起こしているが、シミ抜き用溶剤との関係は分からない。より専門性の高い病院を受診するように」と言われた。その後、あらためてシミ抜き用溶剤を確認したところ、異臭がするけでなく、本来は無色のはずが黄色っぽく変色していることにも気付いた。△△社に申し出て、昨日、シミ抜き用溶剤を確認に来てもらい、上司とともに応対した。△△社が異臭や変色を認めたので、その原因等について詳しく調査するよう要求したところ、「今後の対応について社内で検討する」と言ってシミ抜き用溶剤を持って帰った。しかし、自分は早く結果を知りたいので、自分で分析機関に依頼して、機械のノズルに残っているシミ抜き用溶剤を調べたいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈事業者〉
⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧（http://www.nite.go.jp/jiko/network/）

が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用は依頼者の負担となります)。なお、正常品が手元にあれば、それと比較することは可能でしょうが、異常があるものだけを漠然と分析しても変質の原因を特定することは困難な可能性があります。

2. ホームセンターで購入したパーツクリーナーを使用中、強い臭いを感じた。勤務先で測定機器を保有しているので同僚に測定してもらったところ、溶剤からトルエン600ppm、キシレン700ppmが検出された。厚生労働省の指針値(トルエン0.07ppm、キシレン0.20ppm)と比べて非常に高い。クリーナーを使用したことにより、健康に影響を及ぼしている可能性はないか。〈消費者〉
⇒厚生労働省の指針値は含有量ではなく室内濃度に関するものなので、溶剤から検出された数値と単純に比較することはできません。クリーナーの安全性についてメーカーに問い合わせるとともに、ご自身の健康状態については医師にご相談ください。

3. 量販店で、一般的なパーツクリーナーの３分の１くらいの価格で販売されていたパーツクリーナーを購入し、工場で使用したところ、今まで使用していたものに比べ非常に強い臭いを感じた。検査機関に依頼して成分を分析したところ、トルエン、キシレン、ベンゼンなどの揮発性有機化合物(ＶＯＣ)が高濃度で検出された。これほど高濃度のＶＯＣが含まれているものは危険だと思う。製品には、販売者名は表示されているが、製造者名は表示されていなかったので、販売者に申し出たのだが、「被害が出ていない」と言って取り合ってくれない。このような製品の販売を法律で禁止している国もあるので、日本でも法律で販売禁止にしてほしい。〈事業者〉
⇒当センターは事業者等に指導・命令したり、法律の制定・改正等について直接関与したりできる立場にはありませんので、経済産業省等の関係省庁にご相談ください。

18) 食品・飲料－3件

1. 「半月ほど前に夫の実家(農家)から米30kgを分けてもらい、最初に５合くらい自宅で精米したところ、異臭がした。それを炊いてみたところ、夫や子供も臭いが気になって食べられなかった。冷めると臭いは治まったが、それでも心配なので食べなかった。夫が実家に尋ねたところ、『今年は虫が多かったので、倉庫(米専用)に衣類用防虫剤を置いた。米に防虫剤の臭いがついたが、炊くときに竹炭を入れると臭いが取れたので、食べている』とのことであった。残っている米がもったいないので、食べても大丈夫か」という相談を受けている。その後、実家の方からも当センターに連絡があったので、使用した防虫剤のメーカーを確認し、当センターからメーカーに問い合わせたところ、成分はパラジクロロベンゼンであった。相談者に対しては、「衣類用防虫剤を米に使用することは用途外使用にあたる。食べない方がよい」と答えたが、それでよかったか。〈消費生活Ｃ〉
⇒メーカーの意図しない用途・用法での使用は、一般的には安全であるとの保証はありませんが、確かなことは使用した防虫剤のメーカーにお問い合わせください。

2. 昨年まで放置されていた農地でニンジン10kgを生産し、当社（A）のグループ会社である弁当製造業者（B）に納入した。B社が、そのニンジンのうち５本と他の野菜を使用して煮物をつくり、Ｂ社の社員食堂で提供したところ、複数の社員から、「煮物のニンジンをかじったら石油のような臭いがする」と指摘されたという。現物を確認したところ、確かにかじると石油臭がして食べられなかった。B社では弁当の材料にもニンジンを使用したが、そちらには特に問題は発生していない。食品検査機関に依頼して煮物のニンジンを分析したところ、いくつかの化学物質が検出されたが、量まではわからなかった。この結果にもとづいてＢ社が保健所に報告したところ、保健所から「健康上の問題はない」と言われたとのことだ。実際のところ健康被害は発生していないのだが、Ｂ社から混入原因を調査するよう求められている。畑の周囲に工場などもなく、思い当たる原因はないが、どのようなことが考えられるだろうか。〈事業者〉
⇒お話だけでは分かりかねますが、問題発生の範囲を絞り込み、必要であれば同じ畑で生産した他の作物、畑の土壌などを分析してみるとよいでしょう（分析する場合は、あらかじめ検出限界を確認しておくことをお勧めします）。

3. 当社が製造した食品（加工魚介類）について、「２～３cmのプラスチックフィルムが混入していた」という苦情を受けている。現物を確認したところ、端が鋸の刃のようにギザギザになっていることなどから、製造工程で使用している食品包装用ラップフィルムが混入したのではないかと思う。検証のために分析したいので、分析機関を紹介してほしい。〈事業者〉
⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧（http://www.nite.go.jp/jiko/network/）が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト（http://www.kokusen.go.jp/test_list/）が掲載されています。

19) 農薬－3件

農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用を確保するため、農薬取締法では農薬の登録制度を設けており、農林水産大臣の登録を受けた農薬でなければ、原則として製造、輸入、販売、使用することができません。農林水産大臣の登録を受けるためには、農作物に対する効果・薬害のほか、農薬を使用する人および農作物を食べる人に対する安全性、環境への影響などについての厳しい検査に合格しなければなりません。また、一度登録された農薬でも、3年ごとに見直しが行われます。登録された農薬には登録番号が記載されるとともに、使用者が必ず守らなければならない使用基準（使用できる作物、使用時期・回数・量等）、使用上の注意等がラベル表示され、これらを守らなかった場合には、農家、植木業者などの事業者はもちろん、家庭菜園や庭の草花に使用する消費者でも罰則が科せられる場合があります。

※ 詳しくは P.145 ちょっと注目「農薬による自動車の塗装汚染」をご覧ください。

1. １ヵ月前から、隣人が植木に繰り返し農薬を散布している。当家の窓から最も近いところで50㎝くらいしか離れておらず、窓を開けているときは室内に置いてある食品にもかかっていると思う。それを食べたためか、嘔吐･脱水症状･湿疹などの症状が現れた。医師の診察を受けたが、農薬のことは話していない。隣人は、「使用している農薬は農業協同組合で購入した安全なものなので、体調不良を起こしたのは過敏すぎるからだ」と言っているが、散布にあたり周辺住民に配慮しなくてもよいのか。このようなことが許されるのか。〈消費者〉
⇒農薬には、農薬取締法に基づき使用基準(使用時期･回数･量など)がラベル表示されており、農家などの事業者だけでなく、家庭菜園や庭の草花に使用する消費者でも、これを守らなかった場合には罰則が科せられる場合があります(詳しくは同法を所管する農林水産省にお問い合わせください)。また、農薬取締法に違反していない場合でも、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する」という、民事上の責任が課される可能性があります。しかしお話だけでは農薬散布の状況等が分かりかねるため、まずは地域の公衆衛生に携わっている保健所に相談してみてください。また、体調不良の原因については、医師に農薬散布のことを伝えてご相談ください。

2. 植木屋に依頼して、庭木に農薬(害虫防除剤)を散布した。その際、いつも庭木の下に駐車している自家用車について、植木屋から「作業中は移動してほしい」と言われていたので、作業前に自家用車を移動した。作業後のことについては注意されなかったので、作業が終わって30分もたたないうちに車を元の場所に戻したところ、上からたれてきた農薬によって車の天井の塗装(ワインレッド)が白くなってしまった。この件について、県の農政担当部署に相談したところ、当該農薬は本来は山林樹木に使用するもので、住宅地に使用するものではないというようなことを言われた。それが事実であれば、農薬メーカーにその責任を問いたい。植木屋の方は、顔見知りで後々しこりを残したくないので、苦情などを言いたくない。消費生活センターに相談したところ、「農薬メーカーとの交渉について、センターでも支援するが、まずは当事者間で話し合ってみるように」と言われた。農薬メーカーの製造物責任を問えるだろうか。〈消費者〉
⇒当該農薬に何らかの欠陥が認められた場合には、製造物責任(ＰＬ)法に基づき、その欠陥によって生じた損害の賠償を農薬メーカーに請求することもできるでしょう。しかし、農薬は、農薬取締法に基づく検査に合格し農薬として登録を受けたものでなければ、製造･輸入･販売等ができず、登録された農薬には、登録番号、その農薬の使用基準(使用できる作物、使用時期･回数･量等)、使用上の注意(塗装汚染の心配がある農薬の場合には、「本剤は自動車などの塗装面に散布液がかかると変色する恐れがあるので、散布液がかからないよう注意する」など)等がラベル表示されます。また、農林水産省および環境省では、住宅地等で農薬を使用するものが遵守すべき事項等を示し、全国の自治体に対して関係者への指導等を求めています(平成19年1月31日「18消安第11607号」「環水大土発第070131001号」)。したがって、植木屋が適正に使用していなかったという場合には、そのことによって生じた損害を賠償する責任は植

木屋にあるとされ、農薬メーカーの責任を問うのは難しいと思われます。

3. 「６年前に購入した園芸用なめくじ駆除剤(エアゾール製品)を保管していたところ、缶に穴が開いて内容物が噴出した。周囲にかかったものを処理しているうちに気分が悪くなり、病院で点滴治療を受けて回復した。駆除剤のメーカーに申し出たところ、当該製品を検査すると言われた。しかし、メーカーではなく第三者機関で検査を行ってほしい」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターで検査してほしい。〈消費生活Ｃ〉
⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

20) オートケミカル－2件

1. 「自家用車のサイドガラスとリアガラスにＡ社のガラスコーティング剤を塗布したが、効果がないばかりかガラスがギラついてしまった。Ａ社に申し出たところ、コーティング剤を除去する油膜とり(Ａ社製)を試すようにと提供された。それを試してみたが除去できなかったので、Ａ社にそのことを伝えたところ、別の油膜とり(Ｂ社製)が提供されたが、それを使っても除去できなかった。ほかに何かよい方法はないか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉
⇒当センターは、特定の製品に関するご質問にお答えできる立場にはありません。再度Ａ社に連絡し、Ｂ社製の油膜とりでも除去できなかったことを伝えて今後の対応について話し合うよう、相談者にお伝えください。

2. 樹脂光沢復活剤(自動車バンパー用)を、バンパー以外の車のどこかに使用したら、光沢がきれいに出ないとかサビが出たとかいうような相談を受けているが、化学製品ＰＬ相談センターにまわしてもよいか。〈消費生活Ｃ〉
⇒今のお話だけでは、事実関係にあいまいな点があり、相談者本人の相談の目的も不明なため、当センターで十分な対応ができるか分かりかねます。製品に関する苦情であれば、まずはメーカーに申し出るよう、相談者にお伝えください。

21) おもちゃ－2件

1. 「子供のために100円ショップで購入したおもちゃから塗料のような臭いがして、自分はその臭いをかいだ瞬間に嘔吐した。臭いの成分を分析してくれる機関を紹介してほしい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずは、そのおもちゃに使用されている成分などについてメーカー等に問い合わせるとともに、臭いの感じ方には個人差もあるため、できれば貴センターで実際の臭いなどを確認した上で、検査が必要とお考えであれば地域の保健所、独立行政法人 国民生活センターの商品テスト部等に相談してみてはいかがですか。

2. **「子供のために購入したおもちゃ(動物を模したもの)の包装を開封したところ、強い不快臭を感じた。おもちゃは外国製で、材質はゴムのようだ。販売元には連絡していない。今のところ特に体に異常はないが、何か有害な成分が含まれていないか調べてほしい」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターで分析できるか。〈消費生活C〉**

⇒当センターでは分析等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずは、そのおもちゃまたは包装に使用されている成分などについて販売元等に問い合わせるとともに、臭いの感じ方には個人差もあるため、できれば貴センターで実際の臭いなどを確認した上で、検査が必要とお考えであれば地域の保健所、独立行政法人 国民生活センターの商品テスト部等に相談してみてはいかがですか。

22) 柔軟剤－2件

1. **妻が洗濯物を室内に干すと、自分は喉が痛くなることがある。妻や息子は特に体に異常はない。洗濯物を片付けると痛みが治まるので、医者にはかかっていない。しかし、洗濯に使用した柔軟剤(外国製)の原液のにおいを試しにかいでみたところ、やはり喉が痛くなった。そこで、柔軟剤メーカーの日本法人に申し出たところ、「並行輸入品(※国内の総代理店が輸入している商品を、別の業者が第三国にある同じ製造元の代理店から輸入した商品)なので、当社では責任を持てない」と言われた。次に、その柔軟剤を購入したディスカウントストア(店舗)に申し出たところ、「そのような事例はない」と言われたので、これからディスカウントストアのお客様相談窓口の方に申し出ようと思う。化学製品ＰＬ相談センターに、柔軟剤による体調不良の相談は寄せられているか。〈消費者〉**

⇒柔軟剤の使用後に体調を悪くしたとうったえる相談は当センターに寄せられていますが、因果関係は定かではありません。なお、販売店等の責任を問うのであれば、柔軟剤と喉の症状

との因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)も、やはり必要と思われます(ただし、化学物質に対する感受性には個人差があるため、一概に瑕疵等が認められるとは限りません)。

2. **「新しく開封した柔軟剤○○を洗濯に使用したところ、洗濯物が油臭くなった。今までにも○○を使用していたが、このようなことは初めてだ。同じバスマットを２枚持っているので、試しに一つは家で○○を使用して洗濯し、もう一つはドライクリーニングに出してみたところ、家で洗濯した方だけが油臭くなった。○○にはしわ防止のためにシリコーンが配合されているようなので、それが油臭さの原因かもしれないと思い、○○の販売元を通じてメーカーに問い合わせたところ、『油は使用していない』と言われた。しかしシリコーンは油ではないのか」という相談を受けている。○○を使用して洗濯したバスマットを持参されたので臭いを嗅いでみたが、油臭さは感じられなかったため、とりあえずバスマットが油臭いかについてメーカーの見解も聞いてみるよう助言したのだが、シリコーンが油かということについてはどうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒“油”は一般に、動物、植物、鉱物などからとれる水に溶けない可燃性物質の総称です(常温(20℃前後)で液体のものを“油”、固体のものを“脂”と区別する場合もあります)。シリコーンにはいろいろな形状があり、そのうち油(オイル)状のシリコーン(シリコーンオイル)は、繊維のしわ、ちぢみなどを防ぐ目的で柔軟剤等に配合されることがあります。メーカーが「油は使用していない」と言った“油”は、狭義に「石油系のもの」だけを指している可能性も考えられますが、いずれにしても○○を使用した洗濯物が油臭くなったという件については、やはりまずはメーカーに実際の臭いを確認してもらうのがよいでしょう(なお、臭いの感じ方には個人差もあります)。

23）除湿剤－2件

除湿剤(タンクタイプ)にたまった液体には塩化カルシウムが溶けているため、こぼれるなどして周囲のものに付着してしまうと、シミになったり、皮革製品や絹製品の場合には縮んで硬くなったりすることがあります。また床や棚などの木製品に染み込んでしまうと、表面を拭いてもなかなか乾きません。容器が割れたり倒れたりして液が漏れたりこぼれたりすることのないよう、除湿剤を落としたりぶつけたりしないように注意して、設置する際は安定した平らなところを選びましょう。

※ 詳しくは P.148 ちょっと注目「除湿剤の内容液がこぼれた！」をご覧ください。

1. **「押入れの中で除湿剤(タンクタイプ)が倒れており、こぼれた内容液が布団などに付いてしまっている。メーカーにも申し出ているが、消費生活センターにもこのことを知っておいてもらいたい」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターで対応(例えば処置方法等について)してくれるか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒今のお話だけでは相談者本人が具体的に何を希望しているのかが不明なため、当センターで十分な対応ができるか分かりかねます。まずは、相談者が貴センターに相談した目的をご確

認ください。なお、処置方法については、メーカーに相談するのがよいでしょう。[その後、『アクティビティーノート第146号』に、除湿剤の内容液がこぼれた場合の処置等について掲載しました(本書P.148)。]

2. １ヵ月くらい前に除湿剤(下駄箱用)を購入して開封したところ、強い臭いがしてめまいがしたため、除湿剤を室外の郵便受けに入れておいた。以前から「むちうち症」の後遺症でめまいがしていた。翌日、かかりつけの医師に往診してもらったが、除湿剤のことは話さなかった。同居している娘に、郵便受けの中の除湿剤をメーカーに送るよう頼んだのだが、娘が忙しくてなかなか送ってくれず、ようやく３日前にメーカーに届き、「これから検査をする」と連絡があった。体調については、ホルモン検査の結果から「更年期障害」と診断されて、昨日から入院している。めまいが続いているので、その除湿剤にめまいの原因になるような物質が含まれているか検査してほしいと思い、病院から消費生活センターに電話して相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介され、今も病院から電話している。〈消費者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずはメーカーの検査結果が出るのを待ってはいかがですか。また、めまいの原因については、担当医にも相談してみるとよいでしょう。

24) 身体洗浄剤－2件

化粧石けん、ボディソープなどの身体洗浄剤は、薬事法上の「化粧品」または「医薬部外品」に分類され、製造･輸入等にあたっては薬事法に基づく許可が必要です。また、「医薬部外品」については、さらに品目ごとの製造承認も必要です。一方、「化粧品」については、原則としてすべての配合成分を表示することが義務づけられています。「医薬部外品」の場合(「医薬部外品」には容器等に“医薬部外品”と表示されています)は表示義務があるのは「表示指定成分」のみですが、関連業界が自主的に全成分表示の取組を進めています。

1. 「２週間くらい前に洗顔用石けん○○をメーカー△△の通信販売で購入した。1週間くらい前に○○で顔を洗ったところ、顔全体に発疹が出たほか、発熱(38℃)を起こした。翌日、まず内科を受診したが、そこで皮膚科に行くよう勧められ、皮膚科を受診したところ『○○による石けん負けだ』と言われた。△△社に申し出て家に来てもらったところ、『○○の購入代金を返金する』と言われ、その後、返金されたが、謝罪の言葉や原因についての説明が一切なく、対応が悪い」という相談を受けている。当センターから相談者に対し、「医師の診断書によって○○と症状との因果関係を証明でき

れば、△△社に治療費を要求できるので、必要であれば弁護士による無料相談を紹介する」と助言したが、参考までに○○の安全性を知っておきたいので、化学製品ＰＬ相談センターで検査してほしい。なお、△△社のホームページによると、○○は医薬部外品である。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。洗顔用石けんは薬事法によって、その品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制が行われており、特に薬事法上の「医薬部外品」に該当するものについては、品目ごとに厚生労働大臣による製造承認を受ける必要があります。○○が承認を受けているかも含め、薬事法については△△社が所在する都道府県の薬務担当の課に問い合わせてみるとよいでしょう。また、薬事法上の「化粧品」に該当する場合は原則としてすべての配合成分を表示することが義務づけられていますが、「医薬部外品」に該当する場合も日本化粧品工業連合会では自主的に全成分表示の取組を進めています(http://www.jcia.org/qdln.htm)。表示内容等の検証をご希望であれば、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(ただし、検査費用は依頼者の負担となります)。なお、因果関係が明らかであったとしても、皮膚トラブルは個人の体質にもよるため、必ずしもメーカーの責任が問えるとは限りません。○○の安全性、相談者への対応などについて、まずは△△社に事情を確認してみてはいかがですか。

2. **「1ヵ月前、ボディソープを使用中に、誤って目に入ってしまった。眼科を受診したところ『炎症を起こしている』と言われ、治療を受けて現在は治っている。メーカーに申し出たところ、『商品を返してほしい』と言われ、近日中に取りに来ることになったが、何か危険な成分が含まれているのではないか」という相談を受けている。今後の対応を検討する参考として、関連情報を教えてほしい。〈消費生活Ｃ〉**

   ⇒ボディソープは薬事法上の「化粧品」または「医薬部外品」に該当し、その品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制が行われています(詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。また、日本石鹸洗剤工業会のホームページに掲載されている「誤飲誤用の応急処置」(http://jsda.org/w/3goingoyou/list.html)によると、ボディソープが誤って目に入った場合、「刺激によって充血や疼痛が生ずることもあるが、重大な障害となるようなことはない」とのことです。ただし、個別の製品の安全性等に関する情報については、そのメーカーにお問い合わせください。

25) 石油･灯油－2件

1. **昨年の灯油がポリタンクに半分くらい残っていたが、新しくエアコンを買ったので灯油は不要になった。そこで、不要になった布団やタオルをゴミ袋に入れて、そこに灯油をしみこませて廃棄することにした。４日前に、屋外で作業すると臭いで近所に迷惑をかけると思ったので室内で、換気扇をまわ**

して１時間くらいかけて作業したところ、目や喉が痛くなった。翌日、内科の診察を受け、灯油のことを話したところ、「たぶん“シックハウス症候群”だろう」と言われた。その後は扇風機も併用して換気に努めているが、換気をやめると臭いがして目が痛くなる。灯油の成分が壁や天井に染みついてしまっているのだと思うので、ハウスクリーニングを依頼しようと考えているが、効果はあるだろうか。市町村保健センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒お話だけでは部屋の状況が分からず、ハウスクリーニングの効果についても当センターではお答えしかねます。一度、ハウスクリーニング業者に事情を説明して相談してみてはいかがですか。なお、不要になった灯油は、灯油販売店、ガソリンスタンドなどで引き取ってくれるところがあります(有料の場合もあります)。

2. 当自治体の総務部に、住民から「いつも給油しているガソリンスタンドでいつもと同じガソリンを満タンに給油したところ、いつもの距離の４分の３くらいしか走行できなかった。ガソリンに何か混ぜ物をしているのではないかと思うので、調査してくれる機関を教えてほしい」という相談が寄せられたとのことだ。不正ガソリンについて調査してくれる機関を知らないか。〈消費生活C〉

⇒国税庁が「不正ガソリン110番」窓口を設置していますので、最寄りの国税局に連絡するとよいでしょう。

26) 漂白剤－2件

1. 業務用品卸売店舗である。３日前に当店で厨房用酸素系粉末漂白剤(業務用)を購入した人(一般消費者)から、「納戸の棚に置いていたところ容器(プラスチック製)の下部から漂白剤が漏れて、その場に居合わせた夫と自分の顔や体にかかった。すぐに救急病院に行って、夫婦ともに点滴治療を受けた。また、警察に連絡して現場検証を行ってもらった。その後も通院治療を続けているが、気分的に影響を受けている」という苦情を受けている。現物を引き取って確認したところ、容器の下部に１cmくらいの亀裂があり、重量が在庫製品に比べて約700g重かった。メーカーに連絡したところ、現場と現物を確認した後、「同一ロット製品を調べる」とのことであった。しかし、被害者は第三者による原因究明を要求しているので、当店の費用負担により化学製品ＰＬ相談センターで検査してほしい。なお、治療費については被害者とメーカーとで交渉中である。〈事業者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。

2. 当社は、おもに家具の製造販売を行っている。塗料メーカー(A)が製造した木工用漂白剤(２kg入り)を、塗料卸売業者(B)を通じて約１年前に当社(C)が購入し、それを家具修理業者(D)に販売した。先日、その漂白剤について、D社から当社(C)に次のような連絡があった。連絡の内容は、

「住宅の階段のリフォームを請け負って施工中、その漂白剤を使おうとして現場に置いていたところ、容器（プラスチック製）の底から液漏れして、それがフローリングの床にかかり変色したために、３坪分の床材（無垢材）を張り替えなければならなかった。その件について、漂白剤のラベルに製造元として表示されていたＡ社に申し出たところ、数日後にＢ社の社員が現場に来て写真を撮り、漂白剤を持って帰っていった。また、Ｂ社から『床の張り替えに要した費用について、とりあえず請求書を提出してほしい』と言われた。請求書を提出したところ、それに対してＢ社から、『Ａ社、Ｂ社、Ｃ社およびＤ社で等分負担してはどうか。当社（Ｂ）はそれ以上の負担はできない』と言ってきた。しかし、当社（Ｄ）はその提案には応じられない。床の張り替えに要した費用を払ってもらえないと職人への支払いができず、困っているので何とかしてほしい」というもので、とりあえず当社（Ｃ）が立て替えるつもりで費用の全額をＤ社に支払った。その後、Ｂ社から「１年前にも同じ漂白剤で液漏れが発生し、そのときにＡ社に報告してあった」ということを聞いたので、当社（Ｃ）からＡ社に対し、液漏れの原因等に関する質問書を配達記録郵便で送付した。数日後、Ａ社から「先日の液漏れについて当社（Ａ）からＢ社に出した見解書のコピーを、ＦＡＸで貴社（Ｃ）に送ったので見てほしい」と連絡があった。見解書には、「事故品を確認した結果、容器が経年劣化していた。しかし、当該漂白剤は３年以上前に製造・出荷したものであるため、当社（Ａ）は責任を負いかねる」という旨のことが書かれていた。また、１年前にＢ社から液漏れについて報告を受けていたのではないかとＡ社にさらに尋ねたところ、「当時の担当者が既に退職しているため、分からない」と言われ、わずか３年で劣化したことについても「保証期間は１年のため、補償はできない」と言われた。Ａ社の製造物責任を問うことはできないのか。〈事業者〉

⇒製造物責任（ＰＬ）法では、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合、製造業者等は被害者に対して損害（事業用財産に生じた損害や純粋経済損害も対象となり得ます）を賠償する責任があるとされています。被害者の損害賠償請求権の時効は、原則として、被害者が損害を知ったときから３年、製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年とされています。したがって、品質保証期間が過ぎているからといって、事故がおきた際の補償の対象にならないとは限らないと思われます。一方、Ｂ社は、当該漂白剤を貴社（Ｃ）に販売する以前から、同じ漂白剤で液漏れが発生していた事実を知っていたことについて認めていることから、貴社（Ｃ）からＢ社に対して民法上の不法行為責任、債務不履行責任、売主の瑕疵担保責任等に基づく損害賠償を請求できる可能性もあるでしょう。詳細な事実関係に基づき、一度弁護士等の法律の専門家に相談してみてはいかがですか。

27)　プラスチック製品－2件

1. 「１～２年前に購入したハンガー（プラスチック製）を、昨日、袋から出したところ、強い臭いがして目が痛くなり、下痢をした。医者にはこれから行くつもりだ。ハンガーを購入した店に補償を求めたが応じてくれなかったので、ハンガーを検査して、健康影響の原因となるものかを

判定してほしい」という相談を受けている。当センターでは検査ができないのだが、ハンガーについては化学物質に関する規制が特にないらしいため、保健所は調べてくれないと思うので、化学製品ＰＬ相談センターで調べてほしい。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずは、そのハンガーまたは袋に使用されている成分などについてメーカー等に問い合わせるとともに、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差もあるため、できれば貴センターで実際の臭いなどを確認した上で、検査が必要とお考えであれば独立行政法人 国民生活センターの商品テスト部等に相談してみてはいかがですか。なお、メーカー等に補償を要求するのであれば、ハンガー等と下痢などの症状との因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)も必要になると思われる旨、相談者にお伝えください。

2. **包装資材の卸売業者（A）から、「当社（A）が卸した食品包装用フィルムについて、取引先の食品メーカー（B）から、『フィルムをはがすと中の食品の表面まではがれてしまい、そのことにより経済的損失を被った』というクレームを受けている。フィルムのメーカー（C）に連絡したが、『中身との相性の問題だ』と言って取り合ってくれない。今後、B社から当社（A）に対し損害賠償を請求される可能性もあるが、どのように考えて対応すればよいか」という相談を受けている。安全性にはかかわらないこのようなケースでも、製造物責任（ＰＬ）法の対象となるのか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒「相当因果関係」が認められれば、事業用財産に生じた損害や純粋経済損害(人の生命、身体への損傷や有体物の物理的な損壊の形態が現れないで被害者の財産状態に生じた損害)も、ＰＬ法に基づく損害賠償の対象となり得ます。ただし、ＰＬ法は、製造業者等の損害賠償責任について定めている法律で、ここでいう「製造業者等」には、単なる販売業者は原則として含まれません。しかし、ＰＬ法の対象とならない場合でも、民法に基づく瑕疵担保責任、債務不履行責任等の要件が満たされていれば、それぞれの責任に基づく損害賠償を請求される可能性はあります。Ａ社とＢ社およびＣ社とのそれぞれの間で交わされた購入仕様書等、契約にまつわる事実関係を踏まえて、一度弁護士等の法律の専門家に相談してみるよう、Ａ社にお伝えください。

28）防蟻剤－2件

1. **「前回のシロアリ防除から５年経ったので、前回と同じ業者に依頼してシロアリ防除を行ったところ、強い臭いがする。使用された薬剤○○の安全性について教えてほしい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、施工業者または○○のメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。また、○○は(社)日本しろあり対策協会(http://www.hakutaikyo.or.jp/)によって認定･登録されていますので、シロアリ防除に関する一般的な情報も合わせて、同会にも問い合わせてみるとよいでしょう。

2. **「業者に依頼して自宅のシロアリ駆除を行ったところ、薬剤が部屋に充満して気持ち悪くなった」という相談が、保健所からまわってきたので、化学製品ＰＬ相談センターにまわしてもよいか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒今のお話だけでは相談者本人が何を希望しているのかが不明なため、当センターで十分な対応ができるか分かりかねます。まずは、相談者の相談の目的、保健所が貴センターに相談をまわした理由等をご確認ください。

29) その他－2件

1. **２日前、スポーツクラブのフリースペース(約10畳)に入室しようとドアを開けた瞬間に強い芳香がして、目がショボショボし、唇がしびれて口が乾いてきたので、外に出た。また、味覚にも異常を来たしていたことに後で気付いた。スポーツクラブに申し出たところ、「申し訳なかった。１時間くらい前まで、その部屋でアロマオイルを噴霧してストレッチをするプログラムを行っていた」と言われた。その後、唇のしびれは治まってきたが、他の症状は続いている。先ほど口腔外科の診察を受けてきたところ、「状況からアロマオイルが原因である可能性がある。粘膜が再生するまで、2週間くらい様子を見てはどうか」と言われた。使用されたアロマオイルのメーカー名と商品名をスポーツクラブから聞いたので、メーカーに対し、当該アロマオイルに関する資料を送るように求めたところである。一方、スポーツクラブに対しては、製造物責任(ＰＬ)の問題として、当該プログラムを中止するか、続けるならば安全に配慮するよう求めたい。〈消費者〉**

⇒今のお話だけではアロマオイルの使用方法等の事実関係が不明ですが、アロマオイルに何らかの欠陥が認められた場合には、そのメーカーに対してＰＬ法に基づく損害賠償を請求することができます。ただし、化学物質に対する感受性には個人差があるため、一概に欠陥が認められるとは限りません。また、スポーツクラブのような役務(サービス)上の問題については、ＰＬ法は適用されません。その場合でも、民法に基づく債務不履行責任、不法行為責任等の要件を満たしていれば、スポーツクラブに対し損害賠償を請求できる可能性はありますが、プログラムの中止までを要求することは一般的に難しいと思われます。まずはスポーツクラブに要望を伝えてお話し合いください。

2. **１ヵ月半前に新しく設置した工業機械に不具合があり、販売代理店およびメーカーとの交渉を進めている。弁護士に相談したところ、「販売代理店に対する瑕疵担保責任およびメーカーに対する製造物責任が問えるだろう」と言われたので、化学製品ＰＬ相談センターで対応してもらえ**

ないか。〈事業者〉

⇒当センターは、当事者間による交渉のポイントを助言したり、両当事者の了解のもとに双方の主張の調整を行ったりすることはできますが、一方当事者の代理人として交渉にあたるということは行っていません。また、工業機械に関する専門的知見も持ち合わせておりません。既に弁護士にご相談されているのでしたら、今後の交渉の進め方について担当弁護士とお話し合いください。

30) 医薬品－1件

1. 10年くらい前に購入して３分の１くらい使った消毒用エタノール(500ml入り)を棚の中に保管していた。先日、その容器(プラスチック製)の底付近にヒビが入っていて、そこから中身が漏れたらしく10mlくらいしか残っていないことに気付いた。周囲に被害こそなかったが、それにしてもメーカーは容器が破損しないようにするべきではないのか。容器に関する基準はないのか。消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒お話だけでは、容器にヒビが入った原因が分かりかねます。まずは当該エタノールのメーカーにお申し出ください。また、消毒用エタノール等の医薬品の容器に関する基準の有無については、当センターでは分かりかねますので、医薬品に関する相談を受け付けている医薬品ＰＬセンター(http://www.fpmaj.gr.jp/PL/pl_idx.htm)にお問い合わせください。

31) エステティックサービス－1件

1. 「“まつ毛エクステンション”(※自分のまつ毛に人工まつ毛を接着して長くする方法で、洗顔しても取れない)の施術を受けたところ、接着剤でかぶれた」という相談を受けている。消費者自身で事業者と交渉することは困難だと思うので、化学製品ＰＬ相談センターで交渉をサポートしてあげてくれるか。〈消費生活C〉

⇒エステティックサービスなどの役務に起因する事故については、当センターでは十分な対応ができかねます。(なお、平成20年2月に、東京都が“まつ毛エクステンション”による危害に関する情報提供を行いました(http://www.anzen.metro.tokyo.jp/chemical/eyelashes.html)。それを受けて厚生労働省は、“まつ毛エクステンション”は美容師法に基づく美容行為に該当するとして、全国の自治体に対し、当該行為による事故等が起きないよう管下の美容所等の営業者等に周知徹底を図ることなどを通知しています(平成20年3月7日健衛発0307001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知)。詳しくは貴自治体の担当部門にお問い合わせください。)

32) 乾燥剤－1件

1. 「自宅で火災が発生した。消防によると、台所のゴミ箱に捨ててあった乾燥剤から発火したことが原因とのことだが、乾燥剤のメーカーの製造物責任は問えるか」という相談を受けている。こ

の乾燥剤に欠陥があると言えるか。〈消費生活C〉

⇒生石灰を主成分とする乾燥剤の場合は、一度に大量の水がかかると発熱するため、周囲に可燃物があると、条件によっては発火する可能性があります。しかし、今のお話だけでは、火災の原因とされる乾燥剤の種類、発火したときの状況などが分かりかねます。また、当センターは、製品の欠陥の有無について判断できる立場にはありません。消防による調査結果等の詳しい事実関係を踏まえて、一度弁護士等の法律の専門家に相談してみるよう、相談者にお勧めください。（なお、消費生活用製品安全法における「重大製品事故」に該当する可能性もありますので、必要であれば同法を所管する経済産業省にも事故情報として申し出るとよいでしょう。）

33) ドライクリーニング－1件

> 衣類の損傷は、クリーニング店での処理に問題がある場合のほか、着用時の摩擦によるすり切れ･破れ、虫食いによる穴あきなどが原因で起きる場合もあります。クリーニングによるトラブルを防ぐために、クリーニングに出す前に衣類の状態をチェックし、特に注意してほしい点についてはクリーニング店に伝えておきましょう。クリーニングから衣類が戻ってきたら、カバーを外して状態をチェックしてから保管するようにしましょう。

1. **２年前に購入した黒のパンタロン(材質:セルロース系繊維)を、半年くらい前にドライクリーニングに出した際、シミがあったのでシミ抜きも依頼した。クリーニング店から戻ってきた２ヵ月後に着用しようとしたところ、ウェスト部やポケットの端が白っぽくなっていることに気付いた。クリーニング店に申し出たところ、「取扱い表示の通りに処理したが、詳しくは覚えていない」と言われた。クリーニング店から、アイロンをかけ直すことや、黒いスプレーをかけることを提案されているが、それで元に戻るだろうか。〈消費者〉**

⇒どのようにしたら回復するか当センターでは分かりかねますが、パンタロンの取扱い表示の内容、クリーニング店が行った処理の内容等を踏まえ、クリーニング店とよくご相談ください。どうしても原状回復が不可能な場合、クリーニング店から受け取ってから６ヵ月以内であれば、「クリーニング事故賠償基準」(※物品の再取得価格(事故発生時における同一品質の新品の市価)に、平均使用年数(一般的に何年着用できるか)や購入時からの経過月数に応じて定められた一定の割合を乗じて賠償額を算定する、クリーニング業界の自主基準)を目安に賠償してもらえる可能性がありますが、役務(サービス)に起因する事故については当センターでは十分な対応ができかねますので、地域の消費生活センターに相談してみてください。

34) 入浴剤－1件

1. **「入浴剤を使用して皮膚障害を起こした」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センター**

で対応してくれるか。なお、医師の診察は受けたようだが、メーカー等にはまだ申し出ていないらしい。〈消費生活Ｃ〉

⇒今のお話だけでは、相談者本人が何を希望しているのかが不明なため、当センターで十分な対応ができるか分かりかねます。相談の目的、皮膚障害の内容等を相談者から詳しく聞き取り、製品に関する苦情の場合は、まずはメーカーに申し出るよう、相談者にお伝えください。

35）パーマ液－1件

1. ２年以上前に、△△社製の家庭用ストレートパーマ剤を使用したところ、髪が縮れて毛玉になってしまった。△△社に申し出たところ、示談金として、縮れた髪を美容院でケアする費用を負担してくれた。そのとき、「今後はなるべく市販品を使わないように」と言われた。最近、△△社製の別のストレートパーマ剤を店頭で見つけ、２年以上経っているので既に製品改良されているかと思い、買って使ってみた。しかし、今回も同じように髪が縮れてしまった。再度△△社に申し出て、５日前に△△社の職員も同行して美容院に行った。△△社は責任こそ認めなかったが、見舞金として髪のケアにかかった費用を負担してくれた。その後、その美容院から「もう少しケアする必要がある」と言われたので、その費用負担も△△社に要求したところ、「これ以上は支払えない」と言われた。それでは納得できないので、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒一般に「見舞金」や「迷惑料」などと呼ばれているものはあくまでもメーカー等の志ですが、△△社に再度連絡し、髪が縮れた原因、「今後はなるべく市販品を使わないように」という最初の発言の意味するところ等について、納得できる説明を受けてください。

36）ヘアケア品－1件

1. 「100円ショップで購入したヘアスプレーを使用したところ、額と頭皮がただれた。医師の診察を受けた際、ヘアスプレーのことを話したところ、『それも原因の一つかもしれない』と言われ、ヘアスプレーの使用を中止したら症状が治まった。ヘアスプレーのメーカーに損賠賠償を請求したい。また、他の人に同様の被害が出るといけないので、成分に有害なものが含まれていないかを調べてほしい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒メーカーに損害賠償を請求するのであれば、ヘアスプレーと症状との因果関係に関する客観的な証明（医師の診断書等）も必要と思われます。今のお話だけでは皮膚障害の種類等が不明ですが、アレルギー性の皮膚炎の場合には一般に、パッチテスト（疑いのある物質を背中や腕に貼布して反応を調べる方法）を行えば因果関係を調べることも可能でしょう。因果関係が明らかになったとしても、化学物質に対する感受性には個人差があり、一概に欠陥が認められるとは限りませんが、まずはメーカーに被害内容等を申し出て要求を伝えてみるよう、相談者にお伝えください。なお、ヘアスプレーは一般に薬事法上の「化粧品」に分類され、同法に基づいて、その品質、有効性およ

び安全性の確保のために必要な規制が行われており、原則としてすべての配合成分を表示することが義務づけられています(詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。消費者被害の拡大防止のために表示内容の検証が必要だと貴センターがお考えであれば、地域の保健所、独立行政法人 国民生活センターの商品テスト部等に相談してみてはいかがですか。

37）防水剤－1件

1. **「２年前に外国製のスキーウェア(ジャケット:緑色、パンツ:黒)を購入し、昨年のスキーシーズンに初めて使用した後、△△社製のはっ水スプレー○○をスプレーして保管した。今シーズンになって取り出したところ、ジャケットの色が、一部(脇の下など)を除き薄くなっている事に気付いた。○○が原因ではないかと思い、△△社に申し出て、その指示に従い○○の残りとジャケットを送った。後日、『検査の結果、○○の品質に問題はなかった。ジャケットの変色の原因は分からなかった』と回答されたが、納得できない」という相談を受けている。まだ△△社からジャケットが返却されていないとのことで、材質等は確認できていないが、はっ水スプレーによって変色したと考えられるか。〈消費生活C〉**

⇒今のお話だけでは、ジャケットの材質および取扱い表示の内容、ならびに○○の成分、使用上の注意に関する表示、相談者が実際に使用した方法等が不明なため、ジャケットの変色の原因は分かりかねます。まずはそれらの事実関係の確認と合わせて、貴センターから△△社に、検査結果等についての合理的な説明を求めてみてはいかがですか。一方、○○に何らかの欠陥(設計上、製造上、指示･警告上)があり、かつ、その欠陥とジャケットの変色との間に因果関係があると認められた場合には、△△社に対し製造物責任(ＰＬ)法に基づく損害賠償を請求することができます。ただし、欠陥や因果関係を立証する責任は原則として被害を申し立てる側にあり、ジャケットの着用･保管の状況、○○を使用する前の状態などに関する客観的な証明も必要と思われます。

38）　防虫剤－1件

1. **「１ヵ月半くらい前から、頭痛が続いていた。頭痛が始まった頃に通信販売で衣類用防虫剤を購入して洋服ダンス等で使い始めたので、これが原因ではないかと、１週間前に思いいたった。防虫剤を取り除いてみたところ頭痛が緩和したので、医者にはかかっていない。防虫剤の販売会社およびメーカーにはこれから申し出る。表示によると、成分は植物の油のようだが、物質名は表示されていない。衣類用防虫剤の成分表示に関する規制はないのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉**

⇒衣類用防虫剤を対象に表示すべき事項を定めた法律はありません(ただし、成分によっては、それぞれ該当する法律に定められた事項を表示することが義務づけられています)。なお、「防虫剤の表示に関する公正競争規約」では、主たる成分名を用い「○○製剤」と表示することを定めています(ただし、公正競争規約に参加していない事業者に対する強制力はありません)。詳しくは日本繊維製品防虫剤工業会(http://www.bouchuko.org/)にお問い合わせください。

（２）「一般相談等」

1）住宅全般

住宅の新築･改築にあたっては、事前に、使用する建材･施工材･内装材の安全性と効果、作業手順、入居後に要する注意などについて、業者から十分に説明を受け、家族の体調や化学物質に対する感受性などを考慮した上で、それぞれにふさわしい材料、方法を選択するようにしましょう。“シックハウス”対策などといっても、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差があるため、人によって解釈が異なる可能性もあります。それが何を意味し、何を保証するのかについて、契約の際に具体的に確認しておく必要があります。口頭でも契約は成立しますが、後になって｢言った｣｢言わない｣というトラブルになることを避けるために、特に重要と思われる事項は契約書面に記しておくのがよいでしょう。

施工直後は特に化学物質が放散しやすいと考えられることから、入居するまでの換気期間をなるべく長く取り、ご心配なら保健所等に依頼して室内の化学物質濃度を測定することをお勧めします。室内空気汚染の原因となる揮発性有機化合物としては、厚生労働省において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-２-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、フェノブカルブの１3物質(最新設定日:平成 14年１月22日)について、室内濃度指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)が示されています。また、入居後も引き続きこまめに換気をするよう心がけるとよいでしょう。

◆ **３ヵ月くらい前に完成した分譲マンション（４ＬＤＫ)の購入を検討している。自分は15年くらい前にアレルギー性の喘息を患ったので、“シックハウス”問題に関心がある。マンションデベロッパーから、完成後の当該物件のリビングについて、第三者機関による化学物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン)の室内濃度測定の結果を見せてもらったところ、いずれも厚生労働省の指針値を大きく下回っていた。建築に使用された接着剤についてもデベロッパーに調べてもらったところ、壁紙にはでんぷん系接着剤が、また、フローリング施工にはポリウレタン系接着剤が使用されたとのことであった。そのうちポリウレタン系接着剤について、さらに詳細を知るために製品安全データシート(ＭＳＤＳ)を取り寄せたところ、ＭＤＩ（ジフェニルメタンジイソシアネート)が含まれていると記載されていた。ＭＤＩについていろいろ調べたところ、有害性が高いようだが、なぜ厚生労働省はＭＤＩの室内濃度指針値を定めていないのか。また、ＭＤＩの室内濃度を測定することは可能か。〈消費者〉**

⇒ＭＤＩの室内濃度指針値が定められていない理由については､厚生労働省にお問い合わせください。
ＭＤＩの室内濃度測定については､住宅に関する相談機関である住宅紛争処理支援センターのホー

ムページに「室内化学物質の分析機関一覧」(http://www.chord.or.jp/information/6_4_7.html)が都道府県別に掲載されていますので、お住まいの近くの機関に相談してみるとよいでしょう。しかし、ポリウレタン系接着剤は化学反応によって硬化するタイプの接着剤で、ＭＤＩは揮発性が低く、かつ、反応性に富んでいることから、接着後はほとんど残存しないと考えられます(詳しくは日本接着剤工業会(http://www.jaia.gr.jp/)にお問い合わせください)。

◆ **自宅(築１年半)の床下を点検に来た業者が、換気口から床下を覗いて「床下にカビが生えている」と言って、○○という防腐･防カビ剤の塗布を勧めてきている。業者から入手した○○に関する資料に記載されている成分について、インターネットで調べてみたところ、「発がん性がある」との情報が掲載されていた。業者にさらに詳しい情報を求めたところ、各成分の製品安全データシート(ＭＳＤＳ)が提供されたが、これには発がん性に関する記載はない。○○の成分の発がん性について、実際のところはどうなのか。〈消費者〉**

⇒化学物質の発がん性に関する情報は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の化学物質総合検索システム(http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/)等で調べることができます。しかし、製品に含まれる成分の毒性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限らないため、○○の安全性については、業者を通じるなどして○○のメーカーにお問い合わせください。また、施工の内容にご不安があるならば、その必要性も含めて、複数の業者から話を聞いた上で、契約内容や見積もり等を比較してみてはいかがですか。

◆ **十数年前に業者(Ａ)に依頼して浴室をリフォームした際、浴槽の保温性を高めるために浴槽の下の部分を特殊な構造としていた。最近、この部分からと思われるカビ臭さを感じていたが、業者(Ａ)が既に倒産していたため、そのままにしていた。昨日、「無料で浴室の点検をする」といって業者(Ｂ)が訪ねてきたので見てもらったところ、「浴槽の下にカビが生えている」と言われ、高圧洗浄、防カビ剤の噴霧、防カビ効果のあるコーティング剤の塗布などを勧められた。その場で契約を取り交わし、作業は明日の予定だが、よく考えてみたら、費用が数十万円もするので、契約内容が適正なものか等が心配になってきた。防カビ効果のあるコーティング剤というものが本当にあるのか。〈消費者〉**

⇒そうした商品も売られているようですが、効果等については、その裏づけとなる合理的な根拠を、施工業者またはメーカーにお問い合わせください。契約に関する問題については、当センターでは十分な対応ができかねますので、地域の消費生活センターに相談してみてください(なお、契約内容が適正かどうかは、複数の業者から話を聞いた上で、契約内容や見積もり等を比較して判断するのがよいでしょう)。［その後、「消費生活センターの助言により、クーリングオフ制度(※対象となる契約の申し込みまたは締結後一定期間内は、消費者が無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うことができる制度)にもとづいて、とりあえず解約した」との報告あり。］

◆ **業者に依頼して浴室のリフォームを行った。使用されたコーキング材の安全性について教えてほしい。〈消費者〉**

⇒当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、施工業者または当該コーキング材のメーカーにお問い合わせください。

◆ **“化学物質過敏症”を患っている。来年、自宅の隣に建物が新築されることになり、外壁に防水コーキング材が使用されるらしい。防水コーキング材の人体に対する安全性について知りたいので、関連する業界団体があれば教えてほしい。〈消費者〉**

⇒コーキング材に関する一般的な情報については、日本シーリング材工業会(http://www.sealant.gr.jp/)に問い合わせるとよいでしょう。ただし、個別の製品に関する情報については、各メーカーにお問い合わせください。なお、化学物質に対する感受性には個人差もあります。

◆ **10年くらい前から、家具や家電製品などによって体調不良を起こすようになった。例えば洗濯機についても、それまで使用していたＡ社のものでは問題がなかったのに、同じＡ社の別の機種に買い換えたら具合が悪くなり、その後、Ｂ社の洗濯機に買い換えたらよくなったということもあった。７ヵ月前にマンションに引っ越したときも体調をくずし、専門病院を受診して“化学物質過敏症”と診断された。そのマンションには住めないのでとりあえず転出し、これから家を建てることにした。どのような建材を使用するのがよいかを消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒化学物質に対する感受性には個人差がありますが、“化学物質過敏症”や“シックハウス”対策に関する一般的な情報については、特定非営利活動法人(ＮＰＯ法人)化学物質過敏症支援センター(http://www.cssc.jp/)、ＮＰＯ法人シックハウスを考える会(http://www.sickhouse-sa.com/)等に問い合わせてみてください。また、住宅情報提供協議会のホームページ「住まいの情報発信局」に掲載されている「住宅の特集:シックハウス対策」(http://www.sumai-info.jp/sick/)なども参考にされるとよいでしょう。

◆ **「家を新築する。20年くらい前から“化学物質過敏症”を患い治療中なので、どのような建材を使用するのがよいか等の情報を教えてくれるところはないか」という問い合わせを受けている。特定非営利活動法人(ＮＰＯ法人)化学物質過敏症支援センターには既に問い合わせたとのことである。〈消費生活Ｃ〉**

⇒化学物質に対する感受性には個人差がありますが、“シックハウス”対策の住宅に関する一般的な情報について、特定非営利活動法人(NPO法人)シックハウスを考える会(http://www.sickhouse-sa.com/)にも問い合わせてみるとよいでしょう。また、住宅情報提供協議会のホームページ「住まいの情報発信局」に掲載されている「住宅の特集:シックハウス対策」(http://www.sumai-info.jp/sick/)なども参考にされるとよいでしょう。

2）殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬等

蚊に刺されるのを防ぐために皮膚に塗布する虫よけ剤には、スプレータイプのほか、ムラなく塗れて舞い散りがないジェルタイプ、持ち運びしやすいティッシュタイプなど、使う人の用途や塗りやすさに応じてさまざまな製品があります。それらの多くは、ディート(化学名:ジエチルトルアミド)を主成分としています。ディートには殺虫力はありませんが、蚊·ダニ·ブヨ·アブなどの害虫に対する忌避剤として優れた効果があります。

しかし、肌に直接つけるものだけに、各製品に表示されている用法·用量を守って正しく使う必要があります。例えば、目や唇などの粘膜のまわり、傷口には使用しないでください。子供に使用する場合は、漫然な使用を避けて必要な場合にのみ、保護者等の指導監督の下で、６ヵ月以上２歳未満は１日１回まで、2歳以上 12 歳未満は１日 1～3 回までを目安に使用してください。６ヵ月未満の乳児には使用しないでください。顔には使用せず、また、塗布した部分を子供がなめたり手で目をこすったりしないように注意しましょう。スプレータイプの製品は、直に子供に噴霧しないで、いったん大人の手に取ったものを子供の肌に軽くはたくようにして塗ってください。

※ 詳しくは P.138 ちょっと注目「虫よけ剤」をご覧ください。

◆ **△△社製の○○という液体蚊取りを保育室で使用している。乳児に対する安全性に問題はないか。〈その他(保育所)〉**

⇒当センターは特定の製品の安全性についてお答えできる立場にはありませんので、△△社にお問い合わせください。

◆ **保育園から、「園児に虫よけ剤を使用した場合、園児の健康に害を及ぼすことはないか」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉**

⇒ディート(化学名:ジエチルトルアミド)を主成分とする一般的な虫よけ剤については、厚生労働省の指導(http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/08/tp0824-1.html)により、小児に対する使用回数等の適正な使用方法が各製品に表示されています。例えば、漫然な使用を避け必要な場合にのみ使用する、小児に使用させる場合は保護者等の指導監督の下で、６ヵ月未満の乳児には使用しない、なめたり塗布した手で目をこすったりしない、等の注意が必要です。蚊などの衛生害虫を対象とする虫よけ剤·殺虫剤は、薬事法上の「医薬品」または「医薬部外品」に分類されますので、販売している薬局の薬剤師に相談の上で使用するよう、相談者にお伝えください。

◆ **「３ヵ月前に殺虫スプレー（１回使い切りタイプ）を使用して以来ずっと、室内がほこりっぽい。そのようなことがあるのか」という問い合わせを受けている。特に不満や要求があるわけではなく、単に知りたいだけらしいが、化学製品ＰＬ相談センターで答えてくれるか。〈消費生活C〉**

⇒お話だけでは「ほこりっぽい」という様子が分かりかねますが、殺虫スプレー（1回使い切りタイプ）には、燃焼剤を燃やしたり化学反応を起こしたりして殺虫成分を温め煙状に広げるタイプの

もの(いわゆる「燻煙タイプ」)、ガスの圧力を使って殺虫成分を霧状に放出するもの(いわゆる「エアゾールタイプ」)など、いろいろな製品がありますので、まずはご使用になった殺虫スプレーのメーカーに問い合わせるようにお伝えください。

◆ **部屋のダニなどを駆除するために、殺虫スプレー(１回使い切りタイプ)を使いたい。使用する際、食器、衣類、パソコンなどはどうすればよいかなどの注意点について、買う前に知っておきたい。〈消費者〉**

⇒殺虫剤に関する一般的な情報については、日本家庭用殺虫剤工業会のホームページに「殺虫剤の使い方と種類」(http://www.sacchuzai.jp/howto.html)が掲載されています。ただし、個別の製品の使用方法については、各メーカーにお問い合わせください(メーカーによっては、ホームページでも情報提供を行っています)。

◆ **「タンスの中の衣類にほこりがかかるのを防ぐために、風呂敷で包んだり新聞紙で覆ったりしている。それが衣類用防虫剤の効果に影響することはないか」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉**

⇒防虫剤の使用方法に関する一般的な情報については日本繊維製品防虫剤工業会(http://www.bouchuko.org/)に、また個別の製品に関する情報については各メーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ **当家の24時間換気システムの換気口にハチが巣をつくった。自治体では対応してくれないようなので、自分で処理業者を見つけて駆除を依頼したところである。しかし、自分は化学物質に敏感な体質であるほか、動物(亀・鳥)を飼っているため、駆除剤の安全性について、いろいろと情報を得たい。〈消費者〉**

⇒害虫駆除に関する一般的な情報については(社)日本ペストコントロール協会(http://www.pestcontrol.or.jp/)に、また殺虫剤(ただし家庭用)に関する一般的な情報については日本家庭用殺虫剤工業会(http://www.sacchuzai.jp/)に問い合わせるとよいでしょう。しかし、実際の施工に関しては、化学物質に敏感な体質であること、動物を飼っていることなどを踏まえて、駆除業者とよく相談してください。

◆ **木造住宅を新築した際に床下のシロアリ防除処理を行ったが、それから10年経過したため、住宅メーカーから床下の点検を提案され、同社が手配した業者による点検を受けた。その結果、今はシロアリはいないが今後のためにと、○○という薬剤を用いる防除処理を勧められている。しかし前回と違って居住中に防除処理をすることになるため、健康への影響が心配である。化学製品ＰＬ相談センターのホームページに掲載されている「化学製品に関するＱ＆Ａ」に、「シロアリ駆除剤散布後、日数があまり経過していない状況で、木材や土壌の表面に残ったものが一部飛散し、何らかの物理的要因(床下換気扇による拡散、床隙間からの侵入、床下と床上空気の強制循環など)によって居住空間へ侵入し、それを吸い込み続けた場合、人によっては、頭痛、喉痛、吐き気、むくみ、皮膚湿疹等の体調不調を引き起こすことがある」とあるが、○○の安全性に問題はないか。〈消費者〉**

⇒当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、○○のメーカ

ーにお問い合わせください。また、○○は(社)日本しろあり対策協会(http://www.hakutaikyo.or.jp/)によって認定・登録されていますので、シロアリ防除に関する一般的な情報も合わせて、同会にも問い合わせてみるとよいでしょう。(なお、「シロアリ防除」については、当センターの『化学製品による事故を防ぐために』(http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/297_319.pdf)の12ページにも、「化学製品に関するＱ＆Ａ」よりさらに詳しく掲載しています。)

◆ **化学製品ＰＬ相談センターで、シロアリ駆除剤に関する相談対応マニュアルを作成しているか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒相談対応マニュアルは作成しておりませんが、シロアリ駆除剤に関する相談も含め、当センターに寄せられた相談対応事例を掲載した『年度活動報告書』および『アクティビティーノート』(月次活動報告)をホームページで公開しております(http://www.nikkakyo.org/plcenter/)。

◆ **家庭園芸用の殺虫剤・肥料や、エアゾール製品を使い残した場合には、どのように処分するのがよいのか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒省資源やゴミ削減の観点からも、本来は使い残さない(使い切れないものはなるべく買わない)ことが望ましいのですが、やむを得ず使い切らずに捨てるときには、各製品の表示を確認し、廃棄方法が表示されている場合はそれに従い、表示されていない場合はメーカーに処理上の注意点等について問い合わせた上で、お住まいの自治体の分別ルールに従って廃棄してください。

◆ **農業を営んでいる。「ある農薬の品質が偽装されているとの情報が農林水産省に寄せられ、その後、その農薬の製造販売が中止された」ということを耳にした。自分が使用している農薬がそのようなことになると困るので、行政機関による品質不良農薬の検査体制について教えてほしい。〈事業者〉**

⇒農薬取締法を所管する農林水産省、または独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(http://www.famic.go.jp/)にお問い合わせください。

3) 芳香剤・消臭剤

◆ **妻がアレルギー体質である。「消臭剤等に使用されているパラジクロロベンゼンは人体に有害である」と聞いたので、パラジクロロベンゼンを使用している製品のメーカー数社に問い合わせたところ、いずれも「安全である」との回答であった。化学製品ＰＬ相談センターの見解はどうか。〈消費者〉**

⇒今のお話だけでは、どのような場合を想定してどう有害だということか、お聞きになったという情報の全容が不明です。パラジクロロベンゼンそのものの安全性に関する情報は、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(http://www.nihs.go.jp/ICSC/)等で調べることができますが、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限りません。また、個別の製品の安全性については、当センターはお答えできる立場にはありませんので、

やはり各メーカーから、安全性データ等の合理的な根拠にもとづいて説明してもらってください。ただし、化学物質に対する感受性には個人差もあります。

◆ 孫が芳香消臭剤（置き型）をいたずらして振り回し、内容液をフローリングの床にこぼしてしまった。すぐに拭き取ったが薄くシミになって取れない。芳香消臭剤に含まれる成分によって、今後さらにシミがひろがるようなことがないかを、メーカーに問い合わせたいのだが、お盆休みで電話に出ない。消費生活センターに問い合わせてみたところ、「化学製品ＰＬ相談センターに聞けば分かる」と言われた。〈消費者〉
⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にもありません。申し訳ありませんが、お盆休み明けにメーカーにおかけなおしください。

◆ 庁舎内のトイレに、市販の芳香消臭剤（置き型）の設置を検討している。来庁者からの問い合わせに備え、芳香消臭剤の安全性に関する基準があるか知りたい。〈行政〉
⇒芳香消臭剤の安全性に関する具体的な基準を定めた法律はありませんが、芳香消臭脱臭剤協議会(http://www.houkou.gr.jp/)が自主基準を設けています。

4) 洗剤･洗浄剤等

◆「２週間前に訪問販売業者から電解洗浄水生成器を購入したが、洗浄効果がみられないので返品したい」という相談を受け、契約取消しの可能性を検討している。相談者によると、勧誘の際に訪問販売業者から「合成洗剤を使い続けると、皮膚から吸収されアトピー性皮膚炎の原因となるほか、身体に蓄積して生殖機能などに悪い影響を及ぼすことがある」と説明されたとのことなので、その内容について検証する参考として、合成洗剤の安全性に関する情報を得たい。〈消費生活Ｃ〉
⇒日本石鹸洗剤工業会のホームページ(http://jsda.org/w/)に、合成洗剤の安全性等に関する情報が掲載されています。

◆ 先ほど、△△社の鍋専用クリーナーを使用中に大量にこぼし、床や家具などに広く飛び散ってしまった。酸性で、使用時に手袋を使用するよう表示されていたものなので、適切な処置方法、人体への影響などについて△△社に問い合わせたところ、「鍋以外のものに付着したときのことは分からない」と言われた。化学製品ＰＬ相談センターで分かるか。〈消費者〉
⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にもありません。再度△△社に問い合わせてみてください。（液体の製品を使用中に誤ってこぼすことは一般的に予見できると考えられ、使用者にも注意が求められる一方、メーカーにも、こぼした場合の影響に応じて予防方法や一般的な範囲における処置などの情報を提供する責任があると思われます。）

◆「１種類の洗浄剤ですべての用を足したい。食器洗いに使用している台所用洗剤○○を、トイレ掃除に使用しても安全上の問題はないか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒洗浄剤の用途によって成分や濃度が異なり、メーカーの意図しない用途･用法での使用は、一般的には安全であるとの保証はありませんが、○○のメーカーに問い合わせてみるよう、相談者にお伝えください。

◆ **「友人が、外資系スーパーマーケット△△で購入したという液体洗剤を、『環境にやさしい洗剤だから使ってみて』と言って一つ分けてくれた。表示は英語で、△△の名前のほか、知っている単語では“alkali”、“almighty”、“glass”、“tile”、“kitchen”などが書かれているが、この洗剤は食器を洗うのに使用できるか」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉**

⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にもありませんので、販売した△△に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。なお、合成洗剤、住宅用の洗浄剤等は、家庭用品品質表示法によって、品名(“○○用洗浄剤”など)、成分、液性(“アルカリ性”、“弱アルカリ性”など)、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられています。したがって、それらが適切に(日本語で)表示されていない場合には、同法に違反している疑いがあります。詳しくは同法を所管する経済産業省にお問い合わせください。

※ ちょっと注目「輸入品の表示言語について」(P.146)もご覧ください。

◆ **「台所用合成洗剤○○の成分表示に“生分解促進剤”と表示され、その効果がうたわれている。しかし、具体的な化学物質の種類は表示されていないので、本当に生分解促進剤が含まれているのか疑っている。洗剤の成分表示について法律ではどのように定められているのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉**

⇒合成洗剤の成分の表示等について定めている「家庭用品品質表示法」では、含有率1%以上の添加剤については機能の名称を、含有率10%以上の添加剤については機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を表示することを義務づけています(詳しくは同法を所管する経済産業省にお問い合わせください)。したがって、生分解促進剤の含有率が1%以上10%未満の場合には、機能の名称である“生分解促進剤”とだけ表示すればよいことになります。仮に、成分表示に“生分解促進剤”と表示しているにもかかわらず実際には生分解促進剤が1%以上含まれていないという場合には、同法に抵触するほか、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」上の不当表示(実際のものに比べ著しく優良であると一般消費者に誤認される表示)に該当する可能性もありますが、○○にどのような生分解促進剤がどのくらい含まれているのかについて、まずはメーカーに問い合わせるよう相談者にお伝えください。

◆ **△△社製のトイレ用酸性洗浄剤を使用するにあたり、その成分の一つである○○の安全性等に関する情報を入手したい。〈消費者〉**

⇒○○に関する一般的な情報については、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(http://www.nihs.go.jp/ICSC/)等で調べることができます。ただし、ご使用の洗浄剤およびその成分に関する情報は、メーカーにお問い合わせください。

◆ 薬剤師である。勤務している薬局に、老人福祉施設から、「トイレ用洗浄剤で、誤飲した場合に、△△社製の○○(酸性)に比べて安全性が高い商品を教えてほしい」という問い合わせが寄せられている。例えば天然洗剤などで、よい商品はあるか。〈事業者〉

⇒当センターでは特定の製品の紹介はいたしかねます。なお、必ずしも天然のものが「安全」で、そうでないものが「危険」と、単純に二分することは出来ず、誤飲した場合の安全性は一般に、液性、主成分の含有率等によるものと思われます。合成洗剤、住宅用の洗浄剤等は、家庭用品品質表示法に基づき、成分およびその含有率、液性、製造業者等の名称および連絡先等が表示されていますので、各製品の表示を確認するか、製造業者等にお問い合わせください。

◆ ３週間前に３日間、娘の家の台所で自分が食事を作った。その際、小びんに入った白い粉をうまみ調味料と思って使用したが、それが食器などを洗うためのセスキ炭酸ソーダを娘が小分けしていたものだったことが後で分かった。セスキ炭酸ソーダを入れた料理を食べたことで、自分や娘の体に特に異常はないが、娘は授乳中であるため、母乳を通じて子供に影響していないか心配である。セスキ炭酸ソーダのメーカーに問い合わせたところ、「食品にも使用される成分なので大丈夫だ」と言われたが、本当に大丈夫だろうか。〈消費者〉

⇒セスキ炭酸ソーダは炭酸ナトリウム(炭酸ソーダ)と炭酸水素ナトリウム(重曹)との混合物で、これらの物質は確かに食品添加物として使用されることもあります。しかし、当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、使用されたセスキ炭酸ソーダの安全性については、やはりメーカーから、安全性データ等の合理的な根拠にもとづいて説明してもらってください。また、母乳への影響については、念のため産科医にご相談ください。(なお、洗浄剤などを食品と紛らわしい容器に詰め替えて使用すると、誤飲・誤食する恐れがあり危険です。)

◆ ボディソープ(外国製)を旅行に持って行くために、100円ショップで購入した詰め替え容器(プラスチック製)に詰め替えてバッグの中に入れていた。１週間くらい後にバッグの中を見たところ、その容器の中心部分が融けたようになっていて、そこからボディソープが漏れていた。プラスチックを融かすような有害な成分がボディソープに含まれているのだろうか。ボディソープを分析して調べてほしいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒ボディソープは一般に薬事法上の「化粧品」に分類され、同法に基づいて、その品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制が行われており、原則としてすべての配合成分を表示することが義務づけられています(詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。表示内容の検証をご希望であれば、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。なお、化粧品の容器は、製品ごとに配合成分に対する耐久性を確認して素材や形状が選ばれていますが、市販の詰め替え容器は中身が特定されていないため、化粧品の成分によ

って変質することも考えられます。

◆「テレビショッピングで“オーガニック”と宣伝していた化粧石けんを購入した。注文するときに販売担当者に確認した際、『すべて天然由来の成分でできている』とも言われた。しかし、届いたものの成分表示を見ると、さまざまな化学物質名が並んでいる。“オーガニック”等をうたう場合の基準等はないのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒食品については「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)で、日本農林規格(JAS)に基づいて生産・製造されたと認定された有機食品だけに、“有機”、“オーガニック”等と表示できるとされていますが、化粧石けんについては“オーガニック”等の言葉に法的な定義や基準は特に定められていません。“オーガニック”をうたっている根拠、表示されている各成分の由来等について、販売業者に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆住宅用洗浄剤を販売したい。野菜・果実の洗浄を用途とする台所用洗剤については、食品衛生法に基づき成分等の規格基準が定められているが、住宅用洗浄剤については成分等の基準があるか。〈事業者〉

⇒住宅用洗浄剤で液体状のものについては、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、対象となる物質の含有量および容器の強度に関する基準が定められています。詳しくは同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください。

◆娘が１Ｋの部屋(築５年)を借りることになった。不動産業者が別料金でエアコンクリーニングを実施してくれるというが、エアコンクリーニングによって健康被害が生じた人がいるのではないかと心配になり、独立行政法人 国民生活センターに問い合わせたところ、地域の消費生活センターを紹介され、その消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。不動産業者からは、「入居して様子を見てから、自分でクリーニング業者に依頼してもよいが、荷物がないときにやっておいた方が楽だ」と言われているのだが、入居前のエアコンクリーニングを依頼すべきか、やめるべきか。〈消費者〉

⇒エアコンクリーニング後に体調を悪くしたなどとうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。化学物質に対する感受性には個人差もあり、エアコンクリーニングが必要かどうかは過去のエアコンの使用状況やクリーニング歴などにもよるでしょう。参考までに、部屋に設置されているエアコンのメーカーに、適切なメンテナンスの方法と頻度について問い合わせてみてはいかがですか。

5）ワックス

◆半年くらい前に、床用ワックスを誤って窓ガラスに付けてしまい、ガラスがくもってしまった。くもりを取り除く方法について消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センター

を紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは特定の製品に関するご質問にお答えできる立場にありませんので、当該ワックスのメーカーにお問い合わせください。

◆ **使用している外国製のつや出し剤(家具･フローリング用)が残り少なくなってきた。同じものを購入しようと輸入元△△に問い合わせたところ、半年前に輸入を中止したとのことだが、理由は教えてくれなかった。使用中に特に問題は感じなかったが、何か安全上の問題が発生したのだろうか。個人輸入できることが分かったので、安全上の問題がなければ個人で輸入しようと思っている。△△社が輸入したつや出し剤に表示されている成分の安全性について知りたい。△△社に問い合わせたが、「詳しいことは分からない」と言われた。〈消費者〉**

⇒△△社が輸入を中止した理由は、当センターでは分かりかねます。化学物質の安全性に関する情報は、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(http://www.nihs.go.jp/ICSC/)等で調べることができます。しかし、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限らないため、△△社が輸入したつや出し剤に安全上の問題がなかったかについては、△△社にお問い合わせください。また、個人輸入を検討されているつや出し剤の安全性等については、現地メーカーにお問い合わせください。（なお、日本貿易振興機構(JETRO)のホームページに、個人輸入に関するおもに手続き上のトラブルの対処法等が掲載されています(http://www.jetro.go.jp/basic_trade/private/)。）

6) 漂白剤、カビ取り剤等

塩素系の漂白剤、カビ取り剤等は、水道水やプールの消毒殺菌等に幅広く使われている次亜塩素酸ナトリウムに、アルカリ安定化剤として水酸化ナトリウムが 1%弱加えられたものです。

次亜塩素酸ナトリウムは、アルカリ性の状態では安定ですが、酸性洗浄剤と同時に使用したり容器を移し変えたりして、液性が少しでも酸性に傾くと、有毒な塩素ガスを発生します。また、塩素ガスではなく塩素系の臭いだけでも気分が悪くなることがあり、熱を加えたり、一度に大量に使用したり、続けて長時間使用したり、狭い場所で使用したりする際には、換気等に十分な注意が必要です。誤って目に入ったり、皮膚に付いたり、ミストを吸い込んだりしないように、保護用のメガネ･炊事用ゴム手袋･マスク等を準備して、もし使用中に目にしみたり、せき込んだり、気分が悪くなったりしたときは、直ちに使用をやめてその場を離れ、洗眼、うがい等をしてください。

一方、水酸化ナトリウムは強アルカリ性の物質で、タンパク質を溶かす作用がありますので、漂白剤の原液を絶対に素手で扱わないようにしてください。もし手に付いた場合は、直ちに大量の水で洗い流し、異常が残る場合は皮膚科の診察を受けてください。目に入った場合そのままにしておくと失明の恐れもあります。すぐに十分な流水で 15 分以上洗眼した後、眼科を受診してください。

◆「△△社製の衣料用塩素系漂白剤○○を使用している。今のところ特に問題はないが、漂白剤の成分によって容器(材質：ＰＥ)が劣化する可能性はないのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターは、特定の製品に関するご質問にお答えできる立場にはありません。また、使用されているＰＥ(ポリエチレン)は製品によって異なりますので、△△社に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ △△社製の台所用漂白剤を台所以外の用途に使用すると、どのような問題があるのか。〈消費者〉

⇒同じ漂白剤でも、用途によって組成や濃度等が異なり、メーカーの意図しない用途・用法での使用は、一般的には安全であるとの保証はありません。具体的なことは△△社に問い合わせてみてください。(なお、台所用・住宅用・衣料用の洗浄剤・漂白剤等は、家庭用品品質表示法に基づき、用途、使用量の目安、取扱い上の注意等が表示されていますので、必ずそれらを守ってご使用ください。)

◆ ４年前に妻を骨髄ガンで亡くした。12年前に当時新築のマンションに入居し、浴室の通気が悪くカビが生えやすかったために、妻はほぼ毎日、塩素系カビ取り剤○○を使用していた。それが病気の原因ではないかと思っているが、担当医は「カビ取り剤との因果関係は分からない」と言う。○○は長期間使用した場合に有害なのではないか。長期間使用についての注意表示はなかったが、表示しなくてもよいのか。〈消費者〉

⇒カビ取り剤等の住宅用洗浄剤は、家庭用品品質表示法に基づき、使用上の注意の表示が義務づけられています。したがって、実際に長期使用を避けるべき製品であったにもかかわらず、そのことについての注意表示を記載していなかったという場合には、本法に違反している疑いがあるほか、製造物責任(ＰＬ)法に基づく指示・警告上の欠陥にあたる可能性もあります。しかし、当センターは特定の製品の有害性等についてお答えできる立場にはありませんので、長期使用時における有害性についてはメーカーにお問い合わせください。なお、メーカーの製造物責任を問うには、奥様の病気がカビ取り剤の長期使用によるものであるという客観的な証明(医師の診断書等)もさらに必要と思われます。

◆「通信販売(テレビショッピング)で購入したカビ取り剤(外国製)の安全性が気になって通信販売会社に問い合わせたところ、『安全だ』と言われた。本当に安全だろうか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターは、特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありません。「安全だ」との発言の根拠について、通信販売会社から納得できる説明を受けるよう、相談者にお伝えください。

7) プラスチック製食品用器具･容器包装

プラスチック製の食品用器具･容器包装は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。また、家庭用品品質表示法によって、原料樹脂、耐熱温度、耐冷温度、容量、取扱い上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられています。プラスチック製品を購入または使用する際には表示をよく確認しましょう。耐熱温度を超えると、プラスチックが融けて、中の成分が溶け出す可能性があります。溶出した成分の安全性については、それを摂取する量に大きく依存し、実際にどのような成分がどれだけ溶出するかは分からないため、「安全」か「危険」か単純に二分することはできませんが、電子レンジで食品を温める際には、耐熱温度 140℃以上のものを使用してください。油を多く含む食品は、加熱されるとさらに高温になるため、電子レンジで油性の食品を温める際や、揚げ物や焼きたての油物の盛り皿として、プラスチック製の容器･包装材を使用することは好ましくないでしょう。またプラスチックのなかには油やアルコールに弱いものもあるため、中に入れる食品の種類に応じて、最も適した材質が使い分けられています。使用目的が明らかに違う場合の転用は避けてください。なお、プラスチックを誤って食べてしまっても、腸内で吸収されることはなく、そのまま排泄されますが、大きさや形状によっては消化器官の一部を傷つけることがありますので、特に小さなお子様にはご注意ください。

※ 参考：P.144 ちょっと注目「プラスチック製食品用器具･包装材の安全性」

◆ **食器の材質表示に「メラミン樹脂」と書いてあるのだが、食品への混入で問題とされているメラミンのことか。安全性に問題はないのか。〈消費者〉**

⇒メラミン樹脂は、メラミンとホルムアルデヒドとを反応させてつくられるプラスチックで、メラミンとは別の物質です（メラミン樹脂に関する一般的な情報については、合成樹脂工業協会(http://www.jtpia.jp/)にお問い合わせください）。一般に、プラスチック製の食品用器具等は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、確かなことは、ご使用の食器のメーカーにお問い合わせください。

◆ **天ぷら鍋の材質表示によると、一部に「メラミン樹脂加工」が施されているらしい。食品への混入で問題とされているメラミンのことか。安全性に問題はないのか。〈消費者〉**

⇒メラミン樹脂は、メラミンとホルムアルデヒドとを反応させてつくられるプラスチックで、メラミンとは別の物質です（メラミン樹脂に関する一般的な情報については、合成樹脂工業協会(http://www.jtpia.jp/)にお問い合わせください）。一般に、プラスチック製の食品用器具等は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、確かなことは、ご使用の天ぷら鍋のメーカーにお問い合わせください。

◆「食器などを洗うときに“メラミンスポンジ”を使用しているが、食品への混入で問題とされているメラミンとは違うものか。食器などに付着した“メラミンスポンジ”のくずを食品と一緒に食べてしまった場合、安全性に問題はないのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒一般に“メラミンスポンジ”などと呼ばれているものは、メラミンそのものではなく、メラミンとホルムアルデヒドとを反応させてつくられるメラミン樹脂というプラスチックでできています(メラミン樹脂に関する一般的な情報については、合成樹脂工業協会(http://www.jtpia.jp/)にお問い合わせください)。プラスチックを食べた場合、一般には腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます(大きさや形状によっては消化器官の一部を傷つけることがあります)が、当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、確かなことは、ご使用の“メラミンスポンジ”のメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆「電気炊飯ジャーを何年か使っていると、内釜に施されているフッ素樹脂加工がはがれてくる。ご飯に混ざって食べてしまう可能性があるが、大丈夫か」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒フッ素樹脂は、食べても腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。詳しくはご使用の電気炊飯ジャーのメーカーまたは日本弗素樹脂工業会(http://www.jfia.gr.jp/)に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。〈消費生活Ｃ〉

◆「フッ素樹脂加工のフライパンを購入しようと思うが、安全性に問題はないか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒フッ素樹脂製品一般の情報については日本弗素樹脂工業会(http://www.jfia.gr.jp/)に、フッ素樹脂加工のフライパン一般の情報については軽金属製品協会(http://www.apajapan.org/)に、また個別の製品に関する情報については各メーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆フッ素樹脂加工のフライパンを持っている。炒め物ではなく、ゆでる調理に使用した場合に、フライパンから何か有害な物質が発生することはないか。〈消費者〉

⇒フライパン本来の用途と明らかに異なる目的での使用とも思われないため、そのことによって有害物質が発生するとは考えにくいですが、確かなことは当該フライパンの取扱説明書を確認するか、またはメーカーにお問い合わせください。

◆「通信販売で購入した電子レンジ用調理器具を使って、専用レシピの通りにカレーを作って食べた際に、喉が詰まるような違和感があった。調理器具の表示によると、材質はポリプロピレンで、耐熱温度は140℃とのことだ。ポリプロピレンが融けて食品に混入し人体に影響を及ぼすということはないのか心配になり、調理器具のメーカーに問い合わせたところ、『人体に影響することはない』と言われた。本当に大丈夫だろうか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒プラスチック製の食品用器具等は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる

立場にはありませんので、「人体に影響することはない」との発言の根拠について、メーカーから納得できる説明を受けるよう、相談者にお伝えください。

◆ **通信販売で電子レンジ用調理器具（外国製）を購入した。表示によると、材質はポリプロピレンで、耐熱温度は160℃とのことだ。ポリプロピレンが融けて食品に混入し人体に影響を及ぼすことはないのか心配になり、通信販売会社に問い合わせたところ、「問題ない」と言われた。本当に大丈夫か心配なので、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒プラスチック製の食品用器具等は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、「問題ない」との発言の根拠について、通信販売会社から納得できる説明を受けてください。

◆ **母が、冷凍保存した肉や魚を発泡スチロールトレーに入れたまま電子レンジで解凍している。トレーが変形していることがあるが、トレーに含まれている成分が食品に溶け出して体に悪い影響を及ぼすようなことはないか。〈消費者〉**

⇒トレーに含まれている添加剤が熱によって溶け出すことがあったとしても、ごくわずかな量なので、通常は人体に影響を及ぼすとは考えにくいでしょう。しかし、発泡スチロールトレーは「電子レンジ使用可能」などと表示されているプラスチック容器に比べて耐熱温度が低いため、プラスチック業界では、プラスチック容器を電子レンジで使用するときは「電子レンジ使用可能」などと表示されているものを使用するよう、また冷凍食品を解凍するときは発泡スチロールトレーではなく別の容器に入れて解凍するよう勧めています。電子レンジの機種によっては、生もの等を解凍するときに限って発泡スチロールトレーが使えるとしているものもあるようですが、ご使用の電子レンジで実際にトレーが変形することがあるならば、トレーのまま解凍することは避けた方がよいでしょう。

◆ **スーパーマーケットで購入した揚げ物を、発泡スチロールトレーに入れたまま電子レンジで温めている最中に、プチプチと音がした。加熱を止めて出してみたところ、トレーの底が変形していた。そのまま加熱を再開した際、湯気が出たが、温まった揚げ物は食べた。今になって、トレーから何か有害なものが発生していて、食品と一緒に食べたことによって体に悪い影響を及ぼすのではないかと不安になってきた。〈消費者〉**

⇒トレーに含まれている添加剤が熱によって溶け出すことがあったとしても、ごくわずかな量なので、通常は人体に影響を及ぼすとは考えにくいでしょう。（なお、プラスチックの耐熱温度を超えると、プラスチックが融けて、中の成分が溶け出す可能性があります。電子レンジで食品を温める際には、「電子レンジ使用可能」などと表示されているものを使用してください。ただし、油を多く含む食品の場合は、加熱されるとさらに高温になるため、プラスチック以外の容器を使用するのがよいでしょう。）

◆ トレー(材質：ＰＳ)に入った食品を電子レンジで温めて食べた後で、トレーの一部がはがれて無くなっていることに気付いた。食品と一緒に食べてしまったらしい。授乳中であるため、母乳を通じて子供に影響しないだろうか。〈消費者〉

⇒ＰＳ(ポリスチレン)そのものは、食べても腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。またＰＳに含まれている添加剤が熱によって溶け出すことがあったとしても、ごくわずかな量なので、通常は人体に影響を及ぼすとは考えにくいでしょうが、母乳への影響については念のため産科医にご相談ください。(なお、プラスチックの耐熱温度を超えると、プラスチックが融けて、中の成分が溶け出す可能性があります。電子レンジで食品を温める際には、「電子レンジ使用可能」などと表示されているものを使用してください。ただし、油を多く含む食品の場合は、加熱されるとさらに高温になるため、プラスチック以外の容器を使用するのがよいでしょう)。

◆ 食品包装用ラップフィルムやコンビニ弁当のプラスチック容器は、電子レンジで加熱使用できるのか。〈消費者〉

⇒ラップフィルムや弁当容器の材質(原料樹脂)等によって耐熱温度が異なり、耐熱温度を超えた場合、融けて中の成分が溶け出す可能性があります。電子レンジで使用する場合は、「電子レンジ使用可能」などと表示されていることを確認してご使用ください。ただし、電子レンジで使用可能なものであっても、電子レンジの機種等によって、庫内の温度が耐熱温度を超えてしまう可能性もあるため、加熱の時間･温度にも注意してください。また、油を多く含む食品の場合は、加熱されるとさらに高温になるため、プラスチック以外の容器を使用するのがよいでしょう。

◆「Ａ社の食品包装用ラップフィルムを電子レンジで使用したところ、今まで同じように使用していたＢ社のものとは違う臭いがする。特に不快な臭いというわけではなく、食品の味に影響はないのだが、試しにラップフィルムだけを電子レンジで加熱してみたところ、やはり違う臭いがする。どうしてか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターは特定の製品に関するご質問にお答えできる立場にはありませんので、それぞれのメーカーに問い合わせてみるよう、相談者にお伝えください。

◆ 医療機関で患部を覆うのに食品包装用ラップフィルムを使用しても安全上の問題はないのか。〈消費者〉

⇒メーカーの意図しない用途･用法での使用は、一般的には安全であるとの保証はありませんが、使用されるラップフィルムのメーカーに問い合わせてみてください。

◆ 当社は販促品の企画作成を行っている。販促品のキャンディの外装に使用する目的で輸入したプラスチックフィルム(材質：ポリエチレンテレフタレート)について、本来は食品に直に接するものではないが、キャンディをもらった人が他の食品を入れて使用することも想定されるので、食品用として適切かどうか教えてほしい。〈事業者〉

⇒プラスチック製の食品容器包装については、食品衛生法に基づく「合成樹脂製器具又は容器包装の規格基準」(平成18年厚生労働省告示第201号)が定められており、これに適合しないものの製造・販売等が禁止されています(詳しくは同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。また、ポリオレフィン等衛生協議会(http://www.jhospa.gr.jp/)では、食品用の熱可塑性樹脂(ポリエチレンテレフタレートなど)に関する自主基準を設け、これに適合した製品に対して確認証明書を交付していますので、一度同会に相談してみるとよいでしょう。

◆ **食品関連の検査機関である。食品容器メーカーから、「当社のポリスチレン製容器が、ある油脂によって劣化するという問題を抱えている。参考情報を集めていたところ、平成16年2月25日の農林水産省の報道発表に、『発泡ポリスチレン製容器にしそ油又はエゴマ油を加えた際にお湯もれの可能性がある』とあったので、その科学的根拠等について詳しく知りたい」という問い合わせを受けている。〈その他(検査機関)〉**

⇒農林水産省もしくは独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(http://www.famic.go.jp/)、または日本プラスチック工業連盟(http://www.jpif.gr.jp/)に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

8) プラスチック製品(その他)

◆ **スーパーマーケットなどでくれる「レジ袋」や、サッカー台(購入した品を袋詰めする台)などにロール状に設置されているポリ袋を、食品を包んで電子レンジで温めるのに使用しても、安全上の問題はないか。また、陶器や磁器は電子レンジで使用できるか。〈消費者〉**

⇒スーパーマーケットなどでくれる「レジ袋」やポリ袋は、購入した商品を入れて持ち帰るためのものです。食品包装用ラップフィルムのように食品を包む目的で使用することは用途外使用にあたる上、食品と直に接触することを想定してつくられていない可能性もあり得ます。また、食品用ポリ袋等であっても、耐熱温度によっては、電子レンジで使用すると融けて中の成分が溶け出す可能性もあります。プラスチック製の容器・包装を電子レンジで使用するときは、「電子レンジ使用可能」などと表示されているものを使用してください。ただし、油を多く含む食品の場合は、加熱されるとさらに高温になるため、プラスチック以外の容器を使用するのがよいでしょう。陶器・磁器については、ご使用の電子レンジおよび陶器・磁器の取扱説明書などをご確認ください。

◆ **「何年も前に100円ショップで購入した洗濯ハンガー(プラスチック製)から粉が吹いている。粉を吸うなどした場合の安全性について知りたい。メーカー等は分からない」という相談を受けている。〈消費生活C〉**

⇒お話だけでは確かなことは分かりかねますが、プラスチックが時間の経過とともに、水分・湿気、紫外線、熱などの影響を受けて劣化した可能性があります。プラスチックに関する一般的な情報については、日本プラスチック工業連盟(http://www.jpif.gr.jp/)に問い合わせるとよいでしょ

う。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

◆ **老人福祉施設から、「見舞い客が差し入れたフラワーアレンジメントに使用されている吸水スポンジを、先ほど入所者が食べてしまった。すぐに吐き出したが、一部が体内に残っている可能性があるので、吸水スポンジの材質を至急知りたい」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉**

⇒生花用の吸水スポンジは、一般的にはフェノール樹脂などのプラスチックを発泡させたものが使われているようです(プラスチックを食べた場合、一般には腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます)が、やはり確かなことはメーカーに問い合わせなければ分からないでしょう。また、花を活けている水そのものに細菌が繁殖している可能性や、それを防ぐために切り花鮮度保持剤等が使用されている可能性も考えられるため、とりあえず医師に事情を説明して診てもらった上で、詳細については見舞い客が花を購入した店に問い合わせるよう、施設の方にお伝えください。

◆ **家を空けることが多いため、プラスチック製品が原因で出火することがないか何となく不安になり、消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒プラスチック製品の種類、おかれている環境などが漠然としているため、お答えしかねます。各製品に表示されている取扱い上の注意を確認し、さらにご心配な点があれば各メーカーにお問い合わせください。

◆ **当社が製造しているゴミ袋(ポリオレフィン製)と他社の製品とを比較すると、寸法、枚数および材質はいずれも同じなのに、重量が異なっていることから、１枚当たりの厚さが違うのだと思う。家庭用品品質表示法では、「ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋(フィルムの厚さが0.05mm以下で、かつ、個装の単位が100枚未満のもの)」について、厚さの表示値の誤差の許容範囲が定められている。また、JIS Z 1702(包装用ポリエチレンフィルム)では、さらに厳密に、呼び厚さに対する厚さの差の許容範囲が定められている。それらの数値の設定根拠は何か。〈事業者〉**

⇒家庭用品品質表示法については、同法を所管する経済産業省にお問い合わせください。JIS Z 1702については、原案作成団体である日本ポリオレフィンフィルム工業組合(http://www.pof.or.jp/)にお問い合わせください。

◆ **環境関連事業の一環で、再生プラスチックを原料の一部に使用している文具のサンプルを外国から入手した。材質表示に記載されている、プラスチックの略語の前に付いている“HOMO”および“CO”の意味を教えてほしい。サンプルの発送元に問い合わせようにも、先方が現在インターネットに接続できない状態らしく、連絡が取れない。〈その他(国際機関)〉**

⇒ホモポリマー(単独重合体)およびコポリマー(共重合体)を意味するものと思われますが、日本プラスチック工業連盟(http://www.jpif.gr.jp/)にも問い合わせてみてください。ただし、確実なことは、発送元と連絡が取れるようになったらご確認ください。

9）塗料、接着剤

◆ 窓枠(アルミ製)の内額縁(木製)の塗装がはげてきたので、ニスを買ってきて２日前に塗った。後になって、間違えて屋外用を塗ってしまったことに気付いた。塗った当初は臭いがしていたが、現在はほとんど臭わない。しかし、子供(乳児)への影響が心配なため、メーカーに問い合わせたところ、「安全性は屋内用と同じで、問題はない」と言われた。本当に問題がないかどうかメーカー以外の第三者の意見が聞きたい。〈消費者〉
⇒当センターは、特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありません。塗料製品に関する一般的な情報については(社)日本塗料工業会(http://www.toryo.or.jp/)に問い合わせるとよいでしょうが、個別の製品の安全性については、やはりそのメーカーから納得できる説明を受けてください。

◆ 父が趣味のプラモデルづくりに使用している塗料や接着剤から、シンナーのような臭いがする。父の作業をいつも子供（６歳）が横で見ているのだが、脳の発育等に悪い影響を及ぼさないか。〈消費者〉
⇒今のお話だけではご使用の塗料や接着剤の成分等が不明であり、また当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にもありません。各製品のメーカーにお問い合わせください。

◆「子供が工作でビーズを接着するのに木工用ボンドを使用した。ビーズは、以前から部屋に出しっぱなしにしていたものである。１ヵ月くらいしてから、もともとアレルギー体質である自分は、家にいると鼻水･鼻づまりの症状が出るようになった。子供の作品の前を通ると症状が悪化するので、作品を屋外に出したところ、症状が緩和した」という事案について、参考までに、化学製品ＰＬ相談センターではこのような場合にどう対応しているのか教えてほしい。〈消費生活Ｃ〉
⇒今のお話だけでは、申し出者本人が何を希望しているのか分かりかねます。症状の改善等についてであれば、医師に相談するようお勧めします。ボンドが原因と疑われる場合は、まずは製造業者等に申し出るよう助言します。また、製造業者等の責任を問いたいという場合は、因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)にもとづいて製造業者等と話し合うように、ただし、化学物質に対する感受性には個人差もあるため、一概に責任が問えるとは限らない旨を助言します。第三者機関による製品検査を希望される場合は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに掲載されている、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)、および独立行政法人 国民生活センターのホームページに掲載されている、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)をご紹介しています(ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります)。

◆ 昨年、分譲マンション(築４年)を購入して入居した。このたび、ベランダのシートが張り替えられることになった。工事に使用される接着剤の製品安全データシート(ＭＳＤＳ)を見せてもらったところ、エポキシ樹脂系接着剤で、溶剤を使用するとのことである。入居したときに業者に依頼して

壁紙を張り替えた際、接着剤の臭いで気分が悪くなり、倒れて救急車で病院に搬送された経験があるので、また同じようなことになるのではと心配である。今回の工事にあたる業者に相談したところ、「心配であれば、工事期間中はホテルに避難し、犬はペットホテルに預けてはどうか」と提案されたほか、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。犬とは離れたくないのだが、やはり避難した方がよいのだろうか。化学製品ＰＬ相談センターに、接着剤や溶剤による体調不良の相談は寄せられているか。〈消費者〉

⇒工事業者が当センターに何を期待して相談するように言ったのか分かりかねますが、接着剤や溶剤による体調不良をうったえる相談は当センターに寄せられています(ただし、必ずしも因果関係は定かではありません)。化学物質に対する感受性には個人差もあるため、人体に与える影響について一概に言及することはできませんが、ご心配であれば接着剤や溶剤の臭気などと接触しないよう工夫するとよいでしょう。現場の状況も踏まえて、工事関係者とよくご相談ください。

◆ 愛用の湯飲み茶碗を割ってしまった。破片をつないで使用したいと思い、瞬間接着剤を購入した。瞬間接着剤のメーカーに、割れた茶碗を接着して使用しても安全上の問題はないかを問い合わせたところ、「飲み物や食べ物が直接触れるものには使用しないように」と言われた。本当にだめなのか。〈消費者〉

⇒メーカーの意図しない用途･用法での使用は、安全であるとの保証はやはりできかねます。

10) その他の化学製品、化学物質等

◆「キッチンマット(表地:ポリプロピレン)を洗濯機で洗濯したところ、白い粉が出てきた。本来は洗濯できないものであり、マットの販売店を通じてメーカーに問い合わせたところ、『裏のすべり止めのゴムが粉末状になって出てきたのだろう』とのことであった。この粉は安全なものか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒今のお話だけでは、粉の大きさや量、その粉についてどのような状況における安全性を相談者が懸念されているのかなどが分かりませんが、当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、再度メーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆「今日、衣類と一緒に、夫の携帯用ガスライターを洗濯してしまった。半分くらい残っていたはずの燃料が空になっていたので、漏れたのだと思う。洗濯した衣類は見た目には異常はないが、子供のものもあるので着用した場合の影響を心配している」という問い合わせを受けている。ガスライターのメーカー名が分からないとのことなので、とりあえず、念のため洗濯し直すように勧めた。一般にガスライターの燃料にはおもにブタンが使用されているらしいが、ブタンが洗濯物を経由して人体に影響を及ぼす可能性はあるだろうか。〈消費生活Ｃ〉

⇒ブタンは常温常圧では気体になるため、洗濯物に付着して人体に影響を及ぼす可能性は低いでしょう(ただし、引火性が高いため、漏れた量などによっては火災等の危険があるほか、大量に吸入すると中

毒を起こす可能性があります)。なお、携帯用ガスライターの取扱いに関しては、(社)日本喫煙具協会(http://www.jsaca.or.jp/)または消費生活用製品ＰＬセンター(http://www.sg-mark.org/PL/pl_index.htm)にお問い合わせください。

◆「使用済み除湿剤(タンクタイプ)にたまった液体を排水口に流していた際、手にかかってしまった。すぐに水で洗い流して、今のところ異常はない。表示によると、その液体は塩化カルシウム溶液とのことだ。塩化カルシウムの安全性について、メーカー以外の第三者の意見が聞きたい」という問い合わせを受けている。インターネット等で調べられた範囲の情報は提供したが、「もっと専門家の意見が聞きたい」と言われたので、化学製品ＰＬ相談センターから回答してもらえるか。〈消費生活Ｃ〉

⇒相談者がどのような“専門家”を期待しているのか分かりませんが、塩化カルシウムを主成分とする除湿剤について、当センターの『化学製品による事故を防ぐために』(http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/297_319.pdf)の26ページに掲載している内容をお話しすることはできます。

◆しばらくラジオに入れたままにしていた乾電池が液漏れしていて、漏れた液が手に付いてしまった。すぐに手を洗ったが、大丈夫だろうか。〈消費者〉

⇒お話だけでは確かなことは分かりかねますが、電池の種類によっては手当てが遅れると炎症等を起こす恐れもありますので、流水で十分洗浄した後は様子を見て、異常があれば医師の診察を受けてください。[翌日、「念のため近所の薬局に行って見てもらったところ、『洗ったなら大丈夫だろう』と言われ、その後も異常はない」との連絡あり。]

◆隣に住んでいる子供がシリカゲルを口に入れてしまった。すぐに吐き出させたが、少し飲んでしまったかもしれないので、毒性や処置について知りたい。〈消費者〉

⇒(財)日本中毒情報センター(http://www.j-poison-ic.or.jp/)のホームページに掲載されている「中毒情報データベース」から情報提供。

◆「知人から『海苔やせんべいなどの容器･包装に入っている乾燥剤が発火したことがある』と聞いたのだが、本当に発火することがあるのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒今のお話だけでは、相談者の知人が言うところの乾燥剤の種類、発火したときの状況などが分かりかねますが、生石灰を主成分とする乾燥剤は、一度に大量の水がかかると発熱するため、周囲に可燃物があると、条件によっては発火する可能性があります。また、鉄粉を主成分とする脱酸素剤は、食品と一緒に電子レンジで温めてしまうと、火花が発生して条件によっては発火する可能性があります。

◆「デパートで購入した和菓子の原材料に表示されている物質について、食品添加物として使用が認められているのか、また、何のために添加されているのか知りたい」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒食品添加物の種類と用途に関する一般的な情報については日本食品添加物協会(http://www.jafa.gr.jp/)に、また当該和菓子への使用目的については和菓子のメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ △△社製のウェットタイプの掃除シートの成分表示に、○○という耳慣れないものが記載されている。配合目的や安全性について教えてほしい。〈消費者〉

⇒当センターは特定の製品に関する成分の配合目的、安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、△△社にお問い合わせください。

◆ １年前から使用している加湿器を一度も手入れしていなかったため、汚れが固まってしまった。加湿器のメーカーに相談し、市販の重曹を使用する方法を教えてもらったので、先程その通りにやっていたところ、目が痛くなり、咳が出た。重曹が原因だろうか。〈消費者〉

⇒お話だけでは目の痛みや咳の原因は分かりかねます。ご心配であれば、すみやかに医師の診察を受けてください。

◆ 雑誌に「台所用品などの洗浄に、重曹とクエン酸とを別々にかけるとよい」と載っていた。手間を省くためにあらかじめ混ぜておいたものを使おうとしたところ、サラサラではなくなっていた。このようなことはありえるのかを消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒重曹(炭酸水素ナトリウム)は水に溶けると弱アルカリ性を、またクエン酸は水に溶けると弱酸性を示します。お話だけでは確かなことは分かりかねますが、空気中の水分によって重曹とクエン酸との表面がそれぞれ弱アルカリ性と弱酸性とになり、それらが接している部分で中和反応が起きてクエン酸ナトリウムが生成したために、サラサラではなくなった可能性が考えられます。

◆ 先程、薄めたクエン酸を用いてトイレの床などを掃除したところ、何となく血圧が上がった気がする。そういえば10年くらい前にトイレの床に塩素系漂白剤をこぼしたので、床にしみこんでいた塩素系漂白剤とクエン酸とが混ざって有毒ガスが発生したのではないだろうか。消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒一般に塩素系漂白剤とクエン酸などの酸性の物質とが混ざると有毒な塩素ガスが発生する可能性があります。しかし、実際に発生したかについては、お話だけでは詳細な状況が不明なため確かなことは分かりかねます。ご心配であれば、換気を十分に心がけるとともに、体調については医師にご相談ください。

◆ ７ヵ月くらい前に、台所用塩素系漂白剤を約10年ぶりに使用した。それをきっかけに体調を悪くし、その後、“化学物質過敏症”と診断された。最近は水道水中の塩素にも反応するようになったため、飲用・料理用の水はミネラルウォーターを使用している。また、入浴の際は、ビタミンCを使って塩素を除

去する機能をもつシャワーヘッドを使用し、それを独自に応用して浴槽の湯にもビタミンC入りの栄養機能食品を溶かし入れている。先日、インターネット上で「ビタミンＣと塩素とが反応すると、有害な塩酸が生じる」という情報を見つけて心配になったが、そのようなことは事実なのか。〈消費者〉

⇒インターネットでご覧になったという情報を拝見したところ、匿名による個人のホームページで問い合わせ先等も記載されていないため、内容に関する根拠、記載意図等は確認できませんが、ビタミンＣと塩素との反応によって塩酸が生じることは原理的にはあり得るでしょう。しかし、シャワーや浴槽の湯にビタミンＣを添加したという条件において実際に塩酸が生じるかは分かりかねます。ご使用のシャワーヘッド等のメーカーにお問い合わせください。（なお、栄養機能食品を入浴剤のように浴槽の湯に入れて使用することは、用途外使用にあたります。）

◆ 娘(成人)が、「今日、知人の家を訪問した際、庭先に一斗缶が三つ置いてあり、そこから異臭を感じた。缶の側面に『クレオソート油』と書いてあり、フタはなく中身は空のようだった」と言っている。娘がインターネットでいろいろ調べて、「クレオソート油には発がん性がある」という情報を見つけた。近くを通っただけでも影響することがあるのかを消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒クレオソート油には、継続的に皮膚に接触した場合に発がんの恐れがあるベンゾ[ａ]ピレン等が含まれていますが、クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤等については、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で、それらの物質の含有量が規制されています。また、クレオソート油は目や皮膚に対する刺激性が強く、高濃度の蒸気を吸入すると、呼吸困難、吐き気、めまい、貧血、食欲不振等の症状を起こす恐れがあるほか、独特の強い臭いがあるため、人によってはその臭いで一時的に頭が痛くなったり気分が悪くなったりする可能性はありますが、クレオソート油の空き缶の横を通っただけで人体に重大な影響を及ぼすとは考えにくいでしょう。

◆ 先ほど、繊維製品の安全性についてインターネットでいろいろ調べていたら、どこに書いてあったかは忘れたが発がん性に関する記載があった。繊維製品と発がん性とにどのような関連があると言っているのか。〈消費者〉

⇒今のお話だけでは記載内容の全容が不明なため、分かりかねます。

◆ 「フイルムカメラで撮影した写真プリントは現像処理をしているため、手を触れるとよくないというようなことをインターネットで見たが、これは事実か」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけでは、何がどうよくないか等、記載内容の全容が不明なため、真偽のほどは分かりかねます。情報の出所（ＵＲＬ等）を相談者にご確認ください。

◆ 友人が、「安い化学製品は安全性に問題がある可能性があるので使わない方がよい。自然の素材からつくられている製品を使うのがよい」と言っているが、本当か。〈消費者〉

⇒当センターは個別の商品の安全性についてお答えできる立場にはありません。なお、必ずしも天

然のものが「安全」で、そうでないものが「危険」と、単純に二分することは出来ません。

◆ **粗品でもらって母が使っていた茶色のバッグ（合成皮革製）を洗濯機で洗った。その後、タンス（籐製）に乗せたラックの上で干していたところ、バッグから水が垂れたらしく、ラックの下の人形、ならびにタンスの一番上の引き出しおよびその中のタオルに、茶色いシミができた。以前、「アゾ染料が皮膚から体内に吸収されると、発がん性のアミンに変化する」と聞いたことがあり、心配になって人形とバッグは捨てた。タオルは洗濯したらシミは落ちた。引き出しについては、水拭きしたところシミはだいたい落ちたが、この状態で使い続けても大丈夫だろうか。そのバッグにアゾ染料が使用されていたかどうか知りたい。なお、バッグのメーカーや製造国は分からない。〈消費者〉**

⇒染料のうちアゾ染料の一部には、酵素などの作用で発がん性が懸念される特定のアミン類を生成する場合があることが知られています。そのバッグにアゾ染料が使用されていたかどうかについては、メーカーに問い合わせるかバッグを分析するかすれば分かったかもしれませんが、メーカーが分からず現物を捨ててしまったとなると、それも難しいでしょう。引き出しの使用についてご心配であれば、タオルなどが引き出しに直に触れないように工夫されてはいかがですか。

◆ **「１年前に全身にじんましんが出て、現在も治療を受けている。先日、テレビのワイドショーで、『Ａ国の家具製造業者(a)が製造し、Ｂ国の家具販売業者(b)が販売したソファなどに、防カビ剤が多量に含まれていたために、購入した人に湿疹などの被害が出て、b社がそれらの販売を中止した』と言っていた。自分もＡ国製のソファを３年前に家具店で購入したのだが、このソファがじんましんの原因か」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒ご使用のソファの製造業者や材質等について、まずは購入した家具店に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。また、ソファを購入後、２年くらい経ってから症状が発生したということから、他に原因があるという可能性も考えられますので、じんましんの原因について担当医の見解も確認するとよいでしょう。

◆ **一昨年、子供３人（小学生２人、幼稚園児１人）にそれぞれ学習机を購入した際、家具店から子供達に、絵画セット（クレヨン、色鉛筆、水彩絵の具）を一人につき１組ずつもらった。同じ頃に、「Ａ国の会社が販売したＢ国製の絵画セットから鉛が検出され、回収されている」と報道されていた。もらった絵画セットもＢ国製で外観も似ており、心配なので今まで子供達に使わせずにいたが、もったいないので、安全性に問題がなければ使わせたい。先日、消費生活センターに、問題となった製品と同じものかどうかを問い合わせたが、「分からない」と言われた。鉛は人体にどのような影響を及ぼすのか。〈消費者〉**

⇒経済産業省および厚生労働省が開催した「鉛含有金属製アクセサリー類等の安全対策に関する検討会」が平成19年2月に取りまとめた報告書が厚生労働省のホームページに掲載されており(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/02/dl/s0216-5.pdf)、そのなかに鉛の毒性等、鉛による健康影響について記載されています。また、日本鉱業協会 鉛亜鉛需要開発センターのホームページに、「鉛あれこれＱ＆Ａ」、「法規制と人体への影響」等の情報が掲載されていま

す(http://www.jlzda.gr.jp/namari/)。なお、報道でご覧になったのは、Ａ国において、Ｂ国で生産されA国の△△社が○○ブランドで販売した絵画セットからＡ国の基準値を超える鉛が検出されたため、△△社が回収したという件だと思われます。日本では、食品用器具・容器包装、おもちゃ(乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして指定されたもの)等については、食品衛生法に基づき重金属(鉛)の溶出量等の規格基準が定められており、これに適合しないものの製造・販売が禁止されています(詳しくは同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。それ以外の家庭用品については、鉛に関する法規制は特にありませんが、クレヨン、色鉛筆、水彩絵の具について、それぞれ日本工業規格(JIS)によって、鉛等の有害物質等に関する規格が定められています。

- **「以前、おもちゃから鉛が検出されたことについて報道されていた。自分が使用しているカーテンウェイト(おもり)にも鉛が含まれているのではないかと心配だが、８年くらい前に購入したもので、メーカー等は分からない」という相談を受けている。そのカーテンウェイトに鉛が使用されているかどうか、化学製品ＰＬ相談センターで分かるか。〈消費生活C〉**

⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にもありません。相談者が鉛の含有についての検査を希望されているのであれば、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

- **風邪をひきやすいので、暑い時期以外は習慣的にマスクを使っている。１ヵ月くらい前から△△社製の不織布マスクを使い始めた。２週間くらい前に、外出先で大声で話す機会があり、マスクを外して話し始めたところ、何となく声がいつもと違うように感じた。マスクから特に異臭は感じなかったが、何か声に影響するものが発生していないか調べてほしいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。なお、普通に話すだけなら問題がなかったので、医者にはかからなかった。〈消費者〉**

⇒当センターでは分析等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずは△△社に事情を説明し、マスクに使用されている成分等についてお問い合わせください。

- **２年前に窓に貼った紫外線防止フィルムが、端の方からはがれてきた。完全にはがしたいので、**

きれいにはがす方法をメーカーに問い合わせようとしたが、いつ電話しても話し中でつながらず、ＦＡＸも送ったが返事がない。きれいにはがす方法を教えてほしい。〈消費者〉

⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にもありません。紫外線防止フィルムを購入した店を覚えていれば、そちらから連絡してもらってはいかがですか。

◆「自宅の倉庫を整理していたら、ホルマリンと硫酸ナトリウムが出てきた。自分が何のために購入したのか覚えていないのだが、何に使うものだったのだろうか。どのように処分すればよいか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒ホルマリンおよび硫酸ナトリウムは、いずれも試薬用、医薬用、工業用などさまざまな用途に使用されますが、相談者が何に使用するつもりだったかは分かりかねます。処分方法については、特にホルマリンは「毒物及び劇物取締法」で劇物に指定されている薬品で、廃棄する際は同法に基づく基準に従って適切に処理する必要があります。それぞれメーカーが分かればメーカーに、分からなければ自治体の廃棄物または薬務(毒劇物)担当の課もしくは保健所に相談するよう、相談者にお伝えください。

◆当自治体の消防署に、住民から「30年前に入手した未開封のメタノール(450ml缶15本)を処分したい。自治体の廃棄物担当の部署から紹介された業者に依頼したが、『一般廃棄物処理業の許可しか得ていない』と断られたので、他の業者を紹介してほしい」という問い合わせが寄せられたとのことだ。処理できる業者を紹介してあげてほしい。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターでは特定の事業者の紹介は行っておりません。一般廃棄物に該当するか産業廃棄物に該当するか、メタノールの所有目的等を踏まえた上で、自治体の廃棄物担当部門に再度問い合わせるか、またはメーカーが分かればメーカーに相談してみるよう、相談者にお伝えください。

◆町内会長から、「地域のクリーニング店に『硫化水素を入手したい』という電話があったと連絡を受けた。硫化水素の有害性情報について知りたい。また、硫化水素は一般的に入手することが可能なのか。取扱いに関する資格等はあるのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒硫化水素の有害性情報は、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(http://www.nihs.go.jp/ICSC/)等で調べることができます。硫化水素は市販されておらず、高圧ガス保安法等によって取扱い等が規制されています。詳しくは都道府県の担当部署にお問い合わせください。

◆硫化水素による中毒事故について報道されていたが、勉強のために、家庭用品から硫化水素を発生させる方法を知りたい。〈消費者〉

⇒硫化水素を発生させることはたいへん危険な行為であるため、お答えできません。
(参考:警察庁「硫化水素ガスの製造を誘引する情報の取扱いについて」
http://www.npa.go.jp/cyber/policy/suicide/image/H2Stsutatsu.pdf)

◆ ヤカンを火にかけたまま２時間くらい寝てしまったところ、ヤカンの取っ手(プラスチック製)が本体に接触して焦げていた。その臭いが室内に充満し、換気をしているが、カーテンなどにも染みついてなかなか消えない。今のところ特に体に異常はないが、臭いを吸ったことによって体に何か悪い影響を及ぼすことはないだろうか。なお、ヤカンのメーカー等は分からない。〈消費者〉

⇒特定の製品の安全性等については、そのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありません。ご自身の健康状態について、ご心配な点があれば医師に相談してみてください。また、室内の臭いについては、洗えるものは洗い、洗えないものは水拭きをして、引き続き部屋の換気を心がけてください。(なお、ヤカンなどの湯沸かしは、家庭用品品質表示法に基づき、製造業者等の名称および連絡先等の表示が義務づけられています。本体とは別に表示してあることもありますが、いざというときのためにも、表示されたもの(下げ札等)は保管しておかれることをお勧めします。)

◆ 一昨日、鍋に入った味噌汁をガスコンロで温めなおしていることを忘れてそのまま外出してしまった。２時間半後に帰宅した際、幸い安全装置が作動して火災になる前に火が消えており、レンジガードを使用していたため周囲もあまり汚れていなかったが、鍋は真っ黒に焦げつき、鍋の取っ手が融けていて、室内に臭いが充満していた。その後ずっと換気をしているが、なかなか臭いが消えない。臭いを消すよい方法はないか。〈消費者〉

⇒洗えるものは洗い、洗えないものは水拭きをして、引き続き部屋の換気を心がけるしかないでしょう。活性炭などの吸着剤や空気清浄機もある程度の効果があると言われていますが、やはり換気が一番です。

◆「５年以上前に粗品でもらったアルミホイル３本を、未開封のまま台所の流し台の引き出しに保管してあった。先日、これを使おうと思って１本開封したところ、ねずみ色に変色して光沢がなくなっていた。残り２本も開封してみたところ、同様であった。使用しても問題はないか」という相談を受けている。変色の原因として、どのようなことが考えられるか。〈消費生活Ｃ〉

⇒アルミホイルを湿気の多い場所などに保管すると、空気中の水分によってアルミニウムの酸化が促進されて変色する可能性がありますが、使用の可否も含め確かなことは、ご使用のアルミホイルのメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ 知人が、珍しいデザインの取っ手10数個を外国で手に入れてくれた。真鍮製のように見えるが、材質は表示されていない。収納ボックスの開き扉などに取り付けて使用しようと思っているが、何か油のようなものが付着しているので、子供が触ったりなめたりしても安全かどうかを調べたい。〈消費者〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲

載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。油のようなものは、洗浄すれば除去できる可能性がありますが、どこで付着したのかが不明であり、材質そのものの安全性についても、お話だけでは確かなことは分かりかねます。まずは知人に入手ルートや製造元を確認されてはいかがですか。

◆ **スポーツ用品店である。取引先の高等学校から、「抗菌防臭加工の運動靴を商社から勧められたので、仕入れてほしい」と依頼された。当店で取り扱うからには安全性に問題がないことを確認しておく必要があると思い、輸入している商社に問い合わせたところ、「安全性は大丈夫だと思うが、使用されている抗菌防臭加工剤の成分については把握していない」と言われた。そこで、抗菌防臭加工剤の安全性に関する情報について消費生活センターに問い合わせたところ、(社)抗菌製品技術協議会および化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈事業者〉**

⇒(社)抗菌製品技術協議会(http://www.kohkin.net/)が、抗菌剤等の品質･安全性等に関する自主基準を設け、これに適合した抗菌剤等の登録事業を行っていますので、抗菌剤に関する一般的な情報については、やはりそちらにお問い合わせください。ただし、個別の製品の安全性については、輸入商社から納得できる説明を受けてください。

◆ **当社が製造している“シールはがし”について、「スプーンの値札をはがすのに使用した。食品に接するものだけに心配なので、３ヵ月ほど置いておいたが、台所用洗剤で洗って使用すれば大丈夫だろうか」という問い合わせを受けている。経験的には大丈夫だと思うのだが、本当に大丈夫だろうか。〈事業者〉**

⇒当センターでは特定の製品の安全性等を保証できる立場にはありません。安全性試験データ等に基づき、貴社の責任においてご判断ください。

◆ **消臭剤を輸入販売するにあたり、日本のいろいろな法律に照らし合わせてその製品に問題がないかどうかを確認してほしい。〈事業者〉**

⇒当センターでは特定の企業･商品に関するコンサルタント業務、確認業務等は行っておりません。コンサルタント会社、または消臭剤等の安全性等に関する自主基準を設け、これに適合した製品に対して適合マークを発行している芳香消臭脱臭剤協議会(http://www.houkou.gr.jp/)等にご相談ください。

◆ **取扱いを検討している化学製品について、インターネットに製品安全データシート(ＭＳＤＳ)が掲載されている。そこに記載されている内容の一部について、事実かどうか知りたい。〈事業者〉**

⇒当センターは特定の製品の取扱い等に関してお答えできる立場にはありませんので、当該ＭＳＤＳの「製品及び会社情報」に記載されている会社にお問い合わせください。

11）化粧品等

◆ ５ヵ月前から、自分で鏡を見ても分からない程度だが、「まぶたと顔が腫れている」と娘に指摘されていた。最近になって、ちょうど５ヵ月前から使っている△△社製の化粧水○○が原因ではないかと思い、使用を中止してみたところ、娘から「腫れが治まった」と言われた。一方、娘は○○を使用していないが、５ヵ月前から食欲不振とむかつきをうったえており、自分が○○の使用を中止したところ娘の症状も治まったことから、それらも○○が原因だったのではないかと思う。娘はもともと病気で薬を常用しているので、薬の作用に影響していないか心配だ。○○の容器（ガラスびん）には成分が表示されておらず、箱に表示されていたのかもしれないが既に捨ててしまっていた。そこで△△社に問い合わせて成分表を入手し、記載されている成分について娘がインターネットでいろいろ調べたところ、○○の成分の一つの◇◇（天然成分）が、害虫駆除にも使用されているものだとの情報を見つけた。そのようなものを化粧品に使用して安全性に問題はないのか。〈消費者〉

⇒当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、△△社にお問い合わせください。また、娘さんの服用されている薬との関係については、担当の医師または薬剤師にお問い合わせください。

◆「紫外線防止効果があるとカタログに記載されていた手袋を通信販売で購入したが、届いた手袋には紫外線防止効果について何も表示されていなかった。本当に紫外線防止効果があるのか」という相談を受けている。手袋等の繊維製品の表示について定めている家庭用品品質表示法では、紫外線防止効果の表示を義務づけていないようだが、参考までに、化粧品の紫外線防止効果の表示については、薬事法で定められているのか。〈消費生活Ｃ〉

⇒化粧品の紫外線防止効果の表示は、法律ではなく、日本化粧品工業連合会の自主基準に基づいています。詳しくは同会にお問い合わせください。なお、当該手袋の紫外線防止効果については、その裏づけとなる合理的な根拠を通信販売会社に問い合わせてみるよう、相談者にお伝えください。

※ ちょっと注目「化粧品の紫外線防止効果の表示」（P. 137）もご覧ください。

12）医薬品等

◆「コンタクトレンズ消毒液の表示に関する規制について知りたい」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の場合は薬事法上の「医薬部外品」に該当するため、同法を所管する厚生労働省に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ 化学会社の医薬品事業部門に勤務している。改正薬事法（平成21年6月1日施行）で、一般用医薬品の販売制度が改正されるにあたり、ＰＬ対策としての表示も見直しておく必要があると考えている。当社の製品の警告表示の表現、デザイン等についてアドバイスしてほしい。〈事業者〉

⇒当センターでは特定の企業･商品に関するコンサルタント業務は行っておらず、また、医薬品分野に関する専門的知見も持ち合わせておりません。医薬品の販売制度の改正への対応については所属する医薬品関係の業界団体に、また、貴社の製品の警告表示に対する具体的なアドバイスについてはコンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。

13）家電製品

◆ **当社製のホームベーカリーを使用している消費者から、「つくったパンを食べた際、自分は異臭を感じて食べるのを止めたが、妻は気付かなかったらしく食べてしまった。後で分かったことだが、ホームベーカリーの付属品（材質：ポリプロピレン）を本体とパンケースとの間に落としたことに気付かないままパンを焼いたために、その付属品がヒーターで加熱されて融けていた。インターネットでいろいろ調べたところ、『ポリプロピレンには酸化防止剤としてＢＨＴ（ジブチルヒドロキシトルエン）が使用されていることがある』という情報があった。ＢＨＴがパンに混入していた場合の影響が心配だ」という問い合わせを受けている。そのホームベーカリーに使用しているポリプロピレンのメーカーを通じて、ポリプロピレンに含まれているＢＨＴの製品安全データシート（ＭＳＤＳ）を入手したが、安全性についてどのように考えたらよいだろうか。〈事業者〉**

⇒貴社の技術担当者、ポリプロピレンのメーカーなどとともに、付属品の詳細な材質、加熱温度、実際に融けた量などから、パンにどのような物質がどれくらい混入した可能性があるかを検討し、安全性について評価されてはいかがですか。

◆ **エアコンを購入しようと思う。エアコンの洗浄後に体調を悪くした経験があるため、「自動お掃除機能」に関心を持っている。オゾンを利用しているものがあるようなので、詳しく知りたいと思いメーカーに問い合わせたところ、「機内で発生するオゾン濃度を必要最低限に抑えているため、室内に放出されるときの濃度は極めて低く、安全性に問題はない」と言われた。この濃度レベルのオゾンの安全性について、メーカー以外の第三者の意見が聞きたい。〈消費者〉**

⇒特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）日本オゾン協会（http://www.j-ozone.org/）を紹介。

14）ガス石油機器

◆ **「ガス給湯器のお湯をヤカン等にくんでさらに沸騰させ、お茶などを入れるのに使用している。最近、知人から『銅管を使用しているガス給湯器のお湯は飲用に適さない』と聞いたのだが、本当か」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒相談者が使用しているガス給湯器のメーカー、またはガス石油機器に関する相談･問い合わせを受け付けているガス石油機器ＰＬセンターにお問い合わせください。

15）化学物質(安全管理)

◆ **当社が製造している衣料品や服飾小物の安全性の見直しを行っている。「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」等の繊維製品に関する法規制については把握しているのだが、金属やプラスチックの有害性等も含めたリスク管理を行いたい。安全上、どのような問題が考えられるか教えてほしい。〈事業者〉**

⇒当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社等にご相談ください。なお、食品用器具・容器包装およびおもちゃ(乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして指定されたもの)については、食品衛生法に基づき、プラスチック、金属等の原材料の規格等が定められており、同法を所管する厚生労働省のホームページに関連情報が掲載されています(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/)ので、参考にされるとよいでしょう。

◆ **当社の製品と「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」との適用関係について教えてほしい。〈事業者〉**

⇒同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください。

◆ **運送会社である。化学製品を航空輸送する際の容器について教えてほしい。〈事業者〉**

⇒(社)日本化学工業協会(http://www.nikkakyo.org/)の環境安全部に問い合わせてみてください。

◆ **エアゾール製品の容器(アルミ缶)の耐用年数はどのくらいが妥当か等の情報を得たい。〈事業者〉**

⇒(社)日本エアゾール協会(http://www.aiaj.or.jp/)に問い合わせてみてください。

◆ **一般消費者用にクーラント液を販売するにあたり、廃棄方法の表示について検討している。事業活動に伴って生じる廃クーラント液は「産業廃棄物」に該当するため、産業廃棄物処理事業者へ処理・処分を委託することになるのだが、家庭から排出する場合はどのように処理すればよいのか。〈事業者〉**

⇒一般廃棄物の処理は市町村の責任で行われます。処理方法は自治体によって異なる場合がありますが、まずは貴社の所在する自治体の廃棄物担当の課に相談してみてはいかがですか。

16）化学製品の表示

化学製品は、含まれる化学物質・用途・容器の種類などによって、「薬事法」(医薬品)、「消防法」(危険物)、「高圧ガス保安法」(エアゾール製品)、「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「容器包装リサイクル法」など、それぞれ該当する法律に定められた事項を表示することが義務づけられています。また日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高いものについて、表示事項・方法を定めている「家庭用品品質表示法」のなかで、プラスチック製品、石けん・洗剤・

洗浄剤、ワックス、塗料、接着剤、漂白剤などの化学製品について、品目ごとに、成分、性能、用途、取扱い上の注意などの表示が義務づけられています。
ＰＬ対策を目的とした警告表示を具体的に義務づけている法律はありませんが、製品を安全かつ効果的に使用するために必要な情報は表示しておくことが望ましく、特に危険が予想される点に関しては警告表示が必要と考えられます。事故が起きた際、消費者に十分な情報が提供されていなかった場合は、指示･警告上の欠陥があるとして製造業者等が製造物責任を問われる可能性もあります。

◆ **当社の製品の取扱説明書の記載について検討している。警告表示について製造物責任（ＰＬ）法ではどのように定められているのか。〈事業者〉**

⇒ＰＬ法では表示について具体的には定められていませんが、使用にあたり考えられる危険性については、注意･警告を表示しておくことが望ましいでしょう。製品表示が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示･警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。

◆ **当社が製造する化学製品のラベル表示について、消防法、毒物及び劇物取締法などの適用法令に基づく表示はしているが、さらに製造物責任（ＰＬ）法によって表示すべき事項はあるか。〈事業者〉**

⇒ＰＬ法では表示内容について具体的には定められていませんが、使用にあたり考えられる危険性については、注意･警告を表示しておくことが望ましいでしょう。製品表示が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示･警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。

◆ **当社が販売している工業薬品に製造年月日を表示していないことについて、顧客から「製造物責任（ＰＬ）法によって製造年月日を表示しなければならないはずだ」と指摘された。ＰＬ法の条文を確認したところ、製造年月日の表示については何も書かれていないようだが、実際のところはどうなのか。〈事業者〉**

⇒ＰＬ法は製造物の欠陥(製造上、設計上、指示･警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な表示義務等について規定した法律ではありません。したがって、製造年月日が表示されていなかったために事故が起きた場合には製造物責任を問われる可能性がありますが、ＰＬ法によって製造年月日の表示が義務づけられているわけではありません。

◆ **印刷業者である。取引先から警告ラベルの印刷を受注したのだが、絵表示の色は製造物責任（ＰＬ）法で定められているのか。〈事業者〉**

⇒ＰＬ法は製造物の欠陥(製造上、設計上、指示･警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な表示義務等について規定した法律ではありません。なお、消費者用製品等に危険防止の目的で付けられる警告用図記号については、JIS S 0101(消費者用警告図記号)で、基本形状、色など

が規定されています。

◆ **当社の新製品のサンプルを提供するので、どのような注意事項を表示すべきかを化学製品ＰＬ相談センターで検討してほしい。〈事業者〉**

⇒当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社等にご相談ください。（一般的には、使用にあたり考えられる危険性については注意・警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。）

17）製造物責任（ＰＬ）法等

◆ **文書・書類の保存期間および保存方法（紙、電子など）について、製造物責任（ＰＬ）法ではどのように定められているのか。〈事業者〉**

⇒ＰＬ法は製造物の欠陥（製造上、設計上、指示・警告上）によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な文書保存期間等について規定した法律ではありません。なお、ＰＬ法に基づく損害賠償請求権は、製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過すると（ただし身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害または一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する）、時効により消滅します。一方、民法上の不法行為による損害賠償の請求権は、不法行為の時から20年を経過すると、時効により消滅します。これらの点を踏まえ、貴社の方針に基づき判断されるとよいでしょう。

◆ **取引先から図面で示された部品を、納期や納品数に関する口頭の指示に従って納品している。それ以外には書面による契約は交わしていない。このような場合、トラブルが生じた場合の製造物責任は誰が負うのか。〈事業者〉**

⇒製造物責任（ＰＬ）法では、部品・原材料自体に欠陥が存在する場合は部品・原材料の製造業者が責任を負うのが原則ですが、その欠陥が、これらを組み込んだ他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示のみに起因するものであり、その欠陥の発生について過失がなかったことを部品・原材料の製造業者が証明すれば、免責されます（経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説　製造物責任法』より）。実際には、トラブルの内容ごとに、契約上の責任関係によって判断されるものと思われます。口頭でも契約は成立しますが、後になって「言った」「言わない」というトラブルになることを避けるために、図面等の書類に基づいて、弁護士等の法律の専門家に一度相談してみてはいかがですか。

◆ **塗料メーカーから塗料（黒板用）を購入し、その塗料に当社がシンナーなどの溶剤を加えて濃度や粘度を調整し、塗装業者以外の人でも簡単に使えるようにしたものを小分けして、学校関係者に販売したい。**

この商品は、製造物責任（ＰＬ）法の対象となるのか。また、この商品に、製造業者として塗料メーカーを、販売業者として当社を表示したい。塗料メーカーからは拒否されたが、駄目だろうか。〈事業者〉

⇒ＰＬ法では、「製造物」を「製造又は加工された動産」と定義しています。ここでいう「加工」とは、「動産を材料としてこれに工作を加え、その本質は保持させつつ新しい属性を付加し、価値を加えること」(内閣法制局法令用語研究会編『法律用語辞典』より)を指します。したがって、塗料メーカーが製造した塗料はもちろん、その塗料の濃度や粘度を調整することにより新たな付加価値を加えて販売する商品もまた、「製造物」にあたると考えられます(詳しくは、ＰＬ法を所管する内閣府にお問い合わせください)。表示については、一般消費者(事業者または労働者であっても、その事業または労働に従事していない場合には、「一般消費者」と解される可能性があります)が通常生活の用に供する塗料の場合には、家庭用品品質表示法に基づき、品名、色名、成分、用途、正味量、塗り面積、使用方法、用具の手入れ方法および取扱い上の注意とともに、表示者名および住所または電話番号を表示することが義務づけられています。ここでいう「表示者」とは、製造業者(製造又は加工の事業を行う者)、販売業者(販売の事業を行う者)および表示業者(表示の委託を受けて表示を行う者)のうちのいずれかで、自己の責任において品質を表示する者を指します(詳しくは家庭用品品質表示法を所管する経済産業省にお問い合わせください)。これらのことから、塗料メーカーの指示･許可に基づかず貴社が独自に加工して販売する商品については、貴社が製造業者としての表示義務、製造物責任等を負うことになると思われます。

◆ **塗装業者だが、使用した塗料の塗膜の強度不足により、施主とトラブルになっている。このような場合、塗装業者が塗料メーカーを製造物責任（ＰＬ）法に基づき訴えることは可能か。〈事業者〉**

⇒トラブルの内容等を具体的にお話しいただけないと事実関係が分かりかねますが、それぞれの訴訟の要件を満たしていれば、ＰＬ法、民法(債務不履行責任、瑕疵担保責任等)のいずれによっても提訴することはできるでしょう。詳しくは弁護士等の法律の専門家にご相談ください。

◆ **当社が製造している植物の苗に、生育障害が発生した。使用している肥料のメーカーが「肥料に問題がありそうだ」と言っており、他にも被害が出ているようだ。肥料メーカーの製造物責任を問えるか。また、損害賠償請求の手続きについて教えてほしい。〈事業者〉**

⇒今のお話だけでは、肥料にどのような問題があるのか等の事実関係が分かりかねますが、それぞれの訴訟の要件を満たしていれば、製造物責任（ＰＬ）法、民法(債務不履行責任、瑕疵担保責任等)のいずれによっても提訴することはできるでしょう。損害賠償請求の手続きも含め、詳しくは弁護士等の法律の専門家にご相談ください。

◆ **会員から、「『ＰＬ保険』加入の検討材料として、例えば、Ａ社の食品(a)を購入･使用した消費者に健康被害が生じたり、販売中止によってＡ社に経済的損失が生じたりしたと仮定して、それが食品(a)の容器包装(b)を製造したＢ社の工程に問題があったことによるもので、その容器包装(b)の原材料として当社(C)の製品(c)が使用されていたという場合における、各社の責任について教え**

てほしい」という問い合わせを受けている。〈事業者団体〉

⇒Ｂ社の工程にどのような問題があったのかや、各社間における契約関係にもよるでしょう。「ＰＬ保険」は一般的には損害保険に分類されますので、損害保険を取り扱う保険会社に、各保険商品の保険対象、加入の可否等について、Ｃ社のおかれている具体的な状況を踏まえて相談するよう、Ｃ社にお伝えください。

◆ **電気電子部品の製造を検討している。最終製品にトラブルが生じた場合における、さまざまな法律上の当社の責任について、アドバイスしてほしい。〈事業者〉**

⇒トラブルの内容、契約上の責任関係等によるものと思われますが、当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、弁護士、コンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。

◆ **消臭剤を用いるサービスを企画している。法律上の問題、安全上の問題などについて検討してほしい。〈事業者〉**

⇒当センターでは特定の事業に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社等にご相談ください。

18）化学製品ＰＬ相談センター

◆ **具体的な質問内容はまだ聞いていないが、洗剤、塗料、殺虫剤などの安全性について問い合わせを受けている。化学製品ＰＬ相談センターで答えてもらえるか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒具体的な質問内容にもよりますが、洗剤、塗料、殺虫剤に関する一般的な情報を知りたいのであれば、それぞれ日本石鹸洗剤工業会（http://jsda.org/w/）、（社）日本塗料工業会（http://www.toryo.or.jp/）、日本家庭用殺虫剤工業会（http://www.sacchuzai.jp/）に、個別の製品の安全性について知りたいのであれば、各製品のメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ **当保健所に、例えば「浴室をリフォームしたところ、防水剤の臭いがするようになった」という相談が寄せられた場合に、その防水剤の安全性について化学製品ＰＬ相談センターで答えてくれるのか。〈その他（保健所）〉**

⇒当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、メーカーにお問い合わせください。

◆ **シロアリ対策の特集記事を企画している。消費者がシロアリ防除薬剤の安全性について知りたいときは、化学製品ＰＬ相談センターに問い合わせれば回答してくれるのか。〈メディア〉**

⇒当センターは、特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありません。各薬剤のメーカー、またはシロアリ防除薬剤の認定・登録事業を行っている（社）日本しろあり対策協会

(http://www.hakutaikyo.or.jp/)に問い合わせるとよいでしょう。

19) 照会

◆ **消費生活センター等で台所用塩素系漂白剤の商品テストを行ったという情報を知っていたら教えてほしい。〈消費生活C〉**

⇒当センターでは関連する情報を把握しておりません。独立行政法人 国民生活センターに問い合わせてみてはいかがですか。

◆ **消費者から洗剤や化粧品の成分分析ができる機関を教えてほしいと相談された場合、どのような機関を紹介しているのか。〈消費生活C〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに掲載されている、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)、および独立行政法人 国民生活センターのホームページに掲載されている、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)をご紹介しています。ただし、どのような成分が含まれているかが全く分からず、対象物質が特定できていない場合、分析は極めて困難と思われます。

◆ **「半年前からコーヒーを飲むのに使用しているマグカップの底が黒ずんできた。購入した雑貨店の店主と親しいので、マグカップを検査して、何か有害な物質が溶け出しているようなら教えてあげたい。有料でもよいので、検査機関を紹介してほしい」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは、極めて困難と思われます。

◆ **通信販売で見つけた自動車ボディ用コーティング剤の購入を検討している。記載されている成分について、メーカーに詳細を問い合わせたところ、企業秘密だと言われた。メーカーからサンプルを入手できたら、自分で検査機関に依頼して分析しようと思うので、分析機関を紹介してほしい。〈消費者〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。

◆ **「自動車の燃費向上をうたっている商品の不当表示の件で、製造販売業者ら数社に、公正取引委員会から排除命令が出されたことがあると聞きおよんでいる。自分が使用している同種の製品につい**

て、うたわれている効果が本当にあるかどうかを、有料でもよいから検査したい。検査機関を紹介してほしい」という相談を受けている。〈行政〉

⇒燃費向上剤等の性能等に関して、(財)運輸低公害車普及機構(http://www.levo.or.jp/)が「自動車優良環境機器・装置評価公表事業」を行っており、その申請に必要な性能試験は(財)日本自動車研究所(ＪＡＲＩ)(http://www.jari.or.jp/)等が実施していますので、一度ＪＡＲＩに問い合わせてみてはいかがですか。

◆ **当社が床下のシロアリ駆除施工を行った依頼主から、「家に駐車していた車にシロアリ駆除剤がかかっていた」と苦情を受けている。車に付着していたものを採取してきたので、それがシロアリ駆除剤かどうかを検査してくれるところはないかを消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈事業者〉**

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますが、まずはシロアリ駆除剤のメーカーで検査してもらえないかを尋ねてみてはいかがですか。

◆ **当社の製品について、特定の化学物質の溶出試験を行いたいので、検査機関を紹介してほしい。〈事業者〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。

◆ **よだれかけを委託製造してインターネットで販売することを計画している。よだれかけは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づいて、ホルムアルデヒドの溶出基準値が定められているというので、その基準に適合するかどうかサンプルを使って検査したい。検査機関を紹介してほしい。〈事業者〉**

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。なお、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、よだれかけについて、ホルムアルデヒド以外に有機水銀化合物、トリフェニル錫化合物およびトリブチル錫化合物の溶出基準値も定められています。詳しくは同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください。

◆ **化粧品製造業者である。今後、香りを数値化する必要が生じた場合に備え、香りを測定してくれる**

機関を探している。〈事業者〉

⇒においとかおりに関する測定・調査・研究の実施および支援等の事業を行っている、(社)におい・かおり環境協会(http://www.orea.or.jp/)に問い合わせてみてください。

◆ **当自治体の他部署から、「身体障害者用の補装具に使用されているシリコーン製パッドによってかぶれるという理由で、パッドをはずして使用している人が多い。しかしパッドを付けて使用する方がよいので、シリコーン製品の業界団体に連絡し、対策について相談したい」という相談を受けている。シリコーン工業会には連絡しているが、他にシリコーン製品の業界団体があれば教えてほしい。〈消費生活C〉**

⇒シリコーン工業会以外のシリコーン製品の業界団体は、当センターでは把握しておりません。シリコーン製品の種類やメーカーによってシリコーンの成分等が異なるでしょうから、各補装具メーカーにも相談してみてはいかがですか。

◆ **「シャンプーや衣類用防虫剤などを使用して息苦しくなることがある。テレビで"化学物質過敏症"の存在を知り、これと症状が似ているので、自分も"化学物質過敏症"にかかっているのだと思う。どのようなシャンプーを使用するのがよいか等の情報について知りたいので、患者の会のようなものがあれば教えてほしい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒"化学物質過敏症"に関する一般的な情報については、特定非営利活動法人(ＮＰＯ法人)化学物質過敏症支援センター(http://www.cssc.jp/)に問い合わせるとよいでしょう。しかし、化学物質に対する感受性には個人差もありますので、やはり一度専門の病院に相談してみるよう、相談者にお勧めください。

20) その他

◆ **輸入品の安全性が問われる問題が相次いでいる。食品のほかに日用品など、多くの輸入品が国内で販売されているが、輸入品の安全性に問題はないのか。消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒行政においても、輸入品の安全確保に関する対応について検討されているようです。個別製品に関する状況については関係省庁(食品は厚生労働省等、消費生活用品は経済産業省)にお問い合わせください。

◆ **粗品でもらったスカーフ(絹100%)がＡ国製だった。以前、Ａ国製の乳幼児用Ｔシャツから基準値を超えるホルムアルデヒドが検出されたと報道されていたので、心配になり、スカーフの輸入元に安全性について問い合わせた。いろいろ話しているうちに、輸入元がスカーフの検査をすることになった。そのようなつもりではなかったのだが、結果として輸入元を脅したようなかたちになってしまった。よかったのだろうか。〈消費者〉**

⇒お話だけでは詳細な状況が不明なため確かなことは分かりかねますが、強要したのではなく交渉

の結果として先方がそのように提示してきたのであれば、ありがたく受けられてはいかがですか。

◆ ２階建て家屋の１階に一人で住んでいる。２階は親族がやはり一人で住んでいる。４ヵ月くらい前に、外から帰って家に入った際に鼻につく臭いを感じ、目と喉が痛くなって咳が出た。何かのガスが発生しているのではないかと思い、窓を開けて換気をしたら症状が治まったので、医者にはかからなかった。その後も何度か同じようなことが起きたため、警察署に相談したが、「他の人に臭いをかいでもらってほしい」と言うだけで、何もしてくれなかった。ガス成分を分析したいが、インターネットで調べたところ高額な費用がかかるようで、とても払えない。何かよい方法はないか。〈消費者〉

⇒保健所等に相談するなどして、臭いがするときの状況を一度第三者に確認してもらってはいかがですか。

◆ １ヵ月前、深夜に脱水症状を起こし、翌朝、吐き気がして顔や手足が腫れていた。部屋に置いていた殺鼠剤が原因と思うが、医師からは「何が原因か分からない」と言われた。現在も室内に毒ガスが充満しているようで、保健所に調査に来るよう依頼したのだが、応じてくれない。地方農政局に相談して保健所に調査するように言ってもらったのだが、それでも保健所が調査してくれないので、化学製品ＰＬ相談センターからも保健所に働きかけてほしい。〈消費者〉

⇒当センターは保健所等に働きかける立場にはありません。当該保健所を設置している自治体に相談してみてください。

◆ 1年くらい前から、賃貸マンション（3年前に入居）の室内の壁がベタベタしているように感じ、体もベタベタする。母に見に来てもらったところ、「そのようなことはない」と言われた。保健所に相談してみたが、取り合ってくれないので、化学製品ＰＬ相談センターから現状を見に来てほしい。〈消費者〉

⇒申し訳ありませんが、当センターでは現場訪問は行っておりません。お住まいの自治体の相談窓口、民生委員等に相談してみてください。また、体がベタベタすることについては、医師にご相談ください。

◆ 数人の理容師および美容師から連名で、「理容所、美容所または一般家庭で使用されている、シャンプー、パーマ液およびヘアカラーリング剤に、毒性の強いものが含まれていると知った。理容師、美容師および消費者の健康を害したり、環境に影響を及ぼしたりする可能性があるので、実態を調査し、必要な規制を行ってほしい」という嘆願書が、当消費生活センター宛に届いた。県の担当部署（理容師法、美容師法および薬事法）に相談したが、嘆願の内容が具体的でないとして取り上げてくれない。どうすればよいか。〈消費生活Ｃ〉

⇒「シャンプー、パーマ液およびヘアカラーリング剤に、毒性の強いものが含まれている」ということについて、どのような物質を指しているのか等、具体的な事実関係を嘆願者に確認してみてはいかがですか。

◆ 15年前に新築分譲マンションを購入して入居した。ダニが発生していたので、殺虫剤や防虫剤を大量に使用したり、業者に依頼して畳を消毒し、畳の下に乾燥剤を敷いてもらったりした。それらがきっかけとなったのか、４～５年くらい経ってから体にいろいろな異常が出はじめた。夫の体には特に異常はなかった。その後、新聞記事で“化学物質過敏症”の存在を知り、自分の症状と似ていたので、５年くらい前に専門病院で何度か診てもらって、現在は化学物質に注意しながら生活し、友人などとは外で会うようにしている。半年前に、ヘビースモーカーの友人から借りたカメラがタバコ臭かったので、水で濡らしたティッシュペーパーでカメラ全体を拭いたところ、カメラのストラップ(材質不明)からメントールのようなツンとする臭いが発生して目にしみた。周辺の衣類や紙類にも臭いが移ったので、カメラからストラップをはずしてポリ袋に入れて密閉しておいたが、それでも周囲に臭いが広がって、最初は布団に移り、布団から畳にしみこみ、布団を買い換えたが今度は畳から新しい布団に移った。最初の布団とストラップを捨て、カメラは知人に返した。しかし、それまでの１ヵ月くらいの間に部屋のいたるところに臭いが移ってしまった。衣類を洗っても臭いが取れず、着ていると皮膚が痛くなってくるのでシャワーで流すが、そのシャワーの湯が冷たく感じる。どうすればよいか悩み、自治体の相談窓口に相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒大変お気の毒ですが、当センターでは治療のお役には立てません。５年前に治療を受けた専門病院で、再度、診てもらってください。

◆ １ヵ月半前に息子が自殺した。警察の捜査では原因が分からなかった。息子は、自殺する１ヵ月前に賃貸マンションに入居した。その部屋は、息子が入居する半月前に内装リフォームが行われたとのことであった。引越しを手伝いに行った際、自分はシンナーのような臭いを感じた。特に体に異常は感じず、息子も気にしていないようだったのだが、今から思えばシンナーのような臭いが息子の精神に影響を及ぼしたのではないだろうか。〈消費者〉

⇒大変お気の毒ですが、当センターでは息子さんの自殺の原因は分かりかねます。

◆「納屋の奥から、黄色っぽい液体が入った未開封の白いプラスチック容器が出てきた。30年くらい前に、テレビ番組で“油雑巾”のつくり方が紹介され、試してみようと薬局で材料を購入したが、結局そのまま使わずに忘れていたものだ。ラベル表示は劣化していて読めず、中身が何であったか忘れたが、購入の際に印鑑が必要であったことを覚えている。これを処分したいのだが、どうすればよいか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒自治体の廃棄物担当の課に事情を説明して相談してみるよう、相談者にお伝えください。

◆「数年前から、洗濯機で白いものを洗濯すると何となく黒ずんでくる。洗濯以外に水を使用する場所で問題は生じていないが、水道水を検査してみてほしい」という市民からの苦情が２件寄せられた。この２軒は、地域は異なるが同じ水源を利用している。それぞれ訪問して水道水を確認したところ、目視では異常がなく、持ち帰って検査を行っている。２軒とも戸建てで、それほど古い家でもなく、水道管と本管とは直結している。使用している洗濯機は１軒がドラム式でもう１軒が全自

動式であったが、使用している洗剤は確認していない。また、１軒の家では「手洗いのときは問題がなかった」と言っている。水道局としては水質の確認だけをすればよいのだが、市民に何かアドバイスできることがあれば教えてほしい。〈その他(水道局)〉

⇒今のお話だけでは洗濯物が黒ずむ原因は分かりかねますが、水道水に問題がなかった場合には、洗濯機メーカー、洗剤メーカー等にも問い合わせてみてはいかがでしょうか。

◆ 娘が、衣類、運動靴、カバンなどに近づいたり、100円ショップのように物がたくさん置いてある店などに行ったりすると、顔の腫れ･かゆみ、悪心などの症状を起こす。病院で４つの化学物質について検査を受けたので、検査結果の見方を教えてほしい。〈消費者〉

⇒病院での検査結果の見方は当センターでは分かりかねますので、検査を受けた病院にお問い合わせください。

◆ 食中毒が発生したとの連絡を受けたが、報告先は化学製品ＰＬ相談センターでよいのか。〈消費生活Ｃ〉

⇒食中毒については、保健所に報告してください。（当センターは、化学製品による事故･苦情の相談に対するアドバイスを行ったり、化学製品に関する問い合わせなどにおこたえしたりする民間の相談機関です。）

◆ 廃プラスチックからリサイクルパレットを製造する会社でパートタイム勤務している。同社の作業内容や業績に疑問(手抜き、リサイクル率の偽装など)があるため、厚生労働省の都道府県労働局の相談窓口に相談したところ、「化学製品ＰＬ相談センターに相談するように」と言われた。〈事業者〉

⇒労働局が当センター(化学製品による事故･苦情の相談に対するアドバイスを行ったり、化学製品に関する問い合わせなどにおこたえしたりする民間の相談機関)に何を期待して相談するように言ったのか分かりかねるため、労働局の相談窓口に事情を確認しましたところ、「プラスチックに関する内部告発のようなので化学製品ＰＬ相談センターを紹介した。担当外であれば、こちらで再度検討する」とのことでした。お手数ですが、労働局の相談窓口に再度ご相談ください。

◆ 当社は産業廃棄物処理業者だが、廃食用油リサイクル業者△△が食品関連事業者等から出る廃食用油を回収し薬用石けんの原料としてリサイクルしているということに疑いをもっている。有料でも構わないので、その薬用石けんを分析して本当に廃食用油が使用されているかを調べてほしい。〈事業者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますので、相談してみてください。

（３）「意見・報告等」

◆ 消費者が製造物責任（ＰＬ）法に関わる紛争を解決したいと思っても、弁護士に科学的知見が十分にないと、企業との訴訟において不利である。業界が運営している相談機関は企業の味方をするだろうし、自分は行政も信用していない。やはり消費者団体が最も信用できると思う。〈消費者〉

◆ 『アクティビティーノート』で、受付相談の内容と対応結果とを区別するために文字の色を変えているのだろうが、青字の箇所が画面上で見にくい。〈その他（民間ＡＤＲ）〉

３．２　相談受付件数の推移等

（1）　相談者別受付件数の推移

	消費者･消費者団体	消費生活Ｃ･行政	事業者･事業者団体	メディア･その他	合　計
平成７年度(実働 205 日)	50	121	681	66	918
平成８年度(実働 244 日)	116	160	748	56	1080
平成９年度(実働 239 日)	307	222	504	47	1080
平成 10 年度(実働 245 日)	270	211	476	45	1002
平成 11 年度(実働 242 日)	276	204	332	45	857
平成 12 年度(実働 249 日)	350	190	274	50	864
平成 13 年度(実働 243 日)	333	110	210	41	694
平成 14 年度(実働 245 日)	242	89	126	28	485
平成 15 年度(実働 246 日)	275	69	132	32	508
平成 16 年度(実働 243 日)	219	81	101	25	426
平成 17 年度(実働 243 日)	224	94	113	20	451
平成 18 年度(実働 245 日)	178	85	97	19	379
平成 19 年度(実働 244 日)	164	114	79	9	366
平成 20 年度(実働 244 日)	134	139	55	11	339
合　計	3138	1889	3928	494	9449

（2） 相談内容別受付件数の推移

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
平成７年度（実働205日）	71	13	0	826	8	918
平成８年度（実働244日）	98	8	1	938	35	1080
平成９年度（実働239日）	98	21	1	920	40	1080
平成 10 年度（実働245日）	135	13	4	819	31	1002
平成 11 年度（実働242日）	156	23	9	654	15	857
平成 12 年度（実働249日）	194	23	9	628	10	864
平成 13 年度（実働243日）	142	13	10	523	6	694
平成 14 年度（実働245日）	116	6	8	349	6	485
平成 15 年度（実働245日）	149	11	5	339	4	508
平成 16 年度（実働243日）	122	24	5	273	2	426
平成 17 年度（実働243日）	101	35	0	311	4	451
平成 18 年度（実働245日）	99	35	0	244	1	379
平成 19 年度（実働244日）	125	46	0	193	2	366
平成 20 年度（実働244日）	118	50	0	169	2	339
合計	1724	321	52	7186	166	9449

（3） 平成 20 年度 月別相談受付件数（相談者別）

	消費者･消費者団体	消費生活C･行政	事業者･事業者団体	メディア･その他	合 計
4月度(実働20日)	16	15	2	1	34
5月度(実働20日)	12	11	5	1	29
6月度(実働21日)	11	13	3	0	27
7月度(実働20日)	9	11	7	3	30
8月度(実働21日)	9	19	2	1	31
9月度(実働21日)	16	15	5	1	37
10月度(実働20日)	11	15	9	0	35
11月度(実働20日)	16	15	5	1	37
12月度(実働21日)	10	4	7	0	21
1月度(実働20日)	4	4	4	3	15
2月度(実働20日)	11	7	3	0	21
3月度(実働21日)	9	10	3	0	22
合 計	134	139	55	11	339

（4） 平成 20 年度 月別相談受付件数（相談内容別）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計
4月度(実働20日)	10	5	0	19	0	34
5月度(実働20日)	10	5	0	14	0	29
6月度(実働21日)	11	4	0	12	0	27
7月度(実働20日)	9	5	0	16	0	30
8月度(実働21日)	14	5	0	12	0	31
9月度(実働21日)	14	5	0	18	0	37
10月度(実働20日)	14	2	0	19	0	35
11月度(実働20日)	11	7	0	19	0	37
12月度(実働21日)	6	5	0	9	1	21
1月度(実働20日)	0	2	0	12	1	15
2月度(実働20日)	9	2	0	10	0	21
3月度(実働21日)	10	3	0	9	0	22
合計	118	50	0	169	2	339

３．３　平成 20 年度の主な対外活動

（1）　活動報告会

7 月　1 日　日化協「ＰＬネットワーク」対象（約 40 名参加）
　　　4 日　関西化学工業協会 会員対象（約 30 名参加）

（2）　外部機関における会議

2 月　23 日　日本プラスチック工業連盟 プラスチックに関する消費者団体との懇談会

（3）　関連機関との交流

6 月　25 日　ＰＬセンター交流会
11 月　26 日　ＰＬセンター交流会

（4）　関係省庁、消費生活センター、消費者行政担当部門等との交流

7 月　22 日　経済産業省（消費者相談室、製品安全課、他）訪問
　　　24 日　東京都消費生活総合センター 訪問
8 月　18 日　(独)国民生活センター(危害情報室) 訪問
　　　22 日　かながわ中央消費生活センター 訪問
12 月　16 日　埼玉県消費生活支援センター 訪問

（5）　講師として参加した講演会等

12 月　16 日　さいたま市消費生活セミナー（10 数名参加）
3 月　19 日　目黒区消費生活講座（10 数名参加）

（6）　情報収集のため参加した説明会・講演会・イベント等

6 月　3 日　ＮＰＯ法人シックハウスを考える会「健康・省エネのための住まいを推進するシンポジウム」
7 月　3 日　(独)製品評価技術基盤機構　化学物質管理センター「成果発表会 2008」
9 月　8 日　内閣府「国際消費者政策シンポジウム」
10 月　1 日　主婦連合会 60 周年記念講演会
11 月　17 日　経済産業省・(独)製品評価技術基盤機構「第３回製品安全総点検セミナー」
　　　18 日　食品安全委員会ほか「食品に関するリスクコミュニケーション—こんなこと聞いてみたかった、農薬のこと—」
　　　20 日　(独)製品評価技術基盤機構　生活・福祉技術センター「平成 20 年度製品安全業務報告会」
12 月　1 日　(独)国民生活センター「平成 20 年度全国消費者フォーラム」
　　　2 日　厚生労働省「器具・容器包装、おもちゃの規格改正等に関する意見交換会」
1 月　29 日　総合科学技術会議 科学技術連携施策群 総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発連携群 平成 20 年度対象施策成果報告会
2 月　4 日　主婦連合会学習会「『リコール社告』の規格について」
　　　13 日　東京都 リスクコミュニケーション推進セミナー
　　　27 日　食品安全委員会「食品に関するリスクコミュニケーション—食品安全を伝えるリスクコミュニケーションをいかに進めるか」
3 月　4 日　東京大学公共政策大学院主催 損保ジャパン寄附講座 第３回公開フォーラム（第 45 回公共政策セミナー）「食の安全を考える—安全の費用と便益」
　　　6 日　日本弁護士連合会 消費者問題シンポジウム「あるべき消費者事故情報の収集・分析・活用～安全をめぐる消費者行政のあり方を問う～」
　　　13 日　日本化学連合 第２回シンポジウム「社会に貢献する学会」
　　　23 日　環境省 ＳＡＩＣＭの国内実施状況と今後の国際的な化学物質管理の動向に関するセミナー
　　　31 日　環境省 第 23 回化学物質と環境円卓会議

３．４　名簿

（1）　運営協議会（平成20年5月28日、10月31日開催）
当センターの運営について指導・助言を下さる第三者機関です。

(順不同、敬称略、平成21年6月現在)

中村 昌允	東京農工大学大学院技術経営研究科 技術リスクマネジメント専攻教授
兵頭 美代子	主婦連合会 参与
石和 祥子	消費科学連合会 副会長
田澤 とみ恵	(社)全国消費生活相談員協会 常任理事
勝浦 嗣夫	日本プラスチック工業連盟 専務理事
高橋 正春	化学製品安全・環境問題研究所 代表
西出 徹雄	(社)日本化学工業協会 専務理事

以上　7名

（2）　サポーティングスタッフ
日化協職員および日化協団体会員からなる 13 名の「サポーティングスタッフ」の助言のもとに相談対応にあたっています。
原則として毎月１回サポーティングスタッフ会議を開催し、受付相談事案の対応内容について具体的に検討しました。

(順不同、敬称略、平成21年6月現在)

木村 知弘	塩ビ工業・環境協会	環境・広報部長
柳　幹夫	化成品工業協会	技術部 部長
戸井田 和男	日本オートケミカル工業会	専務理事
原田 良一	日本食品添加物協会	常務理事
菊本 正信	日本石鹸洗剤工業会	総務部長
矢野　泰	日本接着剤工業会	専務理事
和田 英男	(社)日本塗料工業会	製品安全部 部長
服部　薫	日本ビニル工業会	専務理事
猪瀬 雅俊	日本プラスチック工業連盟	総務・環境部長
花井 正博	農薬工業会	安全情報部長
奥村 茂夫	(社)日本化学工業協会	常務理事
池田 良宏	同	環境安全部 部長
都渡 正裕	同	広報部 部長

以上　13名

（3）　ＰＬネットワーク
(社)日本化学工業協会(http://www.nikkakyo.org/)会員の事業者・事業者団体およびその構成事業者・事業者団体により構成しています。

（4）　事務局

藤田 真弓	化学製品ＰＬ相談センター	課長
石井 利和	同	相談員(非常勤)

３．５ 「ちょっと注目」

毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

◇ 『アクティビティーノート』第135号（平成20年５月発行）掲載

繊維製品中のホルムアルデヒドについて

４月の初めに、「国内で販売された乳幼児用Ｔシャツ(外国製)から基準値を超えるホルムアルデヒドが検出されたため、保健所が販売会社に同製品の販売中止を指示し、既に販売したものについては販売会社が自主回収を行う」と報道されました。そのようななか、「新品のワイシャツを着用したところ、首周りが赤くはれた。ホルムアルデヒドが含まれているのだと思うが、規制はないのか」(本書P.49)という相談が、消費生活センター経由で当センターに寄せられました。

繊維製品に、しわや縮みを防いだり風合いを出したりする目的で、ホルムアルデヒドを含む樹脂による加工を施すことがあります。しかし、高濃度のホルムアルデヒドは皮膚炎の原因となることがあるため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で、対象となる繊維製品について、ホルムアルデヒドの溶出基準値が定められています。下着、寝衣、手袋、靴下および足袋については 75ppm[1)] 以下、また、乳幼児は皮膚の感受性が高いことなどから、乳幼児(出生後 24 ヵ月以内)用の、おしめ、おしめカバー、よだれかけ、下着、寝衣、手袋、靴下、中衣(ワイシャツ･ブラウス･Ｔシャツ･ポロシャツなど)、外衣(下着および中衣を除いた衣類の総称)、帽子ならびに寝具については 16ppm 以下とされており、これらの基準に適合しないものの販売が禁止されています。しかし、生後 24 ヵ月を超える子供および大人用の中衣、外衣などについては、同法に基づくホルムアルデヒドの規制の対象にされていません(ただし、中衣については 300ppm 以下、外衣については 1,000ppm 以下とするよう、通商産業省繊維雑貨局長通知(昭和 47 年 7 月 20 日 繊局第 569 号)が出されています)。

繊維製品による皮膚障害は、人によってはホルムアルデヒド以外の加工剤や染料、また、物理的な刺激が原因となることもありますが、ホルムアルデヒドに関しては、全日本婦人子供服工業組合連合会のホームページに、「ホルムアルデヒドは非常に水に溶けやすい物質のため、水洗いできるものは一度水に通すとよい」など、消費者にできる対策や日常の心がけが掲載されています(http://www.jwca.or.jp/topics/07/070823.htm)。また、特に乳幼児用の衣類は、タンス等から放散するホルムアルデヒドが衣類に移ってしまうこともあるため、ホルムアルデヒドの放散量が比較的少ないベビー用のタンス等に収納したり、密閉のできる袋等に入れてから収納したりするとよいでしょう。

注[1)] 100 万分の１を基準とする割合の単位で、1ppm は 0.0001%に相当します。

◇　『アクティビティーノート』第 136 号（平成 20 年 6 月発行）掲載

化粧品の紫外線防止効果の表示

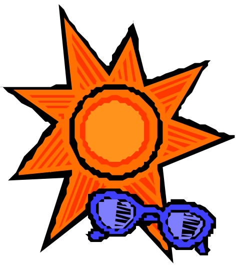

日本では５月から８月にかけて、１年のなかで紫外線が最も強くなります。紫外線防止効果をうたう製品がいろいろと販売されているなか、化粧品の紫外線防止効果の表示に関する問い合わせ(本書P. 117)が当センターに寄せられました。

地表に届く紫外線(UV, ultraviolet)は、波長によって UV-A と UV-B との２種類に分類されます。

UV-A は、表皮(皮膚の最も外側の層)にあるメラニン色素を濃い色に変化させて肌を黒くする作用があります。さらに、表皮の下の真皮にまで届いて、しわ･たるみなどの肌の老化を促す原因となります。UV-A は雲も通過するため、曇りや雨の日でも注意が必要です。

一方、UV-B は表皮に強く作用し、赤く炎症を起こさせたり、メラニン色素を増加させて日焼けによるしみ･そばかすの原因となったりします。また、繰り返し浴びることにより、しみ･しわなどの肌の老化を促す原因となるほか、皮膚がんの誘発にもつながります。

こうした紫外線から肌を守る紫外線防止用化粧品の効果については、日本化粧品工業連合会によって測定方法と表示方法に関する自主基準が設けられており、PA と SPF で表されます。

PA は“protection grade of UV-A”の略で、肌に紫外線防止用化粧品をつけていた場合に UV-A による日焼けをどのくらい遅らせることができるかを測定した値に基づき、「PA+」(効果がある)、「PA++」(かなり効果がある)、「PA+++」(非常に効果がある)の３段階で表示されます。

一方、SPF は“sun protection factor”の略で、肌に紫外線防止用化粧品をつけていた場合に UV-B による日焼けをどのくらい遅らせることができるかを測定し、つけていないときに比べて、例えば 10 倍に遅らせることができるなら「SPF10」、20 倍に遅らせることができるなら「SPF20」というように表示されます。数字が大きい方が UV-B の防止効果が高いのですが、ある一定以上の SPF は誤差が大きくなる可能性が高く、また、SPF が 50 程度あれば、非常に紫外線の強い場所や紫外線に過敏な人であっても UV-B による日焼けを防止できるとの考えから、日本化粧品工業連合会では、表示できる上限を 50 とし、50 より有意に高い場合には「SPF50+」と表示するように定めています。

日常生活(散歩、買い物など)では「SPF10～20」「PA+」、屋外での軽いスポーツやレジャーでは「SPF20～30」「PA++」、炎天下でのレジャーやマリンスポーツでは「SPF30～50」「PA++～+++」を目安に、使用する場面に合わせて選ぶとよいでしょう。

なお、紫外線防止効果が高い化粧品でも一日中効果が持続するわけではなく、汗をかいたり、泳いだり、タオルで拭いたり、洋服でこすれたりすることによって落ちてしまうので、こまめにつけなおすようにしましょう。また、紫外線防止用化粧品をつけていれば全く日焼けをしないというわけではないので、帽子や日傘なども合わせて使用すると、より効果的です。

協力：日本化粧品工業連合会（http://www.jcia.org/）

◇　『アクティビティーノート』第 137 号（平成 20 年 7 月発行）掲載

虫よけ剤

気温が高くなるにつれて蚊の活動が活発になってくるなか、「子供に虫よけ剤を使用した場合、子供の健康に害を及ぼすことはないか」（本書 P. 92）という問い合わせが、消費生活センター経由で当センターに寄せられました。

蚊に刺されると赤く腫れてかゆみを引きおこし、それをかいてしまうと、傷口から菌が入って化膿したり、痕が残ったりすることもあります。また、蚊の種類によっては病原菌に感染してしまう恐れもあります。そこで、蚊に刺されるのを防ぐために皮膚に塗布する虫よけ剤がいろいろと販売されています。スプレータイプのほか、ムラなく塗れて舞い散りがないジェルタイプ、持ち運びしやすいティッシュタイプなど、使う人の用途や塗りやすさに応じてさまざまな製品があります。それらの多くは、ディート（化学名：ジエチルトルアミド）を主成分としています。ディートには殺虫力はありませんが、蚊・ダニ・ブヨ・アブなどの害虫に対する忌避剤として優れた効果があります。

しかし、肌に直接つけるものだけに、各製品に表示されている用法・用量を守って正しく使う必要があります。例えば、目や唇などの粘膜のまわり、傷口には使用しないでください。子供に使用する場合は、漫然な使用を避けて必要な場合にのみ、保護者等の指導監督の下で、6 ヵ月以上 2 歳未満は 1 日 1 回まで、2 歳以上 12 歳未満は 1 日 1～3 回までを目安に使用してください。6 ヵ月未満の乳児には使用しないでください。顔には使用せず、また、塗布した部分を子供がなめたり手で目をこすったりしないように注意しましょう。スプレータイプの製品は、直に子供に噴霧しないで、いったん大人の手に取ったものを子供の肌に軽くはたくようにして塗ってください。

虫よけ剤のほかにも、蚊取り線香、電気蚊取り、ファン式蚊取り、エアゾール式殺虫剤など、蚊の対策のための製品がいろいろありますが、いずれを使用する場合も使用上の注意をよく読んで正しくお使いください。衛生害虫（蚊、ゴキブリ、ハエなど）を対象とする虫よけ剤・殺虫剤は、薬事法上の「医薬品」または「医薬部外品」に分類されますので、使用にあたって不明な点があれば、販売している薬局の薬剤師に相談するか、または各メーカーに問い合わせるとよいでしょう。「医薬品」および「医薬部外品」は、容器または被包（包装材料）に、それぞれ“医薬品”または“医薬部外品”と表示されています。それらが表示されていないものは、薬事法の承認を受けていないため、不快害虫（カメムシやガなど）だけを対象としており、衛生害虫への効果はうたっていませんので、購入する際に自分の目的に合うものかどうかを確認してください。

一方、できるだけ虫よけ剤や殺虫剤の使用を減らすためには、蚊が多い場所（藪など）や時間（夕方など）の外出をできるだけ避け、蚊が多いところに行くときには、なるべく長袖の服、長ズボンを着用する（ただし、薄手の服や肌に密着した服は、その上から刺されることもあります）などの工夫をするとよいでしょう。また、水がたまっていると蚊の発生源となる可能性があるため、家のまわりに水がたまりそうなものがあれば片付けて、庭やベランダの植木鉢の受け皿などにも水をためないようにしましょう。

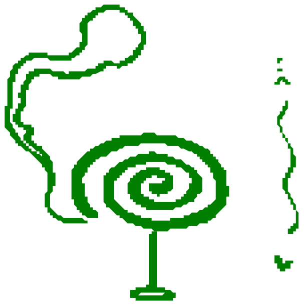

◇　『アクティビティーノート』第138号（平成20年8月発行）掲載

洗剤等の表示について

「トイレで水漏れが生じ、修理に来てもらった便器メーカーによると、錠剤型ヌメリ取り剤（主成分：トリクロロイソシアヌル酸）を、トイレのタンク内に網で吊るして使用していたため、タンクのゴムパッキンが劣化して水漏れが生じたとのことで、『便器の取扱説明書にも記載している通り、酸性・アルカリ性の洗剤は使用できないため、今後は使用しないように』と言われた。使用したヌメリ取り剤には“台所の流しのヌメリ取り”と書かれており、販売元および成分は表示されているが、液性や、トイレへの使用の適否を含め『用途：○○用』等の表示はない」（本書 P.62）という相談が、消費生活センター経由で当センターに寄せられました。

洗剤の表示については、家庭用品品質表示法によって、品名、成分、液性（“酸性”、“アルカリ性”など）、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、ならびに製造業者等の名称および住所または電話番号を、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられています。さらに、定められた方法による塩素ガス発生試験で 1.0ppm[1)]以上塩素ガスを発生する場合には、“まぜるな 危険”、“酸性タイプ”または“塩素系”などの特別注意事項を、定められた方法で表示することが義務づけられます。

対象となる洗剤は、「合成洗剤」（おもな洗浄作用が純石けん分以外の界面活性剤の働きによるもの。ただし、研磨材を含むものおよび化粧品を除く）、「洗濯用又は台所用の石けん」（おもな洗浄作用が純石けん分の界面活性作用によるもの。ただし、研磨材を含むものを除く）、ならびに「住宅用又は家具用の洗浄剤」（おもな洗浄作用が酸、アルカリまたは酸化剤の化学作用によるもの）です。ただし、固形石けんについては、液性、用途、正味量、使用量の目安および使用上の注意の表示を省略することができます。

品名は、“洗濯用”、“台所用”などの用途を適切に表現した用語に、合成洗剤の場合は“合成洗剤”、石けんの場合は“石けん”または“複合石けん”、洗浄剤の場合は“洗浄剤”の用語を付して表示します。

今回の相談事例にあるトリクロロイソシアヌル酸を主成分とするヌメリ取り剤は、「住宅用の洗浄剤」に該当する可能性があり、品名、液性、用途等が適切に表示されていない場合には家庭用品品質表示法に違反している疑いもあります。

洗剤のほかにも、関連するものでは「衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤」、「台所用、住宅用又は家具用の磨き剤」（研磨材を含むものに限る）、「住宅用又は家具用のワックス」などについて、品名、成分、液性、正味量、使用方法、使用上の注意、特別注意事項、製造業者等の名称および住所または電話番号などの表示事項が、家庭用品品質表示法によってそれぞれ定められています。

洗剤の多様化・高機能化が進み、衣料用、台所用、住宅用などのほか、そのなかでもある特定の洗浄対象に特化した洗剤や、漂白剤などの関連商品がいろいろとあります。使用方法等を誤ると、洗浄対象が傷つく可能性があるばかりでなく、人体に有害な影響が生じる恐れもありますので、洗剤等を購入・使用する際には表示をよく確認しましょう。

注[1)] 100 万分の 1 を基準とする割合の単位で、1ppm は 0.0001%に相当します。

◇　『アクティビティーノート』第 139 号（平成 20 年 9 月発行）掲載

蚊取り剤

夏は蚊の活動が活発な季節です。蚊を退治するための殺虫剤もいろいろと販売されているなか、「スプレー式蚊取りを使用後に頭痛がした」(本書 P. 24)、「何年も前から飼っていた魚が、一度にすべて死んでしまった。水槽のそばで蚊取り線香を使用したことが原因ではないか」(本書 P. 25)、「畳の上にカーペットを敷き、その上にA社の蚊取り線香の付属の線香皿を置いて、B社の蚊取り線香を使用していたところ、カーペットと畳が焦げた」(本書 P. 26)などの相談が当センターに寄せられました。

殺虫剤は、殺虫成分の種類によって、ピレスロイド系、有機塩素系、有機リン系、カーバメート系などに分類されます。家庭用殺虫剤の多くは、除虫菊(シロバナムシヨケギク)に含まれる殺虫成分であるピレトリン類、またはそれとよく似た化学構造を持つ合成ピレスロイド系の成分を用いています。

除虫菊に殺虫効果があることは数百年前から知られており、19 世紀中ごろの欧米では乾花を粉末にして利用していました。明治時代に除虫菊が日本に伝えられ、その殺虫成分ピレトリンを線香に練りこんで、線香が燃焼するときの熱によって揮散させる方法が考案されました。そして、燃焼時間をより長くするために渦巻き型にした、現在の蚊取り線香が誕生したのです。

その後、除虫菊の需要が拡大していくなか、ピレトリンの化学構造が解明され、それをもとにつくられた合成ピレスロイドが用いられるようになりました。さらに、煙が出ないマット式電気蚊取り、取り替えなしで何日も使用できる液体式電気蚊取り、熱ではなく風力で有効成分を揮散させるファン式電気蚊取り、火も電気も使わないスプレー式蚊取りなどが次々に開発されたのです。

ピレスロイド系殺虫剤はごく微量で昆虫の神経に作用し殺虫効果を示す一方、私たち人間にはほとんど無害です。なぜなら、人間の体内に入った場合は、神経に届く前に酵素によってすぐ分解されてしまうからです。しかし、ピレスロイドの種類にもよりますが、昆虫類、両生類、魚類に対する毒性は一般に高いので、それらの動物を飼っている場合は、蚊取り剤等の殺虫剤を使用する際、使用上の注意を確認するか各メーカーにお問い合わせください。また、多くの蚊取り剤は連続して成分が揮散するため、人によっては体調が悪くなったり、蚊取り線香の場合は煙がこもって目や喉に刺激を感じたりすることがあります。閉め切った部屋や狭い場所で使用する際は、ときどき換気をしてください。

さらに、火傷や火災にも注意が必要です。蚊取り線香の燃焼部分やマット式および液体式電気蚊取りの発熱体は高温になるため、火傷に注意し、小さな子供やペットが触れることのないように設置しましょう。そして、火を使う蚊取り線香はもちろん、電気蚊取りの場合も、寝具や衣類などが上にかぶさるなどすると発火等の恐れがあるため、十分に注意し、使用中は燃えやすいものをそばに置かないようにしましょう。また、蚊取り線香は、製品によって大きさや渦の方向などが異なるため、線香立て・線香皿などが指定されている場合は、それを使用してください。電気蚊取りは、感電・ショート・発火等の恐れがあるため、濡れた手で触ったり液体をかけたりしないように、また、使用しないときは必ずコンセントを抜くかスイッチを切るようにしましょう。電池式の場合は、長期間使用しないときは電池を取り出しておきましょう。

今回の相談事例について、相談者から得られた情報だけでは因果関係や原因等は分かりませんが、蚊取り剤等の殺虫剤を安全に使用するためには、必ず使用上の注意をよく読んでお使いください。衛生害虫(蚊、ゴキブリ、ハエなど)を対象とする殺虫剤は、薬事法上の「医薬品」または「医薬部外品」に分類されますので、使用にあたって不明な点があれば、販売している薬局の薬剤師に相談するか、または各メーカーに問い合わせるとよいでしょう。

参考：日本家庭用殺虫剤工業会「殺虫剤の種類と使い方」http://www.sacchuzai.jp/howto.html
化学ミュージアム「超ロングセラー、蚊取線香のひみつ」http://www.chemuseum.com/beginner/report/11/
化学ミュージアム「先生は除虫菊、理想的な殺虫成分ピレスロイド」http://www.chemuseum.com/professional/report/11/

◇　『アクティビティーノート』第 140 号（平成 20 年 10 月発行）掲載

シアノアクリレート系接着剤（瞬間接着剤）

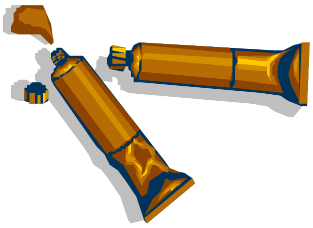

瞬間接着剤について、「開封しようとしたところ、栓が固かったので、鋭利なものでチューブ（アルミ製）に穴を開けた瞬間、中の接着剤が飛び散り、手の指と脛に付着した。指に付着したものはやすりで削り取ったが、脛に付着したものは無理にはがしたため、皮膚が赤くなってしまった」（本書 P. 46）という相談が、消費生活センター経由で当センターに寄せられました。また、自分の爪に人工のつけ爪を貼り付けるネイルグルー（つけ爪用接着剤）について、「誤ってこぼし、はいていたジーパンに接着剤が付いた。その部分が熱くなって皮膚にくっつきかけたので慌ててはがしたところ、皮膚に赤みと痛みが生じた」（本書 P. 45）という相談も別の消費生活センター経由で寄せられましたが、これにも瞬間接着剤と同じシアノアクリレート系の成分が用いられていたと考えられます。

瞬間接着剤などのシアノアクリレート系接着剤は、接着力が非常に強力なだけに、目的以外のものに付くとはがれにくいので注意してください。特にアルミ製のチューブの容器は、プラスチック容器に比べて一般に破れやすく、開封する際などに力を加えすぎると中身が飛び出す可能性があります。保管状況などによっては固まって出にくくなってしまうので、使用後はノズルなどをきれいにふき取ってからキャップをしっかり閉めて、直射日光が当たらない湿気の少ない場所に保管するようにしてください。

もしもシアノアクリレート系接着剤が手などに付いた場合は、なるべく熱いお湯の中にしばらく浸して少しずつもみほぐすようにしてはがしてください。はがれにくい場合には、マニキュアの除光液、アセトン、専用の「はがし液」などを使うとはがれる場合もあります（ただし、アセトンなどは引火性が高いため、火気にも十分に注意してください）が、決して無理はせず、手に負えない場合は接着剤を持参の上で医師に相談してください。

目に入った場合は、あわてずに多量の水で洗眼した後、医師の手当てを受けてください。目をこすると眼球を傷つける恐れがあります。できるだけ瞬きもしないでください。アセトンやはがし液などは絶対に用いないでください。

口に入った場合は、シアノアクリレート系接着剤は水分と反応して固まるので、とにかく大量の水で口をすすぎ、固まったら出してください。アセトンやはがし液などは絶対に用いないでください。決して無理はせず、手に負えない場合、また大量に入った場合や飲み込んだ場合は、接着剤を持参の上で医師の手当てを受けてください。

衣類等に付いた場合は、完全に取り除くことは困難です。また、繊維の素材によっては化学反応を起こして発熱する恐れがありますが、その場合は、あわてて衣類を脱がないで、大量の水をかけて冷やしてください。

また、使用中および使用後は、部屋の換気を行ってください。気分が悪くなったり、目や喉などに刺激

を感じたりしたときは、すぐに使用を中止し、新鮮な空気のところに移動して目を洗ったり口をすすいだりしてください。回復しない場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

さて、日本接着剤工業会では、使用者側の立場にたった環境・安全対策を実施するように接着剤メーカーを指導し、特に家庭用接着剤については、専門部会を設けて、わかりやすい使い方、注意事項、保管・廃棄にいたるまでの表示に取り組んでいるとのことです。しかし最近、つけ爪、“まつ毛エクステンション”(※自分のまつ毛に人工まつ毛を接着して長くする方法で、洗顔しても取れない)などにもシアノアクリレート系接着剤が用いられ、それらのなかには日本接着剤工業会に加盟していないメーカーの製品もあります。一方、100円ショップや化粧雑貨店などでも購入できるために、使用者自身も接着剤を使っていることをあまり意識していない可能性があります。

マニキュア、除光液、マスカラなど、薬事法上の「化粧品」に該当するものについては、その品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制(例えば、成分の表示等)が設けられています。しかし、薬事法における「化粧品」の定義は、概ね、「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの」とされており、つけ爪用や“まつ毛エクステンション”用の接着剤は、つけ爪や人工まつ毛を接着するために用いるものであることから薬事法が適用されません(詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。また、家庭用接着剤(動物系のもの及びアスファルト系のものを除く)は、家庭用品品質表示法に基づき、種類、成分、毒性(劇物を使用している場合)、用途、正味量、取扱い上の注意、ならびに製造業者等の名称および住所または電話番号を表示することが義務づけられていますが、つけ爪用や“まつ毛エクステンション”用の接着剤はこの法律の対象にされていません(詳しくは、同法を所管する経済産業省にお問い合わせください)。

このような現状においては、つけ爪用や“まつ毛エクステンション”用の接着剤を使用する際は、消費者自身が、成分や使用上の注意が詳しく表示されているかどうかをよく見て選択し、表示されている注意事項等を守って十分に気をつけて取り扱う必要があるでしょう。

◇　『アクティビティーノート』第 141 号（平成 20 年 11 月発行）掲載

塩素系ヌメリ取り剤(吊り下げタイプ)によるステンレスの腐食について

台所の排水口の不快なヌメリ･･･その正体は細菌やカビなどの微生物です。そのままにしておくと、悪臭を放ったり、ゴキブリやハエなどの害虫が繁殖したりする原因にもなります。ヌメリを防ぐための手段の一つに排水口洗浄剤(いわゆる「ヌメリ取り剤」)がありますが、「塩素系ヌメリ取り剤(吊り下げタイプ)を使用していたところ、ステンレス製シンクが腐食してしまった」(本書 P.61)という相談が当センターに寄せられました。

家庭用排水口洗浄剤には液状のもの、固形のものなどがあり、それぞれ塩素系と非塩素系とがあります。液状の塩素系排水口洗浄剤の多くは次亜塩素酸塩を、固形の塩素系排水口洗浄剤の多くはトリクロロイソシアヌル酸またはジクロロイソシアヌル酸塩を、主成分として使用しています。これらの成分が水や湿気などと反応すると微量の塩素ガスが発生し、この塩素ガスが金属(ステンレスなど)やゴムなどに対して腐食･劣化･サビを発生させる原因となります。塩素ガスが発生しても水の流れとともに下水に流れていけばよいのですが、製品に表示された使用時間を超えて放置したり、何らかの要因によって塩素ガスがシンク付近に停滞してしまったりすると、ステンレス製シンクが錆びてしまうことがあります。同じ塩素系でも、特に排水口のゴミ受けカゴに吊り下げておくタイプのものは、薬剤が常時排水口に存在していることから、一定時間放置した後に洗い流すタイプのものに比べ、シンクが錆びる可能性はより高いと言えるでしょう。

しかし、塩素系排水口洗浄剤(吊り下げタイプ)を使用していて実際にシンクが錆びるかどうかは、流し台の構造や使用状況、ステンレスの種類など、さまざまな要因も関与します。例えば、オーバーフロー式やシンクポケット付きの流し台の場合は、排水管の中の塩素ガスがオーバーフロー口やシンクポケットを通ってシンクに流れ込む可能性があるため、吊り下げタイプの塩素系排水口洗浄剤の使用には適しません。

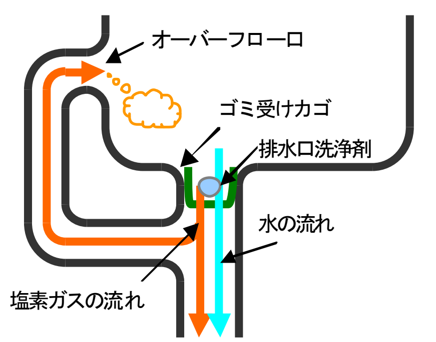

【オーバーフロー式流し台（イメージ図 ）】

一方、ステンレスを錆びさせる原因となるのは塩素系排水口洗浄剤だけではなく、包丁･缶などの金属、調味料などの塩分、塩素系台所用漂白剤などが接触･付着したまま長時間放置した場合にも、サビが発生することがあります。そのため、塩素系排水口洗浄剤(吊り下げタイプ)を使用していてステンレス製シンクが錆びたという場合でも、原因がそれであることが立証できないと、排水口洗浄剤メーカーの責任を問うことは困難になりがちです。

さて、排水口洗浄剤も含めて住宅用洗浄剤は、「家庭用品品質表示法」に基づき、品名、成分、液性(“酸性”、“アルカリ性” など)、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられています。また、排水口洗浄剤メーカーの任意団体である家庭用排水口洗浄剤協議会では、塩素系排水口洗浄剤の製品表示に関する自主基準を設けて、「ステンレスなど金属類やゴム等に対し腐食や劣化、サビを発生させることがある」、「オーバーフロー式及びシンクポケット付き流し台には、構造上錆びやすいので使用しない」等の注意表示を行っています。排水口洗浄剤を購入･使用する際は、それらの表示を確認し、塩素系排水口洗浄剤にはステンレス製シンクを錆びさせる原因となる成分が含まれていること、なかでも長期にわたり使用する吊り下げタイプのものはその可能性がより高いということを考慮の上で、商品を選択することをお勧めします。

◇　『アクティビティーノート』第 142 号（平成 20 年 12 月発行）掲載

プラスチック製食品用器具･包装材の安全性

プラスチックは一般に、①金属よりも軽い、②陶磁器よりも割れにくい、③酸やアルカリに比較的強い、④酸素や水分を通しにくく食品の保存に適している、などの特徴があることから、さまざまな食品用器具･包装材として使用されています。しかし、食品に接触して用いられるものだけに、その安全性に不安を感じている消費者もいるようで、「電子レンジで使用しても大丈夫か」などの問い合わせが、当センターにしばしば寄せられています(本書 P. 101～104)。

プラスチック製の食品用器具･容器包装の安全性を確保するための具体的な規格は、食品衛生法に基づく「合成樹脂製器具又は容器包装の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号、最終改正:平成 18 年厚生労働省告示第 201 号)に定められています。種類に関わらずすべての合成樹脂に適用される「一般規格」と、種類ごとの「個別規格」からなり、それぞれの規格のなかで、食品に接触して用いられるプラスチック製品中に含まれてはならない物質の種類と基準値を定めている「材質試験」と、プラスチック製品から溶けだして食品に移行する物質の総量を規制している「溶出試験」に合格することが義務づけられています。

一方、業界でも、プラスチックの種類別に衛生協議会をつくり、国の基準よりさらに厳しい自主規格を設けて、この規格に適合した製品に次のようなマークを表示しています。

【ＰＬマーク】
ポリオレフィン等衛生協議会の自主基準に適合したポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ＰＥＴ等の食品容器包装材につけられるマーク

【ＪＨＰマーク】
塩ビ食品衛生協議会（ＪＨＰ）の自主規格に適合した塩ビ製食品容器包装材につけられるマーク

衛検済マーク　品検済マーク　衛検済・品検済マーク

【衛検済マーク･品検済マーク】
日本プラスチック日用品工業組合の衛生規格･品質規格に適合したプラスチック日用品･器具につけられるマーク

電子レンジ容器検済マーク　オーブン グリル 不可

【電子レンジ用容器検済マーク】
日本プラスチック日用品工業組合の自主規格に適合したプラスチック製電子レンジ用容器につけられるマーク

これらの任意表示に対し、法律によって義務づけられた表示としては、家庭用品品質表示法に基づく表示があります。合成樹脂加工品については八つの分類に応じた表示事項を定めらており、「食事用、食卓用又は台所用の器具」の場合には、原料樹脂、耐熱温度、耐冷温度、容量･寸法、取扱い上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを表示することが義務づけられています。購入･使用する際には、それらの表示を確認しましょう。特に電子レンジで食品を温める場合は、耐熱温度を確認して 140℃以上の容器をお選びください。ただし、油を多く含む食品は、加熱されるとさらに高温になるため、電子レンジで油性の食品を温める際、また揚げ物や焼きたての油物の盛り皿としては、プラスチック製の容器･包装材を使用することは好ましくないでしょう。

なお、プラスチックのなかには油やアルコールに弱いものもあるため、それぞれの用途に応じて最も適した材質が使い分けられています。食品用ではないものを食品用として使用することや、食品が入っていた容器であっても全く違う食品を入れて使用することは、安全であるとの保証はないため避けた方がよいでしょう。

資料協力：日本プラスチック工業連盟「こんにちは！プラスチック」(http://www.jpif.gr.jp/2hello/hello.htm)
ポリオレフィン等衛生協議会「プラスチックとは」(http://www.jhospa.gr.jp/contents/f_pt.html)

◇　『アクティビティーノート』第143号（平成21年1月発行）掲載

農薬による自動車の塗装汚染

「植木屋に依頼して、庭木に農薬(害虫防除剤)を散布した。その際、いつも庭木の下に駐車している自家用車について、植木屋から『作業中は移動してほしい』と言われていたので、作業前に自家用車を移動した。作業後のことについては注意されなかったので、作業が終わって30分もたたないうちに車を元の場所に戻したところ、上からたれてきた農薬によって車の天井の塗装(ワインレッド)が白くなってしまった。農薬メーカーの製造物責任を問えるか」(本書P.75)という相談が、当センターに寄せられました。

農薬の製造･販売･使用等に関する規制については「農薬取締法」で定められており、同法では「農薬」を、「農作物等[1]を害する病害虫[2]の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤、および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤」と定義しています。したがって、農作物等の栽培に係わらない衛生害虫(ゴキブリ、蚊、ハエなど)や不快害虫(蟻、ムカデ、ナメクジなど)の防除に用いる殺虫剤、駐車場などの除草に用いる非農耕地専用除草剤[3]は、農薬と同じ有効成分であったとしても、農薬には該当しません[4]。

農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用を確保するため、農薬取締法では農薬の登録制度を設けており、農林水産大臣の登録を受けた農薬でなければ、原則として製造、輸入、販売、使用することができません[5]。農林水産大臣の登録を受けるためには、農作物に対する効果･薬害のほか、農薬を使用する人および農作物を食べる人に対する安全性、環境への影響などについての厳しい検査に合格しなければなりません。登録する際の検査は農林水産省、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、環境省などが連携して行います。また、一度登録された農薬でも、3年ごとに見直しが行われます。

登録された農薬には登録番号が記載されるとともに、使用者が必ず守らなければならない使用基準(使用できる作物、使用時期･回数･量等)、使用上の注意等がラベル表示され、これらを守らなかった場合には、農家、植木業者などの事業者はもちろん、家庭菜園や庭の草花に使用する消費者でも罰則が科せられる場合があります。それに加えて、農林水産省および環境省が、住宅地等で農薬を使用するものが遵守すべき事項等を示し、全国の自治体に対して関係者への指導等を求めています(平成 19 年 1 月 31 日「18 消安第11607号」「環水大土発第070131001号」)。

農薬の製造･使用等については、このように農薬取締法等によって厳しく規制されており、農薬として登録されていない殺虫剤を樹木に使用したり、製品ラベルに記載されていない作物に使用したりすると、農薬取締法に違反することになります。そして、その結果事故が起きたとしても、それは使用した人の責任とみなされます。

今回の相談事例については、当該農薬に何らかの欠陥(設計上、製造上、指示･警告上)が認められた場合には、製造物責任法に基づき、その欠陥によって生じた損害の賠償を農薬メーカーに請求することもできるでしょう。しかし、塗装汚染の心配がある農薬には、「本剤は自動車などの塗装面に散布液がかかると変色する恐れがあるので、散布液がかからないよう注意する」等の注意事項がラベルに記載されていますので、それを植木屋が適正に使用していなかったという場合には、そのことによって生じた損害を賠償する責任は植木屋にあるとされ、農薬メーカーの責任を問うのは難しいと思われます。

自動車等の塗装汚染の防止も含め、農薬の安全確保は、農薬として登録されたものが適正に使用されることが前提と言えるでしょう。

注 [1] 人が栽培している植物のすべてを指し、稲、野菜、果樹はもちろん、鑑賞の目的で栽培している樹木、盆栽、草花、ゴルフ場や公園の芝生、街路樹、山林樹木も含まれます。

[2] 菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスをいいます。

[3] 非農耕地専用除草剤には、農薬として使用できない旨を容器等に表示することが義務づけられています。

[4] 衛生害虫用殺虫剤については、薬事法で規制されています。家庭用不快害虫用殺虫剤については、生活害虫防除剤協議会による自主基準が定められています。

[5] 特定農薬(その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬)等の例外があります。

★ 農薬について、詳しくは…
農林水産省 農薬コーナー　http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/
独立行政法人農林水産消費安全技術センター 農薬に関する情報　http://www.acis.famic.go.jp/
農薬工業会　http://www.jcpa.or.jp/

◇ 『アクティビティーノート』第 144 号（平成 21 年 2 月発行）掲載

輸入品の表示言語について

「友人が、外資系スーパーマーケット△△で購入したという液体洗剤を、『環境にやさしい洗剤だから使ってみて』と言って一つ分けてくれた。表示は英語で、△△の名前のほか、知っている単語では“alkali”、“almighty”、“glass”、“tile”、“kitchen”などが書かれているが、この洗剤は食器を洗うのに使用できるか」(本書 P.96)という問い合わせが、消費生活センター経由で当センターに寄せられました。

合成洗剤、住宅用の洗浄剤等は、家庭用品品質表示法によって、「品名」、「成分」、「液性」、「用途」、「正味量」、「使用量の目安」、「使用上の注意」、「表示者名および住所または電話番号」などを、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられています。

「品名」は、“台所用”などの用途を適切に表現した用語に、合成洗剤の場合は“合成洗剤”、洗浄剤の場合は“洗浄剤”の用語を付して表示します。

　例　台所用合成洗剤、トイレ用洗浄剤

「成分」は、例えば界面活性剤であれば、“界面活性剤”という用語に続けて、カッコ書きでその含有率、種類等を、該当する用語が定められている場合はそれを用いて表示します。

　例　界面活性剤（37％、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、アルキル硫酸エステルナトリウム、純石けん分(脂肪酸ナトリウム)）

「液性」は、その水素イオン濃度に該当する液性を示す用語(“酸性”、“アルカリ性”、“弱アルカリ性”など)を用いて表示します。

「正味量」は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位またはミリリットル単位で表示します。

「使用上の注意」は、製品の品質に応じて必要な事項を適切に表示します。

「用途」、「使用量の目安」、「表示者名および住所または電話番号」など、用いる用語が具体的に定められていない表示事項についても、分かりやすく表示することが求められていることから、日本語を用いるのが至当と考えられます。「表示者」は、その製品について自己の責任において品質を表示する者を指し、製造業者、販売業者、表示業者(製造業者または販売業者の委託を受けて表示を行うもの)、輸入品の場合は国内の事業者(通常は輸入業者)が、これにあたります。

今回の相談事例にある液体洗剤について、食器を洗うのに使用できるかどうかは販売した△△に問い合わせれば分かることでしょうが、家庭用品品質表示法で義務づけられている表示事項が日本語を用いて適切に表示されていないということであれば、同法に違反している疑いがあります。

家庭用品品質表示法では、洗剤の他にも、日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性が高いとして指定されたものを対象に、品目ごとに表示事項などを定めています。また、医薬品・医薬部外品・化粧品については薬事法で、食品については食品衛生法等で、それぞれ表示に関する定めがあります。しかし、私たちの身のまわりには、表示について法律による定めのない製品もあります。一方、流通の広域化・グローバル化の進展、またインターネットを利用しての個人輸入などによって、外国製品がより入手しやすくなりましたが、外国製品のなかには日本語による表示のないものもあることでしょう。日本製品であっても外国製品であっても、購入する際は、使用にあたり必要な情報が自分に理解できる言葉で表示されているか、トラブルなどの際に製造業者、販売業者等に容易に連絡が取れるかなどを、考慮する必要があるでしょう。

★ 家庭用品品質表示法について、詳しくは…
　経済産業省「家庭用品品質表示法」　http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/

◇ 『アクティビティーノート』第 145 号（平成 21 年 3 月発行）掲載

家具等のホルムアルデヒドに関する表示

「家具店で購入した“F☆☆☆☆”のサイドボードからシンナーのような臭いがして、吐き気・めまいなどの症状が現れた」(本書 P. 33)という相談が、消費生活センター経由で当センターに寄せられました。

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等により、居住者のさまざまな体調不良が生じている状態が報告されています。症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、またさまざまな複合要因が考えられることから、“シックハウス症候群”と呼ばれています。

厚生労働省(旧 厚生省)は、平成 9 年 6 月 13 日から平成 14 年 1 月 22 日にかけて順次、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、フェノブカルブの 13 物質について、それぞれ室内濃度指針値[1]を定めました。

また、“シックハウス”対策に係る法規制としては、平成 14 年 7 月 12 日に公布された改正建築基準法によって、平成 15 年 7 月 1 日以降、クロルピリホスを添加した建材については居室を有する建築物への使用が禁止され、ホルムアルデヒドを発散する建材(建築物の部分として 5 年以上使用したものを除く)については、その発散速度、居室の種類、設置された換気設備の換気回数に応じ、使用できる建材や面積が制限されました。[2]

一方、家具からも、室内空気汚染の原因となる化学物質が発生する可能性はあります。家具から放散する化学物質を規制する法律は特にありませんが、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)で、合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒドの放散量についての規格が定められており、放散量が少ない順に“F☆☆☆☆”“F☆☆☆”･･･などと表示される場合があります。また、(社)日本家具工業連合会(http://www.zkr.or.jp/)でも、合板・繊維板・パーティクルボード・接着剤には“F☆☆☆☆”または“F☆☆☆”のものを、また塗料を使用する場合はホルムアルデヒドを含まない塗料を使用している家具に、「室内環境配慮マーク」を表示しています。

【室内環境配慮マーク】

しかし、これらの表示は、家具全体の化学物質の放散量を示すものではありません。また、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、“F☆☆☆☆”や「室内環境配慮マーク」が表示されているからといって、絶対に安全であるとは限りません。家具を購入する際は、ホルムアルデヒド以外にも、材質や加工方法等についてできるだけ詳しい情報を販売店等に問い合わせるとともに、臭いや化学物質に特に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。また、「低ホルムアルデヒド」や「シックハウス対策」などとうたっている製品もあるようですが、これらの言葉には統一の定義がないため、具体的には何を意味し、何を保証しているのかを、確認しておく必要があるでしょう。

注[1] 室内濃度指針値は、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」です。室内濃度指針値を一時的かつわずかに超えたとしても、直ちに健康への有害な影響を生ずるわけではありません。また、“シックハウス症候群”と呼ばれる病態で苦しんでいる方の中には、空気中の微量の物質に過敏に反応してしまうことがあると報告されているように、この指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。
(厚生労働省「シックハウス対策」(http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/sickindex.html)より)

[2] 国土交通省「建築基準法に基づくシックハウス対策について」(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sickhouse.html)

◇　『アクティビティーノート』第146号（平成21年4月発行）掲載

除湿剤の内容液がこぼれた！

「押入れの中で除湿剤(タンクタイプ)が倒れて、内容液がこぼれていた」(本書 P.78)という相談が、消費生活センター経由で当センターに寄せられました。

タンクタイプの除湿剤は内部で上下に分かれており、上段に入っている粒状の塩化カルシウムが湿気を吸収すると、下段にその水溶液がたまるという仕組みです。塩化カルシウムは海水中にもわずかに含まれている成分で、豆腐の凝固剤や道路の凍結防止剤としても使用されているものですが、水分を吸収すると液体になる性質(潮解性)があるため、除湿剤として応用されています。

除湿剤の中にたまった塩化カルシウム水溶液は、こぼれるなどして周囲のものに付着してしまうとシミになることがあります。特に床や棚などの木製品に染み込んでしまうと、表面を拭いてもなかなか乾かず、ドライヤー等で乾かしても一時的に水分がなくなるだけで、塩化カルシウムが残っている限り湿気を吸い続けてしまいます。

万一、液がこぼれてしまった場合、水で洗える衣類等であればすぐに洗濯してください。布団は水洗いのクリーニングに出すとよいでしょう。皮革製品や絹製品は、すぐに液を拭き取って水洗いしないと縮んで硬くなることがありますが、水をかけられないような高級製品等については専門家に相談した方がよいでしょう。床や壁など直接洗えないものは、濡らした布で水を浸すようにして染み込んだ塩化カルシウムの液を溶かし、次に乾いた布でその水気をよく拭き取ります。この水拭きとから拭きとを根気よく繰り返し、染み込んだ塩化カルシウムを吸い出す方法が最も効果的です。(塩化カルシウム水溶液は弱アルカリ性で、人によっては手荒れ等の原因となるほか、皮膚に接触したまま長時間放置すると「化学やけど」を起こす恐れがありますので、処置の際には炊事用手袋等のご使用をお勧めします。)

しかし完全に回復するのは困難な場合もありますので、除湿剤を設置する際は安定した平らなところを選びましょう。除湿剤の容器の上に物を置いていると、容器上部の紙シートが破れ、倒れたときに液がこぼれやすくなってしまいます。また強い衝撃によって容器に傷がつくと、穴が開いて液漏れする可能性もありますので、落としたりぶつけたりしないようにも注意しましょう。

３．６　ちょっとためになる化学の話

普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介しています。

◇　『アクティビティーノート』第 134 号（平成 20 年 4 月発行）掲載

第１回　ポリカーボネート樹脂

拳銃発砲事件や立てこもり事件などが起こったとき、警察官が身を守るため盾を持って現場を取り囲んでいる姿を、テレビや映画で見た方は多いことでしょう。最近、この盾の材質が変わってきたことにお気づきになりませんか？

以前の盾はアルミニウム合金の一種であるジュラルミン製のものがほとんどでした。ところが、最近ではポリカーボネートという合成樹脂で作られた、透明な盾が多くなってきています。樹脂製と聞くと、すぐに割れてしまい、人間の身を本当に守れるのだろうかと思われる方も多いと思いますが、実はジュラルミン製の盾より高性能なのです。

ポリカーボネート樹脂製の盾はジュラルミン製の盾と比べ、軽い、周りが見やすい、防弾性が高いなどの利点があります。

ジュラルミン製の盾は、硬いジュラルミンの板に銃弾がめり込むときに、銃弾が持っているエネルギーの大半を使わせることにより銃弾を貫通させない、あるいは貫通しても速度が弱まっているため、その後ろにいる人間に与える殺傷力を弱める働きをします。

ポリカーボネート樹脂製の盾は銃弾をめり込ませるのではなく、ポリカーボネート樹脂の持つ弾力性を利用して銃弾を跳ね返すことにより、その後ろにいる人間を守ります。

ポリカーボネート樹脂は警察の盾だけではなく、操縦席や運転席を除く飛行機や新幹線の窓、ヘルメットのシールドなどにも使用されています(操縦席や運転席は特別な強度が求められるため、強化ガラスと樹脂を何枚か張り合わせた積層ガラスが使われています)。ポリカーボネート樹脂は同じ大きさならガラスと比べ重量は半分、耐衝撃性は 200 倍近くあり、特に飛行機では燃料消費の低減と窓ガラスの破損が原因となる事故の低減に大きく寄与しています。

また、飛行機は飛んでいるうちに空気中を漂っているチリやゴミ、砂などの影響で窓に細かい傷が付き、外が見えにくくなりますが、ポリカーボネート樹脂製の窓は、厚さが安全基準値の範囲内であれば表、面を研磨して新品同様の状態にすることができるので、部品交換の頻度を減らすこともできます。

ちなみに、ほとんどの航空会社では、ファーストクラスの窓は少しの傷でもすぐに研磨しますが、エコノミークラスは外が見えにくくなるまで研磨しません。窓磨きの料金も航空運賃に含まれているのでしょうか。

◇　『アクティビティーノート』第 135 号（平成 20 年 5 月発行）掲載

第２回　消毒用エタノール

アルコールと聞くと、お酒を思い浮かべる方が多いと思います。あるいは、理科の実験で使ったアルコールランプを思い浮かべた方もいらっしゃるでしょう。飲むアルコールと燃やすアルコール。どちらもアルコールと呼ばれていますが、化学的な構造や人に対する安全性などは全く異なります。

私たちがお酒として飲んだり消毒のときに使ったりしているアルコールは、「エタノール(エチルアルコール)」と呼ばれるものです。一方、アルコールランプの燃料などに使われるアルコールは「メタノール(メチルアルコール)」と呼ばれ、うっかり飲んでしまうと網膜剥離を引き起こして失明したり、最悪の場合は死亡したりする恐れがあります。また、エタノールと比べ引火性も強いので、取扱いには注意が必要です。

「エタノール」は、注射をする前の皮膚の消毒に使われるように、さまざまな場所で殺菌･消毒に利用されています。家庭用洗浄剤でもエタノールを含むものがあり、油汚れやカビの除去、まな板のような調理器具などの殺菌･消毒にも用いられます。

このように強い殺菌･消毒作用を持つ「エタノール」ですが、揮発性が高く、使用後は短時間で蒸発してしまうので、ほとんど残留することはありません。調理器具などに使用した場合でも、お酒と同じ成分なので安心して使うことができます。

「エタノール」は薬局で入手できますが、一般に店頭に置かれているものは「消毒用エタノール」(「消毒用アルコール」とも呼ばれます)がほとんどです。この「消毒用エタノール」は、成分表示を見ると「エタノール 76.9～81.4vol%を含む」[1]とあるように、蒸留水で薄められた状態になっています。もちろん、薬局には「無水エタノール」(「無水アルコール」とも呼ばれます)という、エタノールが 99.5vol%のものもあります。

殺菌･消毒に使うのなら、薄めてあるものよりエタノールの濃度が高い「無水エタノール」の方が強力のように感じますが、これは間違い。一部の特殊なウイルスを除き、普段、私たちのまわりにいる菌やウイルスを「無水エタノール」で殺菌･消毒をすることはできません。なぜ薄めたエタノールの方が薄めないものより殺菌･消毒効果があるかについては、いろいろな研究結果が出されていますが、いまだにきちんとした理由は分かっていません。しかし、80vol%程度に薄めたエタノールが最も殺菌･消毒効果があることは、実験で証明されています。

注[1]　「vol%」は、体積を百分率で表した濃度の単位です。

◇　『アクティビティーノート』第136号（平成20年6月発行）掲載

第３回　トナー

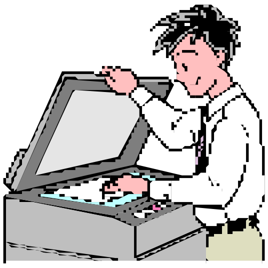

事務所や学校、家庭、コンビニエンスストアなどにおいて、コピーをとることがより身近になりました。

家庭用のプリンタやコピー機は液体インクを使うものが主流ですが、レーザープリンタやコピー専用機には「トナー」と呼ばれる粉末状のインクが使われています。液体インクの場合は種類によってはにじむことがありますが、「トナー」はにじむことがないため、コピーや印刷をした文字や画像がはっきりします。また、水やこすれなどに強いことも特徴です。

「トナー」の原料は、色の成分である黒鉛（黒色の場合）や顔料（赤・青・黄）と、静電気のあるところに集まりやすいプラスチック樹脂、ワックスなどです。これらの原料をよく混ぜて固めたものを、粉末になるまで細かく粉砕して作る「粉砕トナー」が一般的です。

しかし、細かく砕いただけでは粉末の粒子の大きさや形がそろわず、コピーや印刷をした文字や画像が不鮮明になることもあるため、最近は、樹脂、顔料、ワックスなどの粒子を水中で混ぜ合わせて凝集させる「ケミカルトナー」も登場しています。「ケミカルトナー」は、粒子の大きさが小さく形も均一なので、「粉砕トナー」に比べてきれいな画質が期待できます。

「トナー」の粒子は直径 1000 分の 5～8 ミリ程度と非常に小さいものですが、現在の製造技術では±1000 分の 0.3～0.5 ミリの誤差で同じ大きさに揃えることができます。

これほど細かい粒子ですから、もし「トナー」をこぼしてしまったときは、ほうきで掃き取るか、石けん水で湿らせた布等でふき取ってください。掃除機を使うとフィルターを通り抜け、部屋中に飛び散る可能性があります。また、掃除機に吸いこまれた「トナー」が掃除機内部に充満し、電気接点の火花によって粉じん発火をする恐れがあります。

「トナー」は液体インクとは異なり、インクを紙に染み込ませるのではなく、印刷したい部分に静電気の働きで「トナー」を集め、そこに熱を加えて「トナー」に含まれている樹脂やワックスを溶かし、それが冷えて固まる前に圧力をかけて顔料を定着させます。

コピーや印刷で最も電力を使うのが、この樹脂やワックスを溶かすための熱をつくるときで、コピー機やプリンタの全消費電力の 50～80%を占めます。最近は、これまでの「トナー」よりもさらに低い温度で溶ける樹脂やワックスを用いた「トナー」も登場し、省電力も進んでいます。

ただの粉だと思われがちな「トナー」ですが、思わぬところで省エネとつながっています。

◇　『アクティビティーノート』第 137 号（平成 20 年 7 月発行）掲載

第４回　ゼオライトの除湿効果

蒸し暑い日本の梅雨、こんなときに活躍をするのが除湿機です。

除湿機は大きく分けるとコンプレッサー式とゼオライト式との２つの種類があります。

コンプレッサー式は小型のエアコンと同じ原理です。湿気を含んだ空気を、冷媒で冷やした熱交換器の中に通して、湿気を結露させ、その水滴を回収することにより除湿をします。このため、コンプレッサー式の除湿機から出てくる空気は冷えているので、夏向きですが、低い温度で空気中の湿気を結露させるため、冬などもともと気温が低い時期には除湿能力が下がってしまいます。

ゼオライト式(デシカント式とも呼ばれます)は、ゼオライトと呼ばれる吸湿材を用いて湿気を取り除きます。

ゼオライトには天然、人工を含め多くの種類がありますが、ほとんどが珪酸とアルミナからできている固体です。ゼオライトはスポンジのように非常に細かい穴が無数にあり、１g の人工ゼオライトの表面積は細かい穴の中も含めると 50 ㎡以上もあります。その穴に湿気を含んだ空気を通すと湿気を吸収する性質があります。また、熱を加えると吸収した湿気を脱離する性質があることから、除湿機に利用されています。

人工のゼオライトは天然のものに比べると化学組成や構造がそろっており、質や性能のばらつきがあまりありません。原料も火力発電所などから出る石炭灰(珪酸とアルミナをたくさん含んでいます)を利用でき、細かい穴の大きさもそろっています。また、製造の際、原料となる化学物質の配合や反応条件を調整することにより、吸湿性を向上させたもの、イオン交換の機能を持たせ土壌改良などに利用できるようにしたもの、微小なゴミや臭いなどを吸着できるようにしたものなど、天然のゼオライトより高性能な人工ゼオライトを造ることができます。

ゼオライト式の除湿機内では、ゆっくりと回転する円盤状の容器に入れたゼオライトの半分に湿気を帯びた空気を通しゼオライトに吸湿させます。反対側の半分はヒーターで 60℃ほどに温めます。するとゼオライトに吸湿された水分が水蒸気となり外部に放出され、その水蒸気を室温で冷やすと水滴となり、それを回収することにより除湿をします。

ゼオライト式の除湿機はヒーターを内蔵しているため除湿機から出てくる空気は室温より高く、使用している部屋の温度が２～８℃ほど上昇します。このため、気温が上がるこれからの季節は室温管理がちょっと大変です。しかし、室温による除湿能力の変化が少ないので、冬、窓や窓枠の結露を防止するためにも使用できます。

【ゼオライト式除湿機の仕組み（イメージ図）】

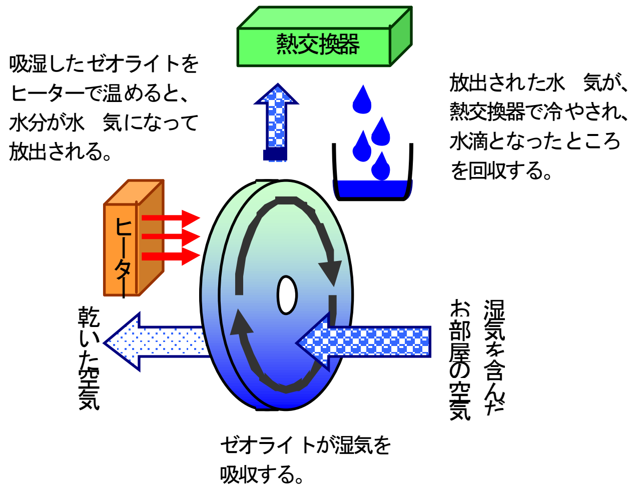

◇　『アクティビティーノート』第 138 号（平成 20 年 8 月発行）掲載

第５回　ジェット燃料

年に数回ではありますが、飛行機が故障などのトラブルで緊急着陸をしたというニュースが流れます。そのニュースのなかで、緊急着陸をするときに燃料を「洋上投棄(海の上で燃料を捨てること)」してから着陸したという説明がついている場合があります。

【洋上　棄中のジェット燃料】

あの大きなジェット機を飛ばすジェット燃料を海に捨てる？何かの火がついたら大爆発を起こすのではないか。あるいは爆発にはならないまでも本物の火の海になるのではないか。それに環境汚染も心配と思われる方も多いのではないでしょうか。

ジェット燃料はケロシンと呼ばれる石油製品が主成分で、私たちが使っている灯油とほぼ同じものです。ただし、灯油より比重が軽く、上空の低温による氷結を避けるために、水分をできるだけ含まないよう特別に調整･検査されたものです。

ケロシンを主成分とするジェット燃料を使用する理由は他にもあります。ジェットエンジンは、エンジンの内部に取り入れた空気を圧縮し高温･高圧にして、ものが燃えやすい状態を作り出し、その中でジェット燃料を燃やします。このため、ジェット燃料はガソリンのように通常の気温では燃えにくいので、事故やトラブルの際の危険性を低くすることができます。また、ジェット燃料はガソリンと比べ耐寒性が高く、上空の低い気温でもなかなか凍りつきません。さらに、ガソリンと比べ価格が安いという特徴もあります。

環境汚染に対しては、洋上投棄をしても、かなり上空からジェット燃料を霧状にして主翼の先から放出するため、海面に届く前に蒸発をしてしまい、海水と混ざったり、たまたまそこを通りかかった船舶などに降りかかったりすることはなく、環境への影響はあまりないとされています。

緊急着陸時に洋上投棄をするのは、着陸時に火災や爆発をできるだけ防ぐ目的もありますが、燃料を捨てて機体の重量を軽くすることによって、着陸後、出来るだけ短い距離で停止し、少しでも早く乗員乗客を避難させる目的もあります。また、飛行機は同じ重量なら、着陸をするときの方が離陸するときよりも長い滑走距離が必要です。国際線など長距離を飛行するときは燃料タンクいっぱいにジェット燃料を積んでいるため、離陸直後に緊急着陸をするときは機体の重量が重すぎて止まりきれず、滑走路から飛び出してしまう可能性があります。このため燃料を投棄して出来るだけ機体を軽くしてから着陸します。

◇　『アクティビティーノート』第139号（平成20年9月発行）掲載

第６回　発光ダイオード

【発光ダイオードを使った信号機】

発光ダイオード(LED, Light Emitting Diode) は半導体[1]に電流が流れるときに光を発する電気部品です。最近では、懐中電灯やイルミネーション、電光掲示板などにも使われています。

発光ダイオードは、異なる２種類の化学物質をつなげた構造をしています。これらの物質に電流を流すと、それぞれの物質の特性が異なるため、一部の電流が接合部を流れることができず余ってしまいます。この余った電流が光となり発光するのです。

発光ダイオードの発光部分は非常に小さく、一番多く使われているものは１㎜四方程度で、構造的には電気部品であるトランジスタや IC などと同じ半導体なので、大量生産ができるため安価に製造できます。

発光する色は、使用する半導体に使われている化学物質の種類によって決められます。半導体の多くは、ガリウムという化学物質にアルミニウムや鉛、インジウム、シリコンなどを加えて発光する色を変えています。しかし、技術開発が進み、複数の種類の半導体を使用することによって、いくつかの光が混ざった発光をするもの、外観は一つの発光ダイオードですが、発光する色を変えることができるものなども出てきています。また、植物が光合成を行うのに最適な波長の光を出すものや、水などを殺菌する作用のある波長の光を出す発光ダイオードもあります。

色の多様化だけでなく、発光する光もどんどん明るくなり、室内照明や車のヘッドライトにも使われるようになりました。

発光ダイオードは、① 同じ明るさの電球と比べ消費電力が非常に少ない、② 電球のようにフィラメントを使わないため衝撃に強い、③ 長寿命で故障も少ない、などの特徴があるため、設置後のメンテナンス費用も抑えることができます。このため、全国の信号機も電球を使ったものから発光ダイオードを使ったものに、順次入れ替えられています。

懐中電灯でも発光ダイオードを使ったものが多くなってきており、電池の寿命もこれまでの電球を使ったものと比べると数倍に伸びています。ただし、懐中電灯に使われている発光ダイオードの光は電球と比べて非常に明るく、目を傷める恐れもありますので、直接のぞき込んだり人の顔に向けたりしないでください。

注[1] 電気を通しやすい「導体」と電気を通さない「絶縁体」との中間の性質を持つ物質。

◇　『アクティビティーノート』第 140 号（平成 20 年 10 月発行）掲載

第７回　紫外線カットガラスと赤外線(熱線)カットガラス

今年の夏も紫外線対策グッズがかなり売れたようです。ところで、車や家用窓ガラスのカタログに「紫外線カットガラス」「赤外線(熱線)カットガラス」という言葉が載っているのを見たことがありませんか？両方とも太陽の光を遮る効果があるのですが、この二つ、何となく似ているようですが実は違うものなのです。

一つの色のように見える太陽の光をプリズムで分けると、紫、藍、青、緑、黄、橙、赤の、いわゆる七色に分かれます(最近の教科書などでは青紫、紫、青緑、緑、黄、黄緑、橙、赤に分かれると書いているものあります)。この色の違いは光の波長(長さ)が異なるためです。紫に近いほど波長は短く、赤に近いほど長くなります。人間の目はこの紫から赤の範囲の色を見ることができます(可視光線)。

ところが、実際には人間の目で見ることのできる光の範囲はごく一部で、動物には見えても人間には見ることのできない波長の光も存在します。人間の目で見ることができる一番短い波長の紫より短い波長は「紫外線」、逆に一番長い赤より長い波長が「赤外線」と呼ばれます。また、赤外線は波長により近赤外線、中赤外線、遠赤外線に分けられます。紫外線は日焼けや色あせの原因に、赤外線は室温の上昇の原因となります。

それでは、どのような方法で紫外線や赤外線をカットするのでしょう。それぞれ２種類の代表的な方法があります。

紫外線をカットする第１の方法は、酸化チタン、酸化亜鉛などキラキラとしている化学物質の細かい粉をガラスに混ぜることにより、紫外線を含む光を乱反射させるものです。第２の方法は、オキシベンゼン系、エチルヘキシル系などの、紫外線を吸収しやすく、紫外線が当たると紫外線の持つエネルギーを熱エネルギーに変える化学物質(紫外線吸収剤)をガラスに混ぜるものです。

赤外線をカットする第１の方法は、ガラスの表面に薄い金属の膜をコーティングして赤外線を反射させるものです。第２の方法は、ガラスに顔料を混ぜて薄い色を付け、赤外線を吸収させるものです。顔料は色の種類や顔料自体の材料として使われる化学物質を変えることにより、赤外線のなかでもどの波長(近赤外線、中赤外線、遠赤外線)のものを吸収するかが変わるため、ガラスが使われる場所に応じて混ぜる顔料を変えています。

同じようなガラスだと思っても、その効果は全く別のもの。日焼けや、家具などの色あせを防ぎたいのなら「紫外線カット」、夏の暑さを少しでも防ぎたいのなら「赤外線(熱線)カット」の機能を持ったガラスと、目的に応じて選択をしないと、期待した効果が得られないことがあります。

◇　『アクティビティーノート』第141号（平成20年11月発行）掲載

第８回　ヘルメット

通学中の小中学生や工事現場の人が頭を保護するために使用しているヘルメット･･･防災用として職場や家庭に置かれていることもあります。

一口にヘルメットといってもさまざまな種類があり、ヘルメットの種類によって使用する場所や方法が異なります。

自転車用などのやわらかい材質のヘルメットを除き、ヘルメットは硬いものです。この硬い部分は「シェル(帽体)」と呼ばれ、プラスチックでできています。使用する場所や環境に応じて、最適な機能を持つプラスチックが使われています(特殊な環境では金属製のヘルメットを使用することもあります)。

シェルに使用されている代表的なプラスチックの種類およびそれらの特徴は次の通りです。

	耐候性	耐熱性	耐有機溶剤性	耐電性
ＦＲＰ樹脂	◎	◎	○	×
ＡＢＳ樹脂	△	△	×	◎
ＰＣ樹脂	○	○	×	◎

◎：非常に優れている　○：優れている　△：やや劣る　×：劣る

オートバイ用のヘルメットは、工事現場などで使用されているヘルメットに比べ、より強度が求められるため、何種類かのプラスチックや他の材質(繊維や金属など)を組み合わせた複合材料も使われています。

ヘルメットのシェルの内側には、衝撃を吸収する「ライナー」と呼ばれる部分があります。ライナーには、ヘルメットの種類や用途によって発泡スチロール、ウレタンなど、さまざまな機能を持つプラスチックが使われています。

さて、実はヘルメットは、使わなくても劣化してしまいます。ヘルメットによっては耐用年数(使用期限)が表示されているものもありますが、一般的には、シェルがＡＢＳ樹脂、ＰＣ樹脂、ＰＰ樹脂、ＰＥ樹脂製のものは異常が認められなくても２～３年以内、ＦＲＰ樹脂製のものは５年以内とされています。使用環境や保管環境が高温であったり、常に太陽の光にさらされているようなところで使用したりすると、耐用年数は短くなります。

防災用のヘルメットは普段は使わないだけに耐用年数を忘れがちですが、いざというときに確実に使用できるよう、定期的に耐用年数を確認し、過ぎていたら買い換えましょう。

また、落下物が当たったり、事故などで大きな衝撃を受けたりした場合、見た目には異常がなくても、シェルに細かいひびが入っていたりライナーが傷んでいたりすることが多いので、耐用年数以内であっても新品と交換しましょう。

◇　『アクティビティーノート』第 142 号（平成 20年 12 月発行）掲載

第９回　セロハン粘着テープ

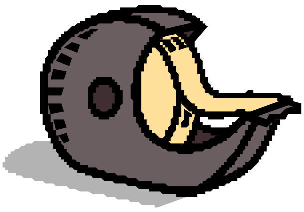

セロハン粘着テープ（一般に「セロハンテープ」とも呼ばれています）は、身近にある文房具で代表的なものの一つです。セロハンは、ビニルのように見えますが、木材パルプを原料にしたフィルムで、セロハン粘着テープは、このセロハンに天然ゴム系の粘着剤を塗ってテープ状にしたものです。

しかし、セロハンにそのまま粘着剤を塗って、テープ状にしてクルクルと巻いただけでは、使うときにうまくはがれないばかりか、粘着剤が下のセロハンに貼りついてしまうため、上の部分はセロハンだけになってしまいます。ところが、私たちが使っているセロハン粘着テープは、使用するためにはがしたセロハンだけに粘着剤がつき、下のセロハンに粘着剤が残ることはありません。なぜなのでしょう？

実はセロハン粘着テープは、セロハンと粘着剤だけでできているのではなく、４層になっていて、上から見ていくと･･･

第１層：剥離剤—上に巻かれたセロハンに塗られている粘着剤が、きれいにはがれるようにします。

第２層：セロハン

第３層：下塗剤—セロハンと粘着剤とが、はがれないようにします。

第４層：粘着剤

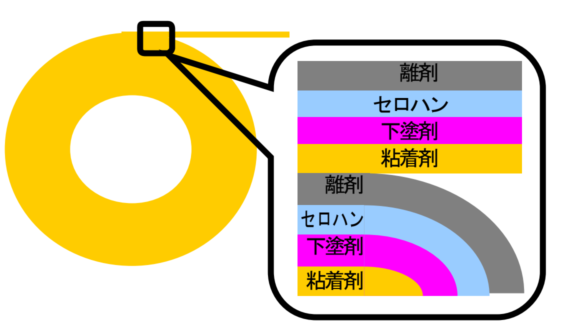

【セロハン粘着テープの４　構造（イメージ図）】

という構造をしています。セロハンの一方の面に剥離剤を、もう一方の面に下塗剤を塗ることによって、セロハンのそれぞれの面に別々の性質を持たせて使いやすくしているのです。

さて、セロハンや天然ゴムは空気中の水分や光によって劣化しやすいため、セロハン粘着テープを長時間使用すると、はがれてしまったり、硬くなってボロボロになったり、はがしたあとに粘着剤が硬くこびりついたりすることがあります。そこで最近は、セロハンの代わりに、ポリプロピレン、ポリエチレン、ポリエステルなどの、さまざまなプラスチックを使用した粘着テープも販売されています。これらの粘着テープの多くは、粘着剤にも、劣化しにくい合成ゴム系、アクリル系、シリコーン系などのものが使われています。しかし、セロハン粘着テープの方も、夏の暑さでも粘着剤がベタベタしない、テープを切るときに斜めになることなくきれいに切れる･･･など、より使いやすくするために多くの改良が行われ、今も進化し続けています。

◇　『アクティビティーノート』第143号（平成21年1月発行）掲載

第１０回　マーガリン

食用の油には、ごま油やオリーブ油、さらにラード(豚の脂身)や牛脂など、いろいろあります。「油（あぶら）」といった場合、一般には常温(20℃前後)で液体のものを指し、固体のものは「脂（あぶら）」といいます。そして、それらを総称して「油脂（ゆし）」と呼んでいます。

油脂の分子は、10 数個の炭素原子、炭素の約 2 倍の数の水素原子、および炭素の約 1/10 の数の酸素原子がつながった脂肪酸からできています。この比率には脂肪酸の種類によって若干の違いがあり、脂肪酸の中の水素原子の数が増えると、二重結合の数が減るため同じ温度で比べると硬くなります。

油脂を加工した食品の代表的なものに、バターやマーガリンなどがあげられます。バターは、牛乳から採れる乳脂肪を固めて作られます。マーガリンは、そのバターの代用品として、19 世紀後半にフランスで生まれました。当時は牛脂の軟らかい部分に牛乳を加えて作られていたため、現在のものとは全く異なる味だったそうです。

現在販売されているマーガリンのほとんどは、大豆、菜種、パーム、コーン、オリーブなどの植物から採れる油から作られています。しかし植物油をそのまま使用したのでは、室温のときに軟らかすぎて使いにくいので、植物油に水素を結合させることによって、それぞれの地域や季節ごとにちょうど良い硬さの油脂になるよう調整しています。また、植物油には塩分などが含まれていないため、食塩、香料、脱脂乳などを加えて、バターに近い風味になるようにしています。

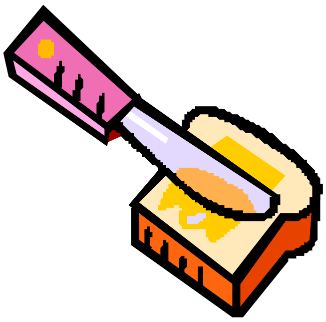

さらに、ビタミンAやビタミンEなどの栄養を加えたり、脂肪分やカロリーをより低く抑えたり、さまざまな種類のマーガリン類[1]が販売されています。

注[1] JAS(日本農林規格)では、「マーガリン類」のうち、油脂含有率が 80%以上のものを「マーガリン」、80%未満のものを「ファットスプレッド」と区分しています。

◇　『アクティビティーノート』第 144 号（平成 21 年 2 月発行）掲載

第１１回　ニトログリセリン

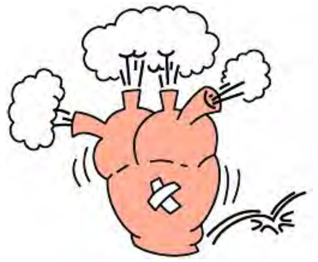

厚生労働省の統計調査（人口動態調査）によると、平成９年以降、日本人の死因で悪性新生物（がん）に続いて多いのは、心疾患（心臓病）です。

心臓病の一種である狭心症は、心臓を動かしている心筋に酸素と栄養を運ぶ血管（冠状動脈）が、さまざまな理由によって詰まったり細くなったりして、一時的な胸の痛みを感じるようになる症状です。

最近では医学や薬学の発達により、狭心症によく効くいろいろな種類の薬が作られていますが、古くから使われているのはニトログリセリンです。

1867 年、アルフレッド・ノーベルがニトログリセリンを使ってダイナマイトを発明しました。

その後、ノーベルが経営するダイナマイト製造工場の従業員に、休み明けに仕事を始めるとひどい頭痛やめまいに悩まされるという奇妙な病気が流行りました。仕事を続けているうちに症状はおさまっていきましたが、休み明けになると再発しました。このことに注目した医師の研究によって、ニトログリセリンには細くなった冠状動脈を強く広げる働きがあり、さらに全身の静脈を広げる作用もあることから、心臓の負担を減らすことが分かりました。頭痛やめまいは、健康な人の血管がニトログリセリンによって必要以上に拡張されたために起こっていたのです。

医薬品としてのニトログリセリンは、口から飲むと肝臓で分解されて効果がなくなってしまいます。このためニトログリセリンは、舌の下にはさんだり口の中に噴霧したりすることによって舌の粘膜から吸収させるもの、皮膚に貼り付け皮膚から吸収させるもの、注射で直接血管に入れるものなどのタイプがあります。これらの方法で体の中に取り込まれたニトログリセリンは、直接血液に入り冠状動脈に送られます。

ニトログリセリンは、ダイナマイトの原料だと聞くと、持ち歩いているときや服用するとき、あるいは体の中で爆発をするのではと思われる方もいるかもしれませんが、医薬品として処方されているニトログリセリンは爆発をしないよう工夫された製剤になっています。

❗ ニトログリセリン（医薬品）は、医師および薬剤師の指示の下で使用してください。

◇　『アクティビティーノート』第 145 号（平成 21 年 3 月発行）掲載

第１２回　フッ素樹脂塗料

空港に行くと、さまざまな色に塗られた飛行機を見ることができます。以前は航空会社ごとのデザインで塗られていましたが、最近ではアニメーションのキャラクター、航空会社のキャンペーンの文字、動物などの装飾が施されている飛行機もあります。しかし、飛行機の塗料には、美しさだけではなく、空の厳しい環境から機体を守ることも求められます。飛行機は、時速約 800～900㎞という高速で上空を飛行するため、急激な温度や気圧の変化、風圧、摩擦、強い紫外線、塵（ちり）、雨や雹（ひょう）などによって、常に過酷な状況にさらされているからです。

そこで、最近の飛行機の塗装には、フッ素樹脂塗料が使われることが多くなっています。フッ素樹脂塗料は、フッ素原子と炭素原子とからなるフッ素樹脂を原料とする塗料です。フッ素原子と炭素原子とは結合力が強く、紫外線などの影響によってその結合が切れることがほとんどありません。また、水をはじく性質をもつフッ素原子が炭素原子を取り囲む構造をしているため、水などの影響も受けにくいのです。これらの性質が合わさることによって、フッ素樹脂塗料は耐候性、耐久性、耐水性などに優れ、飛行機の塗装に適しているのです。さらに、フッ素樹脂はサビの原因となる酸素を通しにくいため、フッ素樹脂塗料を塗ると機体が錆びにくくなるという効果もあります。

飛行機は、４～５年ごとに機体、エンジンなどの検査･整備･改修が行われます。その際、塗装もはがして機体の細かいひびなどをチェックし、すべての検査が終了した後、サビ止めの処置を行ってから再び塗装します。このため、飛行機に使用する塗料は４～５年は持つものでなければなりませんが、フッ素樹脂塗料はそれよりもさらに長持ちするため、飛行機だけではなく橋や建築物などの塗装にも使われています。

３．７　製造物責任(ＰＬ)法による訴訟一覧

独立行政法人国民生活センター相談部調べ（平成 21 年 4 月 15 日までに提訴を把握したもの）

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要 (原告主張)
1.紙パック容器負傷事件	H7.12.24 新潟地裁 長岡支部 H11.9.22 東京高裁	H11.9.8 判決 請求棄却 H12.2.29 控訴棄却 確定	レストラン経営者	ストレートティー製造会社、 パック製造会社	91 万円	原告が業務用ストレートティーを開ける際に、その抽出口で左手親指にカミソリで切ったような長さ 15㎜、深さ 1～2㎜の傷を負った。
2.融雪装置事件	H8.8.8 札幌地裁 H8.11.20 PL 追加主張	H11.11.19 和解	電気工事会社	パイプ加工会社	5,124 万円	被告製造のヒートパイプ方式の融雪装置を販売したところ、パイプの先端部分の雪が融けず、クレームが相次ぎ、販売における損害を被った。
3.カットベーコン食中毒事件	H8.11.18 前橋地裁	H10.6.15 和解	整体療術士	食品製造会社	95 万円	パチンコ店の景品で取得したカットベーコンを食したところ、青カビが原因で、発疹や下痢症状をきたした。
4.学校給食 0-157 食中毒死亡事件	H9.1.16 大阪地裁 堺支部	H11.9.10 判決 確定 (判タ 1025 号 85 ページ)	死亡した女児の両親	地方自治体	7,770 万円 認容額 4,537 万円	病原性大腸菌 0-157 に汚染された学校給食を食べた女児が死亡した。
5.生ウニ食中毒事件	H9.1.22 H9.4.10 仙台地裁 H9.6.5 併合	H11.2.25 判決 請求棄却 確定	飲食店経営会社、 食材納入同族会社	食品輸入会社、 水産物卸会社	3,495 万円	原告の飲食店で生ウニを出したところ、客 25 人が腸炎ビブリオ菌による食中毒に罹患した。
6.プロパンガス漏れ火災事件	H9.1.22 和歌山地裁 H12.11.1 大阪高裁 H13.3.1 附帯控訴 H14.3.19 上告受理申立	H12.10.17 判決 H13.12.20 判決 原判決取消・請求棄却 H15.10.10 不受理決定	全焼した自宅所有者	プロパンガス装置設置供給者	2,500 万円 認容額 1,700 万円 (製造物責任は否定)	ガスコンロに点火したところ、元栓口付近から火が広がり、戸外ガスボンベが爆発したため、自宅が全焼した。
7.合成洗剤手荒れ事件	H9.2.5 東京地裁	H10.8.26 和解	化粧品販売員	台所用洗剤製造販売会社	70 万円	台所用合成洗剤を使用したところ、手指に水泡性ブツブツができ、痛みやかゆみが生じ、化粧品販売に支障をきたした。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
8.駐車場リフト下敷き死亡事件	H9.5.13 京都地裁	H10.6.18 和解	死亡した女性の遺族	駐車場経営会社、カーリフト製造会社、販売会社	1,815 万円	1 階のリフト昇降場で車に乗ろうと待機していた 77 歳の女性が、降りてきたリフトの下敷きになり、全身を打って死亡した。
9.食品容器裁断機リフト頭蓋底骨折死亡事件	H9.8.8 浦和地裁 熊谷支部 H12.7.19 H12.7.26 東京高裁 各控訴 H13.4.24 上告受理申立	H12.6.29 判決 H13.4.12 判決 (判時1773号45ページ) H14.6.28 不受理決定	死亡した女性の内縁の夫、子供	油圧裁断機製造会社、合成樹脂成型加工販売会社	5,700 万円 認容額 1,490 万円 (製造物責任は否定) 認容額 2,407 万円 (製造物責任を肯定)	プラスチック製食品容器を裁断して自動搬送する油圧裁断機の操作中に、食品容器を積み重ね搬送するリフト上のコンベアと天井部分との間に頭部を挟まれ死亡した。
10. ライター炎上火傷事件	H9.12.1 名古屋地裁	H11.3.12 和解	飲食店経営会社、アルバイト従業員	ライター製造販売会社	43 万円	アルバイト勤務中に、他従業員がタバコ屋でもらったライターを点火しようとしたところ爆発炎上したため、顔面に火傷を負い、店内は大混乱に陥った。
11. 耳ケア製品炎症事件	H10.1.22 仙台簡裁	H10.5.7 和解	飲食店経営者	耳ケア製品輸入業者	60 万円	テレビに被告の代表取締役が出演して、大量の耳垢が取れたとして宣伝するのを見て、同製品を購入し使用したところ、両耳にかゆみと難聴が発生した。
12. エアコン露飛び事件	H10.3.2 東京地裁	H10.9.7 訴訟取り下げ裁判外和解	情報通信事業自営業者	エアコン製造会社、設置業者	420 万円	賃貸住宅に設置されていたエアコンをつけていたら、飛び跳ねた水がコンピュータープラグに付着し漏電を起こして、大量のデータが喪失し、事業を 1 年間延期せざるを得なかった。
13. 異物混入ジュース喉頭部負傷事件	H10.5.15 名古屋地裁 H11.7.13 名古屋高裁	H11.6.30 判決 (判時1682号106ページ) H12.5.10 和解	傷を負った女性	飲食物製造販売会社	40 万円 認容額 10 万円	昼食用にハンバーガーとオレンジジュースを会社に持ち帰り、友人とともに食した。ジュースをストローで飲み始めたところ、異物で喉を傷つけ嘔吐した。
14. コンピュータープログラムミス税金過払い事件	H10.6.23 青森地裁 H10.9.28 PL 追加主張 H13.2.23 仙台高裁	H13.2.13 判決 請求棄却 H14.3.8 判決 控訴棄却 確定	食品製造会社	コンピュータープログラム開発会社、事務機器賃貸会社	1,170 万円	売上金などの管理のためにコンピューターリース契約をしたが、不適正なプログラムのため、法人税など多く払いすぎていることが判明した。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
15. 化粧品指示・警告上欠陥事件	H10. 7. 21 前橋地裁 高崎支部 H10. 10. 9 東京地裁移送	H12. 5. 22 判決 請求棄却 確定 （判時1718号 3ページ）	皮膚障害を起こした女性	化粧品製造販売会社、化粧品販売百貨店	660 万円	ギャラリーに勤務する女性企画室長が百貨店で化粧品を購入し、使用したところ、顔面に赤斑等の症状が発生し医師から接触性皮膚炎の疑いがあると診断された。
16. 縫合糸断裂死亡事件	H10. 7. 22 神戸地裁	別訴（市民病院）で和解（H11. 1. 27）したため、 H11. 2. 10 請求棄却	死亡した男性の妻	手術用縫合糸輸入販売会社	4, 962 万円	市民病院にて左頚動脈内膜剥離手術を受けたが、手術に使用した縫合糸が手術後断裂し出血ショックおよび呼吸不全により死亡した。
17. 輸入漢方薬腎不全事件①	H10. 10. 8 名古屋地裁 H14. 5. 1 名古屋高裁 原告控訴 H14. 5. 7 被告控訴	H14. 4. 22 判決 （判時1866号 108ページ） H15. 6. 20 和解	主婦 2名	漢方薬輸入販売会社	8, 160 万円 認容額 3, 353 万円 （製造物責任は否定）	冷え性の患者に効能があるという漢方薬を内科医の処方により服用したところ慢性腎不全に罹患した。
18. こんにゃく入りゼリー死亡事件	H10. 10. 30 水戸地裁	H13. 2. 23 和解	死亡した男児の両親	食品製造販売会社	5, 945 万円	こんにゃく入りゼリーを母親が与えたところ、咽喉頭に詰まらせ窒息死した。
19. エアバッグ破裂手指骨折事件	H10. 11. 9 長崎地裁	H12. 2. 29 和解	脳外科医	自動車輸入業者、販売業者	21, 096 万円	停車して点検中、エアバッグが噴出、破裂して左親指を骨折するなどの傷害を負い、脳神経外科医として、手術に臨む際に多大な損害、苦痛を被った。
20. 電気ジャーポット熱傷事件	H10. 12. 14 鹿児島地裁	H11. 9. 27 和解	やけどした女児	電気ポット製造会社、販売会社	2, 521 万円	自宅台所においてつかまり立ちをしようと電気ポットの蓋の開閉レバーに手をかけたところ、ポットが倒れたため、胸、腹、足などに大やけどを負った。
21. 輸入瓶詰オリーブ食中毒事件	H11. 2. 15 （第 1事件） H12. 2. 1 （第 2事件） H12. 11. 28 （第 3事件） 東京地裁 3事件を併合 （併合日不明）	H13. 2. 28 判決 確定 （判タ1068号 181ページ）	レストラン客（第 1･2事件）、従業員･経営者（第 2事件）、レストラン（法人･第 3 事件）	オリーブ輸入会社（第 1～3事件） レストラン経営者（第 1事件）	1, 470 万円（第 1事件） 1, 321 万円（第 2事件） 1, 719 万円（第 3事件） 認容額 820 万円（第1･2事件） 350 万円（第 3事件）	イタリアンレストランにてその客、従業員、経営者が、被告がイタリアから輸入した瓶詰オリーブを食したところＢ型ボツリヌス菌による食中毒に罹患した。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
22. 土壁内竹組害虫発生事件	H11. 3. 12 長崎地裁 H14. 7. 11 福岡高裁	H14. 5. 29 判決 (消費者法ニュース53号101ページ) H17. 1. 14 判決 控訴棄却 確定 (判タ1197号289ページ)	自宅を新築した男性	竹材販売会社	1,913 万円 認容額 1,913 万円	新築時に購入した建築材料(土壁の中の竹組)から害虫が発生し、修復のため多額の費用を要した。
23. 子供靴前歯折損事件	H11. 5. 25 金沢地裁	H13. 7. 17 判決 請求棄却 確定	けがをした女児	子供靴製造販売会社	104 万円	母親と共に帰宅したところ、玄関先で履いていた靴が不意に脱げ、転倒したため顎を打ちつけ、前歯１本を折った。
24. 資源ゴミ分別機械上腕部切断事件	H11. 7. 29 東京地裁 H14. 3. 5 東京高裁	H14. 2. 26 判決 請求棄却 H14. 10. 31 判決	廃棄物処理業者役員	廃棄物処理機械製造会社	12,410 万円 認容額 3,712 万円	資源ゴミ分別中の飲料缶選別機ローラに付着した異物を手で除去しようとしたところローラに巻き込まれ右上腕部を切断する障害を負った。
25. 米国製キャンピングカー雨漏り事件	H11. 7. 30 大阪地裁	H13. 4. 17 判決 請求棄却 確定	自動車を購入した夫婦	自動車製造会社、自動車改造会社	249 万円	キャンピングカーでの外出時に幾度か雨漏りがしたため、修理に出したが、終了検査の際も内部に水漏れが生じた。(別訴において原告が審判会社に自動車購入代金の一部を支払い、所有権を売ることで和解成立)
26. 車両火災一酸化炭素中毒死事件	H11. 11. 18 神戸地裁 豊岡支部	H15. 7. 15 判決 請求棄却 確定	死亡した男性の両親	自動車製造会社	11,588 万円	当時25歳の男性が乗っていた自動車が火災を起こし、CO による急性循環不全により死亡。被告は責任を否定するとともに、本件自動車が引き渡されたのは H7. 7. 1 以前としている。
27. フロントガラスカバー金属フック左眼突刺重傷事件	H11. 12. 17 仙台地裁 H13. 5. 10 仙台高裁	H13. 4. 26 判決 (判時1754号138ページ) H15. 7. 14 和解	菓子製造販売店経営者	フロントガラスカバー製造会社	4,084 万円 認容額 2,855 万円	車のフロントガラスをカバーする製品で、金属製フックをドア下のエッジにかけ固定しようとしたところ、フックが外れゴム紐の張力で、金属フック先端部が左眼に突き刺さり、後遺障害７級の被害を被った。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
28. 海難審判受審人慰謝料請求事件	H11. 12. 21 鹿児島地裁	H14. 10. 1 和解	海難審判で受審人となった機関長	貨物船製造会社	330 万円	メーカーが発注したエンジンに欠陥が存在していたのに、機関長であった原告が、海難審判において受審人となったことで精神的苦痛を被った。
29. エステ施術重度アトピー罹患事件	H11. 12. 21 東京地裁 H13. 5. 25 H13. 6. 1 東京高裁 各控訴	H13. 5. 22 判決 （判時1765号67ページ） H13. 9. 13 和解	皮膚障害を起こした女性	エステティックサロン経営会社	2, 500 万円 認容額 440 万円 （不法行為責任を肯定。製造物責任については判断せず）	アトピー体質が改善するという従業員の説明により、被告が製造した美容器具を使用したエステ施術を受けたために重度のアトピー性皮膚炎に罹患した。
30. 自販機出火展示物焼失事件	H11. 12. 27 広島地裁 H14. 6. 10 広島高裁	H14. 5. 29 判決 請求棄却 H15. 3. 20 判決 控訴却下･棄却 確定	玩具資料館経営者	自販機所有会社、同社より自販機の貸与を受け原告に無償貸与･設置させていた会社、 自販機販売会社 （一審補助参加、二審被控訴人）	1, 472 万円	玩具資料館に隣接して設置されていた自動販売機から出火した火災により展示物等が焼失した。
31. 給食食器破片視力低下事件	H11. 12. 27 東京地裁	H13. 10. 26 特別区と和解 H13. 12. 12 米国の製造会社 2 社と和解 輸入加工会社 2 社に対して訴訟取り下げ	眼を負傷した女児（8 歳）	輸入加工会社 2 社、米国の製造会社 2 社、特別区（国賠法）	1, 533 万円	当時、小学 2 年生の女児が、給食の配膳中、廊下に落とした硬質ガラス製の皿の破片を右眼に受け、角膜切創などの傷を被り、0.7 だった視力が 0.01 まで低下した（矯正視力 0.1）。
32. カテーテル破裂脳梗塞障害事件	H12. 1. 13 東京地裁 H15. 9. 29 東京高裁	H15. 9. 19 判決 （判時1843号118ページ、判タ 1159 号262ページ） H15. 10. 14 訴訟取り下げ	障害を負った男性	医薬品製造販売輸入会社、 大学病院	15, 834 万円 認容額 11, 692 万円 （大学病院の責任は否定）	脳内の血管の奇形部分を塞ぐため、脳にカテーテルを挿入して塞栓物質を注入する手術中に、カテーテルが破裂し脳梗塞により障害を負った。
33. 車両制御不能崖下転落事件	H12. 1. 24 広島地裁	H13. 12. 19 判決 請求棄却 確定	自動車に同乗していた 3 名	自動車製造販売会社	550 万円	被告製造の自動車にて走行中、ハンドル制御が利かなくなり、崖下に転落した。
34. 磁気活水器養殖ヒラメ全滅事件	H12. 2. 10 徳島地裁 H14. 11. 10 高松高裁	H14. 10. 29 判決 H15. 8. 1 和解	ヒラメ養殖業者	磁気活水器製造会社	825 万円 認容額 670 万円	磁気活水器をヒラメ養殖池の給水管に設置したところ、養殖魚が全滅した。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
35. 電動車いす暴走ブロック激突死事件	H12. 3. 21 福岡地裁	H14. 4. 12 和解	死亡した男性の相続人 5名	輸入販売会社 (韓国製)	2,860 万円	本件車いすを運転して自宅前を走行中、何らかの異常が発生して加速し暴走してブロック塀に激突、脳挫傷、急性硬膜下血腫、外傷性クモ膜下出血、頭蓋骨骨折により死亡した。
36. カップめん異物混入腹痛下痢等事件	H12. 6. 6 和歌山地裁 御坊支部	H12. 12. 25 和解	カップめんを食べた男性	カップめん製造会社	99 万円	カップめんに混入した異物によって体調をくずし、製造会社が調査したところゴキブリの卵と判明。病院にて精密検査の過程でインフルエンザにかかるなどの被害を受けた。
37. カラオケ店立体駐車場脳挫傷死亡事件	H12. 6. 16 福岡地裁 小倉支部	H14. 10. 29 判決 確定 (判時1808号 90ページ)	カラオケボックス経営会社	立体駐車装置製造販売会社	4,100 万円 認容額 1,392 万円 (債務不履行責任を肯定。製造物責任については判断せず)	カラオケ店の客が、エレベーター方式立体駐車装置のパレット上に車を停止させ構内から出る前に、カラオケ店従業員が装置を作動させたため、転倒し脳挫傷により死亡した。
38. 給食食器破片視力低下第 2 事件	H12. 8. 10 奈良地裁	H15. 10. 8 判決 確定 (判時1840号 49ページ)	眼を負傷した女児(8 歳)	食器製造会社 2 社、国(国賠法)	1,440 万円 認容額 1,037 万円	当時、小学 3 年生の女児が、給食食器を片づける際、教室の床に落とした硬質ガラス製ボウルの破片を右眼に受け角膜裂傷、外傷性白内障などの傷を被り、視力が 0.1 まで低下した。
39. 中古車出火焼損事件	H12. 9. 20 大阪地裁	H14. 9. 24 判決 請求棄却 確定 (判タ 1129号 174ページ)	中古車を運転していた男性、同乗者	自動車製造販売会社	862 万円	社用に使用していた中古車を運転中、突然車高が下がったため路肩に停止させたところ出火し焼損した。
40. ピアノ防虫防錆剤液状化事件	H12. 12. 13 東京地裁	H16. 3. 23 判決 確定	化成品加工販売会社	医薬品化成品製造会社	498 万円 認容額 241 万円	アップライトピアノ内部に吊り下げて使用する防虫･防錆剤が液状化しピアノ内部を損傷し、クレーム処理のために多額の費用を要した。
41. 缶入り野菜ジュース下痢症状事件	H13. 1. 26 神戸地裁 H14. 11. 28 大阪高裁	H14. 11. 20 判決 請求棄却 H15. 5. 16 控訴棄却 確定	缶入り野菜ジュースを飲んだ家族3人	缶入り野菜飲料製造会社	660 万円	夕食後、家族 3 人が缶入り野菜ジュースを飲んだところ、カビらしい異物があったため気分が悪くなり、下痢症状が数日続いた。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
42. 食肉自動解凍装置バリ付着事件	H13.4.11 さいたま地裁 H15.11.12 東京高裁 上告受理申立(申立日不明)	H15.10.31 判決 請求棄却 H16.10.12 判決 (判時1912号20ページ) H17.5.16 不受理決定	食品機械設計製作会社	ポンプ製作会社、バルブ製作会社	34,661 万円 認容額 1,916 万円	食肉自動解凍装置を製作し食品会社に納入したところ、解凍食肉に装置の金属異物が付着したため食品会社から損害金の請求を受けたが、被告らが製作した汎用品であるポンプ、バルブのバリが原因である。
43. ガラスコーティング剤白濁事件	H13.5.16 東京地裁	H15.9.4 判決 請求棄却 確定	自動車用品販売会社	工業薬品輸出入会社	16,550 万円	遮熱･断熱効果のあるガラスコーティング剤を塗布するとガラスが白濁する現象が発生した。
44. 骨接合プレート折損事件	H13.6.8 神戸地裁	H15.11.27 判決 請求棄却 確定	手術を受けた男性	医療関連商品製造販売会社	378 万円	骨折した左上腕骨に上肢用プレートを装着する骨接合手術を受けたが、プレートに金属疲労が発生し折損したため再度の手術を余儀なくされた。 ※(参加人である病院は原告との間および被告との間において損害賠償の債務がないことの確認を求めた。原告は参加人に対して診療契約の債務不履行にもとづく損害賠償を請求した。)
45. パチスロ機電源火災事件	H13.6.8 東京地裁 H17.2.16 東京高裁	H13.6.8 判決 請求棄却 H18.1.18 判決 控訴棄却 確定	遊戯機器製造販売会社	電源製造会社、電源製造供給会社、電源納入会社	614,774万円	パチスロ機の改良に伴い電流容量の大きな特注電源に変更したところパチスロ機が焼損する火災事故が発生したのは製造仕様に欠陥があった。
46. 自動車用燃料添加剤エンジン不調事件	H13.6.13 甲府地裁 H14.9.30 東京高裁	H14.9.17 判決 H15.2.18 和解	軽自動車所有者	電子材料セラミックス製造販売会社	20 万円 認容額 20 万円	自動車用燃料添加剤を使用したところエンジン不調などの故障が生じエンジン、燃料タンクの交換が必要になった。
47. イシガキダイ料理食中毒事件	H13.6.19 東京地裁 H14.12.24 東京高裁	H14.12.13 判決 (判時1805号14ページ、判タ1109号285ページ) H17.1.26 判決 確定	食中毒を発症した8名	割烹料亭経営者	3,372 万円 認容額 1,216 万円 認容額 1,318 万円	料亭で料理されたイシガキダイに含まれていたシガテラ毒素が原因で食中毒に罹患し、手足の感覚異常等の症状が生じた。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
48. ｶｰｵｰﾃﾞｨｵｽｲｯﾁ設計欠陥事件	H13.6.26 東京地裁 H15.8.11 東京高裁	H15.7.31 判決 (判時1842号84ページ) H16.4.13 和解	音響機器製造販売会社	電化機器機械部品製造販売会社	5,729 万円 認容額 5,705 万円	カーオーディオスイッチの不良で自動車のバッテリーが上がるなどの事故が多発し、その対応のため損害を被った。
49. 低脂肪乳等食中毒事件	H13.7.12 大阪地裁	H15.8.22 和解(4 家族 8 名の和解) H18.9.26 和解	食中毒を発症した 5 家族 9 名	乳製品製造会社	6,614 万円	低脂肪乳等を飲むなどして下痢などの食中毒症状を発症し、中には心的外傷後ストレス障害(PTSD)に陥るなど精神的苦痛を被った。
50. 車両噴射ポンプ欠陥衝突事件	H13.9.27 札幌地裁 H14.12.6 札幌高裁	H14.11.22 判決 (判時1824号90ページ) H15.3.17 和解	乗車していた夫婦	自動車製造会社、販売会社	1,554 万円 認容額 228 万円	当該車運転中、先行車の追い越しを行ったところ、アクセルレバーが全開となったため安定性を失い対向車と衝突した。
51. 外国製高級車発火炎上事件	H13.11.14 東京地裁 H15.6.11 東京高裁	H15.5.28 判決 (判時1835号94ページ) H15.10.30 控訴棄却 確定	乗車していた男性、自動車を所有する医療法人	自動車輸入会社、自動車販売会社	12,332 万円 認容額 1,327 万円 認容額 第一審と同額	リコール 2回を含む 8回の修理を受けた外国製最高級車で首都高速道路を走行中、オイル漏れのためエンジンルームから発火し炎上したため、心的外傷後ストレス障害を負った。
52. 人工呼吸器換気不全死亡事件①	H13.12.26 東京地裁 H15.3.24 東京高裁 地方自治体控訴 H15.3.26 輸入販売会社控訴 H15.4.2 医療器具製造会社控訴	H15.3.20 判決 (判時1846号62ページ、判タ 1133 号97ページ) H16.2.2 和解	死亡した男児の両親	医療器具製造会社、輸入販売会社、地方自治体	8,203 万円 認容額 5,062 万円	病院で気管チューブと人工呼吸器接続チューブとのコネクター部分の整合性がとられておらず、生後 3 ヵ月の乳児が換気不能により死亡した。
53. 骨折固定髄内釘折損事件	H14.2.20 津地裁	H14.4.4 和解	手術を受けた男性	医療用具製造輸入販売会社	273 万円	左上腕骨骨幹部骨折部の骨折固定手術を行った際、使用した髄内釘が就寝中に体内で破損したため再入院手術を余儀なくされた。
54. トラック火災積荷焼失事件	H14.2.21 静岡地裁	H18.12.20 判決 請求棄却 確定	塗装工事会社	自動車製造会社	386 万円	高速道路を走行中、トラックが炎上し、積荷が焼失した。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
55. 人工呼吸器換気不全死亡事件②	H14. 2. 22 東京地裁	H16. 2. 23 和解	死亡した男児の両親	医療器具製造輸入販売会社、 地方自治体	8, 203 万円	都立病院で気管チューブと人工呼吸器接続チューブとのコネクター部分が整合性がとられておらず、生後 10 ヵ月の乳児が換気不能により死亡した。
56. レンジつまみ過熱事件	H14. 3. 1 大阪地裁	H15. 4. 16 判決 確定	主婦	住宅設備会社	880 万円 認容額 110 万円	外国製電子レンジの金属製つまみが過熱するため、やけどの危険性があり、また、取扱説明書にも警告が表示されていなかった。
57. 自動車ギア発火炎上事件	H14. 4. 22 鹿児島地裁 H17. 11. 8 福岡高裁 宮崎支部	H17. 10. 26 判決 H18. 5. 24 和解	乗車していた男性	自動車製造会社、 自動車販売修理会社、 自動車整備会社	299 万円 認容額 209 万円 (製造物責任は否定)	自動車販売会社がタイヤ交換の注意義務を怠ったため高速道路運転中に後部ギア付近から出火、炎上した。
58. 幼児用自転車バリ裂挫傷事件	H14. 6. 6 広島地裁	H16. 7. 6 判決 確定 (判時1868号 101ページ)	けがをした女児	自転車製造会社	315 万円 認容額 122 万円	幼児用自転車に乗っていた女児がペダル軸の根元から飛び出ていた針状の金属片により膝窩部裂挫傷の障害を負い傷跡が残った。
59. フラワースタンド先端飾部分失明事件	H14. 6. 17 盛岡地裁	H14. 12. 2 和解	失明した主婦	家具製造販売会社	2, 195 万円	義妹から贈られたフラワースタンドを移動させた際、先端の飾り部分が抜け、左眼に刺さり失明した。
60. 輸入漢方薬腎不全事件②	H14. 7. 8 名古屋地裁	H16. 4. 9 判決 (判時1869号 61ページ)	主婦	漢方薬輸入販売会社 (No. 17 に同じ)	6, 024 万円 認容額 3, 336 万円	冷え性の治療のため、婦人科医の処方により漢方薬を 2 年間服用したところ、腎機能障害により人工透析が必要になった。
61. 電気ストーブ化学物質過敏症事件	H14. 7. 14 東京地裁 H17. 4. 7 東京高裁 H18. 9. 14 上告受理申立	H17. 3. 24 判決 請求棄却 (判時1921号 96ページ) H18. 8. 31 判決 H19. 3. 1 不受理決定	過敏症になった男性、両親	大手スーパー	50, 000 万円 認容額 554 万円 (製造物責任は否定)	電気ストーブから有害化学物質が発生したため中枢神経機能障害、自律神経機能障害を発症し化学物質過敏症になった。
62. クレーン船冷蔵庫炎上事件	H14. 7. 23 佐賀地裁 武雄支部	H16. 5. 11 和解	クレーン船所有会社	ガス冷蔵庫製造会社	2, 444 万円	クレーン船搭載のガス冷蔵庫から火災が発生し、当該船の住居区画が焼損した。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
63. トレーラータイヤ直撃死亡事件	H15.3.5 横浜地裁 H.18.4.18 東京高裁 H19.5.22 上告受理申立	H18.4.18 判決 （トレーラー所有会社とは H17.2.22 裁判上和解） H19.2.27 判決 控訴棄却 H19.9.20 不受理決定	死亡した主婦の母親	トレーラー所有会社、製造会社、国	16,550 万円 認容額 550 万円 認容額 第一審と同額	走行中の大型トレーラーから外れたタイヤが歩行中の主婦にあたり死亡した。
64. レース用自転車支柱折損四肢不全麻痺事件	H15.3.26 新潟地裁	H21.3.21 訴訟取下げ、裁判外和解	けがをした男性	自転車製造会社	21,388 万円	オーダーメイドで購入したロードレース用自転車のフロントフォークが突然折れ、転倒したため四肢に麻痺等が残った。
65. 無許可添加物混入健康食品慰謝料請求事件	① H15.4.2 ② H15.4.14 大阪地裁 H15.4.30 ①②併合 H17.1.20 大阪高裁 原告控訴 H17.1.25 被告控訴	H17.1.12 判決 （判タ 1273 号 249 ページ） H17.10.14 判決 控訴棄却 確定	健康食品購入者	健康食品販売会社(表示上の製造業者)、同通信販売会社	① 42 万円 ② 43 万円 認容額 ① 2 万円 ② 2 万円 認容額 第一審と同額	国内では認可されていない食品添加物が混入した健康食品を摂取して精神的苦痛を受けた。
66. 節電器出火製材工場消失事件	H15.4.7 盛岡地裁 二戸支部 H15.7.24 東京地裁移送	H18.3.30 和解	節電器購入会社	節電器販売会社、設置工事会社、製造会社	2,750 万円	製材工場の変電所に設置した節電器付近より出火し工場の大半を消失した。
67. 輸入馬肉 O-157 事件	H15.4.10 東京地裁	H16.8.31 判決 請求棄却 確定 （判時 1891 号 96 ページ）	畜産物販売会社、食肉加工販売会社	畜産物輸出入会社	54,235 万円	カナダ産馬肉を加工し製造した馬刺の一部に O-157（腸管出血性大腸菌）が感染していたため、回収、廃棄、謝罪広告の掲載等の損害を受けた。
68. 接着剤化学物質回収事件	H15.5.29 東京地裁 H17.8.2 東京高裁	H17.7.19 判決 請求棄却 （判時 1976 号 76 ページ） H18.1.19 判決 控訴棄却 確定	工業用製品製造販売会社	化学製品製造販売会社	10,389 万円	日本国内にて流通後、海外に輸出後、再び輸入された接着剤原液に行政取締法規によって使用が制限されている化学物質が含有されていたため、製造した接着剤の販売中止、回収を余儀なくされた。
69. 24 時間風呂死亡事件	H15.8.5 東京地裁	H17.12.20 和解	死亡した女児の遺族	24 時間風呂製造会社	10,099 万円	祖父の家の浴室に設置されていた 24 時間風呂の吸水口(吸込口)に、入浴中の女児の髪が吸い込まれ溺死した。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
70. 轟音玉爆発手指欠損事件	H15. 9. 8 東京地裁 H16. 3. 25 東京高裁	H16. 3. 25 判決 H17. 1. 13 判決 確定	障害を負った男性	火薬製造販売会社	6,912 万円 認容額 376 万円 (過失相殺9割) 認容額 405 万円	動物駆逐用花火に点火し投げようとしたところ掌中で爆発したため右手指 3 本がその用を廃し聴力障害に陥った。
71. 折りたたみ自転車転倒傷害事件	① H15. 10. 14 ② H15. 12. 8 千葉地裁 ①②併合 併合日不明	H17. 1. 31 判決 請求棄却 確定	傷害を負った妻、その夫	折りたたみ自転車製造会社	211 万円	折りたたみ自転車に乗車中、前輪がずれハンドルがとられたため転倒し傷害を負った。
72. チャイルドシート着用乳児死亡事件	H15. 11. 19 広島地裁 三次支部	H19. 2. 19 判決 確定	死亡した乳児の両親	チャイルドシート製造販売会社、加害者の相続人5名	14,741 万円 認容額 5,724 万円 (製造物責任については請求棄却。相続人の賠償責任を認容)	反対車線を走行してきた車両に衝突され、後部座席に乗車中の幼児に着用させていたシートベルトの肩ベルトが外れたため投げ出され死亡した。
73. デジタルカメラ欠陥事件	H16. 1. 28 横浜地裁	H17. 6. 27 和解	カメラを購入した男性	カメラ製造会社	489 万円	デジタルカメラの欠陥により、海外旅行中に撮影した 489 枚の写真すべてが不良となり、修正には 1 枚に付き 1 万円の費用を要する。
74. 新築分譲マンションシックハウス症発症事件	H16. 1. 29 大阪地裁	H18. 9. 11 和解	マンション入居 20 世帯(46 人)	マンション設計施工会社、販売会社、部材製造納品会社	30,607 万円	マンションに納入された内装床ユニットがホルムアルデヒド等化学物質を放散したため入居者がシックハウス症に罹患した。
75. ポンプ欠陥係留船沈没事件	H16. 2. 26 東京地裁	H17. 8. 26 判決 確定	回漕会社代表者	ポンプ製造会社	499 万円 認容額 399 万円	係留船にたまった雨水等の排水目的で設置したポンプが作動しなかったために沈没し引き揚げ費用等が発生した。
76. 腹部エステ施術色素沈着事件	H16. 3. 8 岡山地裁	H17. 10. 26 判決 確定	エステ施術を受けた主婦	美容器具製造販売会社	230 万円 認容額 30 万円	美容器具を使用した腹部エステ施術を受けたところ、水ぶくれの状態となり、その後リング状の色素沈着が残った。
77. 家具転倒頭蓋骨骨折事件	H16. 5. 28 東京地裁	H17. 8. 22 和解	傷害を負った女児、両親	家具製造販売会社	147 万円	サイドボードの下から 3 段目の引き出しを開け、衣服を取ろうとしたところサイドボードが倒れたため下敷きとなり頭蓋内骨折、脳内出血等の傷害を負った。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
78. 介護ベッド胸腹部圧迫死亡事件	H16.7.1 京都地裁 H19.2.23 大阪高裁	H19.2.13 判決 請求棄却 H19.9.21 和解	死亡した女性の遺族	ベッド製造会社、 介護保険居宅介護支援事業者、 介護保険福祉用具貸与事業者	8,637 万円	使用していた介護ベッドの背もたれを上げると胸腹部を圧迫するため、呼吸障害をおこし要介護状態の女性の死期を早めた。
79. 肺がん治療薬死亡事件①	H16.7.1 大阪地裁		死亡した男性(69 歳)の遺族	国、 薬製造輸入販売会社	3,300 万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
80. 健康食品呼吸器機能傷害事件	H16.7.21 鹿児島地裁 川内支部		手術を受けた女性	健康食品製造会社、 健康食品販売会社、 原材料生産者	7,488 万円	アマメシバを原料とする健康食品を摂取したところ、閉塞性細気管支炎を発症し病院にて治療したが生体肺移植を受けた。
81. 健康食品呼吸器機能傷害事件	H16.8.23 名古屋地裁 H19.12.10 名古屋高裁 H21.3.13 上告受理申立	H17.12.16 名称使用承諾者に対して分離後の判決(訴えを却下) H19.11.30 判決 (判時2001号69ページ) H20.8.29 雑誌発行会社、名称使用許諾者のみ和解 H21.2.26 判決 控訴棄却	身体障害者となった女性２人	健康食品製造販売輸出入会社、 健康食品販売会社、 雑誌発行会社、 名称使用許諾者(外国在住) No.80 被告とは異なる。	10,886 万円 認容額 7,621 万円 認容額 6,233 万円 (和解金は遅延損害金に充当。遅延損害金は年 5 分であり一審認容額と殆ど差はない。)	雑誌において特集、宣伝されたアマメシバを摂取したことにより閉塞性細気管支炎、慢性呼吸不全による呼吸器機能障害として内部障害 3 級と認定された。
82. 自動車制御不能衝突事件	H16.8.31 東京地裁 H18.11.10 東京高裁	H18.10.27 判決 請求棄却 H19.7.18 判決 控訴棄却 確定	乗車していた夫婦	自動車輸入販売会社、 自動車販売整備会社	693 万円	パワーステアリング・ポンプ交換の改善対策がされていなかったため、高速道路運転中通常の運転操作を行っていたにもかかわらず制御不能となりガードレールに衝突した。
83. 焼却炉燃焼爆発工場全焼事件	H16.9.9 富山地裁 H18.1.5 名古屋高裁 金沢支部	H17.12.20 判決 H19.7.18 判決 控訴棄却 確定	木製サッシ製造販売会社、作業員	焼却炉製造販売会社	2,000 万円 認容額 2,000 万円	焼却作業中に焼却炉の灰出し口の扉を開いたところ、燃焼爆発により火の粉が飛散したため工場が全焼し、作業員が火傷を負った。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
84. 軽乗用車出火焼損事件	H16. 9. 11 名古屋地裁	H18. 2. 24 判決 請求棄却 確定	軽乗用車所有者である女性の夫、子供	自動車製造会社	106 万円	タオル様の異物が、車体下部から軽乗用車のエンジンルーム内に入り込んだため、走行中に出火、焼損した。(軽乗用車の所有者であり原告であった女性は訴訟係属中に死亡したためその夫が承継した)
85. システムバス発火建物焼損事件	H16. 10. 8 長野地裁 松本支部 H19. 4. 11 東京高裁	H19. 3. 28 判決 請求棄却 H19. 9. 26 判決 控訴棄却 確定	システムバスを購入した男性	住宅設備機器製造販売会社	2, 721 万円	自宅に設置したシステムバスから発火し建物や家財道具が焼損した。
86. 肺がん治療薬死亡事件②	H16. 11. 25 東京地裁		死亡した女性(31歳)の遺族	国、 薬製造輸入販売会社	3, 850 万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
87. 焼肉店ダクト低温発火事件	H16. 12. 8 大阪地裁	H18. 10. 20 判決 請求棄却 確定 (判時1982号125ページ)	損害保険会社	厨房機器類製造販売会社	6, 741 万円	損害保険会社が保険契約をしていた焼肉店の火災は無煙ロースターの排気ダクトに断熱材がまかれていなかったためによるダクトに接する根太の低温発火であるとして、焼肉店に代位して提訴した。
88. 光モジュール出力劣化事件	H16. 12. 24 東京地裁	H18. 4. 4 判決 (日本国裁判所の所轄であることを認容した中間判決)	電子通信装置製造販売会社	アメリカ合衆国デラウェア州法人、台湾法人	54, 911 万円	光モジュールに搭載されているレーザーダイオードの活性層に欠陥があり、光出力劣化を生じ、保証された品質が備えられていなかったため、製品の交換を余儀なくされ損害を被った。
89. 消防車昇降機落下死亡傷害事件	H16. 12. 27 福島地裁 郡山支部	H19. 7. 3 和解	地方広域消防組合	消防ポンプ製造会社	4, 057 万円	消防車昇降機の清掃点検をしていたところ滑車の止め輪が突然外れ脱落したためワイヤーが切断し昇降機が落下、搭乗していた消防士の 1 人が死亡、1 人が重症を負った。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
90. 折りたたみ式足場台脚部座屈傷害事件	H17.1.26 京都地裁 H18.12.15 大阪高裁 H19.9.12 上告受理申立	H18.11.30 判決 (判時1971号146ページ) H19.8.30 判決 H20.1.31 不受理決定	傷害を負った男性	折りたたみ足場台製造会社、 販売会社	149 万円 認容額 149 万円 認容額 189 万円	折りたたみ式足場台の上に立って修理作業をしていたところ、突然足場台脚部最下段の桟が座屈したため転落し外傷性気胸および肋骨骨折の傷害を負った。
91. 死亡事故後リコール判明事件	H17.1.31 東京地裁 H20.1.6 東京高裁	H20.12.24 判決 請求棄却	死亡した夫婦の遺族	自動車製造会社、 自動車輸入会社、 自動車販売会社	36,086 万円	自動車で走行中、制御不能状態になり対向してきた車両と正面衝突し、乗車していた夫婦が死亡し 2 歳の男児が傷害を負った。
92. 工作機械出火焼損事件	H17.2.23 東京地裁	H19.2.5 判決 請求棄却 確定 (判時1970号60ページ)	金型製造販売会社	工作機械製造販売会社	4,944 万円	無人工場内で、コンピュータープログラムによる自動運転中の工作機械から出火、工場の天井、内壁、工作機械、備品機械等を焼損した。
93. 肺がん治療薬死亡事件③	H17.3.7 大阪地裁		死亡した男性(77 歳)の遺族	国、 薬製造輸入販売会社	3,300 万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
94. 肺がん治療薬死亡事件④	H17.4.25 大阪地裁		死亡した男性(48 歳)の遺族	国、 薬製造輸入販売会社	3,300 万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
95. 携帯電話低温やけど事件	H17.6.2 仙台地裁 H19.7.18 仙台高裁	H19.7.10 判決 請求棄却	やけどを負った男性	携帯電話製造会社	224 万円	携帯電話をズボン前面ポケット内に入れて、使用していたところ、大腿部にやけどを負った。
96. ロースかつ食中毒事件	H17.6.29 名古屋簡裁	H17.11.29 判決 請求棄却 確定	かつを食べた男性	惣菜製造販売店	30 万円	食品惣菜店で購入したロースかつを食べたところ、腹痛、発熱に見舞われ、通院治療が必要になった。
97. 廃食用油軽油代替燃料精製装置残留メタノール事件	H17.7.21 東京地裁 H20.5.21 東京高裁	H20.4.24 判決 請求棄却 (判時2025号77ページ) H21.2.11 判決 控訴棄却 確定	軽油代替燃料販売会社	精製装置開発会社、 国立大学法人、 販売代理店、 設備貸与財団法人	24,487 万円	軽油代替燃料を使用する車両にエンジン始動不良等のトラブルが発生したため、精製した代替燃料の販売を中止したのは、購入した廃食用油軽油代替燃料装置で精製する代替燃料にメタノール量が多く残留する欠陥があった。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
98. 原材料金属片混入商品回収事件	H17.7.27 甲府地裁 H17.9.12 東京地裁移送	H20.9.24 和解	和洋菓子等製造販売会社	乳製品製造販売会社	60,241万円	製造工程で使用されていたフィルターの金属片が混入していたバターが納入されたため、それを原材料にして製造販売した菓子の回収、廃棄を行った。
99. 肺がん治療薬副作用事件	H17.7.29 大阪地裁		抗がん剤を服用した男性	国、 薬製造輸入販売会社	550万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により咳と高熱が続き、一時的に呼吸ができない状態に陥った。
100. 消防車昇降機落下死亡事件	H17.7.29 福島地裁郡山支部	H19.7.3 和解	死亡した消防士の子供4人	消防ポンプ製造会社(№89に同じ)	9,868万円	消防車昇降機の清掃点検をしていたところ、滑車の止め輪が突然外れ脱落したため、ワイヤーが切断し昇降機が落下、搭乗していた消防士の1人が死亡した。
101. 電気ストーブ化学物質過敏症別訴事件	H17.8.5 東京地裁	H20.8.29 判決 確定	過敏症になった男性、両親(№61と同じ原告)	電気ストーブ輸入販売会社	10,000万円 認容額 27万円 製造物責任は認められた(770万円)が№61の被告よりすでに賠償されており(不真正連帯責務の関係)認容額27万円は未払分、遅延損害金、弁護士費用)	電気ストーブから有害化学物質が発生したため中枢神経機能障害、自律神経機能障害を発症し化学物質過敏症になった。
102 軽貨物車燃料ホースクラック出火事件	H17.11.30 東京地裁 H19.5.7 東京高裁	H19.4.24 判決 H20.2.26 和解	運送会社	自動車製造会社	300万円 認容額 30万円	軽貨物自動車を運転中、高圧側燃料ホース内に大規模なクラックが生じ、噴出した燃料に引火したためエンジンルーム付近から出火、車両が滅失した。
103. カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件	H18.1.17 鹿児島地裁 H20.6.3 福岡高裁	H20.5.20 判決(判時2025号77ページ)	低酸素脳症を負った男児、両親	玩具等製造販売会社	10,798万円 認容額 2,626万円	内部に人形等が入っているプラスチック製球状カプセルを2歳10ヵ月の男児が飲み込み、低酸素状態となり脳に重度の後遺症が残った。
104. ヘアマニキュア脱毛事件	H18.3.2 奈良地裁	H20.2.14 判決 請求棄却 確定	脱毛した男性	ヘアマニキュア製造会社	441万円	ヘアマニキュア(酸性染毛剤)を2度目に使用したところ、顔の腫れ、頭皮のかぶれ、身体の湿疹等が生じ、頭髪、眉毛が脱毛した。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
105. おしゃぶり歯列等異常事件	H18.5.31 東京地裁	H20.3.21 和解	反対咬合になった女児、母親	ベビー用品販売会社	1,001 万円	生後2ヵ月から4歳頃までおしゃぶりを使用したところ、舌突出癖、口呼吸、顎顔面変形がみられ、発音の発達が遅れた。
106. ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件	H18.6.9 東京地裁		国	航空機等製造会社	28,073 万円	対戦車ヘリコプターがホバリング状態から突然エンジン出力を失ったため、7.5 メートルの高さから墜落し、機体下部等を損壊、乗員2人が重傷を負った。
107. 鍬(農具)失明事件	H19.2.15 名古屋地裁	H20.12.11 和解	失明した女性	農具製造会社	5,736 万円	小石の混じる土地も掘り起こすことができるとされた鍬を使用したところ、鍬の鉄片が剥離し左眼に飛び込み失明した。
108. 自動車ブレーキ不能暴走事件	H19.3.9 大阪地裁	H21.2.9 和解	長男所有の車を運転していた男性	自動車製造会社、 修理会社	162 万円	道路下り坂を運転中にブレーキが効かず暴走したのは IG スイッチの欠陥によるものである。(人損、物損なし)
109. こんにゃく入りゼリー7 歳児死亡事件①	H19.6.15 名古屋地裁	H20.9.5 和解	死亡した男児の両親	和洋菓子製造販売会社、 地方自治体(国賠法)	7,482 万円	学童保育所でおやつに出されたこんにゃく入りゼリーを食べたところ気道に詰まらせ死亡した。
110. パソコンバッテリー発火火傷事件	H19.7.14 大阪地裁	H20.4.2 和解	パソコンを購入した夫婦	パソコン輸入販売会社、 電池製造会社	202 万円	パソコンバッテリーから白煙、炎が噴出したため、マットにくるみ屋外に運び出したが、指に火傷を負い、精神的不安定になった。
111. 携帯電話カッターナイフ折れ刃付着受傷事件	H19.10.14 神戸地裁 姫路支部 H20.10.17 大阪高裁	H20.10. 2 判決 請求棄却 H21. 2.20 判決 控訴棄却 確定	機械部品設計を業務とする男性	携帯電話製造販売会社	34 万円	携帯電話の 3D サラウンドステレオスピーカー部分に使用されている磁石に、業務中にカッターナイフの折れ刃が付着したため左人指し指に刺さり受傷した。
112. 赤外線ドーム両下肢網状皮斑事件	H19.12.28 大阪地裁		モデルに復帰しようとしていた女性	健康美容機器製造会社、 販売会社、 エステティックサロン経営会社	582 万円	エステティックサロンにて遠赤外線サウナドームを使用したところ両下肢に網状皮斑(赤紫色の網状模様)が生じた。
113. 花火爆発火傷事件	H20. 5. 2 名古屋地裁	H20. 7.28 和解	火傷した男性、女児	煙火、玩具煙火の販売、各種イベント企画会社	282 万円	父親がろうそくから左手で持った花火に着火したところ爆発し、父親の左腕と女児の右腕がその炎により覆われ熱傷した。

事件名	提訴	判決／和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
114. 二重サッシ脱落受傷事件	H20. 7.31 大津地裁		受傷した女性	住宅建材設計製造施工販売会社	2,077 万円	自宅新築時に取り付けた二重サッシの室内側窓を全開にし、かがんで家事をしていた女性が上体を起こした際にサッシに触れたためサッシが窓枠から脱落して受傷した。
115. 電気温水器ニッケル漏出湿疹事件	H20. 8.22 京都地裁		電気温水器を設置していた設計事務所	電気機械製造販売会社	174 万円	電気温水器を経由する温水をコーヒーやお茶として継続して喫食していたところ、身体に湿疹様の炎症、掻痒感が生じ、使用していた電気ポット等が黒ずむなど水道水における厚生労働省の水質管理目標の 33 倍にも達するニッケルが温水に含まれていた。
116. 公営住宅エレベーター戸開走行死亡事件	H20.12.12 東京地裁		死亡した少年の両親	エレベーター製造販売会社、 保守管理会社、 設備管理会社、 地方公共団体、 公共賃貸住宅管理会社	2,5000 万円	エレベーターから自転車とともに降車しようとしたところ、エレベーター、建物側両方の扉が開いたまま、乗車していたかごが突然上昇したため、かご床面と建物出入り口上部枠に挟まれ死亡した。
117. こんにゃく入りゼリー要介護高齢者死亡事件②	H21. 1.14 名古屋地裁		死亡した高齢者の長女	こんにゃく製品製造販売会社	2,650 万円	長女が要介護状態の母親にこんにゃく入りゼリーを与えたところ誤嚥による低酸素脳症により死亡した。
118. こんにゃく入りゼリー1 歳児死亡事件③	H21. 3. 3 神戸地裁 姫路支部		死亡した幼児の両親	こんにゃく製品製造販売会社	6,241 万円	祖母が冷凍庫から出しておいたこんにゃく入りゼリーをデザートとして 1 歳 9 ヶ月の孫に与えたところ、喉に詰まらせて死亡した。

３．８　おもな製品分野別裁判外紛争処理機関･相談機関

機関名・所在地	電話番号 受付時間 （土･日･祝日を除く）	対象製品
医薬品ＰＬセンター 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル５階	0120-876-532 (フリーダイヤル) 9:30～16:30	医薬品（医薬部外品を含む）
化学製品ＰＬ相談センター 〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友六甲ビル７階 (社)日本化学工業協会内	0120-886-931 (フリーダイヤル) 9:30～16:00	化学製品 （食品、医薬品、化粧品、建材などは除く）
ガス石油機器ＰＬセンター 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館	0120-335-500 (フリーダイヤル) 10:00～16:00	ガス石油機器
家電製品ＰＬセンター 〒105-8472 東京都港区愛宕 1-1-11 虎ノ門八束ビル３階	0120-551-110 (フリーダイヤル) 10:00～16:00	家電製品
玩具ＰＬセンター 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 日本文化用品安全試験所ビル５階 (社)日本玩具協会内	0120-152-117 (フリーダイヤル) 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	玩具
建材ＰＬ相談室 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 KDX 浜町ビル５階 (社)日本建材･住宅設備産業協会内	03-5640-0902 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	建材
(財)自動車製造物責任相談センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-5 虎ノ門１丁目森ビル３階	0120-028-222 (フリーダイヤル) 9:30～17:00 (12:00～13:00を除く)	自動車
住宅部品ＰＬ室 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 6-26-3 上智紀尾井坂ビル５階 (財)住宅リフォーム･紛争処理支援センター内	住宅紛争処理支援ｾﾝﾀｰ 03-3556-5147 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	住宅部品のあっせん･調停 （ドア、キッチンシステム、浴室ユニット、サッシ、建材等）
消費生活用製品ＰＬセンター 〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪２階 (財)製品安全協会内	0120-11-5457 (フリーダイヤル) 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	消費生活用製品（乳幼児用品、家具･厨房用品、スポーツ･レジャー用品、高齢者用品、自転車、喫煙具等）
生活用品ＰＬセンター 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-15-2 松島ビル４階 (財)生活用品振興センター内	0120-090-671 (フリーダイヤル) 10:00～16:00	生活用品（家具、ガラス製品、ホーロー製品、漆器、プラスチック製品、文房具、玩具、釣具、運道具、装身具、靴、楽器等）
日本化粧品工業連合会 ＰＬ相談室 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5 虎ノ門 45MT ビル６階	東日本 03-5472-2532 西日本 06-6941-6996 中日本 052-971-1476 9:00～17:00	化粧品 （薬用化粧品、育毛剤、除毛剤、てんか粉剤、腋臭防止剤などの医薬部外品を含む）
プレジャーボート製品相談室 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-5-1 浅野ビル６階 (社)日本舟艇工業会内	0120-356-441 (フリーダイヤル) 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	プレジャーボートおよびその関連製品 （モーターボート、ヨット、パーソナルウォータークラフト、船外機(機関)、航海機器、ディーゼルエンジン(機関)）
防災製品ＰＬセンター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 (財)日本消防設備安全センター内	0120-553-119 (フリーダイヤル) 9:30～17:30 (12:00～13:00を除く)	防災製品（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の消防用設備･機器、防災物品･製品、消防用服装装備品、危険物容器、ガソリン計量機等）

お 知 ら せ

◇　インターネットホームページの紹介　（http://www.nikkakyo.org/plcenter）

化学製品ＰＬ相談センターでは、下記の資料をインターネットホームページで公開しています。

・『アクティビティーノート』
毎月の受付相談事例を中心にまとめた、月次活動報告書です。（毎月10日頃に発行）

・『化学製品による事故を防ぐために』
『アクティビティーノート』連載シリーズの「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」より、特に化学製品による事故を防ぐために参考になると思われる記事を集めました。

・『家庭の化学』
身近なくらしの中で感じる素朴な疑問などを化学の視点で解説しています。

・『Livingの化学』
普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介しています。

・『“おもしろ化学”の豆知識』
あまり役には立たないけれど、「へえ」と思う雑学集です。

・『ちょっとためになる化学の話』
知っていると友達に自慢できるかもしれない化学の話です。

・『なるほど！ザ･ＷＯＲＤ』
何かと耳にする化学関連の言葉について解説しています。

・『記念日の化学』
いろいろな記念日等にちなみ、身近なものなどにまつわる化学トピックを紹介しています。

・『化学はじめて物語』
身近なところで役に立っている化学技術･化学製品の誕生秘話を紹介しています。

・『暮らしに役立つ法律の話』（連載中、毎月10日頃に更新）
日常生活において知っていると何かと役立つ法律等について紹介しています。

◇　化学製品ＰＬ相談センターニュースメールメンバー登録受け付け中！

アクティビティーノート』等の資料の発行など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）

・費用は無料です。（インターネット通信費･接続費は各自でご負担ください。）

・お申し込みはE-mail(PL@jcia-net.or.jp)で。
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
①　ご氏名（フリガナ）　②お勤め先（フリガナ）　③　ご所属･お役職･ご担当など
④　ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所･TEL･E-mailアドレス
※　ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

・お申込み後10日以内に手続き完了メールをお送りします。

◇　出前講師のご案内

化学製品ＰＬ相談センターに寄せられた相談事例をもとに、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせて頂きます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。日時･費用･その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

（TEL.03-3297-2602　担当：藤田）

※ 本報告書はホームページ(ＵＲＬは下記ご参照)からダウンロードして頂くこともできます。
※ 記載内容の転載につきましては、あらかじめ下記までお問い合わせください。

化学製品ＰＬ相談センター

平成20年度活動報告書

平成21年6月

編集・発行：化学製品ＰＬ相談センター

〒104-0033
東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル７階
TEL.03(3297)2602　FAX.03(3297)2604
http://www.nikkakyo.org/plcenter